ならんと、九月廿九日、執政奥村直温の命を以て、其郷里に拘禁せらる、三年正月九日免され、翌日登用せられ、定番徒士並と爲り、俸三十五苞を賜ふ、二月内命を蒙り入京し、京師の事情を探索す、其三月召還せらる、元治元年二月、大野木仲三郎の使命を帯び入京するに當り、幸三及び高木有嗣、福岡集義、藩命を以て仲三郎と共に西上す、幸三等京師に在る三旬許、乃ち事を畢へ金澤に還る、七月廿二日京師の變を聞き、即夜發程急行して江州海津驛に至り、世子の旅館に就き意見を陳す、其藩許を得ずして濫に境外に出で、國典を犯すを以て省せず、命じて藩に還らしむ、既に途に上り越前府中に至る、謫吏の藩命を以て來り捕ふるあり、遂に金澤に檻致せられ、間もなく刑獄に下り、十月廿六日を以て斬せらる、幸三刑に臨み、從容筆紙を乞ひ、詩歌各一首を賦す、時に年二十九、明治元年二月、朝廷天下に令し大赦を行ふ、藩因て甲子の歳、國事を以て罪を獲る者一切を宥す、二年十一月藩命じて幸三の前罪を除き、之を其家に告知す、三年閏十月、藩又幸三の後を興し、其姪一二三に給するに、其舊祿の半を以てす、幸三の刑死する、獄法酷だ嚴にして營葬を許さず、又其父一方幸三の配河島氏の兄素平と相謀り、私かに其尸を收め、其赦を得るに及び、藩に請ひ改めて其郷鶴來村先塋の次に葬る、後に同志野口之布等石を建て其事蹟を誌す、仙臺の人岡千仞幸三と舊あるを以て之が文を撰す、故加賀藩主正二位前田公其篆額を書し曰く、小川靖齋墓碣銘と、時人之を榮とす、二十四年九月に至り、朝廷其勤王殉難の節を追賞し、之を靖國神社に合祀す、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位不破富太郎　不破之次

石川縣金澤市古寺町四十番地

不破富太郎、名は友風、悦左衛門友信の子にして、文化十三年を以て生る、系譜に據るに、八世の祖内匠は、慶長の比木村常陸介に仕へ、千七百石を領せしが、其第二子八郎兵衛といふ者、寛文八年、前田利常の臣安見隱岐の與力となり、貳百石を領す、八郎兵衛二子あり、長を四郎三郎といひ、次を久米之助といふ、久米之助慶安元年、前田綱利の銃手に徴せられ、別に秩百五十石を賜ふ、之を富太郎の家祖となす、次で彌十郎、治部右衛門副友、彌左衛門隆友、治部右門友亮、を經て、悦左衛門友信に至る、悦左衛門未だ家を襲はず、文政十年を以つて逝く、治部右衛門は同十二年を以つて沒す、茲に於いて富太郎祖父の跡を承く、年齢稍かに十四歳なり、此時に當つて齋侯を前田齊泰といふ、富太郎長じて天保元年組外れ御番頭支配に屬し、天保三年組外れに入り、安政元年世子慶寧公附大小將組となり、屢々世子に從ひ江戸に往復し、時勢の漸く多難なるを知り、頗る感慨する所あり、性豪宕不羈、常法に拘泥せずして、往々俗吏の厭忌する處となる、然れども武事に長じ、槍術に於ては殊に其奥秘を極む、故を以て世子の意に協ひ、屢々技を其前に講ず、且世子槍術の師範代を務む、富太郎又深く平田篤胤の著書を好む、其勤王の志を振起せしもの、蓋し此に因せずばあらず、文久二年、薩長二侯上京するに迨び、永原恒太郎と共に、勤王の說を立て、遂に小川幸三等同志の士と相合し、國論を定めんと欲す、同三年將軍告げずして京師より東歸し、侯及び世子を召し、藩論之に繫せんとす、富太郎同志と共に之を止め、同組の者の意志尚定らざるを論諭して、其議を一定し、協同建言せしむ、是に於て世子附の諸士、皆之を登して東行を止むるを得たり、其年冬朝廷侯又は世子を召す、世子旨を奉じて朝せんとし、藩吏の阻止する處となる、富太郎等同志と共に之を排し、遂に世子の意を遂せしむ、元治元年五月、世子上京し尊攘の說を主張し、屢々幕府に建言す、而して富太郎、世子附たるの故を以て從行し、縦に其意を助け、長藩等の諸士と相謀り、其に君側を清むるの策を立てしも、藩吏の阻む處となりて、之を果たすこと能はず、且世子の上言する處、一も用られずして、老臣等命を金澤の藩廳に受け、世子を制肘するに至れり、故を以て世子憤懣疾を發し、將に藩に歸らんとし、富太郎亦私かに長藩の臣と約する處あるを以て之を勸め、途に世子をして歸藩の途に就かしむ、其日を以つて長藩の軍京師に入りしも、期を誤りて敗走す、幕府よつて世子の擅に退京したるを責め、藩廳亦之を非とし、世子を謹愼に處し、從行の諸士を罪す、富太郎亦前田監物の邸に禁錮せられ、次で切腹の刑に處せらる、時に年三十九、其死に就くや、世子の病を問ひ、其癒ゆるを聞き、莞爾として公處を遙拜し、從容劍に伏せり、明治二年大赦に遇ひ、前罪を宥され、三年冬金澤藩富太郎の長を祿し、秩三分の二を給し、其後を繼がしむ、二十四年十一月、朝廷靖國神社に合祀せられ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位福岡總助　孫　朝倉忠景

東京府豐多摩郡戸塚村字源兵衛廿七番地

福岡總助、初め菊太郎と稱す、名は義比、本姓日下部、加賀金澤藩士良左衛門の男、母は松本氏、天保二年辛卯五月廿三

日、加賀國石川郡金澤町に生る、總助三才にして父を亡ひ、母に依て成長す、母常に父なきを歎き、總助を奬勵すること力めて嚴なり、五才にして世子豐之亟に奉仕し、後藩政諸役を奉じ、屢々民政の擧らざるを歎じ、建白する所あり、常に尊王攘夷の說を主張し、藩政の否はざるを歎く、文久三年の秋、餘多の浪士等、飛越の間に潛伏せるの說を爲すものあり、藩總助に命じて之を探索せしむ、已に至るに實なし、然れども總助窃かに感じ、且疑ふ所あり、つひに藩廳に復命せずして、直に京師に赴き、激叩の士本山七郎、宮部鼎藏等の紹介により、有栖川宮に伺候し、朝廷の御有樣を奉伺することを得て、又大に感激する所あり、後屢々七郎等と會して時事を談ず、七郎等歎じて曰く、時勢稍や挽回の機に向ふと雖ども、輦下に會藩あり、幕府の爲めに、頗る吾禁勤王の志士を擁蔽するのみならず、悉く捕へて囹圄に繫がんとす、且薩長は各々勤王家に勤むと雖も、各獨立相和せず、是を以て兩藩離間の策行はれ、遂に長藩は輦下に入るを禁ぜられたり、是幕府が勤王家の力を殺ぎ、以て幕威を擴張せんとするに外ならず、吾輩深く之を慨す、是を以て日夜四方に奔走盡力すと雖も、有名の各藩は皆勤王攘夷、或は勤王和親、佐幕和親と、各々其見を異にし、畢竟兵威を以て壓するに非れば統一し難し、目今長藩は其寃罪を歎き、奉勅始末書を諸藩に移し、終に兵力を用んとす、到底恐くは擾和の二論より、遂に南北兩朝の轍を踏むに至らんとを之れ恐る、然れども現時尙未だ楠氏名和氏の在るを知らず、王家は果して何れに信賴してか、震襟を安んじたまはん、吾邊烏合眞に之を憂ふ、願くは王家の爲め、大藩をして早く幕府と議せしめ、長藩の寃罪を解き、大政を王家に歸し、德川家亦各藩と協議戮力して、共に王家を保護し奉らんことを、吾々竝て幕府を惡むに非らず、只王政の古に復せんことを祈るのみ、然れども此策や容易に行はれ得べきに非らず、今貴藩は確固たる定論なく、靜かに持して實着の聞へあり、若し一朝王家危急の機迫らば、吾輩等　凰輦を奉じて急に飛越の險要に避けんとす、希くは貴藩宜く名和氏を學ぶべしと、於是浪士潛伏云々の蔕說も初めて其眞相にするを得、總助轉た感慨に不レ堪、紙止之を久して謂て曰く、吾尊王の志に於ける、固より諸子と異る所なし、只恨む吾藩今一も國是の定論なく、名は天下の大藩に位すと雖も、只管幕府の權威に恐れ、因循姑息の策を弄して、偸安一日を過すを以て能事となす、豈に憤慨に堪へざらんや、只總助兄等と共に一己の分を盡し、斃て而して後止んのみ、然れども幸に國君の世子慶寧公は、叡明にして學あり、夙に尊王の志深く、王家の振はざるを憂ふるや久し、總助歸國し藩下の情勢を具し、死を以て公に說き、國藩の方針を匡さば、大事將に爲し難からざらんとす、公若し上京するの日あらば、諸君宜しく之を輔けよと、已に京師を辭し藩に歸るや、直に自家に拘禁せらる、其京師に稽留せし罪を以てなり、是に於てか總助頓に宿志を暢ること能はず、鬱屈の至誠亦訴ふるに由なく、辛じて見聞錄を綴り、奉勅始末書を併せ添へ、朝倉欽吾をして窃に之を慶寧に致さしむ、欽吾事の次第を聞て感激し、能く期宜を謀て之を上申す、總助が誠意の書、慶寧一讀するや、直に近臣をして上京せしめ、尙能く探索の上自ら上京せんことを父齊泰に乞ふ、齊泰之を老臣等に謀る、老臣等は幕府の嫌疑に涉ること尠からざるを恐れ、事畢に成らず、後慶寧は幕令に依りて上京せるも、數日間參朝の命なく、亦一の幕令なし、是に於て藩臣大に憂慮し、七郎等亦王家の樞要に奔走し、盡力到らざるなしと雖も、守護職の權威甚だ強くしてかなはず、漸く一度參朝することを得たるも、其赤心を執奏するの期なくして止む、而して彼等諸有志脫藩の輩は、守護職の探知する所となりて、悉く刺殺又は捕縛せられたり、此際に當り總助の贈る所の書簡、守護職の手に遺せられ、直に之を藩に下して札斷を命ず、藩總助が親族欽吾等を召し、其札斷の次第を告げ、同藩士寺西要人へ其責付を命ず、欽吾等走り之を總助に示す、總助斷然として欽吾に語て曰く、吾輩より此災に罹るを知る、今敢て驚かず、只王家の將來と慶寧公の爲めに悲む、又退て憂ふるは母なり、三歲の時より父に代りて愛育を受け、一も報ゆる所なく、今此災に罹る、母子の至情宜しく之を察せよと、又欽吾に其後事を囑して曰く、襄に吾禁錮中一人の商人來り泊す、是肥後の脫藩人にして、本山等が使客なり、母曾て其資を知らず、然れども藩若し之を疑ひ、母に災害を釀すことあれば、兄宜しく之を辯明し、其難を救へと、双眼淚を含む、欽吾斷腸に堪へず、總助又妻を呼で諭して曰く、爾積年の貞節謝するに辭なし、吾今此災に遇ふ、寡獨何ぞ將來の生計を立つるを得ん、事誠に可レ憐と雖も、今玆に爾を離縁す、宜く速に他に嫁し、尙能く婦道の守る所あるべし、椎へて吾意に戻る勿れと、懇諭し了つて料紙を執り、母にかたみとて、

たけきとも今わのきはに忘れねは
　月日のほかのめぐみなりけり

日數へてけふ降りまさる五月雨は
　やかて晴行はしめなるらん

また妻に、

とても世になからふへくは思はねと
　木陰みしかくちる雫かな

其他親族等に謝し、從容として座に着く、藩の諸有司列坐會を達す、總助謹で之を承り、服を變て閉窓に乘り、寺西要人

が邸宅に赴く、斯くて欽吾等親族に命じて、總助が家中を檢斷し、往復書類は勿論、建白下案等一切の書類は、悉く之を藩沒す、後慶事の京師に在つて、赤心を奏すること能はず、憂鬱遂に病を獲て歸藩し、鬱悒せらるゝに及び、總助獄に下さる、歌わり要人等に遺す、

假り初めのやとりなからも秋ふけて
　けふの時雨に袖しほるなり
やかて見よ曇らぬ月は九重の
　みやこの空にすみ渡るらん

其後數回糺鞫の末、總助浪士と謀り、不當の建言をなし、國難を釀成せる處を以て、斬刑に處せらる、時に元治元年十月廿六日、年は三十四なり、辭世の詩歌に曰く

大義貫天一正氣。白刃臨首心確乎。
自感建武楠氏業。三代忠肝今不滅。
吾か靈はやかて雲井をかけりつゝ
　御階かもとにはせ參るへし

此辭世は竊かに人に托し、母の許へ寄する所なり、後糺斷官吏等、欽吾に語て曰く、總助毎事確乎として曾て尊王の志を變せず、幕威の擴張を聞きて憤激し、慶寧の譴愼を伺ひて悲む、官吏等窃に其赤心に感ず、已に死に着くに、從容として常の如く、同日死刑に所せられし、小川幸三に向て曰く、久濶を得此場に面會、死を同ふする亦二世の緣に非ずやと一笑し、互に年來の懇志を謝し、死につきし其勝力恐るべしと、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位青木新三郎

石川縣金澤市河原町六十九番地

青木八他次郎

青木新三郎は、本姓丹治比、名を秀枝といふ、青木義登の長男にして、天保四年六月廿六日、加賀國石川郡金澤に生れ、藩主前田齊泰の臣にして、食祿七人口を賜はる、新三郎爲人剛毅、武技を學び、旁ら國學を嗜み、時勢の將に變せひとするを前知し、專ら勤王を主張し、且蝦夷地を開墾する策、及び時事を藩主に建言す、元治元年の夏、世子慶寧の駕に從ひ西上し、廣く交を諸藩士に結び、且白川家に入學し、神道の蘊奥に達し、遂に神祇道學士に補せられ、加賀能登越中三ケ國の神祇道收締を命せらる、時に慶寧京都にあり、新三郎を召して、畫夜國事を論じ、退食を許さゞる事數日、父義登も亦窃に從ひ京師にあり、新三郎の支配頭たるを以て、之を官舍に遣さん事を請ふ、慶寧許さず、謂て曰く內命ありと、其後新三郎偶々寓に皈り、父義登に訣別して云く、假令今慶

寧の志成らずと雖ども、不肖の某死を以て之に從事せひとす、然らば則ち忠孝兩ながら全きを得ず、請ふらくは今日より不肖を視て子とせざれと、是より晝夜東西に奔走し、力を國家に盡すを以て己が任務とす、然るに同年七月、長州藩士兵を禁闕に擧げ、京師騷擾、時に新三郎長州藩士、小島彌十郎（後ち稽孝之と改む）を庇す、同年八月、新三郎藩に皈りしに、過激にして交りを他藩士に結び、堂上家に往來し、且小島彌十郎を庇隱する事、不屆なりとの罪を以て、同月同藩士人持組篠原猪太郎の家に禁錮せられ、同年十月十九日、幕府の命に依り、死を同家に賜ふ、辭世三首の歌を詠じ、從容として自及す、享年三十二、その歌に、

朝夕に君かみためと思ふより
　外に心はたもたさりしを
いささよく血汐となりて枝々を
　我おくれしとちる紅葉哉
天かけり國かけりしてけふよりは
　爽をはらふ神とならなん

遺骸を加賀國石川郡野田山に葬り、碑を建て青木秀枝墳の五字を表す、明治二年、前罪を免され、三年特に祭粢料を賜ふ、二十四年九月、朝廷其忠誠を追賞し、靖國神社に合祀す、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位千秋順之助

廣島縣廣島市平塚町百八十五番地

千秋勤

千秋順之助、初名は藤範後に藤馬と改む、字は愷爾、願堂又は有磯黃薇庵と號す、姓は藤原、加州の藩士組外組千秋範穹か次男なり、文化十二年八月晦日生る、幼きより學問を好み、藩の明倫堂に入りて、痛く奮勵し、秀才を以て稱せらる、長ずるに及びて江戸にゆき、昌平黌に入りて勉學したりければ、遂に舍長にあげられたり、弘化二年、新番組に補せられ、藩學助教加人に進む、嘉永四年世子の侍講を兼、專で侍講となる、文久三年、藩主父子の幕府より召されし時、藩論二つに分れしかば、父子より順之助の意見を問ひしに、順之助の申す所、有志等の說と同じかりしかば、父子も遂に其說に從よことゝなりぬ、元治元年五月、世子慶寧に陪從して上京す、是よりさき長州藩主が、幕府と旨あはさりしより、譴責せられて國許に屏居し、其藩の人たちも、輦下に入る事を差止められしかば、世子其寃を申開かんと、頻に其筋に向ひて建言せり、こは順之助等が側にありて、輔翼せしことも多かりきとぞ、京中騷しかりけるに、世子此時病氣ありと披露して、急き都を立出で、近江國海津驛まで退きぬ、藩主聞傳へて打驚き、禁闕を守護せんとはせで、おめ〳〵都を立出でしは何事ぞやと、從臣等の罪をも責問せしかば、老職松平大貳は、

師駒井氏の後を承け、始めて蹄庵と改む、時に長藩の士岡村熊七來りて帷を都下に開き儒學を教授す、蹄庵就て學ぶ、人と爲り慷慨、世を憂ふるの念深きがうへ、年久しく都にありて、長州藩主が勤王の行の篤きを見、如何にもして己が藩主をも如此ならしめんとて、さま〴〵と心を盡し居ける内に、或日なにがし氏を訪ひける折、時の様を戯れにものせる、一巻の冊子を見しかば、借りて歸らん事を請ひけるに、其人打笑ひ、こは世上の雑説にして、益無きものにあらずやと言ふ、蹄庵答へて、否眞僞はとまれ我郷國の諸士、因循にして時勢を知らざれば、今是なりとも示して、方今の形勢を知らしめんと思ふのみといひしに、なにがし又打笑ひ、貴國は百萬石の大藩にして、未だかつて一人の國事に死せる者あるを聞かず、さる所には此やうなる物、示すも益なからんと言ふ、蹄庵慨然として座を正し、實に我國堂々たる大藩なるに、諸君の爲めに侮らるゝは今言はれたることの如し、さればこそ我心を盡して士氣を皷舞することを謀れる所以なれと、涙と倶に言ひしかば、一座皆感動したりとなん、其後京都のさわぎ甚だしく、何者にや、少將姉小路公知を暗殺せし者ありければ、蹄庵痛く之を憤り、急に私金若干を投じ、人を馳せ、匿名書をつくりて、之を國元に報せりとぞ、文久三年の秋、長州侯俄に勅勘を蒙りて、國に屏けられければ、蹄庵切歯して

石川縣金澤市越中町廿八番地
親戚　柴田喜三郎

○贈正五位駒井蹄庵

駒井蹄庵、名は定勝、はじめ柴田彌次と稱す、加州藩の同心組柴田山嶽の子なりしが、京都に上り遊學せし時、同地の醫

腹かき切りて罪を謝し、順之助は藩地に返され、同藩なる竹田忠和が手に預とし、過激の説を言ひ出し、國の難を引出せりとて、自盡申付けられて失せにけり、時に年五十とぞ聞ゆ、順之助人と爲り剛直權貴を憚からず、曾て君前に書を諫ずる毎に、書中の語に因りて當世政務の得失を諷刺して、少しも假す所なし、聽者皆之を憚かる、又尊王の心厚く、常に人に謂て曰く、我朝中世以降　天皇諡號なし、是皇國の一大闕典と爲す、今の時に當り朝議若し追號のことを復興するあらば、願くば、其撰定の事に參與するを得ん、是われの平生の志なりと、性精敏にして、博く古今のふみに渉り、殊更詩文を能くせりといふ、明治二年十月藩の大赦によりて罪ゆされ、其遺孤を祿し以て後を襲がしむ、二十四年九月朝廷其勤王殉難の節を追賞して、靖國神社に合祀せらる、

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○越後國の部

北海道札幌郡江別村
男　泉　重　朝

○贈正五位泉仙介

泉仙介、名は正光、越後村松藩の士、天性忠義あつき者とて、佐々耕庵上京の折、撰ばれて其添人となり、倶に京都に往きけるが、耕庵其ありさまを藩主に告げんとて、ひとたび歸途に就きしかど、仙介は猶ほ止りて、様々後の謀をめぐらし居けるに、耕庵再び來らざるを以て、其年の夏長州におもむき、ひと月斗り滯留して、藩に歸りしが、執政等痛く之を憎み、卑しき身分をも憚らず、階越の罪許され難しとて、つひに耕庵と倶に首刎られて失せぬ、年四十なりき、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

いふやう、これ吾力を竭し、身を致すの秋なりと、乃ち四方に奔走して、諸藩の形勢を探偵し、之を鄉國に報じ、偏に長州藩主の冤罪を雪がしめん事に努めたり、程なく藩の世子も京師に上りて、屢々長州藩主のために建言する所ありたりき、其時不破富太郎、青木新三郎らも都にのぼりければ、蹄庵專ら紹介して、他の藩士某々に交を結ぶ事を周旋し、或は縉紳家に館入する事等を謀りたりとなん、程なく禁門の變起り、世子も謹愼となりしかば、八月十四日、遂に繩目に掛り金澤に返され、都におきて富三郎らが、他藩の士と交際する執持せしを罪として、終身禁獄の刑に處せられしが、慶應二年九月九日、ひと屋の内にて身まかりぬ、時に年五十七、長州藩主これを聞き、いたく其志を憐み、蹄庵が爲めにとて、一の墓碣をしつらひて、京師に建てられたりと云ふ、明治二年十一月、藩の大赦に因て罪ゆるされ、三年十一月又特に毎年祭粢料若干金を賜ふ、二十四年九月、朝廷其勤王殉難の節を追賞し、靖國神社に合祀す、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位稻垣覺之丞

稻垣覺之丞、名は重喬、村松藩の人にして、祿百五十石を領す、人と爲り長身黎面、質直にして才智あり、幼より藩主の側役を勤め居りしが、當時天下多事の折なれば、憂國の念に

堪へず、下野勘平、佐々耕庵等と志を同うして、屢々藩主に建言せし事あり、然るに執政堀某等、覺之丞の君側に居るを喜ばず、事に托して之を去らしむ、慶應二年、下野等六人獄に下りし時如何なる譯にやありけん、覺之丞は其黨にあらずとて、執はれざりしが、下野等六人罪定りしよしを聞き、覺之丞獨り免るゝを耻ぢ、自訴して罪を乞ひしに、同き三年五月、自刄を命ぜられて死す、時に年三十八、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位岡村定之丞

岡村定之丞、名は勝知、村松藩の人にして、下野勘平等と、同じく屠腹して死す、年四十一、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる、

○贈正五位中村勝右工門

中村勝右衛門、名は政清、村松藩の人にして、祿七人口金五兩を受く、下野勘平等と同じく事を謀りしが、如何なる聞違へなりけん、勝右衛門は自ら別の志ありて、彼等には與せずと云ふ、風說ありし爲め、一人執はれを免れて居りしが、勘平等切腹と罪定まりしよしを聞き、同志の者皆死するに我ひとり免がるゝは、丈夫のいと耻づべき事なりとて、自ら出で其意を訴へ、遂に獄に投ぜらる、勘平等の死する時、同じく自刄して死す、年五十一、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位山崎彌平

山崎彌平、名は貞興、村松藩の人、岡村下野等と同く屠腹して死す、年五十なりしとぞ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位佐佐耕庵

佐佐耕庵、名は高達、村松藩の人にして、醫を業とす、元治元年の春、下野勘平が藩主堀直賀に朝覲を勸むる折、耕庵が才優たるを以て、皆推て京都探索の役を托す、耕庵やがて泉仙介と共に京都に馳行き、聖護院宮家臣川瀨太宰、山科宮家臣岩崎筑前守、長州の人、高杉晋作、筑後の人眞木保臣等の諸士と交りを結び、密に國事を論じ合ひしが、四月の末一先づ江戸に歸り、京都の情況を告げ、且速に朝覲あるべき旨を勸めけれども、其言用ひられず、これによりて再び上京せん事を請ひしかど、こも亦つひにゆるされず、是に於て藩に歸り、執政堀右衛門三郎に面して、建議せし事ありしに聽容れられざるのみならず、却て其憎みを受くる事甚し、其後慶應三年五月、勘平等切腹申付られし時、耕庵上京の罪最も憎むべしとて、あへなく首刎ねられたりとぞ、時に年四十六、耕庵人となり眞率にして飾らず、短身高顴、容貌は見にくかりしとぞ、性讀書を好み、亦酒を嗜む、家貧にして、一石の畜へだにあらざるも、泰然として毫も之を憂へず、其獄中にあるや、又從容自若、刑戮に就くの日迫りしも、つゆ知らざるものゝ如し、其辭世の詩に、

誓下掃二妖氛一挽中皇運上。豈圖群醜逞二兇頑一。
我身縱作二俎上肉一。正氣長留天地間。

又獄中に在りし時、

誤落二賊手一屈二斯膝一。孑然孤囚誰復恤。
唯有二浩然一氣隨一。自是鼎鑊甘如レ蜜。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位下野勘平

下野勘平、名は正誠、村松の藩士にして家祿二百石を領す、萬延元年、水戸浪士が、大老井伊直弼を櫻田に討ちし折、其徒の一人、杉山彌一郎村松藩邸に預けられしに、藩主堀直賀勘平に命じ其護りを司らしむ、勘平これによりて、佐々耕庵と日々其左右にありて之を慰めしが、そが節義の說を聽き、いたく感激する所ありて、つひに耕庵等と相謀り密かに勤王の士を募る、此に於て耕庵及び、同藩士泉仙介、中村勝右衛門、岡村定之丞、山崎彌平、蒲生重修、堀齋等、折々勘平の家に會して、頻りに尊攘の事を議せしに、藩主直賀其事を聞き、側用人稻垣覺之丞をして、其說を問はしめけるに、勘平先づ其藩主をして、朝覲の誠を盡さしめ、然して一藩の方向

を定めんと述ぶ、發之亟其說に服し、歸りてこれを白しけるに、直賀亦其說に從ひ、大に其志を嘉みす、されど未だ京都の模樣よく知れざりけるをもて、先づ耕庵仙介の二人をして、いそぎ京都に上り、時の樣子を伺はしむ、是れ元治元年の三月なり、程なく耕庵先づ歸り、くはしく上方の樣子を告げ、且朝廷の事を勸めければ、直賀之を喜び、日ならずして途に上らんとせしに、異議を唱ふる者多くありて、事つひに行はれず、間もなく仙介も歸りけれど、其言ふ所また用ひられず、此上はとて、老臣堀右衞門三郎に就きて、述ぶるむねありしかど、盡く斥けて容れざりしのみならず、却て之を忌み事甚しかりしと云ふ、是に於て勤平等七人、連署して書を藩主に上り事の輕重大小を辨じて、偏に王事に勤勞すべきむねを論す、其略に曰く、

臣等伏惟、凡事係二兩端一者、不レ能二兩全一焉、故棄レ輕從レ重、此之謂二權道一、方今幕吏、侮二蔑　天朝一、其罪惡殆甚二於北條氏一、是以天下之士、不レ勝二忠憤義慨一、遂激成二長門筑波之變一、臣等竊觀二天下之大勢一、天下之大亂、不レ出二乎三五年一、方二是時一錦旗不レ能レ指レ東、則必成二群雄割據之世一、豈因循姑息、不レ決二方向一而送二歲月一之時哉、且夫　天朝與二幕府一、孰輕孰重、不下俟二知者一而後知上哉、君侯宜二速決一志於勤王一端一、邦之存亡榮辱、唯在二于君侯之斷不斷一而已、

かく申述しかど、其言遂に用ひられず、是亦右衞門三郎が壅蔽せしによると云ふ、其後慶應元年の夏、聖護院宮の御內人長谷川鐵之進、長州の人大樂源太郎等用事ありて、越後より來りし折勸平等、これと面會して樣々に事を謀りけれど、事未だ行はれず、とかくするほどに右衞門三郎愈々俗論を逞うし、勸平、耕庵及び、泉、中村、岡村、山崎、稻垣等を忌み憎み、目して七人衆とよび、少しにても、慷慨國事を談ずる者あれば、是また七人衆の黨なりとて、忽ちにこれを斥けしとぞ、同き二年十一月、つひに藩主の命を矯め、勸平等七人を執らふ、されど未だあらはに言ふべき、罪のあるにもあらねば、次の年三月まで押し込めておきけるが、之を殺さんとの念愈々深ければ、甚語を作りて、勸平等七人、將に主家を恨け、世子を毒殺せん事を謀ると言觸らさしめ、且また會津の有司等に諭誣し、其手を藉りて之を殺すに如かずと、腹心の黨與齋藤某等を會津につかはし、其ひねを告げゝれば、會津藩にても、木林兵庫、土屋鐵之助、茅野安之助等を村松に遣はして、其死を監せしめ、五月十九日勸平等五人に屠腹を命じ、耕庵等二人を斬罪の刑に處す、勸平時に年四十三、辭世の歌に、

身は苔の下に朽つとも五月雨の
　　雫とは消えし大和たましひ

此外堀齋は病を以て先達てみまかり、又浦生重修は、長谷川大藥等の未だ來らざる前、既に押込られてありしをもて、其謀に與らざる中分立ちしにぞ、獨り錮を免れぬ、かくてほどなく時勢打變はりければ、右衞門三郎等六に憑き、こはかなはしとや思ひけん、直ちに藩主直賀を擁して、米澤に走りしが、途に官軍の爲めに打破られ、其徒盡く亡び失せぬ、此折直賀の庶子直弘は、官軍に屬しけるをもて、七人の遺族を召し出し、故の如く家祿を與へけるとぞ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位村山秀一郎

村山秀一郎は、名を椒、字を其馨、別號を荷汀といひ、又半牧方士と號し、三條の人にて、書を以て稱せらる、幼年の時より穎悟他にすぐれ、六歲の時小倉百人一首を、悉く諳誦せしといへり、長じて猶介沈毅、妄りに人と交はらざりしが、笈を負て關西に遊ぶに及び、藤本鐵石、山中靜逸等諸子とは、交情頗る厚かりし、文久癸亥の年、藤本鐵石、松本奎堂等、中山侍從忠光を奉じ、勤王の兵を大和に擧ぐ、秀一郎此の時遊歷して、備前播磨の邊にありしが、其由を傳へ聞て、いそぎ馳帰りて京都に至れば、大和の義擧既に敗れ、其餘黨を索ひる急なるにぞ、秀一郎乃ち其門人筒井某に命じ、鐵石の家族を護して、ひそかに備前に遁れしめ、其身は又播磨に入りて隱れ、元治元年の夏、間道を經て故鄉越後に歸り、友人小柳春堤、鴨松溪等と、大に尊攘の大義を立て、先づ藤田東湖、吉田松陰の遺文を抄し、貲を捐てゝ梓に上せ、知人に頒ちて義氣を鼓舞す、既にして明治戊辰の春、王師賊軍を伏見に破りし由聞て、北越亦方に騷擾するに至りしかば、秀一郎大に勇み立ち、春堤松溪、及び星野藤兵衞と謀り、策を畫して北越鎭撫總督なる、高倉公のもとに上る、間もなく諸所に戰ひ起りしが、官軍益々勢を得、柏崎長岡皆官軍の有と爲りしかば、賊軍大に憤り、是必らず秀一郎等の徒が、機密を官軍に通せしに據るならんと、先づ春堤松溪を捕へて獄に投ず、秀一郎此時片口村の松尾某方に居りしが、春堤等の捕へられし由を聞き、去て內山村なる、近藤某が家に匿れしに、此時賊軍長岡城を復し、其勢頗る熾んにして、春堤松溪等、皆斬られしとの報あり、秀一郎之を聞て慨然歎息し、かくてはつひに免る能はじ、縲紲の辱を受け賊手に死せんよりは、自盡して以て身を潔くするに如かずと、靜に遺書を作て後事を兄弟に托し、つひに自刃して相果つ、年は四十四なりける、其死後一

月を經て、東京鎭將府より、徵し出さるべき旨達せしが、既に及ばざりしとて、朝廷いたく其不幸を惜み、厚く其遺族を勞ひ、三人口の糧下したまひにける、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位堀齋

堀齋、初め蒲生濟助と稱す、村松の藩士なり、同藩下野勘平と共に、尊王の大義を明かにし、闔藩の士氣を振作せんことを誓ひ、佐々耕廢、岡村定之丞等と、社を結びて時に其家に輪會して時務を論ず、勘平等割腹を命ぜらるゝに及びて、齋は終身禁錮を命ぜらる、明治維新の際、官軍越後に至り村松城を取るの時に方り、齋身を脫し藩主の族貞次郎に從ひ、恭順の狀を告げて命を俟つ、貞次郎封を襲ぐに及び、公議人と爲り、京師に出づ、薩長等四藩版籍を奉還すと聞き、齋亦貞次郎をして之に倣はしむ、後學校を興し專ら人材養成を事とす、會々病に罹りて沒す、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位星野藤兵衛

新潟縣越後國刈羽郡柏崎町

星野隆德

星野藤兵衛、名は輝文、小字は政平、越後刈羽郡柏崎町の人考輝政、妣長野氏、二子あり、長輝直、次輝文、輝直蚤世し、嗣子芳藏、尙幼なるを以て、藤兵衛家に當る、時に柏崎は桑名藩の支封たり、萬延元年父の職を襲ぎ、內用達となり、文久三年、鄕士に進む、海防令下るに及び、兵糧係となり、廩を築き糧を峙ひ、又同志と謀り、大砲數門を獻じ、專ら義氣を振興するに務め、功を以て祿五十石を給せらる、慶應四年、東北の役起る、高倉三位、四條太夫、勅を奉じて、北陸を鎭撫し、三月進んで越後に入り糸魚川に營し、藤兵衛を召さる、輝文感激し、即日途に上り糸魚川の營に到り、二帥に謁し意見を陳す、言皆機宜に中る、二帥歎賞し、先驅を命じ高田に到る、適々東征大總督二帥を江戶に召さる、藤兵衛參謀津田小林等に就き、固く東上の不可なるを陳し、曰く東北諸藩嚮背未だ定らず、今に及んで、直ちに大旆を進め、長岡を壓するに如かず、長岡を陷し勢に乘じ席卷して進まば、東北諸藩は鬪るに足らずと云ひしかども聽れず、又一帥の留るを請ふ、亦復聽れず、藤兵衛を遣歸し賊情を探らしむ、藤兵衛柏崎に歸る、深く賊の疑ふ所となり、狙擊せらるゝもの數回、而して勤王の志益々堅し、幾ばくもなく所在の賊軍柏崎を侵さんとす、

藤兵衛馳て急を青海川の官軍に告げ、鄕導して柏崎に至れば、賊軍既に鵜川橋北に迫れり、官軍一戰して之を走らし、直ちに柏崎に入る、參謀三好軍太郎、時山直八、藤兵衛が峙ふる所の糧食兵器を閱し、用意周到、措置宜しきを得たるを歎賞せり、藤兵衛益々奮勵し、兵糧軍需一も闕くる所なく、北陸官軍の賊徒掃蕩の速なるは、藤兵衛の力與りて多とす、總督宮より左の感狀を賜はる、

此度北越表賊徒、處々屯集、追伐之砌、其方儀一身之走廻を以、官軍人數え、糧米差送、諸事及應援候條、勤王之精意不淺辛勞祝着候、追而恩賞可及汰沙候、彌可抽忠信者也

慶應四年戊辰五月十八日

五月高倉四條二帥、再び越後に入り、藤兵衛を擢で、民政局御用係とし、尋で越後全國取締に陞く、八月事平ぐに及び、兩職を辭し固く請て聽され、金若干を賚ひ、終身三人扶持を賜はる、越へて九年六月七日病歿す、時に年四十九、十年丁丑車駕北巡の際、祭祀料金參拾圓、幷に家族に金千圓を賜はる、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈從五位近藤貢

大阪府攝津國豐能郡箕面村字平尾卅六番地

男近藤徹照 舊名勝慶

近藤貢は、名を勝恭といひ、越後村松の藩士なり、少にして、兵學に志し、同藩の士片岡蒼軒に從ひ學び 每に酒間の談には、古今戰爭の跡、及び英雄が兵略を論じて樂みとす、近侍より郡奉行に至り、秩百八十餘石を食む、慶應戊辰の夏、官軍會津を征討するに及び、奧羽及び北越の諸藩、連盟して官軍に抗し、就中米澤會津の二藩、暴威を以て村松に逼り、翻て味方に屬せしめんとす、老臣堀某等は、固より佐幕の說なりしかば、貢が切に諫めしをも用ひず、つひに賊軍の命を聽き、藩の世子德次郎をして、出でゝ米澤に質たらしむ、貢大に憤慨し、同志の者を糾合し、世子を途中に奪はんと謀りしに、老臣等もあらかじめ其變あらんを察せしかば、米澤の兵を請て國境に迎へ、警衛甚だ嚴重なるまま、貢の謀る所果す能はず、既にして官軍長岡に入りしに、老臣等相議し、三小隊の兵を出して、會津米澤を助けんとし、貢に命じて其軍監たらしむ、貢また切に之を諫む、隊下の諸士亦貢の說に同じ、藩の令をば奉せざるにぞ、老臣等も之には窘み、乃ち國境保護として、強て兵を出さしめんとす、貢もとより郡奉行たるまゝ、是をも辭する事能はず、不得止三小隊の兵を帥ひ、西南の境たる、黑水村に陣を布く、間もなく老臣又令を下し、

軍を賊地に進めん事を命ず、貢其初めの令と異なるを以て、諫め爭ひしかど又聽かれず、つひには其三隊の長、藩命に從ひ賊に應せんの樣なるにぞ、貢大に嘆息し、夫れ兵は事順に名正きを以て壯と爲す、今賊軍勞燼んなる如きも、是一時の事にして恃むに足らず、曾ては故丹波守直央公の二子直弘を奉じ、以て義擧を謀らんものと思ひしも、是亦今行はれ難し、此上は後事を處するに加かずとて、一書を作り長子勝慶に與へんと、次子恭慶が幸ひ陣中にあるを呼び、汝幼なりと雖も已に十五歲なり、まさに我言を忘れざるべし、時勢切迫此に至る、我一死以て節義を全ふせんとす、汝は早く村松に歸り、此一書を兄勝慶に渡し、よく郎君を奉じて主家を與復せよ、讎で順逆を誤る勿れと、言ひ含めて出しやり、貢其夜つひに自殺す、時に年四十一、恭慶既に村松に歸り、遺書を兄勝慶に致す、勝慶開いて之を讀むに、其文の諫せる要は、大丈夫大義を守る、動かざる事泰山の如く、大節に臨で死に赴くは猶水の卑きに就くごとくすべし、今われ一死以て大義を明らかにす、汝輩必らず我死を以て主家を怨む勿れ、よろしく機會を須て主家を與復すべし、若し忍耐する能はずして、わが遺言に負くならば、決して我子にあらざるなりとあり、勝慶讀果て大に感激し、必らず父の志を紹がんと誓ふ、折ふし官軍已に封內に入り來る、乃ち參謀平岡兵部、吉井幸輔等に謁し、委しく父の志を告げ、以て歸順せん事を請ふ、參謀乃ち之を許す、此時藩主の母仙臺夫人、封內瀧谷に抵りて兵を避け居しかば、勝慶等行て之を謁し、さらに直弘を奉じて官軍に到り、つひに主家をして安堵せしむるを得たり、實に此秋八月某日なりし、貢人と爲り白晳精悍、よく鼓を打つ事を好み、其聲甚だ清遠なりしとぞ、明治維新後、朝廷其忠誠を追賞せられ、靖國神社に合祀せらる、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位吉田又內

新潟縣中蒲原郡村松村

孫 吉田金次郎

吉田又內、姓は藤原、名は清房、幼名を常藏と云ふ、村松藩士熊倉正爲の二男にして、文化九年に生る、幼にして膂力人に超え、武藝を好み、壯年出でゝ同藩士吉田氏を襲ぐ、慶應二年、主命を奉じて京阪の間に使し、交りを四方の士に結び、密かに天下の形勢を觀、豫め革命の變あらんことを察し、居常一族故舊を訓戒せり、果然期年ならずして天下大に亂れ、慶應四年、官軍越後に進入し、藩議紛々たるに當り、又內言を藩宰に獻じ、大義のある所、大勢の趨く所を陳じ、速かに款

を官軍に納れんことを勸む、藩宰聽かず、遂に同年五月、又內をして一隊の輜重を司どり長岡に赴き、會米二藩を援けしむ、此時に當り士卒皆西軍の　王師なるを知り、之れに抗するの意なきを以て、連戰連敗、糧道爲めに絕え、兵食隨て缺く、又內機至れりとなし、隊長某を諫め、急行歸藩、藩宰に謀議して、歸順の計を策せられんことを勸むも聽かず、已にして、官軍勝に乘じて激進し、全軍四散、隊長の所在亦知るべからず、加ふるに糧食全く盡て、絕食すること兩晝夜、於是同月廿六日、自ら微服間行、歸りて藩廳に到り、軍隊四散、糧食空盡の狀を陳し、更に建議して曰く、糧食の續かざるは、糧道の絕えしにより、糧道の絕えしは、戰鬪の利なきにより、戰鬪の利なきは、士卒の　王師に抗するを避け、風を望みて四散せるに因る、大勢已に如此、今に及で荏苒決するなくんば、當城の運命旦夕に迫り、長く主家をして反名を負ひ、血食を絕たしむるに至らん、今の計をなすものは、唯速かに官軍に歸順し、先導して會津に向ふべきのみ、機後れたりと雖も、亦以て反名を免れ封土を安するを得んと、藩宰聽かず、却て目するに怯懦不忠を以てす、又內固く執て動かず、益々極言諫爭せり、藩宰大に怒て曰く、命を惜みて厥歸する、怯夫不忠の罪恕すべからず、倘は何をか啜々すると、刀を按して起つ、傍人又內を擁して退かしむ、又內切齒之を久うして以爲らく、事既に此に至る、唯一死以て我赤誠を明かにし、彼をして反省せしむるに如かずと、深く自ら決する所あり、將に廳を退かんとす、偶姪熊倉正紹の到るに會ふ、乃ち暗に後事を遺命し、直に家に歸りて自ら屠る、殊せず、已にして事頗る外に漏る、藩主之を聞き、窃かに人を遣はして慰諭せしむ、又內合掌流涕して曰く、小臣不才、生きて君恩の萬一を報ずること能はず、不忠の罪逃るゝ所なし、願くば上聞に達せられよと、時に子清宣出でゝ外にあり、變を聞きて馳到る、又內備さに情を語げ、諭すに後事を以てし、且曰く吾直に藩宰の目前に屠腹し、以て赤誠を示さんと欲すと雖も、而も藩廳を瀆さんことを恐れ、忍びて家に歸れり、今や不幸にして殊せず、只速かに刎ねよと、清宣忍びず、超えて三日、會米の兵大に敗れ、人心恟擾、城中沸が如し、又內正に危篤なり、子清宣、孫清光、姪正紹を招き、氣息奄々之を諭して曰く、今や會米大敗せるものゝ如し、官軍の當地に前進する將に日あらざらんとす、此一瞬は實に主家存亡の岐るゝ所、間髮を容れず、汝等一死人の爲めに時機を失ひ、大義を虧くこと勿れ、速かに我首を刎ね、共に力を主家に盡せと、清宣等嗟嘆決すること能はず、後數閱時して絕す、時に慶應四年六月二日、享齡五十七なりき、又內二男一女あり、長清宣家を繼ぎ、亡父の遺命を守り、開城の際、藩主の姪堀直弘に隨ひて瀧谷

に止まり、專ら歸順の事に從ひ、次猪平出で、同藩士玉井氏を嗣し、父に先て沒し、女かつ金子某に嫁す、明治十一年、巡察北巡に際し、其節義を表し、金若干を賜り、尋で明治二十四年九月十七日、靖國神社に合祀せらる、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位五十嵐關八

新潟縣新潟市學校町通二番地
男　五十嵐佐備

五十嵐關八は、村松の藩士にて、初め分吉と稱し、又儀八ともいへり、人と爲り温厚にして言笑罕なり、慶應の末老臣堀右衛門三郎等、屢々會津藩士を私邸に延き、以て國事を議するを見、關八心安からず、訪て之を諫めんとするに、右衛門三郎敢て聽かず、方今の政令といへるもの、眞に宸裁に出るに非ず、一二の大藩幼主を擁し、以て專制する所なり、故に吾將に德川氏を輔け、此奸徒を芟除せんとするなりと、更に關八が言を用ひず、既にして戊辰の夏、官軍進で越後に入るや、村松藩亦兵を出し、會津米澤等に應せんと計る、關八愈憤慨し、再び右衛門三郎を見て、大義をあげて論せしかば、右衛門三郎語塞がりしも、猶之に從はんとはせず、刀を按して意色俱に惡し、關八乃ちとても諫へし難きを察し、其まゝにして家に歸りしが、猶憤りに堪へざりけん、長子佐備を呼び近づけ、堀が順逆を辨せざる、主家をして滅亡せしめんとす、此上は彼を斬て國藩の方向を定めんと思ふなり、汝行て彼が邸を窺へと、即夜これを計りしが、其邸守備嚴重にして、つひに思ふ所を果さず、此歲關八一男兒を擧げしに、恰も五月五日に際し、旗幟なんどを門戸に建る折、關八慨然事を把り、鞠躬盡瘁死而後已といふ、八字を書して門に揭げしとぞ、間もなく戰ひ急と爲りしに、我藩愈々賊に黨せしと聞き、關八流涕して同志に向ひ、主家の命脈既に竭き、我進退も亦窮まりぬとて、部奉行野口嘉内の方に至り、また大に諫めしかど、同じく聽き入れられず、且其職を奪はれ、君側をも斷けられしかば、關八慨然歎息し、かく爲りしとて豈讒誣を恐れて、鞠躬盡瘁死して而て後已むの志を變せんやと、つひに腹かき切りぬ、老母及び男佐備外にありしが、變を聞き驚いて馳歸りしに、關八母に向ては顏を和らげ、不孝の罪はのがるゝ所なけれど、大義に於て已むを得ざるなれば、幸ひにゆるされよと述べ、佐備に向ては眼嗔らし、汝はよく我意を體し、以て主家に盡せよと、言ひ畢りてつゐに死す、時は六月二日にして、年は四十六なりき、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

◎山陰道

○丹波國の部

○贈從五位片山九市

兵庫縣氷上郡黒井村内黒井
姪　片山義道

片山九市、名は春昌、文政十一年二月十日、丹波國氷上郡黒井村に生る、其祖先は織田信長の旗下卅一城主の一たりし、片山淺路守なりと云ふ、安政五年三月、黒井村に大火あり、殆んど一村の大半を燒く、當時其系譜は舊記と共に灰燼に歸したるを以て詳ならず、德川幕府に至り、家世々庄屋を勤め、又領主龜山藩黒井村出張所銀札場係を勤め、屢〻領主の財政に資する所あり、九市の父を新五左衛門春乘と云ふ、九市は其長男なり、九市幼にして文武に志し、八歲の比より同村神光寺住職覺如師に就き、讀書習字を修むること三年、天保十年の頃より、福知山藩上野俊平に從ひ、漢學を修むること五年、尋で篠山藩士赤木牧五郎に就て、馬術及び劍鎗の道を學び、又同藩の儒者關重郎左衛門に師事し漢學を修む、其間弘化五年より嘉永二年に至る、業成りて父の職を襲ひ、銀札場係を命ぜられ、傍ら自邸内に道場を設けて、近鄉の子弟に武技を教授す、就中馬術練達の名高く、龜山藩黒井陣屋詰の諸士、來て師事するもの頗る多し、九市容貌秀麗、品格卓逸、衆に超ゆるを以て、城下を過ぐる毎に人皆之を國主と誤り、路傍に低頭するものあるに至る、資性豪放不羈家事を修めず、嘉永六年、米艦浦賀に來りしより以來、屢〻武術修業を名として外遊を事とす、曾て丹後國岩滝村に至り、同地の素封家千賀最助等に交はり、親しく相往來す、終に同地に寓し、最助の孫女を妻とし、當時提燈傘を製するを以て業と爲し、專ら世情形勢を聞くに便す、其間廣く諸國の志士に交はり、殊に宮津豐岡出石等の諸藩に出入し、專ら馬術を教授す、曾て但馬の人中島太郎兵衛、北垣晋太郎等と相結托する所あり、文久三年八月、中山忠光義を大和國五條に擧ぐるや、九市時に京都にあり、故ありて會する能はざりしが、同年十月生野義擧の事あるや、京都より、率先起て之に應じ、奔走頗る勉む、軍敗るゝ時、恰も斥候と爲り、出でゝ但馬國納座村に在り、土兵の要擊する所と爲り、出石藩の手に捕へらる、實に同年十月十四日なり、出石藩の獄に下り、翌元治元年京都町奉行屋敷に護送せられ、同年七月十九日斬に處せらる、或は云ふ病んで獄中に死すと、年三十七、九市初め龜山藩士木村某に養はれしが、故ありて去る、中年千賀氏を嗣し九左衛門と稱す、後生野の事に與るや、一に龜山藩士木村愛之助と稱せゝ、九市の丹後岩滝に在る折、屢〻京都に出で、妹たみの夫たり

し、同地酒造家鈴鹿幸次郎に頼り、三條岩倉中山大原澤等の諸卿に出入し、專ら國事に奔走し、毎に資金の調達を爲し、爲めに家財を倒盡するに至れり、又曾て中山大納言より、其の國事奔走の勞少なからず、殊に軍用金五千兩を調達したる盡力に對し、他日事成るの節、武萬石の諸侯に封ぜらるる樣、奏聞すべき旨を記したる、墨付なるものを拜受せり、當時九市固より之を受くるを肯んぜさりしが、其放蕩の故を以て、父の勘氣を蒙り居りたるが爲め、父の死後母の生前に於て、之を免されんことを望み、妹たみは兄が素行修まらざるは、全く假裝にして、其實國事の爲め多額の金額を調達したることを察知し、右の墨付を母に示し、遂に其勘氣を免されたりと云ふ、又生野騷動の折、偶々同志者中、右墨付のことを記したる手帳を路に遺失したる爲め、終に幕吏の知る所となり、爲めに九市はその厄を蒙りしと傳ふ、其墨付なるもの、其後たみ久しく之を保存しありしが、豐岡縣に於て九市の身上取調の事あり、一族其難の及ばんことを恐れ、終に之を火中に付せり、九市死後但馬國山口村官祭招魂社に、千賀九左衞門として祭祀せられ、又京都東山靈山の墓碑に、木村愛之助とあるは即ち九市なり、其後明治二十四年十一月五日、靖國神社に合祀せらる、九市の甥片山義道家を繼ぎ、今現に氷上郡黑井村助役たり、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位伊藤龍太郎

京都府天田郡雀部町字今田

姪 伊藤德松

伊藤龍太郎、幼名は卯之助、名は祐之、丹波國氷上郡中山村の人、家世々農を業とす、其先は伊我氏に出づと、後伊藤と改め波多野氏に仕へ、天正年中、明智光秀山陰征伐の際、波多野方の援兵に加はり、赤井刑部に從ひて、三つ尾山の砦に籠る、波多野氏滅亡の後農となり、中山村に住す、寶曆年間伊藤庄左衞門の代に至り、家益々富み慈善を勉む、時人呼んで、佛庄左衞門と稱す、庄左衞門より五代を直四郎といふ、龍太郎は其四男にして、天保六年正月元旦を以て生る、性活潑にして、人に屈することを屑とせず、農を厭ひ專ら武を修む、年十四同國柏原藩士廣澤門平の養子となり、同藩某に就き劍道を學ぶ、一日途中同門某に會ひ、事を以て相爭ふ、某龍太郎か農家の人なるを知り、罵て曰く、汝土百姓の分際として、其本業なる蛙斷りを爲さずして劍道を學ぶが如き、實に其分を知らざる白痴奴なりと、龍太郎之を聞き、赫然として怒て曰く、咄汝糊米大名の小臣、能く我言を聽け、予は糊米大名に仕へて、終身滿足すべきものにあらず、よし此藩の君公と同等迄出世するも、僅に二萬石に過ぎず、況や今の世如何に出世するも、大名となることを得ざるにあらずや、予が鴻鵠の志、汝燕雀輩の知る所にあらず、他日大に予が爲す所あるを見よと、其後幾許もなく意を決して養家を去る、時に嘉永三年の春にして、年僅に十六、直に生家に歸り宿すること一夜、終に劍道を以て身を立つるに決し、翌朝直に京師に上る、途船井郡埴生驛茗荷屋に宿す、偶々一武士の隣室に宿するあり、龍太郎の風采を見、其尋常の人にあらざるを識り、何の用ありて何處に行くものなるやを問ふ、龍太郎乃ち答ふるに、武藝修業の爲上京する旨を以てす、是に於て快談縱飮意氣忽ち投し、共に同行して京都に上る、其入龍太郎が其身の寄すべきものなきを知り、爲めに其身元を引受け、武藝修業の望を達せんことを說き、終に其姓名の大野應之助なることを告く、龍太郎大に之を喜び、遂に同氏の門に入ることゝなれり、蓋し大野は所司代組與力役にして、京都新屋敷に道場を開き、專ら劍道の指南に從ふもの、當時但馬城崎温泉入浴の歸途なりと云ふ、是より龍太郎大野の道場に練磨すること四年、大に得る所あり、印可を受け代稽古を爲すこと二年、安政二年三月に至り、江戸に出て千葉周作、桃井春藏、天野庄藏等に就き、更に劍道の奥義を極め、同五年七月、關東諸國を遊歷す、萬延元年天野庄藏と共に水戸に聘せられ劍道指南と爲り、五月江戸に歸り、桃井の道場に寓す、時に但馬國生野銀山地役人より、桃井方に、三丹地方に於て適當なる、劍道指南の人を得んことを依頼し來る、春藏乃ち龍太郎を勸む、龍太郎直に師の命に隨ひ、但馬國高田村中島太郎兵衞の實弟、黑田與一郎と共に但馬に赴く、與一郎は曾て諸國遊歷中、兄弟の締盟をなせるものにして、亦鎗術の達人なり、途次生家に立寄り、滯在旬餘、兄甚兵衞龍太郎に勸むるに、主に仕へ父母を安んずることを以てす、龍太郎聽かずして曰く、われ天下の大志を懷き、何んぞ濁世の祿を求めんや、父母の孝養は兄之を領せよと、斯然袂を拂て生野に至り、中島太郎兵衞、北垣晋太郎、其他諸國の志士に交はる、乃ち相謀りて、或は太郎兵衞の宅に、或は大塚藤內の宅に道場を開き、專ら子弟を指導す、然るに文久三年十月、平野次郎、戸原卯橘、美玉三平等の志士、澤主水正を奉じて、義兵を此地に擧げんとするや、先づ龍太郎の道場を訪ひ、迫るに龍太郎の去就を以てす、龍太郎素勤王の志厚く、常に王室の式微を憂ひ、王政復古の盛事を切望する者なれば、直に其義擧に與す、是に於て志士等檄を發して農兵を四方に募り、山口村紗見山の麓に本陣を置く、志士等勤王の大義を說き、專ら農民を加へんと欲するに、農民等無智にして、浪士等の迫害を恐れ、陽に義擧に與する

が如くし、且請ふて曰く我等農民固より寸兵の準備なし、藩士の利兵に對し、用ゆべきにあらず、願くば小銃彈藥を與へよ、然らば我等武術の素姿なきも、奮て藩兵を拒がんと、志士等其言を信し、與ふるに小銃彈藥を以てす、農民等之を受け、本陣を去り、遠く田圃の間に至り、俄かに山麓の義兵を狙撃す、志士等事の不意なるに驚き、且農民の計略に陷り、たるを悔ひ、突進彼等を撃んとせしに、平野之を制して曰く、縦ひ如何なる事あるも、農民を敵として戰ふは我等の本意にあらず、天運の至らざるを如何せんと、是に於て戸原等十二人、恨を呑で自殺し、龍太郎は平野と共に、澤主水正を奉じて此地を去る、後再び生野銀山に歸り、出石藩の爲めに捕はれ翌元治元年正月、京都六角の獄に投ぜられ、慶應三年十一月十八日、病て獄中に死す、時に年三十三、辭世の詩歌に、

忠義由來在攘奸。勤王事業極艱難。
從容今日臨刑處。請看赤心赤於丹。

事なきをいのるは人の常なれど
やむにやまれぬ今の世のなか

此詩、歌は、白木綿の單衣背面に認めたるもの、同獄に在りし四條公預り兵士、巣内式部、無事出獄の際、竊に持出せしものなりといふ、明治二十四年十一月五日、朝廷其忠誠を嘉みし靖國神社に合祀せらる、

○但馬國の部

兵庫縣養父郡大蔵村ノ内高田村

○贈從四位中島太郎兵衛　姪　中　島　勇　治

中島太郎兵衛、名は重孝、幼字信太郎、父を太郎兵衛重意と稱す、母は正垣氏、文政八年十一月十日生る、其先は黒田家の武士たりしが、後農に歸し但馬國養父郡高田村に住し、世々大庄屋たり、太郎兵衛性豪邁不羈、任俠の風あり、幼より皇室を重んじ、毎に皇威の振はざるを歎ず、長じて出石藩小山篤輔草川三右衛門等に隨ひ漢籍を學び、尋で宮本池臣に從學す、天保十四年伊勢に遊び、足代弘訓に就き國學を修む、弘訓一日門下の諸士に告げて曰く、方今我國の形勢恰も宋末の如し、國威衰退名義將に紊亂せんとす、有志の士盍ぞ奮起して累卵の危きを救はざるやと、太郎兵衛慷慨措く能はず、これより力を國事に竭し、死を以て之に任せんことを誓ふ、嘉永六年米艦浦賀に來る、是より天下騒然人心恟たり、太郎兵衛慨然人に語て曰く、死して國恩に報ずるの時來れりと、爾後日夜

焦心苦慮、或は甲冑刀劍を購ひ、或は白絹木綿及び機械を求む、其志豪傑の士を語らひ己が助とし、國の爲めに一命を抛たんとするにあり、斯くても猶覺つかなくや有けん、昔より大丈夫の志を果さゞるは、妻子の愛に溺るゝによれり、はやく其係累を除かざれば大事を爲す可らずと、他事に托して其妻を離別す、是より先江州膳所藩の本多小太郎、藩を脱して京都明暗寺の役僧たり、播但兩國の出張所を預り、隣邑養父市場に寓す、亦慷慨の士なり、太郎兵衛意氣相投じ、常に相往來して謀る所あり、又熊本藩士朝日健八鹿村に寓し、醫國屋某の宅に於て劍道を教授す、是も亦慷慨同志の士なり、時に筑前の平野次郎、薩摩の美玉三平等來りて中島の家に寓す、蓋し近來外警頻りに形勢穏ならざるを以て、幕府令して農民と雖も、亦武を習て不虞に備へしむ、然るに美玉の但馬に入るや、朝廷の内命に依りて、農兵を組織すと稱す、爲に大に便宜を得、將に期する所あり、時に生野の代官を川上猪太郎と云ふ、三平等の朝命を奉ずと云ふを以て、屋僚を出して農兵組織の擧を助けしむ、志士等大に喜び、九月五日朝來養父兩郡の庄屋中、重立たる者を養父明神の山内に集め、美玉平野朝日等、農兵組織の朝命を傳ふるや、遠近の志士勃然起て之に應ず、其重立たる人は、北垣晋太郎、太田仁右衛門、木村治平、宮本采女、小山六郎、田治米吉郎右衛門、藤井三郎右衛門、福田元良、吉井定七、山崎甚兵衛、日下安右衛門、下村治右衛門、北村半藏、西村庄兵衛、西村重右衛門、西村五兵衛、西村哲次郎、上田九左衛門、朝倉心齋、大江甚助、其他横田友次郎、長甘我部太七郎、田中軍太郎、伊藤龍太郎、千賀九左衛門等、互に出入往來、遙に氣脈を京阪近畿の間に通じ、相應援して時機を俟つもの、如し、而して太郎兵衛の家は、帷幄根據の地にして、同志圍る所の事總べて太郎兵衛の關せざるはなく、陰然重きを以て任せらる、是より先文久三年八月、吉村寅太郎、藤本津之助等、中山忠光を奉じて義を大和に唱ふ、時に三條以下七卿西走長門にあり、平野又朝命を受けて、大和の義擧鎮靜の爲めに赴さしも、事既に發して止むべからざる見、難を避けて亦但馬に入り、美玉を助けて農兵組織の事を竭さんと欲し、共に陰かに三條卿を奉と、義を但馬に擧げ、遙に之が應援を爲さんことを欲す、九月下旬、田中軍太郎、西村哲次郎等は、京阪に赴き、同志を招き軍器を輸さんとし、平野北垣等は、長門に下りて元帥を迎へんと、太郎兵衛及び美玉其他の同志は、留りて輜重其他を調度し、專ら用意を怠らず、當時太郎兵衛名を變じて石和太郎と稱す、平野等三田尻に至り、三條卿に就きて之を推薦せんことを請ふ、卿不可として應せず、因て淳宣嘉卿に說き

夜に乘じて之を船に迎へ、海路播磨を經て、十月十一日但馬に入る、長藩士河上彌一郎、白石廉作、長野熊之允、下瀬熊之進、和田小傳次、西村清太郎、小田村信之進、井關英太郎、久富豐、伊藤百合五郎、大村辰之助、秋月藩士戸原卯橘、水藩士小川吉三郎、河股佐一郎、伊豫の田岡俊三郎、尾張の江上庄藏、薩摩の氷田左衛門、出石の多田彌太郎、高橋甲太郎、中條右京、其他諸藩志士の脫して長門に在る者、多く來りて之に從ふ、太郎兵衛又弟黑田與一郎を大阪より招き、同年十月澤主水正宣嘉を奉じて、遂に義兵を生野銀山に擧ぐ、先づ播磨國神西郡森垣村の延應寺に次し、夜に乘じ生野代官所を襲ふて之に據り、法令を布きて民心を安んじ、疎放の擧を戒め、部署を定めて要衝を守らしむ、更に檄を傳へて有志を募る、是に於て既に同盟の志士は、器械糧食を輸し、亦檄に應じて來り會する者頗る多く、軍氣大に振ふ、幕府大に驚き、姫路出石其他近傍諸藩に命じて之を討たしむ、十三日河上戸原白石美玉等は、妙見山に據りて北來の敵を禦がんとす、太郎兵衛時に本陣に在りて專ら樞機に參せり、此時大和の義擧は既に敗れ、生野志士の軍亦利あらず、志士中伏走する者少からず、是に於て土兵亦叛きて、各藩兵に應援するに至れり、河上戸原等別れて山口村に在るもの、皆意を決し遂に自刃する者十有餘人、又途にして要擊せられ、戰死或は生擒せらるゝ者少からず、初め生野本營を解散するや、太郎兵衛弟與一郎をして山口村の同志に報せしむ、戸原河上以下憤慨死を決して動かざるを示す、三平乃ち與一郎を從へて太郎兵衛に會し、共に途を播磨に取り、澤宣嘉に尾して長門に下らんとす、途上土兵の要する所となり、各〻創を被むり三平は自刃す、太郎兵衛亦數傷を受け、起つ能はざるを知り、與一郎を顧みて曰く、我今死す、汝宜しく命を全ふして澤卿の最後を視、敢て再擧を圖れと、傍なる楠樹の洞を指し、之に首級を埋匿せん事言ひ、從容自ら從者に命じて首を刎ねしむ、實に文久三年十月十四日なり、時に年三十九、

武士の名はいつまても木の谷の
そのかくはしき楠木のもと

太郎兵衛の首級は後幕府より生野へ護送、河上彌一郎の首級と共に獄庭に埋めたりしが、明治維新の際鄕里先塋の次に葬る、明治二十四年十一月五日、朝廷其忠誠を逞賞せられ、靖國神社に合祀せらる、

明治三十六年十一日十三日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位多田彌太郎

男 宮崎縣南珂那郡肥飫 正七位勳六等 多田信

多田彌太郎、名は立德、初め經之、別號を海庵と云ふ、但馬出石の藩士義德の長子なり、其性聰敏衆人にすぐれ、三歲の折、小倉百人一首を暗誦し、一字も誤まる事なし、人皆神童といひあへり、天保年中藩學に入り、櫻井石門の弟子となり、又大阪にゆき、藤澤東畡に從ひ、其塾長となる、弘化元年東遊して、江戸なる昌平校に入り、三年を經て歸國し、藩學寮長に補せらる、其後思ふ旨あり、肥前長崎におもむき、高島四郎太夫秋帆又た大木某に就て、西洋砲術を修行し、二年を過ごさず悉くこれを會得せしかば、藩主いたく感稱し、金子及び時服を賜へり、此頃老職堀笑山獨り政權を握り、專橫の振舞多かりしを、彌太郎直言駁論し、忽ち役義を取上げ禁錮せらる、されど間もなく彼が罪惡あらはれ、彌太郎は再び召出され、ます〳〵信用せられけり、其禁錮せられける間に國體一覽、海防雜議、報國十議、地珠小議、闢蝦夷策なんど、四十餘部の書を著述しけりとなん、文久三年四月、姉小路公知、彌太郎が名を聞き召上し顧問に備へんとし、八月三條西季知よりも頻りに召されしほどに、いそぎ都に上りけるに、折ふし變事差起りて、三條西季知、澤宣嘉等都を立去り、彌太郎も隨ひて長州に赴く、其後宣嘉但州生野に於て旗を擧ぐ、彌太郎其むれに入り、味方敗軍せし後、其場をのがれ、京都にまぎれ入りしかど、かたらふべき人も無く、さらば因幡伯耆の志士を募らんとて、忍びて山間を過ぎけるに、此時幕府の探偵いと嚴密なるに由て、藩吏俄に搦め取り、城中に送る途中、ついにこれを刺殺す、こは是れ元治元年二月二十八日の事にて、その年は卅九歲なりしとぞ、遺稿一卷世に傳はりける中に、

謁湊川楠公廟

南遊咋踰金剛山。風急雲暗雨潛々。
故墟探來千劒破。遺壘滿地唯茅菅。
天下奇才認得是。挫百萬兵知此間。
感激難堪懷古歎。勤王餘績窺一斑。
攝河戰場亦歷覽。淚痕隨處灑得還。
浪華海上曉解纜。秋晴舟入兵庫灣。
金剛諸山何處是。南海遙顧青一灣。
湊川來弔楠公廟。碑面數字忽照顏。」
嗚呼忠臣楠氏墓。義公筆力之所注。
不レ用辛苦作春秋。一句斷處亂臣懼。
神州如不生楠公。皇祚當年有誰護。
楠公亦不由義公。朽骨徒當レ埋二道路一。
七生人間恨未消。忠臣志操一何若。
湊川水落慘無聲。廟外松風如有怒。

從來人事多可悲。又見天意有所寓。
千歲此地表孤墳。神州長欲護皇祚。」

追和友人賴子春絕命口號韻

憶起昌平共聚螢。同期趙璧中連城。
養來正氣乾坤塞。遯去忠肝日月明。
海內幾人扶國體。山陽有子發家聲。
皇猷永賴遊魂護。凜烈英風死勝生。

などあり平生の氣慨思ひやるべし、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○正五位千葉郁太郎

千葉郁太郎は、但馬國氣多郡粟山村の人にて、田路鼎齋といへる者の子なり、此鼎齋が弟、早くより中山家の家臣田中氏を嗣ぎけるが、即ちかの河內介綏猷なり、されば郁太郎も亦京都に登り、叔父河內介が家に寓し、故有て千葉氏を名乘る、河內介がさま〴〵國事に盡力するを見て、郁太郎も大に奮發し、河內介が指揮のまゝ、八方に奔走しけるが、俄に寺田屋の變生じて、其身もつひに捕へられ、中村重義と倶に鹿兒島に送らるゝ途中、日向細島に於て殺さる、年僅に十八なりしと云ふ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位黑田與一郎

兵庫縣養父郡大蔵村ノ內宮田村

姪 中島勇治

黑田與一郎、名は重清、中島重意の子にして、太郎兵衞重孝の弟なり、天保五年十一月二十日を以て生る、黑田は蓋し本姓なるを以て自ら之を稱す、性英邁幼より農耕を屑とせず、每日武技を嗜む、長して江戶に遊び、築地の贊善右衞門に從て鎗術を學び、遂に其奧義を極む、既にして奧羽を遊歷し、大に得る所あり、文久二年の秋、丹波の人伊藤龍太郎と共に國に歸る、曾て兄太郎兵衞と共に企畫する所あり、居ること數旬、去て大阪に赴く、時に平野次郎、美玉三平等其家に寓す與一郎の出るに方り、三平自ら携ふる所の手鎗を聽して之を勵ます、遂に播州明石藩、播州高砂藩に聘せられ、交替往來して術を子弟に授く、三年十月銀山の事起るに及びて、兄太郎兵衞使を遣して之を招く、乃ち馳て之に加はる、既にして軍敗れ衆潰ゆ、與一郎乃ち兄及び三平等と共に、途を播州宍

粟郡に執り、長州に至らんと欲し、木の谷村を過ぐ、士兵四方に起り、銃を以て之を狙撃す、太郎兵衞三平等皆倒る、與一郎亦數創を蒙り、免る可らざるを知り、從容として縛に就く、遂に京獄に檻致せられ、元治元年七月平野等と共に斬に處せらるべきのところ、爰に奧州巡遊中會津の藩士にして、其門下たりし者の庇護に依り、其慘毒を免れたるも、遂に病で獄中に死す、時に慶應二年十二月十九日、年は三十三、又獄中より絹片に認めて、鄕里に贈りし歌といふに、

元よりも君に捧けしこの身なれは
いささらおしむことなかりけり

玉鉾の道ある國の益荒雄の
えみしを拂ふ先駈のたひ
たとひ身は劍のしたに望ひとも
こゝろは君の馬の御前に
敷島の大和こゝろを盡せしを
とふくもきけよ四方のえみすら

明治三十六年十月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈從五位中條右京

兵庫縣出石郡出石町內松ヶ枝町八十一番屋敷

實弟吉村勇七三男 中條重次

中條右京、名は基好、初め吉村熊太郎といふ、京都姉小路家に仕ふるに及び、始めて姓名を賜ひて中條右京と稱す、父を源平重國と言ひ、中興の祖を甚兵衞重好と稱す、正德二年始めて出石藩仙石氏に仕ふ、重好の子國之、國之の子吉國、吉國の子は重國なり、右京は其長男、天保十四年七月朔日を以て、但馬國出石に生る、長じて棒術捕方を學び、捕方は免許に達し棒術は、皆傳に達す、居常好んで國史を讀み、傍ら和歌を嗜む、萬延文久の交、天下多事、四方有志の士、爭ふて勤王の大義を唱へ、京師に往來す、右京謂へらく、志を立て父母の名を顯さんは此時なりと、屢々京師に上らんことを請ふ、父許さず、遂に一書を机邊に遺して家を脫し、上京して押小路家に仕ふ、時に文久二年三月なり、幾許もなく辭して姉小路公知に仕ふ、公知深く之を寵愛す、嘗て公知の賢明を忌む者あり、同三年五月二十日の夜、公知が禁中より退去の折、右京具せられて有けるが、朔平門の前を過ぎ猿が辻に差掛りし頃、何者とも知れず數人して途に要し之を暗中に刺さしむ、從者みな遁ぐ、右京刀を挺き賊を追ふ及ばず、右京願て公知を索むるに、既に重傷を被り、氣息喘々として來だ絕するに至らず、乃ち之を負ひて館に歸り、直に醫を迎へ之を療す、二三日を經て

遂に薨ず、六月右京の勞を嘉みし、公知の常に佩ぶ所の刀を賜ひ、更に二人扶持を加增し、用人格に進めらる、同月亦三條卿に召され、主人路頭遭難之砌、身命を抛ち忠節を盡し候を聞食され、叡感の趣關白殿へ、命せられたる旨を傳へられ、且白銀五枚を賜はる、其八月京都變動、七卿長門に走る、九月下旬三條卿より出石藩主勤王正義の聞あるを以て、同藩に往き專ら周旋すべき旨を命せられ、長州を發し但馬朝來郡に赴き同志某に會す、然るに藩主勤王の志厚きも、藩士等和せざるの狀況あるを以て、却て不測の厄を釀し、禍父母に及ぶの虞あり、依りて長州に歸り、時を待つに若かざる旨、某の强諭に逢ひ、直に播州に赴く途、偶〻明石旅舍に於て美玉三平に遇ひ、平野次等等の澤主水正を擁して、兵を生野銀山に擧ぐるを聞き、右京直に往きて其群に入る、軍敗るに及び、同志長曾我部太七郎と共に、長州に走らんとし、播州神西郡猪篠村に於て、土兵の要擊する所と爲り、遂に銃丸に中て仆る、時に文久三年十月十四日にして、年は二十一なりき、明治二十四年十一月五日、朝廷其忠誠を嘉みし、靖國神社に合祀せらる、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位太田六右衛門

大阪府東成郡鶴橋村大字東小橋

次男　太田久米藏

太田六右衛門、幼字は熊太郎、名は雅義、但馬國朝來郡竹田町の人、雅方の次男なり、文政六年三月四日生る、其先は播州阿彌陀の城主蔭山左近の後なりといふ、故あり移て竹田に居る、六男あり悉く家を分つ、雅義の祖は其第六子たり、故に世々六右衛門と稱す、六右衛門幼より好んで書を讀み、又武技を嗜む、弱冠にして邑の庄屋に擧げらる、頗る民望あり、天保七年、天下凶歉餓莩道に充つ、六右衛門慨然として曰く、わが勤儉財を致す所以のものは、適〻今日の用に供せんと欲するのみと、乃ち米廩を發きて之を賑恤す、鄕人今に至りて之を德とす、嘉永六年米艦浦賀に來る、幕府大に驚き、新たに海防の策を畫し、多く國費を要す、六右衛門率先義金を募りて之を献ず、此時に方りて天下多事人心恟々たり、六右衛門慷慨憂憤爲すあるの志を懷く、曾て會澤恒藏伯民の新論を讀み、深く感ずる所あり、大息して曰く、今や外夷跳梁殆んど制すべからず、而して幕府人なく一時を糊塗し、以て計を得たりとす、苟此の如んば、國勢陵夷、俊傑ありと雖も復之を奈何ともするなきに至らん、是豈袖手傍觀するの時ならんやと、乃ち福知山藩士市川某を聘し、自ら武技を講じ、且邑里の子弟を奬勵し、就て學ばしめ、又四方正義の士と交はる、適々

近鄕の志士中島太郎兵衛と語り、意氣頗る相投す、文久三年秋、平野次郎、美玉三平、本田小太郎、朝日健等、但馬に來り、密に謀る所あり、十月澤主水正を擁し、義を生野銀山に唱ふ、其十一日澤卿の直書を携へ、志士松下一右衛門を從へて、出石藩主仙石讃岐守へ使するや、養父郡米地村に於て、同藩荒川庄兵衛の手に捕へられ、尋で生野の本營も亦瓦解し事敗れ、翌元治元年平野等と共に、京都六角の獄に檻致せらる、慶應元年四月二十四日、病で獄中に死す、年は四十三、六右衛門天資至孝、早く父を喪ひ、母に仕て、奉養極めて厚し、獄に下るに及び、思慕益々切なり、屢々書を裁して以て其無聊を慰籍すと、明治四年三月、長男文吉、亡父の爲め京都靈山に於て、藤本津之助の墓傍に碑を立て、當時志士の一人宮本池臣、及び六右衛門の遺詠を刻す、二十四年十一月五日、朝廷其忠誠を嘉みし、靖國神社に合祀せらる、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○因幡國の部

○故從二位河田景與

東京府豐多摩郡千駄谷村原宿

子爵　河田春雄

河田景與は、因州鳥取の人、世々藩主池田侯に仕ふ、景與幼字は左橘、後權次郎と改め、又左久馬と稱し、左久馬の稱最も世に知らる、父名は介景、母は佐々木氏、文政十一年十月十八日を以て生れ、嘉永二年藩邸留守居と爲り、祿二百石を食み、文久三年三月、京都邸の吏を兼ぬ、此時に當て尊攘說頻りに諸方に起るに、本藩要路の者共等、多く佐幕の議を主張し、つひに藩主をして節を誤らしめんとせしかば、景與大に憤り、同志の士、太田權右衛門、中野治平、佐善修藏、託間樊六、足立正聲、奥田萬次郎、加須屋貞藏等以下廿餘人と八月十七日、本國寺の營に押入り、佐幕の重臣たる黑部權之助以下數人を斬り、即夜關白鷹司家に訴へ其始末書を上りしかば、藩命を以て油小路の邸に幽せられ、元治元年五月に至りて赦されしが、其七月長州の諸志士に關係ありとの嫌疑にて、伯州日野郡黑坂村と云に蟄居させられ、慶應二年又鳥取に呼返し、親族方に預けと爲りしに、時勢大に迫る樣を聞き、ひそかに長州に走らんと決し、同志の人々と相通じ、八月廿七日の夜、脫出して雲州手結の浦に至りしに、藩の追手雲州人と心を合せ、路を塞ぎて逼りしにぞ、太田權衛門、託間樊六等鬪ひ死し、景與は免れて長州に赴き、佐々木男也が南園隊に屬し、三年冬有栖川宮の命を受け、出でゝ其機務を司さどる、既にして明治戊辰の役に及び、藩主東山道先鋒の命蒙り

しを以て、景與乃ち叅謀として兩野の間に向ひ、四月宇都宮の役の如き、景與の隊下勇戰最も勤め、つひに大に賊軍を破る、五月上野の彰義隊を討伐するに及び、黒門口に向て功あり、既にして又磐城の方に向ひ、平中村等諸城を降し事平きて、江戸府判事及び甲府判事となり、永世祿四百石を賜ひ、兵部大亟に任じ、是より或は京都府大參事、或は彈正大忠に任じ、八年鳥取縣權令に至り、十一年元老院議官に轉ず、二十年五月華族に列し子爵を賜ひ、廿七年正三位に叙せられしが、三十年十月病に臥しかば、特旨を以て從二位に叙し、つひに薨ず年七十六、青山梅窓院の塋域に葬る、景與性勇武最も撃劒に長じ、よく子弟に教へて倦まさりしと云ふ、

斬殺趣意書

國家ノ安危旦夕ニ迫リ候ヲモ不顧、彌壅蔽ヲ極候事、何トモ不容天地大罪ニ御座候、依之不得已加斬戮

文久三年八月十七日　二十三名連署

斬殺人名

側用人　黒部權之介　側役　高澤省己
側役　早川卓之丞　側役　加藤十次郎

斬奸後家老荒尾千葉之介へ呈出之書

其身輔弼ノ任ニ備リナカラ、大義ヲ忘レ君ヲ不義ニ陷レ、國家之大賊ニ御座候、恐多クモ中將樣御上京以來、今日ニ到テ不可謂之汚名ヲ御蒙被遊候樣成行候ハ、全ク此四人ノ所爲ニ御座候事、今日ニ至リテハ、國家ノ安危旦夕ニ迫リ候モ不顧、彌壅蔽ヲ極候事、何トモ不容天地大罪ニ御座候、依之不得止加斬戮、爲中將樣害汚名、各御國威ヲ四海萬世ニ揮度、身ヲ忘レ大法ヲ犯候段、如何體之御咎被仰付候テモ、決テ不苦奉存候

八月十七日　二十二人連名

鷹司關白三條議奏ニ上ル書

右之者共當時輔弼ノ職ニ在ナカラ、上下ヲ壅蔽シ、主人勤王ノ志ヲ沮抑シ、遂ニ天下ノ汚名ヲ蒙ラシメ候段、不屆ノ至ニ付、此度何レモ申合、斬戮ヲ加ヘ申候、是迄種々御聞込モ可被爲在候得共、全ク右四奸ノ所爲ニ御座候間、何モ御氷解被成下、追テ顯奮出候儀モ可有之奉存候ニ付、此段御憐察被成下候樣、泣血奉懇願候、

○贈從四位中井範五郎

鳥取縣東伯郡下北條村字松神村

中井貞吉

中井範五郎、名は正勝、字は天定、初稱は源三郎、翠軒と號す、本姓永見、因州藩士和十郎明久之弟也、出で同藩中井總右衛門の養子となる、天資穎達にして敢爲の氣あり、少くして武藝に志し、最も砲術を喜び、山口虎夫に師事す、文久三年、吉田保實、山口正次、吉岡正臣等と、勝麟太郎に就て浪華に寓し、防海の術を講究す、七月侍從四條隆謌、監察使として播州に赴くに當り、之に從て播淡の間に周旋盡力す、事畢て入京し、八月十七日兄明久と共に、河田左久馬等諸同志と謀り、本藩主をして勤王の實を擧げしめん爲め、本國寺に入て清側の擧に及び、後鳥取に幽囚せられしが、慶應二年七月、藩論恢復の爲め、同志と破獄して長州に投奔の後、足立正聲、山口正次等と山口に入り、大村益次郎に從て西洋兵法を學ぶ、同三年秋、長藩の密旨を稟け、正聲と共に姓名を變じて、窃に上國に往返す、王政一新に際會するに遑て、官軍に從て東下す、五月六日大總督府、範五郎及び、佐土原藩士三雲爲一郎を以て軍監とし、豆相二州の監察を命せらる、範五郎江戸を發し、巡察して箱根に至る、時に亡賊林昌之助等箱根を侵し、關門に迫る、範五郎小田原藩兵を督率して、之を拒くに藩兵敗て賊に應じ、却て爲一郎を逐ひ範五郎を殺す、範五郎年二十九、實に同月廿日也、嘗て作る所の歌あり曰く、

述懷

眞心のあるかなきかはしら露の
玉とさゑての後にこそ見め

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位田村復齋

東京市赤坂區新町三丁目四十番地

田村英太郎

田村復齋、名は弘、世々鳥取藩主池田家に仕ふ、人と爲り忠悃貞亮德量あり、事に臨て敢爲、尤も經濟の才を抱く、藩主五世に歷事し、池田慶德の時擢でられて中老となり、專ら財務を理し民政を治め、姦を退け忠を進め、常に慶德を輔けて藩屏の任を盡し、脩擾の實を擧げしめんとす、藩内士民矜式せざるものなし、慶應戊辰、伏見の變報至るや、藩論未だ定らず、上下騷擾たり、時に復齋既に老を告げて家に在り、之を聞き憤然、杖に伏て登城し、藩主に說くに大義を以てし、直に佐幕論者數人を擯斥し、一藩の方向を定む、明治二年、奥羽征討の際、盡力の功を以て、玄米拾貳石五斗の加祿を受く、同八年二月病歿す、享年七十四、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位伊丹造酒之助

大阪市北區天神橋筋東二丁目四九

伊丹芳松

伊丹造酒之助は、因州池田侯の家臣なり、後に與總次と更む、名は貞直、人と爲り長大にして眼に白多し、性豪放にして權略あり、能く人を御す、少くして文武を嗜み、夙に尊攘の說を唱へて、一藩の子弟を鼓舞す、時に酒を使ひ、大言壯語を以て人に加ふ、瑞德公の時表小姓となり、尋で罷む、省山公封を襲ぐに及び、擢で尙德館の目付とす、後明奉行、米子定番大砲頭を歷て、長柄頭に至る、文久三年長藩攘夷の擧あるや、使を奉じて彼地に赴き、元治元年、京畿の擾亂に方てや、勤王壯士一隊を率ゐて禁闕を護衞す、是歲游軍物頭となりしが、俗論黨の陷るゝ所となり、其職を免し閉門を命ぜらる、然れども屹然志士の領袖となりて、藩論恢復の策を運らす、姦徒爲めに膽を冷し、正黨依て意を强くす、明治中興の初め、藩內の人心恟々、士民殆んど方向に迷ふの時に當て、諸同志と謀り、陰に力を盡す、一藩遂に無事なるを得しもの、造酒之助與りて功あり、某月再び游軍物頭に補し、二年辨務より權少參事に任じ、累進して大參事に遷る、四年正月免す、是より先き藩公東京に在り、人あり公に勸めて、造酒之助を召す、蓋し是をして首府の政體を熟知せしめんが爲めと云、時に造酒之助意甚だ平らかならす、一夜酒を被りて怏々たり、會々同志堀大西二子至る、造酒之助宿癖頓に發し、眼を瞋らして二子に謂て曰く、今や藩內に姦人あり、斬て之を除かざれば、禍且つ測られす、子等其れ之を圖れよと、二子其平生を知るを以て、敢て爭はずして去る、已にして造酒之助東京に至り、未だ幾ならずして、乞て歸藩せしが、曾て造酒之助を惡む者あり、曩日の暴言を耳にして、奇貨置くべしと、竊かに要路の門に走り、造酒之助刺客を使嗾するの擧ありと訴ふ、藩廳警て其參廳を停め、謹愼を命じて之を公に聞す、藩公亦愕然、急に奏して其職を罷め、召して之を糺問するに、造酒之助謹て其罪に服す、乃ち之を靑山の第舍に禁錮し、頃之して病に罹り、危篤に迫れるを以て、特に禁錮を宥められしが、尋て歿せり、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈正五位中野治平

大阪市西區西野下之町七十二番屋敷

中野赳夫

中野治平、初名は大一郎、後元長、字は子善、扇山と號す、因州藩士大右衞門の長子、天保九年九月二十一日、鳥取今町の家に生る、其人と爲り、機敏にして才辯あり、幼きより、學を好み、詩文を能くす、學校敎官より擢でられて、藩主の小姓役と爲りしに、同役の人々が、柔惰の樣を見難ね、直に其職を辭す、文久三年、周旋方となりて、京都に登り、專ら國事に盡力せしが、姉小路少將を暗殺せし嫌疑者、召捕られし折、同志佐善脩藏と共に朝命を承りて、水戶肥後姬路津山等の藩士某々と、同じく鞫問の事を勤めければ、白銀の御賞賜を受けたりとぞ、同年八月藩の側用人黑部某、側役高澤某等幕府に媚びて、藩主が勤王の妨するを憤り、河田左久馬、吉田直人等と謀りて、遂に之を擊殺し、後直人等と同じく、長州に奔らんとせし途中、手結浦といふ所にて、雲州人の爲に抑留せられしうち、黑部等が子弟、及び藩兵の襲ふ所となりて、遂に鬪死せり、時に年二十九とかや、其幽囚中にて、同志ともより、屢々書を藩主または執政に上りけるが、其文案は大かた治平が筆とりしものなりきとぞ、又弘化嘉永より、文久慶應年間の形を筆記し、評論を加へたる者あり、題して天定錄と云ふ、未だ全く稿を脫せずしてやみぬ、治平尤も探偵の道に長ず、或は商賈となりて、近江に忍びゆき、或は黑坂より、姿を飛脚にやつして京都に入り、時情をきゝつくろひし事の如き、他人の及ぶ所にあらずといふ、曾て京都にありて作れる詩に

北望雲隔故鄕山。身在京城多苦難。
三十六峯風帶雪。春陽猶未到人間。

又伯州の黑坂より鳥取に護送せらるゝ途中の作といふに、

雪打輿窓春色幽。空思往事意悠々。
名和港上風濤惡。一髮何邊是隱州。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位增井熊太

京都府葛野郡朱雀村字聚樂廻豐樂西町

增井靜士

增井熊太、名は一貫、字は子忠、北洋生と號す、因州の藩士清藏の四男なり、其人となり豁達にして膽氣あり、夙に慷慨憂國の志を抱く、少きより武藝を好み、年十八家を脫して江戶にゆき、齋藤彌九郎に就て劒法を研き、文久三年、藩主の養母法隆院に從ひて國に歸る、同志沖剛介と最も深く交りけるが、つひに相謀りて、監察堀庄次郎を殺す、其前後の事蹟は大かた剛介に同じ、やがて調所に呼出ださる、有司等列を正して鞫問しけれど、更に一語を發せず、嚴然正座するのみ、遂に番頭神戶某が宅に預けられ、九月十一日に至り、自刄を命ぜらる、其命を承るや、從容自若、徐かに父母に贈るの書と辭世の歌とをかき認め、微笑しつゝ刀を執り、潔よく腹かき切りて死せりとぞ、年二十二、熊太氣宇淸爽にして、胸懷

洒然たり、軀幹短小なれども、頗る膂力あり、嘗て江戸にありしころ、武術修行として上野の國に遊ぶ、會々日暮に際し、博徒の長某が家に宿りを求めたりしに、夜中に至り、博徒等俄かにいさかひ始め、一方ならぬ騷ぎとなり、其長も力を盡して制せしかど、治まるべき樣なかりしかば、熊太奮然其場に躍り入り、刀を拔て凶漢數人を斫りしに、他の者共も之にや懼れけん、忽ちにして靜りたりとぞ、最期にのぞみて、よめりといふ歌は

ますらをか心もときしやき太刀の
　ひかりにうつる秋の夜の月
今は世に思ふことなき身なからも
　なほこひしきは親の面影

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位奥田萬次郎

兵庫縣明石町内大明石村
嗣子 姪 奥田力
　 姪 奥田義人

奥田萬次郎、姓は平、名は信實、因州鳥取藩の世臣奥田又右衛門成武（成武同藩多田政胤の二子來て婿養子となる）の二子にして、銕藏成績の弟なり、天保元年九月十四日を以つて、因幡國鳥取城下寺町に生る、人と爲り忠實方正にして言笑寡く、慷慨氣節ありて、苟く人と合はす、少うして武技を能くし、夙に憂國の志を抱く、安政元年雇を以て、武藏國本牧海岸警衛の命を奉ず、二年三月撰を以て藩主の床几廻りを命せらる、文久三年五月、床几廻を免せられて、更に命を蒙り上京す、此時に當て、朝廷屢々攘夷の勅を下したまふも、幕府之を奉ずること能はず、天下の志士輦轂の下に集り、時論沸くが如く、物情騷然たり、萬次郎憂憤時事を建言す、尋で天皇大和行幸の詔あり、干戈幾んと動き、市民荷擔して立つ、是より先藩主徴に應じて入京し本國寺に館す、藩主素より重望を負ひ、將に朝旨に答へ藩屏の實を擧げんとす、而るに左右要職の臣某等固と勤王を欲せず、志士を忌み主聽を塞ぎ、其說反覆常なし、而して時勢日を追て切迫し、內は藩主辱を朝野に受け、禍害將に其身に逮ばんとし、外は某藩及び諸國志士謀を合して兵を闕下と近畿に擧げんとするの企あり、藩の伏見邸兼京都邸留守居河田左久馬（後に景興と云）嚮に使を奉じて長藩に赴き、八月十六日本國寺に復命して伏見邸に歸りしが、時勢此の如く急なるを見て、翌早馬を驅て上京し、藩老和田邦之助（但旦）と謀り、遂に誅奸清側の策を定め、本國寺の官舍に入り方略を按ず、折ふし萬次郎を始め京在の勤王諸士、相携へて東西に馳せ回りけるが、追々此舍に集合して恢復の謀を議す、

論鋒電を發し氣焰燃んと欲す、左久馬清側の外療法なきを說く、衆議乃ち決し、誓て死を共にせんとするもの二十一人なり、即夜同志を二分して、一は側用人黑部權之介の宿舍に入て之を刺し、一は側役の宿舍に向て、二人（高澤省已、早川卓之丞）を斬り一人（加藤十次郎）を屠腹せしめ（加藤は當夜宿直せるを以て留書して屠腹謝罪を促したるなり）乃ち其始末を藩老荒尾千葉之介が許に告げ、去て關白鷹司議奏三條の兩邸に至り、歎願書を上て藩主勤王の誠意を貫徹せしめんことを乞ひ、遂に東山なる、知恩院の塔頭良正院（鳥取藩香華院）に退き、書を以て罪を請ふ、實に同月十七日の事なり、此日土佐藩士吉村寅太郎等、中山忠光を奉じて兵を大和に擧ぐるの事あり、又萬次郎等諸士の將に良正院に入らんとするや、遙に砲聲を聽く、則ち會薩二藩九門を閉鎖するものにして、長人輦下を斥けられ、三條西中納言等七卿西下の事あり、既に院に入る、拂曉に至り長藩の士久坂義助、備中の人飯居簡平をして來り告けしめて曰く、聞く諸君事を擧げて寺院に屛居すと、今日の時勢請ふ死を急ぐなかれと、尋で肥後藩の士轟武兵衛、阿波藩の士柏木半平、姫路藩の士河合惣兵衛、津山藩の士鞍懸寅次郎等、馳來りて九門內の變を報じ、密に議する所あり、當時時勢の急激なる以て想ふべし、而して萬次郎は自ら感ずる所あり、同廿日朝屠腹咽喉を貫て死す、享年三十又四、良正院後山に葬る、佛諡して淨岳院皓月信實居士と曰ふ、元治元年藩主萬次郎が死を哀み、祭粢料として每歲銀五枚を賜ふ、明治維新に及び、京都靈山及び鳥取縣の招魂社に合祀せられ、二十四年十一月六日、靖國神社に合祀せらる、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位仙石左多雄

仙石左多雄、幼字は司馬又泰輔といひ、後に左多雄と改む、名は隆明、因州鳥取藩の支封松平伊勢守仲立江戸定府の家士仙石有の長子、天保十三年十二月廿八日生れ、江戸芝六軒町の邸にすめり、始仕へて中小姓を勤め、後祐筆に轉ず、幼より同藩石川一と志を同しくし、秋田藩の平田鐵胤に從ひ國學を受け、夙に名義の紊亂を嘆き身を以て王事に殉んとす、文久二年四月、一と共に藩を脫し鹿兒島藩士多治見清八等と、京都に赴き、王政の復古を希望し、專ら國事に周旋せり、然れども未だ其志を得ずして一等と同じく東歸せり、十月二十四日尙其志を遂げんと欲し、三輪田綱一郎及び一等と再び京都に上り、師岡節齋、宮和田勇太郡、靑柳健之介、建部建一郎、高松平十郎等と同じく二條衣棚に寓す、時に幕威の狂暴にし

て、王權の振張せざるを憤慨す、三年二月宗藩主松平慶徳、左多雄一が報國盡忠の赤心を稱賛し、招聘すべきの内命あり、其折賀弟鎌次郎義明に贈れる歌に、

埋もれし深山の花も時を得て
今の盛りを人や知るらむ

同月二十一日、同志角田忠行洛西等持院に詣り足利の木像を見んとす、寺僧曰く、二杖頭を棄せば帳を開くべしと、忠行怒り罵りて逆賊の醜像を觀るに何ぞ棄するを用ひんとて、憤然として去り長尾郁三郎、小室利喜滅（後に信夫と云）を訪ひ、數百年の宿憤を霽らし、幕府が不臣の罪蹟を懲戒せんと擬し、相伴ひて洛東法皇寺なる野名久左衛門の寓に會して同志と謀る、中島永吉（後に錫胤と云）西川吉輔、岡元太郎等も亦來りて共に計畫せり、翌廿二日同寓師岡青柳建部高松及び、角田長尾小室大庭（恭平）長澤等九人暴雨を冒して、薄暮等持院に亂入し、足利高氏義詮義滿三人の塑像を斫り首を引抜きて、三條河原にもて出で、梟木にかけ、同所の橋の上に札を建て、其罪狀を書つけたり、此者共惡逆は、既に先哲の所排斥、萬人の能く知る所にして、今更云に及ばず、因て此影像を令斬戮、就ては乍資言聊其罪を示すべし、抑此大皇國の大道、只々忠義の二字を以て其大本とす、是神代以來の御風習なるを、賊魁鎌倉頼朝世に出で奉悩朝廷不臣の手始致し、尋で北條足利に至りては、其罪惡實に不可容、是天地神人共に知る所なり、雖然當時天下錯亂、名分紛擾の世、朝廷御微力にして、其罪を糺し給ふこと不克、遺憾豈不可悲泣乎、今彼等の遺物を見るに至ても、眞に不堪憤激、我々不敏なりと雖も、五百年往古の世に出たらんには、生首引拔んものをと、握拳切齒片時も不能止事なり、今や萬事復古し、舊弊一新の時運追々不臣の奴原、罪科を可糺の機會也、故に我々申合、先づ其巨賊の大罪を罰し、大義名分を明さんが爲め、昨夜等持院に在る所の尊氏始め、其子孫の奴原の影像を取出し、首を刎て是を梟首し、聊散舊來之苦憤者也

文久三癸亥二月二十三日

大將軍織田公に至り、右の賊統隋滅す、是些爽愉快といふべし、然るに夫より爾來今世に至り、此奸賊に猶超過する者あり、其黨許多にして、其罪足利等の右に出づ、若夫等の輩、直に舊惡を悔ひ、忠勤を抽で、鎌倉以來の惡弊を掃除し、朝廷を奉補佐、古昔に復し積罪を償ふの處置無きに於ては、滿天下の有志、追々大擧して、可糺罪科もの也、

右は三日の間晒し置、若し取捨候者は、急度可行罪科者也

これこの頃上洛ありし、徳川將軍に對して、諷諭する爲めなりと云あへり、既にして事露はる、左多雄自ら手を下させる所なしと雖も、其事に連及するを以て、獨り自ら戒心す、同廿七日の昧爽京都守護職會津藩士松平容保、遠兵百餘人を遣はして其寓居を襲ふ、偶々一及び三輪田宮和田建部は在らず、高松は重傷を受け、師岡青柳は捕縛せらる、左多雄單身刀を揮ふて拒戰し、遠兵數人を傷け躍りて二階に上り、身ら腹を割きて死す、時に年二十二、而して會兵左多雄の首を斬り、青柳の片袖を取りて之を裹み、槍に釣し相擔ひて引上げたり、同藩士其屍を引取りて假葬す、後會藩其葬所を發きて屍を取り、首と共に鹽藏して之を六角獄舍に置く、六月該件裁判落着の後、死體取棄の命あるを以て、同廿六日國老和田邦之介の内意を以て足立正聲、伊吹市太郎、松田正人等六角の獄舍に就き死體を受取りて、横田友次郎、尾崎健三と共に、鴨東靈山に埋葬せりといふ、左多雄和歌を善くす、其一二に曰く

縱令身は何所のはてに曝すとも
魂は都の空にとゞめむ

武藏六鄕の渡を過ぐる時

後の世の名をこそ惜め玉川の
流も清きゆくすへを見て

川崎驛にて父母を思ひ出て

歎くにも猶餘あり父母に
此れや別れの限りと思へは

明治三十一年七月四日、特旨を以て正位五を贈らる

○贈正五位沖剛介　實兄　男爵　沖　守固

神奈川縣鎌倉郡鎌倉鶴谷

沖剛介、初は高祿といふ、名は銓、字は秉衡、天外狂夫または嘯々齋と號す、因州藩士一峨貞の次男にして、探三守固が弟なり、江戸八代洲河岸の藩邸に生る、性敏捷にして才辯あり、眉目清秀、風采英拔、最も讀書を好み、林圖書頭、大橋順藏、萩原鳳二郎等の諸儒に從ひ、專ら經史百家の學を修め、博覽强記にして詩文を能くし、至る處異才を以て稱せらる、年十七にして、藩邸學校の助教に擧げられしが、自ら安せざる所あるをもて、之を辭す、文久三年の春、英國人生麥の暴擧を憤り、横濱に於て、幕吏と談判を開かんとするよし聞えければ、剛介其友足立正聲と、共に藩に至り、有司に面して、藩主の養母法隆院を始め在邸士卒の家族をも、殘らず國に還すの必要なる旨を痛論せしに、其言遂に採用せられて、一統をば歸國せしむる事となれり、此時剛介正聲及び高濱毅之助、增井熊太等、皆法隆院の供人となりて國に歸れり、其後剛介周旋方に選ばれしかば、東西に奔走して、專ら心を盡しけり、元治元年、長州藩の三家老等、訴ふるよしありて京畿に屯し、騒動大方ならざるよし聞えければ、藩主急に兵を出して京都を護らしめ、別に伊丹造酒之助と云ふ者に、有志の一隊を添へて出立たしめたるに、剛介熊太も其選に與りて上京す、程なく

長州の軍敗れしかば、剛介等もまた國に歸れり、此時幕府大軍を起して長州を征討するの號令を下しゝに、藩中にては議論二つに分れ、長州さきに事を爲しゝは、勤王を專とするより出でたり、いかでか之を罪とすべき、決して討つ可からずといふもあり、否、長州既に罪を朝廷に得たり、今幕府の命令を以て之を討つに、何の憚かあるべきといふもあり、こゝに同藩士堀庄次郎といへる者は、もと儒員なりしが、擢でられて監察と爲り、日頃尊攘の說を唱へしに、時勢漸く變じ來り、勤王を唱ふる輩、多くは難にかゝれるを見て、忽ち其說を變じ、頻りに佐幕の說を唱ふ、折しも征長の役起りしかば、先づ幕府の嫌疑を解かんが爲に、藩中にて專勤王を唱ふる者共を、盡く芟除せんと、急に藩主に白し勸め、其用意調ひしも平日に異ならず、やがて短刀逆手に持ち、腹一文字にかき切りし時、介錯のもの、背後より其首を擊たるに、過ちて其肩に斬付けゝれば、剛介顧みて乞ふ徐にせられよと、少しもさわぐ色なく、更に頸を延べ、其刀を受けて死せりとなん、時に年二十二、觀者皆其膽力の豪なるに感せざるはなし、剛介かつて藩主の爲に使して、時の老中板倉勝靜の許に至り、藩主の書を出し、且つ時事を白す事ありしに、勝靜之を聽終り、返書を授け、ものやわらかに言づてして之をかへす、乃ちいそぎ江戸を立ち、濱松宅で來りて謂へらく、板倉侯の言語、怪むべき所なきにあらず、さるにても此返書、いかなる而出者、是無他矣、佞臣蔽之也、臣等不堪忠憤、欲誅除一佞臣、然不告而除君側之姦者、春秋書爲叛臣、臣等固不欲受叛名、且恥失體裁、故先告而後誅之、伏惟執事幸察焉

斯の如き書を投げ入れ、二人直に堀が家に押入り、庄次郎を斬殺し、其まゝ但馬が宅に至りて、其始末を申訴へ、罪を待ちたり、これ實に其年九月五日の夜の事なりとぞ、かくて藩の調所より呼出され、役人除多立出でゝ、其顚末を糺問せるに、剛介少しもおめたる色なく、言を正しくして、是非曲直を論せしかば、役人共も之に服し、詰り問ふことを得ざりけりとぞ、程なく番頭加藤某が宅に預けられしが、九月十三日に至り、遂に自刃を命ぜらる、其死に就くや從容として少しも平日に異ならず、やがて短刀逆手に持ち、腹一文字にかき切りし時、介錯のもの、背後より其首を擊たるに、過ちて其肩に斬付けゝれば、剛介顧みて乞ふ徐にせられよと、少しもさわぐ色なく、更に頸を延べ、其刀を受けて死せりとなん、時に年二十二、觀者皆其膽力の豪なるに感せざるはなし、剛介かつて藩主の爲に使して、時の老中板倉勝靜の許に至り、藩主の書を出し、且つ時事を白す事ありしに、勝靜之を聽終り、返書を授け、ものやわらかに言づてして之をかへす、乃ちいそぎ江戸を立ち、濱松宅で來りて謂へらく、板倉侯の言語、怪むべき所なきにあらず、さるにても此返書、いかなる

事をかしるされけん、面前論せし如くなりやあらずやと、窃に封押切りて讀下すに、口授せられし如くならねば、大に憤り、急ぎ江戸に引返へし、再び勝靜に對面を乞ひ、如何なる故にて、かく御言葉は齟齬候ふかと詰りければ、勝靜も其理にや服しけん、書改めて渡されしかば、剛介受取りて一讀し、やがて持歸りて主君に呈したりとぞ、其事に當りて貴權をも憚らざるかくの如し、嘗て作れる詩文の草稿若干卷あり、其一二首を左に錄す、

前後赤壁圖

桂櫂蘭槳擊二空明一。有客吹簫潛蛟舞。
黃州逐客慷慨士。笑浮二大白一談二浮生一。
西望二夏口一東武昌。山川相繆鬱蒼々。
江上清風疎二髯動一。山間明月仙骨輕。
千古英雄橫レ槊地。因二君一杯一戰纔清一。」

蹦岸千尺江有レ聲。木葉脫盡山蒼々。
松江鱸魚一斗酒。也繼二前遊一扁舟輕。
黃州困厄金邁窻。掃二却得喪一浩氣橫。
鶴唳橫レ江夜寥々。于レ今千秋有二遺聲一。」

詠史

時不利兮騅不レ行。深陷二大澤一事可レ傷。
回レ頭原上秋蓬颯。旗幟西東不レ識レ名。

金兜離披貫二流矢一。力能拔レ山亦已矣。
惜君才輸矮驅奴。遂向二中原一失二朝國一。」

同

落日黃雲陰山昏。百戰馬疲不二勝奔一。
懸軍糧盡事可レ悲。前有二勁敵一後無レ援。
振レ臂一呼殘卒奮。英氣凜々凌二乾坤一。
匈奴十萬皆辟易。英雄不レ恥李廣孫。
成敗論レ人眞强詞。休レ論將軍負二漢恩一。」

又掌中祕祿と題せる、手記の中に左の箴言を錄す、亦以て其人となりを知るべし、

持己三則

昧爽而起、整二衣冠一拜レ君、夜亥時、點二檢一日之事一、然後就レ寢事、一日必閱二史二冊一事、
信義二字、雖二身首異一處、株守不レ失事、
明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位橫田友次郎

鳥取縣鳥取市西町　橫田恒治

橫田友次郎、名は靖之、因幡國鳥取の藩士何某の從卒なりし

が、其性骨鯁なれば、主人に忌嫌はれ、長の暇を出され、それよりみづから奮發し、讀書の業を怠らず、此人孝道に厚く、また慨世の心も深かりけるが、つらつら時勢を案じ、忠孝兩全なりかたきことを悟り、父母に辭して國を出で、艱難辛苦いとひなく、四方に奔走したりとかや、文久三年十月、但馬生野の一擧をきゝ、國に酬ん時こそきつれと、いそぎかしこに馳行き、其かたうとに加はり、味方敗軍の後、細目にかくり、京師の獄に送られて、あくる元治元年七月、平野次郎等と諧共に、刑場の露と消はてぬ、時に年三十一、

明治卅一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位尾崎健三

鳥取縣鳥取市湯所町
遺族 尾崎金龍
實妹 尾崎とみ

尾崎健三、名は孝基、因州の人、天保十二丑年七月十六日、鳥取藩主池田氏の連枝池田式部氏の邸に生る、父は治泉、禮法を以て主に仕ふ、母は池田氏、父の四十二歳初めて健三を生む、後一弟一妹あり、健三幼名を長太郎と云ひ、十七歳にして元服し健三と改む、幼よりして殿中に育ち、最も式部に愛せられ、長じて易を學ぶ、性致密倜儻、己の意に滿たざれば研鑽止まず、十四五歳に及び、初めて書は石田氏を師とし、劍を淺田圭計に學び、禪法は同藩士岡仲次郎に就きて質す、然れば日も猶は足らざるの有樣にして、夜も書を手にせざれば眠る能はざりしと云ふ、十七歳京師に出で、繪畫を以て名高き、武澤容嚴に就きて學び、傍ら志士に交りを結び、十九歳鄉に歸り藩校尚德館に於て、藩儒景山龍造に師事して漢籍を修め、大に異才を放ちしかば、最も師に愛せらる、武道は再び淺田圭計を師とし、斯道の奥義を極む、廿三再び京に遊び、月卿雲客に近づきて益々志を堅くす、然れども機未だ熟せず、翌年六月里閭を訪ひしが、恰も隱岐に事ありしを以て、數十日間、師景山龍造と蹈査せしも、京都の同志頻りに書を寄せて、上洛を促せしかば、一夜深更酒一壺を携へ歸り、親子兄弟と靜かに別宴を開き、夜半密かに發程上洛す、途、鹿野より書を寄せて曰く、吾生還を期せず弟妹幸に老ひたる父母を慰養せよ、而して吾浪士たれば、累を藩に及ぼさざらんが爲めに姓を變せん、然れども陣に臨むや必ず本姓に復し、且吾長たれば太郎とせん、而して十六日を以て吾の祭日とせよと、既にして又故あり、姓名を磯崎豐と改め、文久三年大和天誅組に與みして、八月十六日陣に臨み、各所の戰ひ勇闘最も務めしが、遂に捲創を數所に蒙りて、藤堂藩の爲めに生擒せられ、翌二月十六日京に於て斬らる、時に元治元年なりき、辭世として

殘るもの
ものゝふの赤き心は楓葉の
散りての後のにしきなりけり

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位須山萬

鳥取縣西伯郡日吉津村大字富津

須山肇

須山萬、字は十千、遜處と號す、伯耆國會見郡日吉津村の醫啓藏の次男なり、幼きより讀書を好み、鳥取に出でゝ、本藩の儒員正塲蕉が教を受く、夙に慷慨憂世の志を抱きしが、遂に藩に備はれて周旋方となり、東西に奔走して國事に盡力す、元治元年江戸に赴き、長州の人々と交り、相共に提携して、なす所あらんとす、此時長州の藩士等、いたく幕府の嫌疑を被りて、出入の者さへ嚴重に詮議せらるゝ事となりしかど、萬其人々と絕ち去るに忍びず、同藩の留守居遠藤某の供人と僞り、姓名を小田清次と變じて、彼の邸にとゞまり居りしが、其年七月廿六日、幕吏數十人其邸を圍みて、一々人員を檢査するに、萬の樣子不審の廉やありけん、遂に引立てられ、吟味所にて調を受くるをり、憤懣禦のうちに短銃を藏せるを見顯され、遂に拘留の身となりしかど、竊に監卒の際を窺ひて逃走し、髮を剃り落して委を僧侶にやつし、諸處に潛匿せるに、またもや縛せられて傳馬町の獄に下され、同年十一月八日、（或は慶應元年三月十四日なりと云ふ）斬首の刑に處せらる、年二十三なりきとぞ、其刑に就く前にあたり大聲幕府の罪惡を數へ、罵詈を絕たざりしかば、獄吏之を憎み、口を開く每に齒牙を挾去りしも、少しも屈せざりしとなん、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位石川一

石川一、初めは眞魁といふ、名は貞幹、六兵衞の二子なり、因州鳥取の別封松平伊勢守が家人にて、江戸の邸に生る、幼けなくして父母にわかれ、姉婿岩瀨藤四郎誠甫に育せる、安政五年、小姓役と爲り、文久元年、和宮降嫁の折、擇ばれて奏者にあげられ、傳奏屋敷に勤番す、其後同志の友、仙石左多雄と申合せ、同じき二年四月の末、忍びて上京し、諸藩の士に交りを結び、大納言中山忠能、少將岩倉具視等、名ある公卿に謁見し、まをすむね有りしかども、未だ志をえず、江戸の藩邸に立戻りしが、一旦浮浪と爲れる身なればとて、邸内に

入るを許されず、因て又岩瀬氏に頼り、身を潜め居たりしに、翌月中山忠光に従ひ、大和五條に兵を擧げ、味方敗軍の後、三輪田綱一郎、及び佐多雄等と又もや京都に馳上り、二條衣棚に假住居す、三年二月、鳥取藩主松平慶徳、在京しけるが、一佐多雄が赤心を愛で、呼よせて其意見を諭ふ、一いたく喜び、和歌を詠じて其志を述ぶ、

大君の御爲と盡す大丈夫に
　神の恵のなからましやは

かくて此月廿二日、同寓の士數人、等持院に入て、足利父子木像の首を斬りし事あらはれて、廿七日の昧爽、守護職の武士、衣棚の寓居に討入りければ、或は捕はれ、或は自殺したり、一は其前日より、河原町なる、長州邸内にをりければ、そがまゝ竹内新八郎と假稱し、かしこに潜匿し、逮捕を免るゝ事を得たり、時に詠める歌に、

大君の御心安まつらんと
　露の命もなからへにけり

因老益田右衛門介にこひて、同志の徒と彼國に下り、赤間ケ關にて、佛國の軍艦と戰ひ勇名を顯はす、其後また都に上り、松平慶永が、幕府の命に從ひ、入京する由を聞き、以ての外に憤激し、是必ず勤王諸士を召捕へん爲めなるべし、惡くきやつが振舞かなとて、七月廿六日の夜、梅村眞守、伊藤嘉融

○贈正五位吉田直人

北海道膽振國室蘭郡論西村百九十五番地
吉田英夫

吉田直人、幼字は早蔵、名は保貫、字は子華、隅山又藍園と號す、因州藩の執政荒尾志磨が醫師、穴山梅庵の子なりしが、本藩の吉田某が家の絶えたりし跡を繼ぎて、藩に仕ふ、人と爲り、温厚忠實にして思慮深く、事に臨みて能く斷ず、幼きより學問を好み、弱冠にして藩學の教官に擧げらる、吉田氏はもと砲術を以て家業とせしも、直人藩に乞ひて兵學家となり、專ら韜鈐を修めけるが、ついに江戸に赴き清水太郎、安原三吾、津田重藏、宗岡泰輔等に從ひて、之を研究し、また若山壯吉に就き、經籍をも修めぬ、兵法に於ては、數流の奥義を極めしが、就中長沼流上泉流を以て、專ら子弟を教育せり、文久三年、直人大阪なる勝麟太郎が塾に寓して、海防の術

を講ぜしに、都のありさま心にかゝりしかば、山口正次、吉岡正民等と共に塾を出で　馳登りけるに、藩主の側用人、黒部權之助、側役高澤省已、早川卓之丞、加藤十次郎などいへるもの、勤王の妨しければ、直人等今は捨て置くべきに非らずとて、同志廿一人と申合せて之を斬殺したりと云、抑其事の始末を尋ぬるに、此年五月の頃にやありけん、朝廷に於て正義の聞え高き、姉小路少將を暗撃せし賊ありしも、何者の所爲とも分らず、幕府は益々私權を擅にして、聖意に逆ひ奉りければ、天下の有志共、憤激して、禁殺の下に集り、上下騒然として、今にも事のおこらんとする有樣なるに、主上の御力と頼ませ給ふ人も少きまゝ、因州藩主松平慶徳を始、二三の侯伯を召し登せ給ふ事となりぬ、六月藩主は御召に應じ、供人夥多引連れて上京し、堀川の本圀寺を旅館と定め、屢々參内して朝議に與りけるに、長州には攘夷の戰をこり、世の中いとゞ騒しく成行ければ、　主上も深く宸襟を惱ませ給ひ、いろいろ御下問の事どもありける程なるに、藩主に扈從せる、彼の要路の近臣ども、名分を辨せず時勢を曉らず、上下を壅蔽して、有志の徒を擯斥し、とかく藩主が、勤王の爲め、盡さんとする心を沮抑せしかば、一藩の方向も定らず、議論まちまちに別るゝを見て、在京の志士共大に憤り、所詮此等を除くにあらざれば、藩論勤王に一定する期あるまじと

七月五日の夜、足立正聲、竹腰眞輿、堀正の徒、本圀寺に入りて、彼の輩を斬り殺さんとせしも、會々天明に際し、警吏に認められければ、其志を果さずして引退せりとなん、かゝる折柄、時勢愈々さし迫り、大和行幸の詔下り、畏くも　主上御親征の御軍議さへあらせらるゝ事に決し、又勤王の浪士共は、處々に戰を起さんとのあら生しもありて、世の中今にも麻の如く亂れゆかん有樣なるに、彼の輩露ばかりもこれを顧みず、ひたすら幕府の意を迎へて、天朝の旨を奉ずることを拒み、偸安苟且の策もて、藩主に勧め、筋ならぬ振舞のみ多かりければ、藩主も誹謗を朝野に受け、名望地に墜ちんとするのみならず、いかなる禍の出來んも測り難き勢ひとなりければ、一藩諸有志の憤慨いふばかりなし、打筋違に長州に使せし、本藩伏見邸の詰守居役河田左久馬、事を果して上京せるに、此情況なれば大に驚き、直樣執政にて勤王の志深き、和田邦之助を訪ひ、密々謀議を凝らし、己一人にて斬姦せばやと志を決し、本圀寺内なる官舎に入りて、手道具など取片附け居けるに、直人等三四名、尋來りて面會を乞ひ、藩論回復の議に及びしとき、左久馬然ば如何してよからんと問ふにぞ、直人答へて要路の近臣數名を誅除し、君側を清めんのみと云左久馬わざと、そは暴擧ならずやと詰るに、直人否今日に還ては、更に他策僕あるべからず、已に志を決せりと云ひしかば、

左久馬直人等の志堅きを知り、乃ち告げていふやう、余も實は一人にて、其事を行はんと決し居れるなりとて、始めて其底意をうち明けければ、直人等喜て死生を同じうせんことを約す、既にして續々此に會合せるもの都て二十一人に及びたり、即ち直人及び加須屋貞藏、佐善元立、澁谷武貞、同成年、新莊貞老、奥田萬次郎、永見明久、鹽川利行、河田政直、託間樸六、太田權右衞門、伊吹正健、中野治平、山口正次、大西忠相、中井正勝、足立正聲、加藤忠益、吉岡保海、清水忠武等にて、いづれも勤王決死の士なりければ、直人等よりかくかくと申傳へたるに、誰かはいなむべき、皆異口同音に喜て同意しければ、さらばとて其手筈を定め同勢を二分し、一は黒部が寓居にいたり、議論しつゝ之を刺し、一は高澤早川加藤等が寓居に押寄せ、二人を斬り一人に腹切らせ、一同引揚けて、直に執政荒尾千葉之介が旅舍にいたり、書付もて其ひねを訴へ、又應司關白三條議奏の邸に參て、一書を奉呈したりといふ、これ實に八月十七日の夜の事なりけり、かくて一同は退きて知恩院のうちなる、良正院は藩主の香火院なれば、先ここに退き、其罪を待つことゝはなりぬ、此曉方長州の藩士は九門内に入ることを禁ぜられ、三條西中納言始め七人の方々都を落つるの騒動となり、又大和には中山元侍從兵を擧げたりければ、左久馬直人等窃に心を碎き、諸國の志士と謀りて、盡力せし事少からず、九月に至り、藩主も一同がこたびの擧は、容易ならざる重科なれども、其志國家を思ふの忠節に出でたればとて、特典に處し伏見の藩邸に呼び歸して謹慎せしむ、其後京都の藩邸に移しゝが、元治元年の夏、長州の人々が、主人の冤罪を訴へとて、都をさして馳せ登り、時勢また急迫せしかば、藩の勢もやゝ振ひて、左久馬直人等九人、周旋方の命を受くることゝなれり、こゝに於て内外に奔走し、長州人の願意を貫徹せしめんと、力を盡しけるうち、禁門にさし迫るの大變となりたれば、一同は有栖川宮の御館また院參町を守衛しつゝ、なほ救護の策を施しけり、かくて長州人敗績して引退きければ、藩論またこれが爲めに一變し、有司ども左久馬の徒が長州人に荷擔して、幕府の嫌疑を蒙る事を機とし、急に一同を領内伯州の黒坂に移し、其處の寺院に幽屏せしむ、されどなほ心もとなくやありけん、翌年の春、これを鳥取に護送し、人々を別ちて處々に預としけるが、遂に又之を集めて、荒尾志摩が別邸に拘囚したり、明くれば慶應二年となり、長州再討の事起りしに、石州口の寄手敗北し、出雲の國も危しと聞えければ、左久馬直人等大に心を苦め、屢荒尾氏に申出でたる旨ありしも、行るべき摸樣も更に見えざれば、今はとて一同に向ひていふやう、我々かく拘囚の身となりては國家に盡すべきすべもなし、されば此時に乘じて身を長州に

投じ、彼藩にたよりて、本藩の恢復を圖り、兩藩の力を合して、尊攘の大業を天下に立てんと思ふなり、御邊等異議なくんばいざ脫檻して彼岸に達せばやと逃べけるに、皆々同意しければ、七月廿七日の夜、竊に逃れいで丶、伯州の橋津といふ處より小船にとり乘り、からうじて雲州の手結浦まで至り薪水を求めんとす、然るに松江の藩士このあたりを警固してありしが、これを誰何して容易に通さゞりければ、止む事を得ず、直人治平權右衛門樊六及び中原吉兵衛のみ、蹈止ることゝなりぬ、初め直人等黒部始め四人を殺しゝ時、其子弟親戚ども、復讐の義を願ひ出でしも、聽届けられざりしかば、せんすべなくて年月を送りしに、今一同が國を逃れ出でぬと聞き、今は何をか憚るべき、復讐は此時こそと、跡追懸け來り、此浦に至りて窺ひけるに、直人等旅宿にいこひて、行方の事とも談合し、夕飯くひつゝありしを見すまし、此邊に屯在せる、本藩の隊長某に謀し合せ、不意に此家を取圍み、擊かゝりければ、直人心得たりと、之に應じて手いたく鬪ひけれども、つゞく味方もあらざれば、つひに皆々討たれて失せたりとぞ、直人時に年三十二、其曲四中に作れりと云ふ詩に、

烏兎如二流水一。匆々又送レ年。凍風侵二戸隙一。
寒霧繞二山邊一。憂レ國空慷慨。傷レ時思二艱遯一。
蹉跎平日志。今夜轉茫然。

稚櫻橘畔舊第堂。一座團欒情話長。
曉氣徹レ衾殘夢破。朦朧猶認是家鄉。

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位村川與一右衛門　村川與一

東京市小石川區表町百九番地

村川與一右衛門、名は直方、因州藩の元老荒尾但馬が家宰なり、父與一右衛門豐武の後を繼ぎて祿五百石を受け、但馬が采地伯州の米子といふに住せり、其人となり倜儻にして權略あり、常に國政の委靡振はざるを嘆き、屢々上書して其事を痛論し、又有志の士と交りて、竊に王政の恢復を謀りしが、同志の徒にて寫厄に罹れる者ありと聞けば、之を賑給して、遂も其家計を顧みざりけりとぞ、慶應元年同僚なる村瀨某と主家の事につき爭論せしより、遂に讒せられて家に屏居す、其後諸浪士を語ひ、大神山に據りて、兵を擧ぐるよしの風說ありければ、藩の嫌疑を受け、荒尾氏の支配役所に呼出され、鞫問を受けしかど、抗言して少しも屈する色なかりければ、やむ事をえず、さらば家に還さんとし送り出すほど、門の際より何者ともしらず躍りいで丶、刺し殺したりとなん、時に

年四十四、これ十月十日の事なり、曾て荒尾氏に差出せし建言の一二を抄せんに、

長防之事、彼是之御次第ヨリ、今日ニ立至リ候義ニ候得共、此上ハ非常之手段ヲ以テ、御鎮定被遊候外、有御座間敷、此際ニ當リ、甲是乙非ヲ論候時ハ、落着之期無之、却而御失體ヲ相重可申ト過慮仕候、今ヤ天下人心ノ服否ヲ御看破被遊衆議ヲモ御聞被成候義ニ候ヘバ、即チ人心之所向ニ從ヒ、御英斷被遊候御義、第一ト奉存候、然時ハ、最初宍戸備後之介御礼問之所ヘ御立歸被成、其後之事、一切御取消ニ相成候得者、鎭定之道相開可申、且從前之事情、篤ト御考按被爲在候ヘバ、是迄御不都合之廉々ニ對シ、自ラ罪之歸スル所モ判明可レ仕、左候時ハ、乍恐朝幕之御威光ニ不相拘候樣之御處置振モ可有御座奉存候、仍テ是等之旨趣、本藩君公ヨリ何卒御建議被遊、非常特別之御朝裁、被仰出候樣、相成度奉存候、長防之義ニ付、大意右之外存付候義モ無之候間、不顧迂拙奉申上候、

又一橋中納言が、宗家を相續ありしをり、上れりと云意見書に、

今般御相續被爲蒙仰候御儀、於私共モ恐悦之至奉存候、然處不容易時勢ニ付、定テ御苦心被遊候御義奉拜察、不顧僭越、愚見奉申上候、抑今日天下國家之急務ハ、邦内一和ヨリ先ナルハ無之、然ルニ近年ノ如ク、上下不和ヲ生候ハ、其故有之事ト奉存候、諸藩ニ於テモ、四海兄弟ノ譬ヲ以テ、和親ヲ主張致居候處、神州ニ於テ却而鬩墻ノ爭鬪相生候ヲハ、實ニ彼カ輕侮ヲ受クルノミナラズ、自カラ靈隙ニ乘ゼラルベキ根本ニテ、可恥可懼之至ニ御座候、就而ハ速ニ上下一和之御基本ヲ被爲立、大ニ御仁政ヲ被爲施候ハヾ、海内自カラ悦服可仕、本立而道生ノ聖語モ候ヘハ、朝幕ノ御基本相立、天下之侯伯致一和、億兆之士民奉悦服候樣、非常ノ御處置被爲在度、然ル上ハタトヒ御當代ニ於テ、將軍宣下御固辭被遊候トモ、諸藩ニ於テモ、益々推尊仕候樣、可相成哉ニ奉存候、

一　先年　勅使關東ヘ御下向之節、聖明之敕旨ヲ以御幽閉被爲解、幕府御後見ヲモ被蒙仰、猶又今般御相續被遊候御事、實ニ格別之　朝恩被爲蒙候御義ニ候ハヾ、乍恐尙此上モ一層御勵精被遊度奉存候、就而ハ官家御幽閉之御方々、御宥免ニ相成候テ、可然御方ヲハ其職ニ被爲任、朝政御一新被爲在候樣、被遊御世話、眞ニ　尊王之御至誠、天下ニ相顯レ候樣仕度奉存候、

一　御一新之折柄、衆人之仰望スル所ヲ御熟察被遊、御役人之進退被仰付度、左候時ハ天下之耳目モ自カラ一洗可仕候、

一　胡服ニ類候着服之事、御兵制御變革ニ付而ハ、元ヨリ深キ　思召モ被爲在候御義トハ奉存候ヘ共、或ハ洋風ニ御心醉被遊候樣、人心疑惑ヲ生ジ、終ニ小事ヨリシテ、御大政ニ相障リ候樣之義ニ至リ候モ、難計奉存候間、猶被爲加御思慮度奉存候、

一　練兵之義、當世之御急務ニハ御座候ヘ共、於洛中砲聲相發候義ハ、被爲對　朝廷、如何可有御座哉ト奉存候間、此邊斟酌ヲ被爲加度奉存候、右委細御直ニ言上仕候ヘ共、尙槩略書取差上候間、何樣ニモ萬事水戸贈大納言殿御眞意ニ被爲基、御施行被遊度、且今日之事御遷延相成候ヘバ、意外之變相生候モ難計奉存候間、何卒機會御失ヒ不被遊、御賢慮被爲在度、偏ニ奉懇願候、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位太田權右衛門

鳥取縣鳥取市栗谷町七十三番邸

太田政幸

太田權右衛門、名は宣鋪、字は子靜、甘雨と號す、因州藩士にして、食祿五百石を領す、夙くより藩主の近習役を勤めしが、同僚の人々優柔にして氣概なきを見、大に憤慨し、つひに其職を退き、專ら心を國事に傾けたり、文久三年、都に在りしほど、河田左久馬、吉田直人等と事を共にし、慶應二年西走の途中、雲州手結浦にて吉田直人、中野治平等と同じく死す、年三十、權右衛門常に書畫を好み、書法は中澤雪城に、畫法は橋本秀峯に學ぶ、又篆刻の技をもよくせりといふ、かつて賀茂の神社にまうでゝよめる歌に、

これやこのわき雷の神の宮
　わきて涼しき森の下風

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位託間樊六

鳥取縣鳥取市若櫻町四十二番邸

託間　競

託間樊六、名は敬敷、神風と號す、因州藩士益城の長子なり、幼より劍術を好み業を其父に受け、また同藩士淺田主計に學び、夙に出藍の譽ありしが、江戸に赴き齋藤彌九郎に就きて棟醫せしほど益々上達しければ、後つひに一派を開き神風流と號けたり、樊六身體雄偉なりしも、顏色極めて温和にして、たゝへて武人のさまに似ず、文久三年、藩主に從ひて京都にありけるに、男山行幸の日、德大寺右大將の隨身の役を命せられ、

朝廷より當日身に著けし、烏帽子と袍を賜りしかば、深く之を喜び心知れる友がきに乞ひて、其由を記さしめ、常に座右に置けり、是より益々勤王の志を勵みたりと云ふ、後河田左久馬、吉田直人等と事を共にし、西走の途中、手結浦にて直人と同じく鬪死す、年三十二なりきとぞ、

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位中原吉兵衛

鳥取縣東泊郡橋津村　中原悌造

中原吉兵衛、名は年儀、忠次郎と稱す、伯耆國河村郡橋津村の人なり、其家世々天野屋と稱し、商をもて業とす、父も吉兵衛といふ、任俠にして義氣あり、常に勤王の士を慕ひ、善くこれを遇す、されば諸國の志士、遁れ來て潜匿する者少からず、水口藩の勤王家豐田謙次も、久しく此家に寓居せし事あり、吉兵衛父子謙次の說を聞きて、愈々憂世の念を深ふせりと云ふ、慶應二年七月、河田左久馬、吉田直人、託間樊六等が、長州に奔らんとするや、父子はやくも之を聞き、大に其擧に感じ、美保關の神社に詣づととなへ、窃に船を艤して是をまち迎へ、家族をも引連れて潜出し、共々に手結浦まで至りしに、松江藩の者に遮られ、直人、樊六等が、蹈み止まることゝなりしかば、吉兵衛きつと思案を定め、父に打向ひ兒は固より託間ぬしが、劍術の敎子なれば、此所にて師と生死を共にすべし、父には先づ落ちさせたまへと、强て吉兵衛を遁れしめ、其身は樊六等と共に奮鬪して死せりとぞ、年僅に十九、父吉兵衛は維新の後、長州より鄕里に歸りしが、家道落魄し、論議も世に容れられざれば、怏々として空しく一生を過したりと云ふ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位松田市太夫

東京市麻布區飯倉狸穴町十二番地　松田信敬

松田市太夫は、鳥取藩の家老鵜殿大隅の家來にして、夙に憂國の志を抱き、能く客を愛し衆を容る、四方有志の來り投ずるもの多し、常に主家を輔佐し、年少を鼓勵す、文久壬戌の歲、其義子正人と慨然國を辭して京師に入り、縉紳の門に出入し、有志の士と交り、日夜奔走して、大に計畫する所あり、實に鳥取藩勤王黨奮起の嚆矢たり、而るに翌癸亥の歲、不幸疾を發して死す、其義子正人が、專ら國事に盡力せしは、市太夫の薰陶に由ると云ふ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈從五位加須屋貞藏

鳥取縣岩美郡久志羅村　加須屋友吉

加須屋貞藏、名は武門、因州藩士隼之允の姪なり、幼より武術を好み、火技を叔父右馬之允に受く、文久三年藩の備となり、大阪の警衛命せられて勤めをりしに、此年六月、少將姉小路公知、何者にや暗撃せられ、都のうちいと騷がしかりしかば、朝廷より因州藩兵の大阪にある者を徵して、宮門を護衛せしめらる、しかるにいかなるゆえにかありけん、貞藏等其選に漏れたり、貞藏もとより勤王の志深かりければ、かゝる時に漏れたるこそ、こよなき遺恨なれとて、同志の士竹腰次郎、堀元九郎等と、竊に京都に馳上り、諸藩士と交を結び、尊攘の事を謀りしに、本藩にていと氣づかはしく思ひければ、同じ八月、速に歸國すべき命あり、貞藏此の時思ふやう、一たび志を定めてのがれ出でたる身の、仕出したる事も無く、何の面目ありて本國に歸らるべきや、今は早これ迄なりとて、此月廿五日の夜、堀川のやどりにて自殺せりと云ふ、時に年二十二、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位高濱鐵之介

鳥取縣鳥取市上町　高濱富太郎

高濱鐵之助、名は正誼、字は公道、因州藩の醫員某の子なり、幼きより家業を懼く事を好ます、專ら文學を嗜み、城庄次郎の門に入りて經史を修めしが、藩黌の敎官に擢でられ、後藩命を受けて江戸に遊學し、博覽强記を以て稱せらる、元治元年、都がた騷がしと聞きて、藩より人數さしのぼせける時、別に有志の一隊を加へしが、鐵之助もそが中に選ばれて、禁闕を護衛せり、慶應二年、幕府征長の事起りし時、藩論二派に分れ、紛擾一方ならず、鐵之助大谷準藏と共に執政に面し長州罪無し、是を討つ甚だ義にたがへりと論じけれど、更に採り用ひられず、剩さへ身分をも顧ずして溫に國事を論ずるは、上を憚からざる所爲なりとて、兩人とも法庭に召して、問はるべきに決す、親族の者共、其禍一類に及ばんことを懼れ、遁て速に死に就かしむ、鐵之助も亦おめ〳〵法吏に對して、是非を論ずるを恥なりとし、其年の八月三日、自刄して死せりとぞ、年は廿四、鐵之助人と爲り軀幹短小にして、容貌女子の如し、而て天資忠亮氣節ありしこと此の如し、鐵之助もとより死を賜はるべしと、豫で悟したりしかば、賦しおける絕命の詩に、

欲下攘二夷虜一救中皇民上。國事艱難志不レ伸。

吐盡心肝二無餘蘊。風錄賜レ死立君仁。

明治三十一年七月四日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位大谷準藏

石川縣金澤市長町四番地　大谷元忠

大谷準藏は、名を顯忠と稱す、亦因州藩の醫員某の子なり、幼きより學を好み、慷慨氣節の士なり、元治元年、藩命により高濱儀之助と同じく上京し禁闕を護衛せり、慶應二年、幕府征長の事起りし時、儀之助と共に執政に面し、征長の不可を論じけれども用ひられず、却て身分にふさわしき所爲なりとて、儀之助と共に法庭に召して罰はるべきに決す、準藏もとより死を賜はるべきと覺悟したりしかば、八月二日自刃す、年は二十二歳なりしと、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從五位を贈らる

◎山陽道

○播磨國の部

○贈正四位河合屛山

東京市本郷區駒込追分町百番地　孫　河合升吉

河合屛山、名は良輸、初め鎧七後小太郎と稱し、隼之助又屛山と改む、姫路藩の士松下源太左衞門の次男にして、享和三年七月十八日を以て生る、文化二年正月、同藩河合隼之助宗鼎の養子となる、文政元年十一月、贄を坪內清眼の門に執り弓術を學ぶ、十一年六月三日、年寄役に擧げられ部屋住知行五百石を受く、天保二年四月廿四日、藩校仁壽山黌に寄宿勤學を命ぜらる、蓋し黌は養父隼之助の創する所にかゝる、隼之助夙に視る所あり藩內の學問を奬勵す、是に於て天下學識の士來り聚るもの甚だ多し、屛山屢々之に接し大に勤王の志を養ふ、天保六年三月八日、隼之助退隱して家督を繼ぎて家老職を承け、祿五千石を食み、通稱を隼之助と改む、後其食祿の分に過ぐるとなし、其二千石を割て還納せんことを請ふ、藩議其志を嘉し之を許す、十二年養父翁歿す、其後藩命に依り江戸に祇役す、時に藩主幕府の內旨をうけ之に

謹愼を命ず、屛山乃ち藩に歸り屛居すること六年、嘉永六年、米艦の浦賀に來るや、屛山歎じて曰く、天下是より應に多事なるべしと、因て國風一首を詠ず、

さかみのうみのとかにすくる春風に
　國の光やかすみゆくらん

是に於て家を嫡子良臣に讓り、仁壽山梅ヶ岡の別墅に退隱し、改て屛山と稱す、是より山水の間に恣にし大に文墨の士を招き、窃に天下の形勢を窺ふ、萬延元年天下漸く騷然、勤王の士京阪の間に聚るもの頗る多し、屛山憂慮に堪へず、和歌を詠じて其志を述ぶ、

よのうさを聞くにはささるものそかし
　さわけのきはの荻の上風

有志の徒窓に推して以て斡旋すと雖も、屛山毫も藩政に關せず、將に機を俟て出でゝ爲す所あらんとせり、文久二年天下の形勢益々迫る、屛山有志の士數人を率ひ、事に托して京都に往き、河合總兵衞等を指揮して王事に勤め、隱然首領を以て自ら任ず、小河彌右衞門等も亦屢々往來し共に奔走する所あり、時に藩主酒井忠績藩邸の途次、幕命により京都に滯留し其取締に任ず、屛山屢々之に見え說に尊攘の大義を以てす、諸士亦屛山を推し再び執政たらしめんことを請ふ、忠績聽かず、是歲の秋屛山藩に歸る、有志の士又上書して執政たらしめんことを請ふ、忠績又聽か

般厚ク思食茂被爲在候ニ付、高須隼人、本多意氣揚、河合
屏山三人之者、至急令上京候樣、被仰付候事、

七月

是月朝廷、文屏山に命じて、隼人意氣揚と申し合せ、藩主を補翼し大義の在る所に從ひ、以て藩屏の任を盡さしむべきことを申諭す、屏山謹で諭示を奉じ出でゝ藩政を執り、自ら改革の任に當り施設する所頗る多し、時に幕府已に倒れ東北の郡亦平定に歸し、王政復古百事維新の始に屬せり、然れども列藩猶封土を有し、未だ全く兵馬の權を解かず、屏山以爲らく今や幾に復古の名あり、而して列藩の形勢彼が如く、實權未だ朝廷に歸せず、之をして眞に王政の實を得せしめんには、須く封建の制度を撤し、實に郡縣の制を定るにあるべしと、武井守正、近藤藁等をして常に京師に在り、密に列藩の動靜を察し、細大之を報道せしめ、十一月つひに封土奉還の議を藩主にすゝめ、時論紛紜遽容易に決せず、然れども藩主決然屏山の議に從ひ、上書して廢藩置縣の制を立てんことを請ふ、其實に版籍奉還建議者の嚆矢なり、十二月再び書を上り建議の趣旨を就て細述する所あり、二年正月薩長土肥の四藩も亦連署上表して、版籍を奉還せんことを請ふ、他藩亦之に倣ふものあり、屏山文澤に勤め此月廿六日を以て書を三たび上り、發日の建議を採用せられんことを請はしむ、既にして指令あり、建言の趣意諸藩の建白と其意味相違あるを以てす、依て二月十五日を以て四たび書を上り、建言の趣旨は版籍の奉還にあり、其諸藩の建議に符合するを述べ、更に版籍を奉還せんことを請ふ、六月十七日終に其請を許さる、屏山積年の本意是に至り始めて達することを得たり、十月姫路藩大參事に任せらる、時に朝廷に建議して曰く、此際貨幣の制度を釐革し、從來通用する所の新古金銀を廢し、是に代るに紙幣を以てし、上下一般著ふる所の金銀を收め、以て外債を償ひ、彼我生產殖餘の器物を以て相流通せば、乃ち貿易の實擧り交際の道全く、皇國の威信因て以て立つことを得べしと、三年九月職を辭す、然れども猶未だ公共の事を忘れず、偶々藩内の社家相集りて古學館を設け皇道の恢張を圖らんとするものあり、屏山嘗て賜はる所の仁壽山舊附屬の、田地屋舍等を擧げて之を返上し、以て該館の維持費に充んことを請ふ、曰く、是亦王土たり得て私すべきものにあらずと、十二月藩廳其篤志を賞して金及び物を賜ふ、九年八月十四日病で家に歿す、享年七十四、仁壽山海ケ岡の先塋に葬る、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈從四位藤森恭助

藤森恭助、名は大雅、字は淳風、別號を弘菴また天山と云ふ、父名は義正、播州小野藩主一柳氏の家人なり、恭助年十八九の頃、生なりける一柳監物年若く家老一柳左京といふもの、我意に任せて國務を沙汰す、恭助これを憂ひ、一封の諫書を上りけるが、左京が爲めにさへられて不測の罪を得んとせし程に、身の暇を乞ひて立去りぬ、かくて江戸に移り住み、生徒を聚め敎授するに、其名いまだ世に知られざれば、束脩も多からず、剩へ連年饑饉打つゞき、一穀價騰貴し、貧苦にせまりたれど、性廉潔にして、一介も人に取らず、所謂舌耘筆耕しいまた版下といふものを書て、僅に口を糊する事を得たり、主婦善主、その學德あることをきゝ、招きて賓師とし、政事の得失を問はれしに、答る所一々理に當りつれば、權に郡奉行の職を命じ、民事を掌らしむ、恭助日夜心を勞し、民の爲に利を興し害を除き、國中その德に服せざるものなかりける、舊臣等はその新進にして、寵遇をうくることを快しとせず、事に觸れて其短を毀るもの多かりければ、主婦を辭し去て、又江戸に立還り、初め日本橋眞木町に住み、後下谷三味線堀に移る、その頃は名譽やうやく世に聞え、四方の士來り學ぶもの甚多し、兼ねて經世の道を講じ、政務を論ずること深切なりければ、諸侯の執政等も訪來て、政事の是非得失を問ふもの少なからず、かゝる處に米國の軍艦渡來し、幕府にて和戰の議區々なりしに、恭助海防備論二卷を著し、意見を述ぶ、水戸前中納言齊昭、藩臣藤田東湖之進をもて旨を傳へ、歲米十人口を給はり、その議論をきかんといはれければ、勞言五卷を撰みこれを奉る、齊昭感歎のあまり、手づから染筆をもて、その要處に批點を加へ、常に之を座右におかる、又幕府内に召寄せ、まのあたりその說を聽むとせられしが、程なく幕府の咎めにあひて止められぬ、嘉永癸丑の夏、年頃親しくかたらひける、松浦某來りて時事を論じ、京都の諸紳家には有志の人多き中にも、堤殿を甲は、腰を屈見して、仰事を承はれりといひもあへぬ、恭助あざ笑ひ、常に此志あるものゝ、事に臨みては力を出さず、そのかはるゝ堤殿も、さる類にこそおはすめりといへば、某色をかへて、さらば先生、申試んとすることを、書出したまへ、某幕府道行の職を勤し、民事を掌らしむ、恭助日夜心を勞し、民の爲に利を興し害を除き、國中その德に服せざるものなかりける、舊臣等はその新進にして、寵遇をうくることを快しとせず、事に觸れて其短を毀るもの多かりければ、主婦を辭し去て、又江戸に立還り、初め日本橋眞木町に住み、後下谷三味線堀に移る、その頃は名譽やうやく世に聞え、四方の士來り學ぶもの甚多し、兼ねて經世の道を講じ、政務を論ずること深切なりければ、諸侯の執政等も訪來て、政事の是非得失を問ふもの少なからず、かゝる處に米國の軍艦渡來し、幕府にて和戰の議區々なりしに、恭助海防備論二卷を著し、意見を述ぶ、水戸前中納言齊昭、藩臣藤田東湖之進をもて旨を傳へ、歲米十人口を給はり、その議論をきかんといはれければ、勞言五卷を撰みこれを奉る、齊昭感歎のあまり、手づから染筆をもて、その要處に批點を加へ、常に之を座右におかる、又幕府内に召寄せ、まのあたりその說を聽むとせられしが、程なく幕府の咎めにあひて止められぬ、嘉永癸丑の夏、年頃親しくかたらひける、松浦某來りて時事を論じ、京都の諸紳家には有志の人多き中にも、堤殿を甲は、腰を屈見して、仰事を承はれりといひもあへぬ、恭助あざ笑ひ、常に此志あるものゝ、事に臨みては力を出さず、そのかはるゝ堤殿も、さる類にこそおはすめりといへば、某色をかへて、さらば先生、申試んとすることを、書出したまへ、某幕府道行の職を勤し、民事を掌らしむ、恭助日夜心を勞し、民の爲に利を興し害を除き、國中その德に服せざるものなかりける、舊臣等はその新進にして、寵遇をうくることを快しとせず、事に觸れて其短を毀るもの多かりければ、主婦を辭し去て、又江戸に立還り、初め日本橋眞木町に住み、後下谷三味線堀に移る、その頃は名譽やうやく世に聞え、四方の士來り學ぶもの甚多し、兼ねて經世の道を講じ、政務を論ずること

二卿なりしが、折ふし關東に下りまたふによりて、堤殿も之を執奏に及ばれず、恭助かくとも知らでゐたりしが、一日水野家の儒臣、鹽谷中藏來訪らひ、老中阿部豫州の醫師某がいひしことをきくに、藤森某水戸殿の內命をうけたまはり、松浦とやらんいふ男を上京させ、院宣錦旗を申乞ひし事露はれて、松浦江戸に檻送せられ、昨夜箱根の宿に着けりとなん、御邊にかぎりて、さる事はあるまじと思へども、用心の爲に、告知らせまゐらすといひしかば恭助打笑ひ、こは思ひもかけざる事かな、當時仙洞上皇もおはしまさねば、院宣下さるゝやうもなし、まして錦の御旗といふことは、太平記などにこそ見えたれ、今の世にあるべき事とも覺えずといひしが、果して訛言なりけり、されとかく世の人に目指されしこと、後日の禍を引出しゝ根源なりと、ある人にいひき、安政丁巳の春京師にあそび、梁川新十郎、頼三樹三郎、成就院月照等と親しく語らひ、遂に播州を經て兩備に遊び、再び京師にかへり、伊勢にゆきて、松坂なる世古格太郎の家に足をとゞむ、この格太郎は、紀伊家の用達にて、家富みしかも學を好み、屋代弘訓の弟子となり、公卿縉紳の家にも出入し、殊に三條內大臣に親く仕へまゐらせ、人にも知られたるものなり、ある時格太郎恭助に向ひ、外國の事、この後いかになり行やらんといふ、恭助答て、幕府專ら和議を重んぜらるれども、遂に一

戰に及ぶ事あるべし、さて我軍利なき時は、必定和議に及ばん、此時に處するの道いとかたし、今日有志の人々、戰を主張せらるれども、これはた上策とはいひがたし、戰ふべき時節は先年に在り、今はすでにその機に後れたれば、通信貿易より外爲んすべなし、されどもその界限を立てゝ、かれが恣にせざるやうにあらしむべきのみ、某かつて交易事宜一卷を著さんと思へり、他日これを讀たまはば、その詳なることを知りたまふべし、後日和議破れて、干戈を動かすことあるべけれど、我よりゆゑなく戰に及ぶときは、曲は我に歸して、勝敗ともにその害あり、もし彼より戰を始むれば、曲全く彼に在り、曲を彼に歸するにあらざれば、決して戰ふべからずと答へしとなり、戊午の歲水戸內勅の事發覺して、逮捕せらるゝもの多し、この年の十月八日、恭助上野寬永寺の塔頭、凌雲院にゆきて、書を講じ居たりしに、俄に町奉行所の與力同心等あまた、下谷御徒町なる恭助が家を取圍み、御用候とのゝしりつゝ、書齋のうちに入りて、ありとあらゆる、手簡日記の類を、かきさがし持かへれり、恭助はかくともしらで、かの院にありけるに、下部と覺しきもの走り來り、只今俄に御宅に急用あり、歸りたまへと告ぐ、何事にかとて急ぎ立歸り、三橋を行過るとき、左右の小路より、同心等あまた出來り、尋ね問ふべき子細あり、とく〳〵とて、町奉行所へつれ

ゆく、時の奉行池田播磨守とりあへず、汝は水戸前中納言殿より、扶持米をうくるよし聞き及べり、かの君此頃たやすからざる企ありて、罪蒙りたまひぬ、汝これを心うく思ふやいかにと問ふ、仰の如く優遇を蒙る身なれば、いかでこれを憂へざるべきと答ふ、げにさぞあらん、つきて問ふべきは、汝木村某とやらんに、大目附につきて、幕府の老中其任にかなはず、これを退け賢相を用ゐざれば、政事遂に改むべからずと、一通の意見書を渡しゝに、木村件の書を大目附に捧げ、そのまゝ逐電すと告るものあり、誠にさる事ありしや、又木村とはいかなるものぞ、汝これを家に隱しおきし事ありやといふ、恭助こは思ひもかけぬ事をうけたまはるものかな、執政の人々をかたぶけ申さんとならば、大目附の所爲にて事行くべきにあらず、まして木村といふは、名字を聞くだに、今がはじめにて候ものをと申ければ、その後勝野豐作等には親しかりつるやなどいへるのみにて、させる糺問の事もなくてまかり出ぬ、明るとしの二月十三日、再び評定所に召され、水戸の家人鵜飼幸吉等が持かへりし內勅の事に付て、しか〴〵の問あり、後また屢々召出されて、尋ね問れしかども、もとより己があづかりし事ならねば、知らずと答ふ猶くりかへし同し事を問はるゝに、恭助打腹立、居丈高になり、知らざる事は幾度尋ねたまふとも、答ふべきやう候はずとて、遂

えず椽板につきたる手を、膝の上に置きしかば、こは不敬なり不禮なりとて、揚屋入り申付らる、この揚屋といふは、武士また神主僧徒など、身がら賤しからぬものを入るゝ獄にして、名は異なれども、その實は牢獄に同じ、その內に牢名主といふものあり、これは久しく繫がれて、其罪決せざるもの一人をもて、獄中の事を掌らしむるなり、大方は强悍無頼の賊にして、餘の四人を視ること牛馬に異ならず、新參の囚徒等は、貴賤を問はずこれを驅り使ひ、爲に病を發し死するものも多しとかや、此時の名主は、北國の產にして、少し文字をも識れる男なれば、かねてより恭助の名を聞及びつれば、先生と稱して、これを上座にすえ、尊敬すること、師弟の如し、筆墨の類、獄中にとり入るゝ事は禁制なるに、いかにしてか之を得たりけん、多くの紙を出し、物かきて給はれと乞ふ、恭助欣然として筆をとり、終日倦むことなし、さてかの男恭助に向ひ、娑婆戀しくやおぼすらん、某よきに計らひ候べしとて、其日より恭助はいたく病臥したりと披露せしが、やがて獄を出で、療養することを許さる、獄中にては、四人を亡者に比し、獄外をば娑婆といへり、舊例に、凡そ輕囚病ある時は、家に歸りて療養することあれど、名主の證を得ざれば、其圖かない難し、こたびは、彼の男の芳志に由ると雖も、是しかしながら恭助が德義の、むくつけき獄囚の心を感動せ

し放なりとて、人皆感じおへりとなん、張助獄中にありし時、衾寒つよきにより、かの男今姿りの四徒に命じ夜一枚圍扇もて、枕邊を扇がせければ却て思はぬ冷氣に冒され、家に歸りて、邪熱を發すること數し、七月十三日、はた評定所に召さる、病中なれば駕籠にかきのせられ、伏したる止に縛服を加へ對に就く、奉行貴問ふ毎に、伏しながらこれに答ふ、其聲壁を隔てたる所迄で聞えしとぞ、其英氣屈せざりし事思ひやるべし、十月廿七日罪案定り、評定所にて、三奉行列座してこれを讀聞かす、其文に

紀伊殿用達世古格太郎に送りし書中に、此度の勤書は、關東に於て、眞偽たしかならずといふ者ありとひしを、格太郎やがて之を水戸殿の家人鵜飼某に示し、鵜飼はたこれを懷司殿の家司、小林某に示す、その意は、關東に於て勤誠奉せざる事をうながし奉るに在り、凡此等の所行は、人心を動搖し禍亂を釀すに近し、殊に私問の初には絶て知らずと申ながら、後に至りて、かくることもありといひ、前後齟齬の答に及ぶ條、人の師範として生徒を教授するものに似ず、公儀に對し不敬至極、これに由て、中追放の科に處する者なりとぞ、中追放を處せられば、武藏一國の內に入ることを得ざる法なれば、下總の國行徳驛に知る人ありて、かしこに移住む事二年、その效益々遠近に聞き、門に入る數を受るもの、いくちといふ數をしらず、其の後櫻田の變あり、世のさま移り變りて、かの內勤の事にあづかりし人々皆赦さる、恭助病み煩ひてありけるが、他鄉の土となられんは無念なり、とく〳〵とて、江戸本鄉なる長子倚藏がり歸り來て、文久二年十月八日、六十四歳にて身まかりぬ、悲歎初め長野豐山を師とし、後に古賀穀堂、侗庵、兄弟の門に入り、經術實用の學にこゝろざし、算筭の末に走らず、されど其の詩文藝術高く、筆道も道美なれば、入皆藝林の宗師なりといへり、一とせ京に在りし頃、其學德を慕ひ訪來るものいと多かる中に、世古格太郎、ある日鵜飼吉左衛門に向ひ、かゝる大儒をもて、遠生方の師範たらしめば、徹前迂餅なる蕃習を改めらるべし、某要路のうちに知る人あり、申試みんと思ふはいかにといへば、吉左衛門我もさこそ存ずれといふ、その時池內陶所は、學校の教授掛りなりけるが、これを聞て打笑ひ、無益の心配する人々かな、設令恭助を事用らるゝとも、長袖人のくせとして、例の儒者ぞと思ひ侮り、輕過せられざらんには、恭助いかでかこれを恢へらべき、打腹立て去らんのみといひしかば、其事はやみてけり、是につけても、其の氣象の剛直にして、權貴に阿諛せざる事を思ひやるべし、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位河合總兵衛

兵庫縣飾磨郡砥谷村　河合サキ子

河合總兵衛、（總字官報に總字を用ゆ）名は宗元、維路藩士にして祿二百五十石を領す、資性剛毅容貌魁偉、幼より讀書を好み、博覽強記、和漢の學に通じ又武藝に熟達せり、共仁壽山校に在るや才學識見治く齊輩に超絶し、人の畏敬する所となる、選ばれて藩校の所長役となり、監督殿正諸生大に畏服す、後勤定奉行宗門奉行を經て物頭となり、夙に王室の式微を慨き勤王の士に乏しきを憂ふ、藩の國學教授秋元正一郎と共に尊王の大義を唱へ、志士諸生を薫陶す、文久二年の春、尊王攘夷の說四方に鼎沸し物情騒然たり、藩主酒井雅樂頭忠績幕府の命に依て、禁闕警衛の兵を出だす、總兵衛嫡子傳十郎同志十餘人と率先して此選に應ど、京師に入り秋、一郎と共に岡藩士小河彌右衛門、京師の人村井修理少進等に結び、專ら王室の中興を圖る、時に關白九條尚忠所司代酒井若狹守忠義等幕府の意旨を承けて勤王の士及び浪士の徒、縉紳の家に出入することを禁ず、有志の士關白及び若狹守を惡まざるものなし、然るに藩士江戸を發せし時、幕府命ずるに京師に至り所司代と力を協して、警衛すべきのことを以てす、是に於て總兵衛士を諫て曰く、所司代は新曲にして王室の爲に忠あるものに非ず、如何ぞ彼と力を協すべき、且天下の形勢を考へ諸藩の向背を觀ふに、尊王攘夷の說四方に鼎沸し、京師の人心日に激昂し、其の勢壁の如くなりと雖ども、幕府の威權未だ地に墜ちず、諸藩の兵を出だすもの、皆幕府の命を奉ずるに非ざれば、決して王室の爲に力を盡さゞるべし、今にして幕府と力を協せざれば、幕府の威權日に衰へ、王室の中興を圖ること難し、且藩の國是は勤王にあり、幕府の命を奉ずるは、是國是に違ふものなりと、總兵衛之を聞て大に失義を疏陳す、然れども藩主は黒田徳川譜代の臣なり、徳川氏と存亡を共にすべしと言て從はず、執政松平孫三郎も亦其說を善とし、侍講諸岩次郎助と謀りて、總兵衛が勤王の志あるを非とし、之をして京師に在らしめば如何なる大事を惹起さんも測り難しとし、事を構へて之を國に追ひ歸せり、然れども總兵衛少しも屈せず、益々勤王の大義を說き、志士と勵まして止まず、其後藩主國に就き幾許ならず幕府の命あり、將に江戸に遊かんとす、時に流言するものあり、外夷將に大阪に來らんとすと、是に於て總兵衛等建言して曰く、先づ京師に入り天機を伺ふて後東し、且海防兵を出して京師を護衛すべし、近畿の急を傍觀し王事に勤めず、徒に東止せば何を以てか、天下諸藩に對して言を發するを得んやと、頻りに之を爭ひ、又同志の士と共に隨行京師に抵らんことを請ふ藩主も心動く所あり總兵衛に命じ、同志の士近藤啓藏、荻原虎六、江坂元之助、伊勢城源一郎、松下鐵馬、市川豊六人を擇へ、別に京師に赴き動靜を探らしむ、總兵衛長州藩士久坂義助、熊本藩士宮部鼎藏等と結び、共に諸藩の名士に遍と、東西に奔走して王事に盡力す、總兵衛の京師に在るや二日として、三條實美卿の邸に伺候せざるはなく、偶々語らるゝ

ば實美卿書を裁して之を招き、國事を謀議せしむ、惣兵衛の名は京師に於て知らざるものなく、各藩の志士來訪するもの日々夥し、惣兵衛此多端の裡に於て倘携ふる所の同志を薫陶せり、毎朝武術を練習せしめ、毎夕相撲に由て體を養ひ、夜に至れば毎に史書の輪講をなさしめ、或は自ら講じ以て同志を啓示せり、文久三年春正月、幕府後見職一橋中納言入洛東本願寺に館す、是より先攘夷の內勅は既に幕府に下れり、然れども因循遷延未だ其期限を奉答するに至らず、後見職の入京するや、諸藩の志士、京師に集るもの、其期限を問はんと欲し、肥後藩士轟武兵衛、川上彦齋、長州藩士久坂義助、寺島忠三郎等其旅館に詣り問ふ所あるも、其答辭曖昧要を得ず、然るに開鎖の議論は日に切迫し、上は宸襟を惱まし奉り、下は萬民其堵に安んずる能はず、天下の形勢日一日危殆に陷るを見、惣兵衛憤慨措く能はず、姉小路卿に迫り死を以て苦諫し、一橋中納言に嚴促せしめんと欲し、同年二月十二日の夜、惣兵衛は携ふる所の六人を具し、正裝袴服姉小路卿の邸に伺候し、卿に面謁し衷情を吐露し、以て死を請ふ、卿固く之を止めて曰く、曩昔一橋中納言に詣り、三條中納言等と嚴促夜深に至る、一橋中納言も敎慮の動かす可からざるを悟り、數旬を期して攘夷を實行すべしと奉答するに至れり、今や幕府將に輿論を容れんとす、姑く時機の至るを待つべし、子等の誠忠至情洵に感賞すべきものあり、今夕の事必ず內奏して天聽に達すべしと、惣兵衛等感泣して邸を退く、翌日姉小路卿雜掌西本岡書をして、鯉魚三尾酒壹樽を惣兵衛等に贈らしめ、前夜の事を賞せしめたり、惣兵衛又屢々書を朝廷に奉り、攘夷の叡慮を貫徹せんには、公武合體し協心戮力事に當るに非ざれば、其の不可なることを極論せり、既にして姉小路卿兇徒の毒刃に斃れ、其嫌疑者薩藩士田中雄平、仁禮玄之丞及び、僕藤田太市拘へられて壬生の牢獄に在り、東市尹永井主水正之を其の廳に鞫訊するに當り、雄平糾彈場に自刃す、而して糾治其の要を得ず、朝廷其怠慢を責め、之に閉塞を命じ、特に惣兵衛をして之を糾治せしむ、時に同年五月なり、惣兵衛朝命を帶び水戸藩士梶清次右衛門と共に糺問に從事す、抑も治獄の職は京尹の司掌する所、然るに之を時の志士に特命するが如き、未曾有の事たるのみならず、其勅命を受けたる者の名譽は言を要せざるも、京尹の失態恥辱慚死の外あらざる可し、故に西市尹澁川播磨守は大に憂悶し、惣兵衛に依て之が解疏を請はんと欲し、惣兵衛の讀書家なるを知り其部下の輿力をして大部の書籍一秩と、縮緬二匹とを齎し至て面會を求めしむ、惣兵衛之を拒絕し敢て引見せず、惣兵衛の諸藩志士の間に雄視せられ、其勢力を有する偶然に非るなり、同年八月十八日、長州藩大和行幸等の事に坐し、堺町門の警

衛を免せられ、事に預りし七卿勤勤の身となり、國白應司家に詣り其理由を質問し、退て大佛妙法院に至り朝命を待つ、惣兵衛等三條卿に扈從して大佛に在り、七卿等凝議夜を徹す、惣兵衛三條卿に献言して曰く、此危急存亡の秋に當り、禁闕を後にし七卿の袂を聯ねて去るあらば、誰ありてか君側を清めん、宜しく京師に留まり雪冤の計を圖らすべしと、然るに翌朝に至り議遂に七卿長門下向の事に決するや、惣兵衛三條卿に謂て曰く、生等京師に留まり、諸藩の有志と謀り死力を盡して、此冤枉を雪ぐの計をなすべしと、卿に告別して京師に止まり、有志と奔走し大に盡す所あり　然るに七卿去りて後京師の情況一變し、同年九月惣兵衛等、傳奏野宮宰相中將より京師退去を命せられ、伏見を經大阪に至り國に歸る、時に藩主幕府の老中たり、將軍の命を奉じ海路大阪に抵り將に京師に入らんとす、惣兵衛同志と共に大阪に至り、藩主に謁見して具さに京師の情況を陳べ、同志と共に建議して、速に攘夷の議を決し、朝廷に奏聞せんことを勸む、藩主之を容れ惣兵衛及び、伊舟城源一郎をして共に江戸に赴き、老中板倉周防守に京師の勦靜を報せしむ、惣兵衛江戸に抵る、暫くにして又京師に歸らんと欲し箱根に至る、途に藩主江戸に赴くに逢ふ、再び從ふて江戸に入り、藩主に勸め幕府に上言し、聖慮を奉じ攘夷を決行せしめんと欲し、反覆論爭すれども藩主從はず、惣兵衛言遂に用ひられず、止まるも何の益か之あらんと病と稱し國に還る、藩主其言を歸國に托し、又京師に赴かんとするを察し固く入京を禁ず、惣兵衛鬱々として樂しまず國に歸りて出でず、元治元年甲子、藩主將軍に從ふて上京す、惣兵衛國に在り同志と共に憤慨して曰く、藩主は去秋參內し攘夷の議已に決せることを奏聞し、猶因循今日に至る何の面目ありて、　天顏を拜することを得るかと、蓋し義に藩主の參內は其實其奏聞に及ばざるも、當時四圍の事情其外觀を裝ふの已むを得ざるものあり、是を以て藩主故らに一時を彌縫せしに過ぎず、時に簀子傳十郎脫走して踪跡を逸す、惣兵衛これに連座して家に禁錮せらる、次で獄に下され、元治元年十二月廿六日自刃を命せらる、是より先文久三年八月十八日朝、因州藩の志士河田佐久馬及び其同志の者、同藩の重臣高濱省己等と意見を異にし、之を九門內に斬殺し、知恩院に引上げ自刃せんとす、惣兵衛此報を聞き、是等誠忠の士失ふ可からずと、倉皇馳て同院に至り說得諭示其死を止む、惣兵衛の禁錮せらるゝや河田左久馬等屢々書を惣兵衛に致し、早晩危難の免る可からざることを陳じ、宜しく身を脫し鳥取藩に來るべき事を懇說す、親戚故舊亦窃かに之を慫慂す、惣兵衛曰く我に老母の在るあり、若し身を脫せば如何なる危難の老母の身に來るや知るべからず、猶且同志數名の獄に在る者、必ず糺拷の

慘苦を受け直に斬殺せらるべし、彼等を死地に視て豈に一身の生を計らんやと、頑として敢て從はず、惣兵衛死に臨み渇を覺ゆと稱し、茶を請ひ徐に之を飲み終り神色自若として、筆紙を乞ふて一首の辭世を書し、刀を取り喉を切て死す、時に年四十九、惣兵衛と共に尊攘を唱ふるもの數十人、皆此日を以て處分せらる、

獄に下る時

しひて吹くあらしの誘ふ紅葉にも
猶くれないの色はかはらじ

辭世

ひをむしの身をいかてかは惜むべき
唯おしまるゝ御代の行末

かくて皇行き年遷り、惣兵衛等が生を拋て企てし、王權は回復し維新の改革を經て、明治の聖代となり、茲に廿三年四月皇后陛下御駐輦の節、其勤王の志を懷て國難に殉せしを憫然に思召され、金五百圓を其遺族に下賜せらる、次で翌廿四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる、三十六年十一月十五日、大元帥陛下御統管の下に、陸軍特別大演習擧行の翌日、公爵鷹司侍從をして、惣兵衛の墓碑へ勅使を賜り、祭粢料若干金を賜はる、

○贈正五位境野求馬

大阪市南區難波新川一丁目八百七十八番地

境野牧太

境野求馬、名は意英、幼時象之助と稱し、後求馬と改む、文化七年正月六日姫路に於て生る、曩祖境野意惠酒井家に仕て年寄役に進み祿千二百石を食む、以來累世重職に就く、求馬に至りて食祿五百石物頭役小姓頭役等を歷て番頭役たり、同藩の首席家老高須隼人の姉某を娶る、某は寸翁の外孫にして河合屏山の外姪に當る、寸翁の遺志に依り屏山主として其婚姻を成就せしむ、文久二年尊王攘夷の說四方に行はれ、諸藩の志士京都に集つまるや、藩主酒井雅樂頭忠績幕府の命を以て上洛し、洛中取締の事を掌る、求馬其の命を帶びて上京し、藩士の精英を總領す、此時に當り同藩勤王の士河合惣兵衛、秋元正一郎等も亦京都に任り、縉紳の諸家に出入し諸藩の志士と往來して謀議を凝す、求馬の次男傳十郎夙に惣兵衛の養子となり、養父と共に出京し禁闕を護衛す、亦惣兵衛正一郎等に隨て尊攘說を主張し謀議に與る、藩主喜ばず、惣兵衛等を阻止して會合せしめず、求馬特に藩邸外に於て稍廣き僑居を設け、志士の密會所となし、樞密書類を保管し、會議に當りては毎に會長となり、陰に其の機務を掌る、文久三年藩主將軍に代りて再び上洛するや、復た求馬をして所部の一隊を率ひ、出京して警衛に當らしむ、惣兵衛父子及び同藩の志士も亦入て洛中に在り、諸藩の間に周旋すること愈々頻繁、諸藩士出入織るが如し、河合屏山特に出京して藩主に切諫極論する所あり、勤王佐幕諸說沸然、藩邸の內口耳相屬し、藩吏頗る志士に注目す、屏山惣兵衛求馬等をして陰に密書の保管に當らしめ、又惣兵衛等の機務最も重大なるものは、求馬の寓所に於てするを常とせり、元治元年、傳十郎京都より脫走し、長州に赴かんとして大阪に至り、土佐藩邸に寓するや藩主大に驚き、吏に命じて嚴密に搜索せしめ、反對黨の首領たる高須隼人は姻戚の關係を以て求馬に迫り、家僕を派し傳十郎搜獲の成功を誓はしむ、求馬陽に之を諾し家僕榊原新作を大阪に至らしめ、陰に傳十郎に會して密旨を傳ふる所あらしめたるも、高須に對しては家僕の派遣竟に其功なかりし旨を報じ、後傳十郎捕へられて藩獄に下り拷問せらるゝも、天下の公事は一言も發せず、藩吏をして恐怖せしむるや、高須は姉弟の關係を以て求馬の妻某に迫り、離緣を勸告して已まざりしも某遂に從はず、是より先高須は百方策を施こし、求馬の股肱荒井千三郎を誘致し、反覆して己れに從かはしめたり、嘗て求馬の出京するや毎に從者數名を携ふ、而して千三郎必ず其內に在り、千三郎求馬の物頭役たりしとき、其組子足輕より選拔せられて、求馬の家に常勤せし、以來求馬の累遷に拘はらず絕へず出入して臣僕の如くし、多年慇懃を境野家に盡くし、求馬藩外出張の命を奉ずる事ある毎に、藩主千三郎を御貸人と稱して、從者中に加へられ、求馬も亦之を無二の忠良とし、京都に於ける志士の密會に當りては、家僕榊原と共に席上に侍せしめ、給仕或は書記等の事に當らしめたるものに係る、藩主江戶に在り嚴命を藩老等に傳ふるや、藩吏の治獄愈々急を加へ、高須は千三郎の手を以て求馬の謀を探知し、惣兵衛以下勤王諸士の動靜を審にし、求馬に迫ること甚し、是に於て求馬は千三郎の反覆は、姫路藩勤王の事を全敗に歸せしめ、我股肱たりしものゝ重罪は國事に對する、己れの咎責輕からずと爲し、病と稱して家居し親疎內外の別なく、他人と面會を謝絕し、妻子を斥くること數日、其間公私細大一切の書類は悉く之を手づから分裂破毀し、時に家僕榊原をして、連日之を火中に投ぜしめ、更に勤王の大義を說き、藩主に切諫するの書及び、其の傳達を乞ふの書を高須に致し、また河合元藏等に遺言し、傳十郎等に密意を傳へしめ、子孫を奬勵するの書を作り、深夜衾を被りて病臥に裝ひ、手巾を以て覆面し、短刀を以て割腹し不歸の客となれり、時に元治元年甲子四月二日なり、享年五十五、姫路吉田町景福寺山の墓地に葬る、明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位大高又次郎

京都市下京區七條通東洞院東入　男　大高陸太郎

大高又次郎、名は重秋、幼字は勘助、文政四年十二月播摩國林田に生る、赤穗義士大高源吾が末裔、大高六八郎義郷の二男にして、建部內匠頭の家臣なり、又次郎幼年の頃より文事を好ます、專ら武藝を志し、眞野傳故實、甲州流兵法、西洋砲術、皮具足製作等に精通す、就中皮具足製造の傳術を、父六八郎より受け、後製法に妙なるを以て、一時大高製の皮具足として大に名聲あり、又次郎夙に大志を懷き、長じて勤王の志厚く、安政の頃より、路姫の人河合惣兵衛と交り、後故ありて國を脫し京都に至り、當時京都に居住する、梅田源次郎、賴三樹等と交り、勤王攘夷の事を論じ、梅田源次郎が家に寓居し、專ら國事に盡力中安政元年九月、源次郎德川氏役方の者の爲めに捕へられ、江戸に護送せらる、其時又次郎は幸に捕を逃れ、京都を脫して江戸に至り、或る知緣の者の家に潛匿し、源次郎等の處置如何を相窺ひ居るや、源次郎は獄中に死し、又次郎亦再び捕縛せられんとしたるも、逃れて淺草寺に至り、剃髮して僧侶の姿となり、再び京都に來り、長州藩宍戸某の力にて、河原町二條下ル長州屋敷內に居住す、宮部鼎藏、松田重助、平野次郎等と交り、專ら同志等の武具を製造す、過る元治元年甲子年六月五日夜、同志宮部鼎藏、松田重助、吉田稔麿、西川耕藏、杉山松助、北添佶摩、望月龜彌太等と、共に、三條小橋西入旅舍池田屋惣兵衛方に會合す、時に德川氏役方の者近藤勇を始め參拾餘人襲ひ來るを以て、右同志等と必死に戰ひ、遂に宮部等と共に斃死す、時に年四十二、屍は京都繩手三條下ル寺中なる、塵捨て場に葬る、妻とみ、夫の戰死を聞き、自殺せしも絕へず、療養中同月七日、又もや近藤勇外貳拾餘人、來て其住宅へ亂入し、妻とみ及び小子六人と其弟子なる但馬人今津三郎兵衛（斃中に、京都の人加藤喜三郎（後免さる）を捕縛し、家具及び財產を奪取す、其時長男幸一郎（今大高陸太郎）幸に現場を逃れて、因州藩邸に潛み、後因州鳥取に逃る、家族の者は町預けとなり、三ヶ月にして放免せられ、生國播摩林田に移り、妻とみは其の後病に死す、明治二十四年十一月二十一日、朝廷其の忠誠を追賞せられ、靖國神社へ合祀せらる、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位河合傳十郎

兵庫縣飾磨郡砥谷村　河合サキ子

河合傳十郎、名は宗貞、姫路藩の重役境野求馬の第二子なり、

河合惣兵衛其藝氣あるを喜び養て子となす、時に藩主文武を勸め勵ませんとし、文學に七八人、武術各派に三四人、將來有望の少年を選拔し、專業生を命じ之を優待す、子弟此選に當るを以て榮とす、傳十郎は無邊流の槍術專業生なり、年甫て弱冠同藩士萩原虎六等と九州に遊び、久留米柳川等の諸藩を歷遊し、益々槍術を修め頗る之に長す、夙に尊王の大義を唱へ、藩士武井守正と共に惣兵衛の羽翼となる、文久二年惣兵術に從ひ京師に赴き、諸藩の有志と往來し、王事に奔走せり、同三年國に在り京師の動靜を聞き、自ら禁ずる能はず、守正と相携へて上京し、惣兵術に從ふて諸藩志士の間に周旋し、一意王室の中興に盡力す、同年八月十八日、長州藩加茂石清水大和行幸等の事に座し、堺町門警衛を免せられ、三條實美卿以下七名勅勘の身となり、七卿等其理由を質問せんと關白鷹司家に至るや、御親兵皆出で〻七卿を警衛す、傳十郎は同志守正と共に御親兵にあらざるも、出で〻三條卿に扈從し、其夜大佛妙法院に於て徹宵、其中に加はりて警固す、元治元年甲子の歲、藩主に從ふて復た京師に至り大に尊攘を論ず、然れども藩論姑息幕府因循にして、其志行はれざるを憤り、遂に同志江坂栄次郎と共に脫走して行く所を知らず、藩主大に驚き探索を嚴にすれども、其踪跡を得ず、傳十郎の京師を脫するや、勝麟太郎に兵庫に投じ、更に志士と謀り大阪に走り土佐藩邸に寓す、時に藩內勤王黨氣運日に非にして、佐幕黨の勢力漸く盛なり、藩の老職高須隼人は佐幕黨の首魁にして、正義の士を疾視する最も甚し、志士も亦隼人を蛇蝎視し、或は之を除かんと謀るものあり、是を以て傳十郎の脫走するや、隼人頗る恐怖し探搜嚴密を加へ、傳十郎の實父求馬に迫り、其手を以て傳十郎の所在を究めしめんとす、求馬陽に之を諾し家臣榊原新作を大阪に遣し、傳十郎に密會して特に旨を傳へしめ、隼人に對しては搜查の目的遂に果さゞりし旨を答ふ、藩主江戸に在り令を藩吏に下たし、志士を糺治すること愈々急なり、隼人益々求馬を責む、是より先求馬腹心の士荒井千三郎反覆して隼人の誘致に從ひ、陰に求馬の密書を隼人に致し、勤王黨の情況悉く藩主に聞し、惣兵衛以下一藩の志士皆縛に就かんとす、此に於て求馬國事に對する股肱の大罪、自ら引責せざる可らずとなし、諫爭と遺訓との書を作り及に伏して自殺す、傳十郎父の死を聞き大に奮起し、長州に至り力を致さんと欲し、大阪を出んとす幕府之を知り、姫路藩に令して傳十郎等を逮捕處分せしむ、藩吏大阪に來り傳十郎に謂て曰く、藩主志氣の振はざるを愛ひ卿等を呼返し、大に志士を登庸して改革の擧あらんとす、乞ふ速に歸れと、士佐人本山七郎等傍に在り之を慫慂す、傳十郎姫路の封內に入る、藩吏詭て與に乘らしめ堅く戶を鎖して復開かず送て獄

に下す、其逃亡中謀議ずる所を糾問す、傳十郎曰く公等碌々大勢を知らず、天下の事公等に告ぐるも益なきのみと、口を閉て一言を發せず、遂に拷問に繋り所謂笞盤責と稱するものに逢ひ、苦楚百端骨折れ肉破れ、絶へて又蘇ること數回なるも亦言はず、只文天祥正氣歌を朗吟するのみ、吏人之を如何ともする能はず、惣兵衛等死を命せらるゝ時、其身脫藩浪士たるを以て一等を加へ斬首せらる、時に年二十四、死に臨み愴然として一首の辭世を詠ず、

此ぜゝに身はすつるともいきかばり
ほふりころさん醜のやつはら

かくて傳十郎等が血を濺ぎて企てし、王室中興の業は、維新の改革と共に其果を收め、明治の聖代となり、國難に殉せし志士亦其幽魂を弔せられ、
明治卅一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位伊舟城源三郎

兵庫縣神戸市兵庫佐比江八代方　伊舟城榮次

伊舟城源一郎、名は致美、姫路藩士なり、父の名は冴、源一郎、砲術を善くし、又國典に精しく歌を善くす、文久二年十二月二十九日、河合惣兵衛等と共に京師に至り、水戸藩士原市之進、長州藩士佐々木男也等と交り、常に壯士の領袖たり、盛に尊攘の說を唱へ、專ら叡慮の貫徹を圖れり、此時に當り攘夷の內勅は、業に已に幕府に下り、後見職一橋中納言既に入洛東本願寺に館す、肥後藩士轟武兵衛、長州藩士久坂義助等一橋卿の館に至り其期限を問ふ、其輕率を怒り病を以て辭し、其侍臣をして應答せしむるも、唯因循姑息の返答を得るのみ、然るに開鎖の議論は日に切迫し、天下形勢は愈々危殆に陷り、切りに、宸襟を惱し奉るを見、源一郎等憤慨措く能はず、惣兵衛等と共に姉小路卿に迫り死を以て苦諫し、一橋中納言に嚴促せしめ、一日も早く、上は叡慮を安んじ奉り、下は萬民の疑惑を解かじめんと欲し、同三年二月十二日夜、正裝して姉小路卿の邸に伺候し、面謁して衷情を吐露し、苦諫死を請ふ、卿固く之を止めて曰く、全三條中納言等と宮中に在る、旬日夜を徹じ凝議し、晴善共に一橋卿の館に至り嚴促深更に至る、一橋中納言遂に、叡慮の動がすべからざるを悟り、數旬を期じ攘夷を決行せんことを奉答するに至れり、子等の誠忠至情感賞すべきものあり、今夕の事明朝內奏して、天聽に達すべしと、源一郎等感泣して退く、翌日姉小路卿侍臣をして酒肴を源一郎等に贈らしめ、前夜の事を賞せしめたり、五月還はれて御親兵となり、寺町本龍寺に屯す、此月廿日姉小路卿見徒の毒及に斃れ、其嫌疑者千生の牢獄に在り、京師の尹息慢失態閉塞を命せられ、特に河合惣兵衛に之が鞫訊糺治を命せらる、惣兵衛水戸藩士梶清次右衛門と之が糺治に從事す、而して其事件錯綜多端なるを以て、惣兵衛等の建言に依り、熊本藩士轟武兵衛、津山藩士鞍懸寅次郎等を始とし、源一郎も亦其糺治を命せられ之に從事す、時に六月なり、此時に當り會津藩京師守護職を勤め、權勢最も盛にして跋扈を極め、七月大に日の御門前に於て調練を催し、天覽に供し示威の動作をなす、源一郎諸藩の有士と共に撰れて玉座警衛の任に當り、大命を奉じ其任務を果せり、依て傳奏より慰勞金若干下賜せらる、八月十八日長州藩大和行幸等の事に座し、堺町御門警衛を免せられ、事に預りし七卿勅勘を受け、七卿等闕白鷹司家に詣り、其理由を質問せんとするや京師騷然たり、源一郎は同藩士と共に三條卿の馬側に侍し之を守衛し、退而大佛に至り徹宵之を警固す、翌曉七卿長州に下向す、七卿去て後ち京師の形勢一變し、傳奏野宮宰相中將より京師退去の命を受け、大阪に至り居ること數日、京師の情況を探らんと欲し、同志と竊に間行入京す、京尹の爲めに探知せられ再び退去を命せられ國に歸る、時に藩主酒井雅樂頭忠績幕府の老中たり、命を帶び海路大阪に出て京師に入らんとす、是に於て源一郎同志と共に大阪に出て藩主に面謁し、具さに京師の情況を述べ、會津藩主と曾見を避けんことを勸め、猶擾夷の議を決し速に奏聞せらるべしと上言す、藩主之を容れ源一郎及び惣兵衛に命じ、直に江戸に赴き京師の情況を老中板倉周防守に報せしむ、時に勤王の黨日に益々非にして、藩は擧げて佐幕派の風靡する所となり、元治元年十二月廿六日、河合惣兵衛と同じく自及を命せられ、辭世の歌一首を遺して死す、時に年三十五、

櫻木は赤き心の色みせて
散るを習ひの春の山風

源一郎從容義に就きて後、儕に三星霜天下の形勢一變し、幕府政權の奉還と共に王政維新となり、明治の聖代となり、其勤王の說を唱へ、一死以て國に殉せし、至誠の幽魂は、慰弔せらる、
明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位萩原虎六

大阪市南區高津十番町十九番地　萩原政孝

萩原虎六、名は政興、姫路藩の士にして、父森六十石を受く、資性敦厚にして英邁、親に事へて至孝なり、父没三郎初め子

なし、妻之を憂ひ妾を勧めて一男二女を挙く、虎六は實に其長子なり、後覺三郎妻を去らんとす、虎六諫めて之を止め妹と共に能く嫡母に事へて怠ることなし、至誠父母を感動せしめ、妻妾の間も亦終に親睦を破らず、虎六成童にして大志あり、嘗て同藩士武井守正と兄弟の義を結び互に謂へらく、專業生とならずんば男兒にあらずと、各々長ずる所を互選せしに、守正に選ばれて武藝を取り、遂に樫原流槍術專業生となつべし、子等の誠忠淵に感賞すべきものあり、今夕の事必ず内奏して　天廳に達すべしと、虎六等感泣して退く、五月虎六同藩士數十人と共に選ばれて御親兵となり、禁裡御所警衛の任を帶び、寺町本能寺に駐屯す、六月正親町卿勅使として長州に下る、諸藩勤王の士京師に在るもの選ばれて隨行す、虎六も亦同藩の有志四人と命を受け之に隨ふ、隨卿行の士八二に命し沿道の情勢を京師に報せしむ、虎六水戸藩士松本忠太夫と共に其選に方り、急驅して京に入り命を致し下の關に赴く、又隨行の士三人選ばれて小倉に使す、虎六亦其一人たり、後京師に歸り益々尊攘の大義を唱ふ、七月會津藩大に其兵を日御門前に於て調練し　天覽に供す、同藩は京都守護職にして常に權勢を專らにし、勤王の士を壓屈せんとす、此調練は其示威の動作たるに過ぎず、朝廷は玉座警衛の爲め、特に長州水戸因州備前阿波姫路等の、諸藩に命じて志士を選出せしむ、虎六も同藩の有志と共に、選ばれて大命を奉じ、其任務を果

せり、後恩勞金若干傳奏より下賜せらる、八月十八日長州藩大和行幸等の事に座し、堺町門の警衛を免せられ、之に預かりし七卿勅勘の身となり、七卿譴を並べて關白應司家に押し寄せ、詰問せんとする所あるや京師騒然たり、此朝虎六遽に虎列剌病の襲ふ所となり起つ能はず、自ら憤慨措く能はず、七首を取り自殺せんとすること二回、看護者の爲めに抑止せられて果さず、是を以て虎六此日の事變に携はるを得ず、翌曉七卿長門に走る、七卿去て後京師の形勢一變し、九月傳奏野宮宰相中將より京師退去の命を受け、退て伏見に到り大阪に出て居ること數日、間行して窃に入京し同志と謀議して爲す所あらんとす、忽ち京尹の探知する所となり、再び退去を命せられ歸國す、時に藩主酒井雅樂頭忠績幕府の老中たり、將軍の命を帶び海路大阪に抵り將に入京せんとす、虎六河合惣兵衛等と共に、急驅大阪に至り藩主に拜謁し、速に攘夷を決し奏聞せらるべし、然らざれば入京の不可なることを極諫す、藩主謀慮する所ありて入京す、元治元年十二月廿六日、惣兵衛と同じく自刃を命せらる、死に臨み劍手に謂て曰く、我死なば眼を抉り之を此城の西門に懸けよ、必ず勤王の師西より起りて此城に入るを見んと、言終り東に向ひ、伊勢の神宮と京師を遙拜し、徐に喉を刎て死す、時に年二十三、嫡母之を聞き慟哭すること數々、病に臥し遂に起たす、虎六刑せらるゝ日遺書あり姉妹を戒め、懇到死に臨み天を怨さず地を怨さず、從容義に就く、見るもの悲絶壯絶、覺へず涙潸然たり、

遺　書

一筆啓上仕候先以皆　　益御機嫌克　　目出度御儀奉存候扨私儀此度かく相成候に付てはだ　　御心配御かけ申何共〳〵恐入申候ふつゝかながら　天下の御ため御主人樣の御ためと存候處かへつて心得たがひ候て恐入候私儀は如何樣相成候ても不苦候得共苦々樣　御心配ひとかたならず御かけ申候段まことに〳〵恐入申候、しかしながらこれも時節のかはり候よりかく相成候ことにて私共計りにてはこれなく諸國にもまゝ之あるよしなにぶん去年春以來天子さまにも、加茂、岩清水などへ御幸ありしより　幼使御下向になり候るゝ、たゞ今になり候ては水のあはとなり上々樣より俄に御模樣變り候につき私共にいたつても心得違ひとなり、殘念には候得共いたし方もなき事に御座候、ひかしよりもかゝるためしもすくなからず候さひらいの常とぞんじおり候かならず〳〵御なげき御ひよう願上候御身の御用心だい一の事に御座候かけながらも御むつまじき事のみをいのり申候妹共へもかならず〳〵なげき申さぬよふ御申付被下候なにとぞ〳〵げうぎだゝしくみだりがましき事などなきよふ貞心をまもり候よふきつと御申付下され候みた

りかましきたでもあも候てはかげなからもはづかしく御
座候今度私のかく相成候てもいさゝか義をまもり候つも
に御座候皆々様にもせじようのとりさたなどにはかならず
〳〵御とんちやくなされぬようねがい上申候妹共へもきつ
と御申つけ下され候すべて女のかれこれ時勢ばなしはきゝ
にくい物に御座候いくへにも〳〵見苦敷さたなきようふに御
くらしびとへにいのり申候積る海山の御禮は中々紙面につ
くしがたくはねはくちてもたゞ〳〵御つゞかなきようにい
り申候先はあら〳〵めて度申上候

御母人様　　虎六

雪君宛

よしや身は草むすのへに埋むとも
きみがなき名をあらいそゝがん

かならず〳〵御なげきなどなされぬようねがい上申候なに
ぶんにも〳〵御きげんよく御いとひくらしなされ候かなら
ず〳〵〳〵みだりなるふうぶんでもうけぬよう身もちたゞ
しくなされ候なにも〳〵〳〵いゝのこす事もなきゆへたゞ
〳〵身もちたゞしく御はゝうへさまこう〳〵なされ候われ
事はなにも〳〵〳〵おもひなさるなじく候しか事はべつし
てよわきゆへいとひくらしなされ候われ事につきよわり候
ようにてはわれもはんいにこれなく候われ事はもはやうち
すて御きげんよく御くらし下され候かわれへのなによりに
て候いくゝ名にも〳〵〳〵御めで度〳〵〳〵

十二月廿六日　　もゝにょ

せいとの
しかとの

をみなへしわかしめゆひし一もとの
ほかにこゝろはうつさざらなん

此うたよく〳〵御まもりなされ候
きみかためよのためよしやきゆるとも
なにかいとはん露の玉のを

われはこのうたのしゆいにてなにも〳〵〳〵いとひ申さず
候此だん御承知被下候
皆々様少しも〳〵御なげき御無用〳〵〳〵いづれに相成候
も皆さひらいの殿様への御奉公私しにても本懐の至に御座
候

十二月廿六日　　虎六

御母人様

君の爲め國の爲め、虎六始め畧國の志士が、命を抛て絶叫せ
し誠意は、天地亦感應し、妖雲爲めに離散し、維新の革新と
なり、天日始めて朗明、明治の聖代となり、其幽魂亦形せら
る、

○贈正五位江坂元之助

兵庫縣姫路市船場最福寺前　江坂行善

江坂元之助、名は行厚、姫路藩士なり、父を善藏と云ふ、祿百石を領し、荻野流砲術師範たり、元之助も亦夙に砲術を以て聞ゆ、人呼んで若先生と云ふ、又無外流劍術を善くす、剛邁にして大志あり、時に尊王攘夷の說盛しく、諸藩有爲の士は京師に蝟集し、爲ず所あらんとす、藩主河合惣兵衛等の言を容れ、有志數人をして上京機宜に應じ措置を爲さしむ、元之助惣兵衛等と其命を受けて京師に到り、諸藩の有志と交り國事に奔走す、此時に當り幕府後見職一橋中納言入洛、東本願寺に館す、是より先攘夷の内勅は既に幕府に下れり、諸藩志士京師に集るもの、後見職の上京を待ち攘夷の期限を問はんと欲し、肥後藩士滝武兵衛等其の旅館に詣り、面謁陳辯する所あるも、其の答解空漠要を得ず、然るに闕廷の議論は日に切迫し來り、天下の形勢漸々紊亂の危殆に瀕し、宸襟を惱ませたまふと甚敷を見、元之助等憤慨坐視するに忍びず、惣兵衛等と共に姉小路卿に迫り、一橋中納言に敢促せしめんと欲し、正裝禮服卿の廊に伺候し、衷情を吐露し諫苦死を請ふ、卿固く之を止め告るに前夜一橋中納言、つひに叡慮の動かす可からざるを悟り、數旬を期し攘夷を實行すべしと、奉答するに至りたる顚末を以てす、かつ曰く子等愛國の至情感賞すべきものあり、明朝參內內奏して、　天聽に達すべしと、元之助等感泣して邸を退く、翌日姉小路卿西本願寺をして酒肴を齎し、元之助等を賞せしめたり、時に文久三年二月十二日なり、同とき五月禁裡御所警衛の爲め、元之助選ばれて御親兵となり、本能寺に駐屯す、時に會津藩は京師守護職にして、威權を擅まにし跋扈を極む、七月其示威の爲め、日の御門前に於て調練を、天覽に供す、元之助同志と共に選ばれて、玉座警衛の任に當り其任務を完ふせり、後慰勞金若干傳奏より下賜せらる、既にして長州藩大和行幸の事に坐し、堺町御門警衛を免せられ、之に預りし七卿勅勘を受け、謁白鷹司家に押寄せ質問せんとする所あるや、元之助同藩の士と共に三條卿の馬側に侍し之を守護し、其大佛妙法院に退くや徹宵之が警固に任せり、時に八月十八日なり、翌朝七卿長門に下向す、七卿去て後京師の狀況一變し、傳奏より京師退去の命を受け大阪に下り、幾もなくして窃かに間行入京す、京尹の探知する所となり、又退去を命ぜられ歸藩す、時に藩主酒井雅樂頭忠績幕府の老中たり、幕命を帶び海路大阪に至り、京師に入

らんとす、元之助同志と共に大阪に至り、藩主に謁見して京師の狀況を陳べ、且攘夷の議を決し、速かに奏聞せらるべきことを上言す、藩主熟慮する所ありて入京す、此時に當り勤王の黨日に非にして、藩は擧げて佐幕黨の風靡する所となる、是に於て捕へられて獄に下され、元治元年十二月廿六日、河合惣兵衛等と共に自刃を命せらる、時に年二十七、元之助の弟榮次郎もまたこの日斬首せらる、元之助死後僅かに三歲の星霜は、妖雲を掃除し、天下の形勢全く一變し、王政維新となり、天日始めて明かに明治の聖代茲に三十一年、其尊攘の說を唱へ、一死國に殉せし至誠の幽魂は慰弔せられ、其七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位松下鐵馬

大阪市北區紅梅町四十三番地

松下高和

松下鐵馬、名は綱光、姫路藩士なり、家祿十三口を受く、小屋博奧の長子なり、松下高洋に養はれ其家を嗣ぐ、人と爲り剛邁武藝を好み、眞影流專業生三人の一人なり、九州に遊び專ら劍法を究め、又諸國を歷遊するもの數年、砲術をも兼ね善くす、文久二年十二月、河合惣兵衛に從ひ入京し、諸藩の勤王家と往來し、國事に盡力す、同三年二月十二日夜、鐵馬は惣兵衛等と共に、同志七人正裝禮服して、姉小路卿の邸に詣り、卿に面謁して曰く、幕府後見職一橋中納言、義に攘夷の內勅を受け因循遲疑し、未だ其期限を奉答するに至らず、然るに開鎖の議論日に切迫し、天下の形勢稍危殆に陷ひり、頻りに、宸襟を腦ませ給へり、生等憤慨に堪へず、依て卿に依り一橋中納言を嚴促し、一日も早く上は宸襟を安んじ奉り下は萬民其堵に安んせしめんことを、生等死を以て懇願すと、言ひ了りて將に引決せんとす、卿之を止め慰諭して曰く、前夜一橋中納言に詣り、三條中納言等と嚴促殆んど夜を徹す、一橋中納言もつひに敬慮の動すべからざるを悟り、數旬を期して攘夷を實行すべしと、奉答するに至れるを俟つべし、子等愛國の至情、洵に感賞すべき者あり、明朝參內內奏して、天聽に達すべしと、鐵馬等七人感泣して邸を退く、翌日姉小路卿雜掌西本圖書をして酒殽を齎し來り、前夜の事を賞せしめらる、五月鐵馬選ばれて御親兵となり、京都寺町本能寺に駐屯す、七月會津藩示威の爲め、其調練を日御門前に於て、天覽に供す、諸藩勤王の士と共に選ばれて、玉座警衛の任に當る、後慰勞として金子若干傳奏より下賜せらる、八月十八日長州藩事に座して、堺町門警衛を免せられ、事に預りし七卿勅勘の身となるや、七卿等其理由を質さんと、關白鷹司家に押し寄せたり、鐵馬は三條卿に扈從し、同志の士と共に兩側護衛の任に當り、此夜大佛妙法院に退く、御親兵及有志の集り會するもの無慮五千、七卿等御親兵を率ひて會津藩を討たんとし、急に戰備を整へ布片に菊の字を書し、身方各自の徽章とし、將に出陣せんとす、鷄鳴曉を報じ天漸く白し、時に談遽に一變し、七卿長州下向の途に上る、七卿去て後京師の形勢一變し、九月傳奏野宮宰相中將より、京師退去の命を受け伏見を經て大阪に至り居ること數日、京師の動靜を探知せんとする念禁ずる能はず、同志と竊に入京し有志と共に謀議する所あり、町奉行之を探知し再び退去を命せられ、歸藩居ること旬日ならず、時に藩主酒井雅樂頭忠績將軍の命を奉じ、大阪に抵り將に京に入らんとす、是に於て惣兵衛等と共に大阪に至り藩主に謁見し、京師の形勢を述べ速に攘夷の議を決し、奏聞せらるべしと上言す、藩主之を容る、鐵馬曾て京師に在る時、藩老河合良輸山に書を贈る、其意時勢の變此に至る復た尋常の事を守るべからず、因て幕府を見捨て力めて王室を興すべきを論す、良輸も亦曾て意此にあるを以て、江戶に至り之を藩主に陳せしむ、藩主從はず、元治元年十二月廿六日、河合惣兵衛と同じく自刃を命せらる、親族席に臨み刀を進む、其刀甚だ鈍し、喉を貫くこと能はず、刺すこと數回流血淋漓として席に溢る、見るもの爲めに悚然たり、鐵馬徐に臨檢士の佩刀を請ひ、遂に貫て死す、時に年三十、鐵馬死して後僅に一星霜の風雲は、妖霧を攘ひ悉し、天日始めて明に、明治の聖世となり、勤王殉難の士、其幽魂亦弔慰せられ、明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位市川豐二

兵庫縣神戶市兵庫四出町

市川儀

市川豐二、名は久明、姫路藩士なり、食祿七人口金三兩を受く、無外流の專業生にして劍術を善くす、性剛毅事に當りて動かず、文久二年十二月廿九日、河合惣兵衛に從ひ京師に至り、諸藩の有志と交り盛に攘夷の說を主唱し、一意敬慮の實徹を圖れり、此時に當り幕府後見職一橋中納言、已に攘夷の內勅を受け、遲疑逡巡し未だ其期限を奉答するに至らず、然るに開鎖の議論は日に切迫し、上は宸襟を惱ませたまひ、下は萬民其堵に安んずる能はず、天下の形勢日一日危殆に陷るを見、豐二等憤慨坐視するに忍びず、姉小路卿に諫死し一橋中納言に嚴促せしめんと欲し、同三年二月十二日夜、惣兵衛を始めとし、豐二等同志七人祕服着用、姉小路卿の邸に伺候し、卿に面謁赤誠を吐露し、死を請ふ、卿固く之を止め告ぐるに

疇昔一橋中納言、厳慮の動かす可からざるを悟り、遂に其期限を奉答するに至りたる顚末を以てし、且其誠忠至情感賞すべきものあるを以て、明朝内奏　天聽に達すべきことを以てす、豐二等感泣して退く、翌日姉小路卿酒肴を豐二等に贈り、前夜の事を賞せり、同五月豐二同藩の士と共に禁裡御所警衛を命せられ御親兵となり、寺町本能寺に駐屯す、六月正親町少將公董敕使として長州に下る、豐二諸藩勤王の士と共に撰ばれて隨行す、既にして歸京す、此時會津藩は京師守護職にして權勢を專らにし、頗る跋扈を極む、七月に至りて其示威の爲め日御門前に於て盛に其調練を催し、天覽に供す、豐二同藩の士と共に選ばれて玉座警衛を命せられ、其任務を果たす後金子若干傳奏より慰勞として下賜せらる、八月十八日、長州藩大和行幸等の事に座し、堺町御門警衛を免せられ、之に預りし七卿勅勘の身となるや、七卿轡を並べて關白鷹司家に押し寄せ其理由を質問す、豐二同藩の士と三條卿の馬側に侍し之を守護し、退て大佛妙法院に至り朝命を待つ、御親兵の馳せ集るもの無慮五千、七卿等直に進んで會津藩を討たんとし、急に戰備を修め曉天に至る、議遽に一變して七卿長門に下向す、七卿去て後京師の形勢一變し、傳奏野宮宰相中將より京師退去の命を受け、伏見を經て大阪に走る、居ること數日、京師の情況愈々非なるを聞き、豐二同志と問行し、竊に入京し將に爲すことあらんとす、京尹の探知する所となり、又再び退去を命せられ國に歸る、此時藩士酒井雅樂頭忠績幕府の老中たり、命を帶びて海路大阪に抵る、是に於て豐二等同志と共に急に大阪に出で藩主に謁見し、攘夷の議を決し、速に奏聞せらるべし、然らされば入京の不可なるを上言す、藩主熟慮する所ありて入朝す、此時に當り藩内勤王黨の氣運日に非にして、佐幕黨其勢漸く盛なり、遂に捕へられて獄に下さる、元治元年十二月二十六日、河合惣兵衛と同じく自刄を命せらる、豐二席に臨み腹を貫くのみと、仍て再び衣を整へ刀を逆にして貫かんとするに、刀甚だ長くして得ず、柄を地に當て刀尖に伏して喉を貫き、鐔元に至るも尚ほ死せず、又改めて喉を切て死す、見るもの驚嘆せり、時に年二十四、三歳の星霜は天下の形勢を一變し、王政維新となり、明治の聖代となり、豐二天下紛擾の際勤王の說を唱へ、一死國に殉せし至誠の幽魂を慰弔せられ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位江坂榮次郎

兵庫縣姫路市船場景福寺前

江坂行善

江坂榮次郎、名は行正、姫路藩士江坂元之助の弟なり、砲術を善くす、文久壬戌の年より癸亥に及び、尊王攘夷の說四方に沸騰し、諸藩の志士爭ふて京師に蝟集し、爲す所あらんとし、開鎖の議論は日に切迫し來り、内公武の間其の融和を缺き、内憂外患交至り、人心恟々物情騷然たり、榮次郎此間大に尊攘の說を主唱し、京師に至り、諸藩の有志と交り、國事に奔走す、其初めて至るや人に謂て曰く、余今初めて禁闕を拜することを得たり、生前の望茲に於て足れりと、幾もなくして國に歸り、盛に勤王の說を唱へ、志氣の振作を謀れり、癸亥の年八月、七卿西竄已來形勢一變し、同志と河合惣兵衛の邸に會し謀議する處あり、勤王の黨形勢日に非にして、佐幕の徒漸く勢を得んとするを慨歎するに至り、榮次郎憤然聲を勵して曰く、反覆無耻の奴輩は頼むに足らず、余等志達せざれば唯死あるのみと、一座相顧みて感默せり、榮次郎藩主に從ひて京師に至り、大に尊攘を論ずれども藩論姑息、幕府因循にして其志の行はれざるを憤り、河合傳十郎と相謀り、共に脫走して兵庫に至り、勝麟太郎の海軍學校に身を寄せ、更に志士と謀り大阪に走り土佐藩邸に寓す、偶々藩の知る所となり捕へられて獄に下さる、元治元年十二月廿六日、惣兵衛等死を命せらるゝ時、其脫藩浪士たるの故を以て一等を加へ轉首せらる、時に年二十二、此日兄元之助も白刄を命せらる、昆弟同日に處刑せらる、慘も亦甚し、榮次郎死後僅かに三閱年の風雲は妖霧を攘除し、幕府政權の奉還と共に天下の形勢一變し、王政維新となり、天日始めて麗朗、明治の聖代となり、其尊攘を唱へ、一死以て國に殉せし、至誠の幽魂は慰弔せられ、

明治三十一年十月十日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位秋元正一郎

秋元安平

秋元正一郎、名は安民、幼字は正朔、後今の稱に改む、姫路藩秋元源次包菊の次男なり、母は矢島氏、文政六年正月元日、姫路城鵰門内の自邸に生る、天資剛毅身軀肥大、幼より文學を好み、竹馬遊戲の際、猶書籍を懷にし、傍ら之を閱見して以て娛樂とす、一時城北增位山の寺院に蟄居して、讀誦勤勉する所あり、少年の頃、藩校仁壽山黌の使令より、尋で書藏預と爲る、奉職中庫裡所藏の和漢書籍、一として閱讀通覽せざるなし、性强記穎邁、何れの史乘と雖ども、一讀忽ち其の要を記せるまゝ、衆呼びて神童となす、青年に至る比び、猶博く天下の書籍を學ばんと欲したれど、藩制容易に他藩に出

るを許さず、因て一時内願して龍野藩士某の籍に就き、諸藩の間に歴遊す、時に小野藩頽學野々口隆正なるものあり、國學を以て一家を爲す、正一郎即ち其門に入り、專ら國典及び歌文を研修す、隆正亦其非凡出藍の才を愛し、以て自家の養子とす、是より野々口を名乘り、名を正蔭と改む、後逸民又御民と呼び、終に安民と改む、而して京阪其他諸國知名の士と交を結び、學業益々成る、其後故あり、野々口の養子を辭して秋元に復し、又若狹國小濱藩の儒學伴信友を師とし學ぶ、而して自ら播磨國三木に塾を開き、一家の學業を教授す、時に姫路藩漸く開明に進み、國學の一課を設置し、正一郎を招徴し歸藩せしむ、家初め北條口に居る、幾許もなくして櫻町好古堂前に邸を賜はり、國學寮を其構内に建設し、國學教授を命ぜらる、正一郎傍ら洋書を繙き、泰西の風土人情を探り、其制度文學に至る迄深く之を究む、當時宮異術の如き、未だ一般に聞知せざりしものに至りても、亦能く之を研究し、大阪の大醫緒方洪庵と共に、其製造を試みたることあり、又海外名所歌集を著し、以て當時の人士に泰西諸國の狀態を知曉せしむ、又夙に西洋形風走船の構造製作を究め、安政三年自ら藩主に建言して、其船舶を造らしめんことを請ふ、藩主遂に其言を容れ、爲めに造船の總理を命じ、之を監せしむ、是より先領内本庄村の漂民四人、亞米利加より歸朝す、正一郎請て藩の小吏となし、從來の船大工等を併せて之を使役し、以て造船に着手す、其船材の購入より附屬の器具に至るまで、悉く正一郎の考案指揮に出づ、歳餘にして竣功し、名づけて速鳥丸と號す、初め正一郎の造船に着手するや、攝州住吉神社に立願する所あり、功竣り進水式を擧ぐるに至らば、則ち自ら其船に乘り神社に參拜報賽せんことを誓ひたりしが、今其竣成を見て深く之を感喜し、直に參拜の途に就く、其解纜に際し國風一首を詠ず、時に安政六年六月廿六日曉なり、

速鳥のみふねうかぶる朝しほに
　ねかひもみちてゆくこゝろかな

尋で正一郎指揮監督に依り、神護丸を製造せり、是實に我邦に於ける西洋形船舶の嚆矢にして、當時姫路の産出に係る米穀木綿等を、江戸に輸送する頗る頻繁、常に帆前船の便に依りしも、屢々海上難破に遭遇し、又た事ある毎に吏員を其破檗港に出張せしめ、船舶の修繕貨物の引揚等、其費用實に莫大なり、然るに右二船の成るに及び、曾に危險の虞なきのみならず、航海頗る迅速、僅かに數日以内にして、江戸品川海より播磨室津に歸港するを得るに至れり、藩主其功勞を賞し、屢々恩賜する所あり、安政年間藩主在府中江戸に徴し、幕府の國學者前田夏蔭に謁せしむ、一日藩主夏蔭に談るに、正一郎が學業上の事を以てす、夏蔭曰く秋元の學業熟達、到底不肖の及ぶ所に非ずと、此時に當り尊王攘夷の說、漸く草莽志士の間に起る、正一郎夙に泰西の制度文物を究め、熱心勤王の說を主唱し、藩主に献言すること數次、文久二年正月に及び、尊攘の說益々四方に囂しく、諸藩の有志爭ふて京師に上り物情騒然たり、時に正一郎藩の内命を奉じて、京阪間に微行し、具さに天下の形勢を探知し、其時勢切迫容易ならざるを視、歸りて藩主に建言する所あり、同年六月藩主入京するに際し、河合惣兵衛と共に上京を命ぜられ、村井修理少進、小河彌右衛門等と相結び、諸藩の名士と往來し、專ら勤王の說を主唱す、屢三條公姉小路公、及び大原公に謁見して、獻言する所尠からず、諸藩の士亦正一郎の學業を慕ひ、就て學ぶ者頗る多し、正一郎大に尊攘の大義を鼓吹し、深く憲陶に勉め、以て王室の爲め盡さしめんことを期せり、不幸にして一朝病に罹り遂に起たず、正一郎の藩に在るや、尊攘の大義を以て專ら子弟憲陶の骨子となせり、當時幕府無限の勢力を有し、藩主酒井雅樂頭は、累世德川氏譜代の諸侯にして、特殊の因緣を有するものたり、此藩主の下に在て、尊王の說を主唱するや、頗る忌憚すべきものあり、正一郎辭を婉曲にして、之を說く巧妙、諸生をして皇室を尊重する感念を、深く其腦裡に銘せしめ、一藩の勤王說之が爲めに勃興し、文久年間盛に尊攘の志士を輩出したる、多くは正一郎の門下生なるを見る、洵に姫路藩に於ける、勤王の鼻祖として、人の認むる所謂なきに非ざるなり、其病殆んど危篤に迫りし時、老臣河合屏山和歌を贈て慰問す、

いとゝしく物思ふ秋のいやせしに
　月たにはれぬこの頃の空

正一郎病床にありて返歌す

たえ〳〵のわか玉の緒をかけておもふ
　はれぬ夜頃の月やいかにと

是實に絶筆にして、藥石効を奏せず、終に八月廿九日、京師三本木の寓居に歿す、享年四十、京都寺町廬山寺の墓地に葬る、諡號を徹心院正純空室居士と曰ふ、遺子二人あり、長男安平東京にあり、甚督敎の傳導に從事し、次男洗二現に水戸市に於て醫術を開業す、正一郎著書頗る多し、其重なるものは宇宙起原、神議、活語範、大伴遠祖傳、空室雜考、こゝろおさて、證名漢譯箋、高橋氏文注補意、伊勢の濱荻、大秡詞集疏、隣域異聞、神國風、海外名所歌集、古祝詞新疏、類題哥箋集、八岐大蛇變化考、道祖眞義、萬語叢、例語部類、等なり

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈從四位鞍懸寅次郎

鞍懸寅次郎は、作州津山藩の士なり、平素皇室の衰微を慨き、文久壬戌の歳、京師に入り國事に鞅掌し、尋で京都江戸の間に奔走し、廣く有志の士と交り、尊攘の說を持して、朝紳幕老及び諸藩主に建言す、元治甲子の歳、伐長の役起るに及びて、寅次郎藩主に說き之を幕府に諫止せしめんとす、聽かれず、慶應丙寅の歳、幕府再び征長の師を起す、寅次郎又藩主をして其役を諫止せしめんとす、また聽れず、明治戊辰の歳、伏見の役起るや、藩論喧擾す、寅次郎之が鎭靜に頗る力む、後廢藩置縣の際、兇徒の爲めに暗殺せらる、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈正五位安東鐵馬

岡山縣英田郡土居村大字土居

安東謹吉郎

安東鐵馬、名は貞啓、美作國英田郡土居村に生る、初め誠之助と稱し、後今稱に改む、同性貞溫の三男なり、家世々里正たり、鐵馬早く父を喪ひ、幼にして倨傲不羈、細行を修めず、親戚爲めに之を憂ふ、鐵馬毫も意を加へず、人と爲り方面白哲にして、言寡く辯爽かに、軀幹肥大にして、慓悍果決、好んで擊刺を試み、自ら俠氣を負ふ、嘗て英田郡原村の人、安東直範を師とし劍を學ぶ、直範は壯時備前に游び、關口玉眞流の奥儀を極め、傍ら和歌を善くせるが爲め、門人四方より來り學ぶ、是に於て鐵馬精勵其技を練り、技漸く熟す、年十五乃ち自ら冠し、始めて節を折き學に志す、豐岡の人池田草庵の門に學び、研鑽頗る力む、年所を經ずして業大に進む、後林田の人河野絢夫に師事す、鐵馬の父常に讀書を好み、人材養成の爲め、名儒を聘して學堂を剏建せんと欲し、未だ果さずして歿す、鐵馬に兄あり正虎と曰ふ、父の志を承け之を聘せんと欲し、廣く四方の士に交はる、水口の人豐田謙次偶々至る、由て請て師となし、爲めに行餘堂を建つ、鐵馬之に師事すること數年、業大に成り略ぼ大義に通ず、是時に當り外國の使臣交々來りて修交を求め、頻りに刼迫するあらんと欲す、天下久しく昇平に恆れ武備稍々弛ぶ、且幕吏因循姑息、動もすれば外國の制を受けて朝旨に違ふ、是に於て長侯毛利氏、先づ入朝して專ら尊攘の說を唱へ、以て四方の士氣を鼓舞す、四方の志士爭ふて京師に輻湊し、互に國家の大事を議し、一身を犧牲に供し、以て艱難を共にせんと欲するもの幾百人なるを知らず、將軍家茂、會侯松平容保を援き京師を衛らしめ、頗る義黨を忌み、銳意之を除かんと欲す、會々謙次義徒を京師に募る、鐵馬往て之に與る、文久三年十月、平野次郎等數十人、澤宣嘉を奉じて生野の銀山に據り義兵を擧ぐ、鐵馬走て其軍に投ず、事既に破るゝに會て及ばず、元治元年二月、水口藩の老臣岡田直二郎なるものあり、奸譎にして私曲多く、心を幕府に通じ、大に威福を弄び、上下憤怨す、然れども闔藩畏懼し、敢て之を圖るものなし、謙次時に水口に客事す、其の京に在るや鐵馬に之を圖らしむ、鐵馬乃ち直二郎の花を東山に賞して歸るを途に要す、衛士數名之を護る、鐵馬刀を拔き大に呼び、其罪狀を數へ之を誅す、衛士或は善く拒ぐものあり、弟某も亦能く鬪ふ、既にして黑繒覆面する者あり、劍を拔きて後に立ち、以て鐵馬に應ず、某等怖れて皆逃る、蓋し覆面する者は謙次なり、是歲夏四月姫路藩士河合惣兵衛等、姦黨の爲めに讒せられ、同藩の獄に拘繫せらる、鐵馬の徒之を憂へ、其黨と相謀り、獄を襲ふて之を奪ひ出さんと欲し、竊かに之を窺ふに、姦黨豫め此事あるを慮り、更に之を內郭に移し守備益々嚴なり、是に於てか鐵馬等悵然自失、之を久ふして去る、是歲六月諸藩の義黨三條街の池田屋に會して事を議す、時既に夜に屬す、暑威蒸すが如し、衆浴衣を着て敢て兵備を設けず、會々會兵若干俄に來り襲ふ、事不意に起り衆其爲す所を知らず、宮部鼎藏、松田重助等數十人、奮鬪して之に死す、時に鐵馬獨り三條街の某旅舍に寓し、同志の爲めに兵器を監す、翌日拂曉會の隊長某、兵三十人許を率ゐ來りて寓を襲ひ鐵馬を詰る、鐵馬曰く水口藩士某たり、曰く豐田謙次、河村半造安に在るや、曰く豐田は吾師にして曩に近江に適けり、河村なる者は嘗て其名を聞けども、未だ其人に接せず、蓋し河村なる者は松田重助の假稱ならんと、會兵曰く、俱に與に來れと、鐵馬曰く請ふ我藩に告ぐるを待てと可かず、暴威を以て之に薄る、鐵馬徐かに曰く予未だ朝餐を喫せず、喫して後往かんと、乃ち自ら薪を把り燧を鑽り、湯を淪し喫飯すること數椀、起つて衣を更て屐を踏んで出づ、隊長其從容として神色を變せざるを見て敢て縛せず、二卒に其左右を掖し、四卒に其後を擁して行かしむ、是時に當り鐵馬竊かに以爲らく、若し會邸に拘せらるゝに至らば、奴輩の毒刄に罹るや必せり、寧ろ自ら進んで隊長に近づき之を刺すに若くはなし、而して事若し成らずんば死を潔くせんのみと、然るに隊長獨り卒に先たち去る、故に再び熟慮して其變を窺ふ、既に河原街に至る比ひ、鐵馬尿を請ふ、尿已む、遽かに刀を拔て一人を斬る、一人善く鬪ふ又之を斬る、餘兵皆逃る、刀反りて室に入らず、提て長邸に至り門に號ぶ、門者誰何す、應じて曰く義黨某會賊の爲めに包圍せらる、故に其二卒を誅し圍を脫して逃るなり、追兵且に至る急に門を開けと、門闢く鐵馬入る門闔づ、既にして追兵果して至る、及ばすして去

る、是に由て鐵馬の勇名一時に振ふ、會人目して賊魁となし、物色すること益々急なれども遂に獲る能はず、衆其敏捷に服すと云ふ、秋七月長の老臣福原越後、兵を率ゐて伏見に來り、七卿及び長侯の冤を訴へ、歎泣切に至る、徳川慶喜等、兵を輦下に動かさんことを恐れ、越前因幡の諸藩に命じて、之を諭さしむ肯んぜず、松平容保も亦參內す、是時に當り長の老臣國司信濃、益田彈正等も、亦兵を率ゐて來り、嵯峨山崎の間に陣す、一橋會津加賀越前肥後桑名彦根大垣等諸藩の兵之に備ふ、尋で薩摩の兵も亦來り援け、乃ち使を遣して越後に諭し、刻するに三日を以てして、若し兵を郤けざれば、詔を奉じて之を討たんと、越後依違として之に答ふ、時に公卿七十餘人及び列藩も亦連署して其罪を宥めんと請ふ、朝議紛々として決せず、然れども兵を率ゐて輦下に迫るを罪と爲し、是月十七日遂に征討の令を下す、十九日昧爽長人兵を分て三隊となし、信濃は其一を率ゐて中立賣門に向ひ、來島又兵衛は其一を率ゐて諸門に向ひ、久阪義助、眞木和泉守、寺島忠三郎、入江九一等も、其一を率ゐて蹇司郎下に據る、是に於て鐵馬起つて其軍に趨く、初め鐵馬常に謂へらく、會侯等幕府の姑息を喜び、屢尊攘の論を斥け、遂に七卿及び長侯父子の冤を致す、其罪大なり、故に其黨と相謀り機を窺ひ之を刺し以て天下の政を一途にせんと欲し、未だ果さずと、而して此舉あるに會ふ、鐵馬途に其黨板倉筑前介の弟醫士某の門に過ぐ、某乃ち出て相見、互に莞爾として相別る、蓋し鐵馬竊かに死を期す、故に之に訣を告げしなり、鐵馬既に堺町門に入る、久阪義助、眞木和泉守等と、身を挺んで鬪ふ、一橋越前彦根桑名の諸藩の兵敗れて退く、鐵馬時に長刀を揮ふて大呼し、自ら六人を斬り、進んで蹇司邸下に至り、長人粟屋良之助等と、跳つて屋上に登り、十夕銃を把り、越前の兵を眼下に瞰下し、頻りに發銃す、敵兵爲めに披靡す、既にして東軍火を蹇司邸に縱つ、會風威猛烈にして、黑烟捲き咫尺辨ずる能はず、東軍吶喊して之に乘ず、亂丸雨の如く注ぎ、劒光電の如く閃く、鐵馬願みて二士を亡ふ、乃ち獨り邸の松樹を伐りて盾に代へて進む、偶大丸面に中りて遂に斃る、時に年二十二、實に元治元年甲子七月十九日なり、鐵馬至性あり、孤にして母に事ふ、初め京に在るや、母之を思ふて措かず、兄正虎亦義黨の一にして、時に龍野に在り之を憂ふ、柴原和と友とし善し、故に之を和に諮ひ、書を作りて鐵馬に報せしむ、鐵馬書を得て感泣し、即日途に上り衆行して家に歸り、侍養旬餘能く其歡心を承く、一日諄々然として時事を陳べ、かつ請ふて曰く、方今天下擾々多難、正さに丈夫國に報ずるの秋なり、寧ろ玉碎するも瓦全す可けんや、見既に家嗣にあらず、故に必らず父祖の業を守らず、而して既に血を啜つて義黨と盟を正す、忠孝兩ながら全し難し、願くは兒が志を遂げしめよと、母曰く善し、往け勉めよや、事成らば再び相見ん、成らずんば泉下相逢はんのみ、汝私を徇へ義を忘れて、笑ひを京城の義黨に遺す莫れと、爲めに副衣を製し、資及び和歌を與へ以て其行を送る、京師變あるを聞くや曰く、吾兒死せんと果して然り、鐵馬死するの後招魂の祭を擧ぐること前後數回、或は官よりし或は民よりす、而して朝野故舊の士、多く來り祭るに詩歌或は文章を以てす、明治二十三年八月、朝廷其忠誠を追賞し、靖國神社に合祀せらる、鐵馬亦詩を好み、作る所少なからず、其中の二三をしるさん、

秋日閑居

林下何曾有二世塵一。清泉白石入レ詩新。
請看名走利奔客。孰二若風流高臥人一。

寄友人在洛陽

翠閣紅樓幾萬家。倚レ欄兒女共相誇。
洛陽堪レ憶春光好。鴨水垂楊嵐峽花。

冬夜讀書

雪映書窓一倍明。今宵何用點燈熒。
幽人似レ學孫康事。讀自二三更一到二五更一。

湖中

蓬窓吹冷滿江風。萬頃清波接二遠空一。
惟底蓬窓明似レ雪。不知舟在二菱花中一。

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を賜らる

○贈正五位井汲唯一

井汲唯一、名は貫、通稱はじめ利喜藏といひ、また龍之助、幸右衛門ともいひ、後に唯一と改む、作州津山の藩士なり、其身は次男なりしも、兄甲平早く身まかりしかば、唯一やがて其家を繼ぐ、天保十四年の春より、同藩松尾圓八父子にたよりて劍術をまなび、數年がほど修練し、嘉永三年の冬、思ひ立ちて江戸にゆき、世に達人と呼れたる齋藤彌九郎が門に入り、猶又其修業に年月を累ぬ、安政五年の七月、藩主唯一が劍道に達したるを見て、劍術教授をいひつけ、一藩の師範役とす、唯一素より勤王の道に志深く、同藩黑田成復、藤本眞臣、神原平次郎と同志なりしが、天下の形勢坐視すべきにあらざるを思ひ、文久二年の十二月、藩主に願ひ出でもせず、國を立出で都にのぼり、青蓮院宮、或は攝司關白の門に立入て、藩主が勤王の赤心を具狀し、又其旨を書面に記し、其の月二十八日に、議奏三條中納言がもとにさゝげしかば、速に

上聞に達せられしに、天氣殊に麗しく、翌年正月八日、傳奏坊城俊克より、藩主が赤心の趣聞食させらるゝゆゑ、早々上京して、國家の爲めに力を盡し候へと、内々の勅書を下されしにぞ、翌日直樣發足し、十三日國につき、勅書を藩主にさし出す、是より一藩、始めて勤王のやん事無きを承知せり、かくて藩主よりその御受として、十七日黑田成復を都にのぼせ、唯一もまた同道したり、翌月に至り藩主も上京したるほどに、唯一等二人心をつくし、藩主を輔け、一藩を振起せしめんと、日夜盡力したりけり、五月に至り藩主暇を賜はりて歸國す、其時唯一にも供せよとのことなりしかど、唯一は安政以來成復らと謀り、一藩をして勤王の義を盡さしめんと力を盡しゝ爲め、因循なる老吏の輩と、議論常に合ざれば、藩主に代り輦下にとゞまりて、一命を擲ち、報効の道を貫かんと、苦慮する折柄なるに、其上また京師滯在の諸藩士ら、劍術の弟子となりし者數多が、引立呉れよと懇望せしかば、病氣にことよせ、しばし歸國延引を申請ひ、猶劍術指南とて滯京す、國にては唯一が諸藩の浪士と親しく交る事を怪み、十一月に至り滯京の藩士十餘人にひそかに云含め、ある日宴會の席をまうけ、唯一に酒をすゝめいたく醉しめ、臥たる所を無二無三に取押へ、護送して國に送り歸し、ひとやの内に押こめ、またの月家名を廢し、終身禁錮の罪に處したり、其後慶應二年四月、浮浪のともがら、備中倉敷、或は其最寄に來りて、粗暴の振舞しける折柄、獄を破りて唯一を奪ひ去らんとの風說有りて、藩吏頻りに防禦の手當するよしを、獄中にて聞傳へ、そは浮說なるよしを書とりて指出し、又おのれが爲めに主君に大方ならぬ苦勞掛くるをうき事に思ひ、士道を以て、割腹を命ぜられたき旨を願出しに、聽屆なかりしかば、痛心のあまり、獄中の古釘一本拔取て、自ら喉を刺貫きてうせぬ、是其月二十四日の事なりき、時に年三十八、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○備前國の部

○贈從四位藤本津之助

藤本津之助、名は眞金、字は鎔公、別號を鐵石、又都門賣茶翁といふ、備前國御野郡河原村の人片山佐吉の次男なり、天保年中、藤本彥右衞門の養子となり、農事掛の手代役を勤めたりしが、故ありて職を罷め、故鄕を立出で、京師に寓居す、津之助勤王の志深く、頗る國典にくわし、初め書を好み、伯耆の兒玉韞に學びしが、また繪事に長じ、山水を寫すに工みなること類ひ少し、文久三年八月、中山忠光、大和に於て事を起しける時、津之助は、松本謙三郎、吉村寅太郎等と、早く其むれに入り、諸國の浪士七十人ばかり、つどへあつめて、天忠組と稱し、京師を立いで、河内國狹山藩に立越え、武具をかり受け、大和路さして押出し、まづ五條の代官、鈴木源内が役所に打入り、源内及び、附屬の小吏長谷川岱次等、五六人をきり殺し、糧食調度ども取あげて、しばしがほどそこに打こぞりて有けり、折しも傳奏議奏の國事方より、御使として、學習院出仕平野次郎を差つかはされ、近日御親征の御沙汰有るべし、いましら輕忽疎暴のふるまひ、致すまじき旨仰下さる、みなかしこみて鎭まり居けるに、俄に廣議一變し、禁闕の物騷しさも、たやすからぬよし、其聞え有ければ、いたく打驚き、幕府より追討のいくささし向けられんに、かう居ながら、おめ〳〵と誅戮に就くは、詮なきわざなり、いでや一世の思出に、奮激突戰して、名を萬代に輝さんとて、勇を勵し死を爭ひ、其の英氣前日に百倍す、また引續きて馳加はりたる、總勢三百餘人とひとつになり、高取へ押しよせて戰ひつれど、糧食軍器ども物たらはで、味方利あらず、天の川さして引退きしに、案に違はず、幕府の指麾を承はる、和歌山、津、彥根の三藩、及び其他の藩兵、討手として、引もきらず指向ひたり、天忠組は、皆々大義を唱へて、身命を露ばかりも惜まず、奮鬪激戰日を累ね、いつ軍のはつべうも見えざりけるが、ついに敵兵に前路をさへぎられて、氣疲れ勢沮み、久しく籠居せん事の難ければ、中山忠光をば、そと落し參らせ、津之助は鎌三郎、次郎等七八人と、諸共に打て出で、快く戰ひ、驚家口にて討死す、時に年四十八、津之助が僕に、福浦元吉といふが有り、津之助に從ひて甘苦を同じくし、遂に同所にて討死せしとなん、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位牧野權六郎

岡山縣岡山市大字上四川町一六九

牧野成隆

牧野權六郎、名は成憲、字は子欽、柁軒と號す、後退老薙髮して柁翁と云ふ、身丈六尺有餘、容貌槐梧、頗る古英雄の風あり、備前池田家の臣薄田長兵衞の第三子にして、幼字を孝三郎と云ふ、天保元年庚寅年十二月十五日、同藩牧野權六郎の養子と爲り、年十四甫めて松平齊敏に謁す、牧野氏もと三河國に出づ、本姓田口、武内大臣の後裔なり、高祖田口三右衞門成時、三河國中條鄕牧野村に住し、子孫尾張に移るに及で牧野と稱す、牧野伊豫守重時、(傳藏)父の讐を討ち伊勢に潛み、

堂をして、之に同意せしむることを得たるのみならず、病氣を以て本國に引籠れる容堂をして、左の如き意味の建議を德川慶喜に致さしむるに至りぬ、

謹テ意フ中古以還政權武門ニ出ルト雖モ洋艦來航以來太阿倒持物議紛紛輙チ東攻西擊內訌曾テ戢ムナク遂ニ外國ノ輕侮ヲ招ク是レ政令二途ニ出テ天下ノ耳目屬スル所ヲ異ニスレバナリ今ヤ時勢一變復タ舊規ヲ墨守ス可カラズ宜シク政權ヲ王室ニ歸シ以テ萬國並立ノ基礎ヲ立ン是レ當今ノ急務容堂ノ至願ナリ幕下ノ賢之レヲ察セヨ云云

土州の人士は此の書を齎して二條城に來り、權六郎等を始め同志の面々、幕下に迫りたる大政返上を、勸告すること急なりければ、德川慶喜は翻然悟る所あり、遂に太政奉還を朝廷に請ふて、譜第の諸侯に其旨を諭示したるは、慶應三年六月十四日にして、翌日朝廷優詔之を許さる、明治維新の一大轉機は、是に於て開發せられ、權六郎の巧勞は、千歲汗青を照すに至れり、さて德川慶喜は、先に大政奉還を慫慂したる各藩の名士を、二條城中に召して、善後の所存を諮詢せらる、閣老板倉伊賀守、先づ下問書と倶に、名簿を差出しければ薩藩の小松帶刀、第一に名を署し、土州の後藤象二郎、第二に名を署し、第三に進みて名を署せんと爲したるは、對州の人某なりしが、後藤象二郎大喝一聲之れを抑制して曰く、今日の御下問は天下の大事なり、胸中充分なる成竹なかる可からざるは固より、充分なる覺悟なかる可からず、汝等が名を署す可き所に有らず云云と喝破したりければ、某逡巡して退く、是と同時に第三番に進み出でゝ、名を署したるは即ち牧野權六郎なり、第四には都筑莊藏其他二三人にて、親しく膝元に呼出され、威嚴を憚がらず權勢に恐れず、各自の所信を陳述したり、當時權六郎の意見は左に揭ぐるが如しと云ふ、

今日之被仰出誠以難有御趣意乍恐奉感佩候、先達テ日置帶刀モ奉申上候通、御親藩ハ不申及外藩諸侯御疑惑御疎外被遊候樣之處ヨリ、人心モ不和ヲ生ジ終ニ今日之勢ニ立至リ、都下市人家財取片付旦夕ニ變動可生勢相見居申候處、今日之御書付之趣拜見仕候テハ即時人心モ相和ギ、皇國御永久之御規則モ相立可申ト實ニ感泣ノ至ニ不堪奉存候、乍併此儀御實効相立不申テハ折角被仰出候詮モ無御座儀、國國主人主人へ申遣見込申上候ヲ被爲待候樣之御事ニテハ、再度人心動搖却テ如何トモ不可爲次第ニ可相成候間、速ニ御奏聞被遂即日御執行相成候樣有御座度奉申上候處、上意ニ其實効相顯候手順ハ如何致シ可然哉見込可申上トノ旨ナリシヲ以テ、御手順之儀別ニ見込可申儀無御座候得共、御書付之內廣ク天下ノ公議ヲ盡シ、聖斷ヲ被爲仰ト申所御眼目之御事ト奉恐察候、廣ク公議ヲ被爲盡候ハヾ、諸藩之內人才

御選擧政廷、御加へ、幕府御役々ト共ニ大事ヲ御決シ被爲成候樣相成候儀、今日之御急務歟ト奉存候、藩々ヨリ人才差出候間無御座候ハヾ、先詰合之內ニテ可然人物ヲ政事堂へ御加へ御議シ被遊候ハヾ可然、何分斯ク御着眼被遊候上ハ一日モ早ク御取行被遊候儀、專要ニ可有御座段繰々申上、

德川慶喜は既に大阪に退き、會桑二藩の出京を禁ぜられ、薩長は既に討幕の密勅を握て兵備益々急なり、土藝の二藩もまた既に師を王庭に班し、因幡も續て宮闕に赴く、京攝の間羽檄東西に奔馳して危機一髮、將に風雲を倦きて、天下の平和を破らんとす、形勢斯の如きにも拘らず、藩主池田茂政は慶喜と兄弟なるを以て、言ふ可く言ふ可からざる事情の存するあり、權六郎の苦心は、實に亦多なりとす、權六郎一度京師を去らんか、備前藩は直に佐幕主義を以て目せられん、權六郎一度び岡山を出でんか、藩主茂政は不忠を以て之れを詰られん、是に於てか慶應三年七月以後、十二月に至る迄、京備の間を往復すること六回に及べりと云ふ、其後京阪の間は風雲益々急促し來り、薩長土藝其他各藩は、禁裡守護として大兵を率ひ、屹然幕府反抗の色を示したれども、備前に於ては長臣池田伊賀をして兵千六百を以て兩宮に屯營する在るのみ、薩州の西鄕吉之助、京都に在りて王事に鞅掌す、常に人に語て曰く、備前藩主幕府と骨肉の緣あり、逡巡去就を決せざるに似たりと雖も、傑物牧野權六郎あり、敢て念を爲すに足らずと、慶應三年十二月廿七日、朝廷急に召命あり、權六郎特に病中なりしが、長男權之丞を介抱に召連れ、步行すら自由ならざる身を以て、天下の形勢を視察せんが爲めに、駕を飛ばして途をいそぎ、明治元年戊辰正月七日着京す、此時や先帝崩じ、今上天皇尙は御幼弱の龍體を以て大統を繼かせられ、天下の實權は既に縉伸家と、薩長の二藩に歸したるなり權六郎固より大義名分を知るもの、藩主茂政を退隱せしめ、支封池田信濃守政詮を以て之れに代て、公然朝廷に伺候して、正々堂々討幕の旗を建てざる可からざることを覺れるなり、さなきだに病魔に侵さるゝ身なれば、殊更に病氣に假托して表面退隱の意を示し、裏面に於ては苦肉の謀を以て茂政の退隱を謀る、然るに茂政の心事も亦た憐案す可きものあり、德川家の乞援益々急にして、容易に義に就く能はず、要路の長臣及び君側の侍士は、天下の形勢と大義の在る處とを觀察するに明敏ならず、權六郎部下少壯氣銳の徒を使嗾して、籌謀縱橫到らざるなしと雖も、茂政は頑然つひに動かず、權六郎既に鳥羽伏見の合戰を見て猶豫する能はず、藩主の本意に逆ふにも拘らず、自から國事掛と爲つて一藩の率先者と爲り、專ら王事に鞅掌したり、事情斯の如くなれば、權六郎は隱居內願を差出して、長男權之丞を以て家督を相續せしめんとし、

瀧川左近將監一益の知遇を得て勇名あり、慶長文祿の頃、最も驍勇を以て知らる、後分れて二家と爲り、一は德川氏に、一は池田氏に仕へ、世々牧野權六郎と呼び、側御用を勤む、孝三郎此家に養はれ、後弘化二己酉年正月十九日、家督相續仰付られ、知行五百石を賜はる、權六郎幼にして文武の學を好み、兵術に至て特に蘊奧を極め、自から名將たるの技倆を有す、嘉永六年、米國使節軍艦を率ひて浦賀に來り、天下騷然たるに及んで、松平慶政、下總安房の海岸防禦を命せられ、權六郎即ち御鐵砲引廻を以て、長子權之丞と倶に北條御陣屋詰を仰付けられ、安政元年三月廿七日を以て同所に赴き、是より江戸及び京阪間に奔馳して、勤王討幕の爲に鞅掌し、岡山藩の大義名分を明ならしめたるもの、專ら權六郎の斡旋に因るなり、先是備前藩士河上忠昌なるものあり、經學に長じ、專ら王陸の實學を尙び、浮華の文辭を事とせず、石黑後藤兵衛、伊藤佐兵衛等と倶に、佐藤一齋、大鹽中齋に交り、韜晦して世に求めず、藩の子弟を誘掖して、實踐躬行の學を授く、權六郎即ち其學に敬服して、私淑する所少なからず、宇佐美流の軍法を講究する傍、素を良知の學に養ふこと淺からざるなり、是れを以て學殖深遠、文華の外に炫燿するを見ずと雖ども、道心の內に綽々たるものあり、人を知るの明鑒、往々世を驚かすもの少からず、江戸の人田口江村默翁を推薦したる如き、權六郎の爲めに沒す可からざる偉績なりとす、江村一個老儒生たるに過ぎず、然れども道德經濟に於て素養あり、幕末の衰運に生れて王家の隆興を謀り、德川氏の爲めに將軍職を返上せしめ、大藩巨侯を京師に集めて、國政に參與せしめ、以て內訌の紛糾を解き、以て外患の難局に處し、能く天下を經理するの策を建て、自から韜晦する所あり、權六郎此の策を聞て可と爲し、默契する所少なからず、他日京師二條城に於て、太政奉還の諫議を上り、一生の功勞を永く汗靑に留めたる所以のもの、將に此に起因するに外ならざるなり、安政の頃天下の形勢頓に改まり、水戸老公の氣焰は凌ぐ可からざるものあり、浮浪有志の徒は多く京師に集りて、處士橫議の風漸く關東を捲きて、三百諸侯もまた適歸する所を知らさらんとす、而て藩主慶政、夙に退隱の志あり、水戸老公第九子茂政を養ふて、池田氏の宗家を託せんとす、蓋し老公剛毅英邁にして、先帝の親任を蒙むり、內は德川氏を凌ぎ、外は醜夷を掃蕩するの志あり、即ち茂政を養ふて我が君主に戴だくに於ては、池田氏が志を天下に得るの便少なからずと、遂に文久三癸亥三月朔日を以て、茂政相續の事を實行するに到れるもの、權六郎等與つて、其謀議に參する所少なからざるなり、同三年四月十一日、先帝石淸水に行幸、醜夷退攘の御祈願あらせらるゝや、權六郎茂政に扈從して警衛を仰付られ、還

幸の節は洛西九條村の警備を勤む、又大阪に下り攝州中島新田に於て、始めて將軍に謁見し、兵事の諮詢に答ふる所あり、其後備前にあり、專ら藩の軍政に參與し、小串下津井の兩所に砲臺を築きたるが如き、備中海岸鹽飽七島を巡視して兵備を講じたるが如き、少壯英敏を以て知られたる茂政を翼贊して、勤王倒幕の爲に藩の武備充實を、畫策したるに外ならざるなり、權六郎固より其藩の武を天下に觀さんとするもの、少壯有爲の士之れに從ふて濟々たる無しとせず、先輩には河上忠晶、伊藤有涯、石黑後藤兵衛等の之れを助くるあり、後進には森下立太郎景端、成田太郎兵衛元美、江見陽之進、靑地藤兵衛、花房七太夫端連、新庄作右衛門厚信、津田彥右衛門弘道、村上長毅、日置健太郎等之れを信ずるあり、水戸家と陰かに志を通じて、畫策怠らざるところあるを以つて、備前藩の名漸く天下に重からんとす、慶應三年七月、權六郎藩命を以つて上京し、以後將軍職奉還の事を以つて、德川慶喜に勸告せんとするの意は、勃々制す可からざるも、各藩の名士が雲の如く集れる京都の事なれば、渺たる權六郎之を奈何とも爲す能はず、備前藩は又各藩に於て、其の去就を恠しまれつゝある當時なれば、權六郎暫く其抱負を隱し以て時の至るを待ちしに、かの二條城の大評議と爲りぬ、時に權六郎は備前藩を代表して席に斑したるも、曾て一言だも意見を吐かず、時是れ七月の炎天にて、蒸熱堪ゆ可くもあらねど、各藩の諸名士、皆衣襟を正ふして、瀧爲す流汗を拭ひも敢へず、只空く評議に時を移す、やゝ有て權六郎、起て隣室に入り、衣を解て席上に橫臥し、鼾聲雷の如く復評議を心に置かざる如し、衆其剛膽に驚き、呼び覺して意見を問ふ、權六郎悠々起つて答へて曰く、此際天下を泰山の安に置かんとするもの、木に掾つて魚を求むるよりも尙ほ難し、われ毫も策の出る所を知らず、己む無くんば只一あり、德川慶喜公の將軍職を、朝廷に奉還せしむるに在るのみと、衆呆然として、其日の評議はやみたれども、權六郎の意見は識者をして、暗々裏に同意を表せしめたりと云ふ、されども容易に之れを實行する能はざるのみならず、强て之を主張するに於ては、同列各藩士にすら、反對論者は起らんとするの形勢なるまゝ、權六郎は乃ち自己の意見を主張するに、自己の勢力を作るの必要ありと信じ、急使を江戸に飛して、田口默翁の上京を促す、默翁固より權六郎の心事を知るもの、決然衾を蹴つて起ち京都に向ふ、詩あり曰く、

半宵微雨壓塵淸。天爲老夫開發程。
休言行營捧檄起。短筇孤劍一書生。

默翁の京師に來るや、權六郎之と倶に各藩の間に往來し、益々太政を奉還せしめんことに勤めたり、かくて權六郎等の斡旋盡力は空しからず、太政返上の件は、遂に高知藩主山內容

堂をして、之に同意せしむることを得たるのみならず、病氣を以て本國に引籠れる容堂をして、左の如き意味の建議を德川慶喜に致さしむるに至りぬ、

讓ヲ意フ中古以還政權武門ニ出ルト雖モ洋艦來航以來太阿倒持物議紛紛輒チ東攻西擊內訌曾テ戢ムナク遂ニ外國ノ輕侮ヲ招ク是レ政令二途ニ出テ天下ノ耳目屬スル所ヲ異ニスレバナリ今ヤ時勢一變復タ舊規ヲ墨守ス可カラズ宜シク政權ヲ王室ニ歸シ以テ萬國並立ノ基礎ヲ立ン是レ當今ノ急務容堂ノ至願ナリ幕下ノ賢之レヲ察セヨ云云

土州の人士は此の書を齎して二條城に來り、權六郎等を始め同志の面々、幕下に迫りたる大政返上を、勸告すること急なりければ、德川慶喜は翻然悟る所あり、遂に太政奉還を朝廷に請ふて、譜第の諸侯に其旨を諭示したるは、慶應三年六月十四日にして、翌日朝廷優詔之を許さる、明治維新の一大轉機は、是に於て開發せられ、權六郎の巧勞は、千歲汗靑を照すに至れり、さて德川慶喜は、先に大政奉還を慫慂したる各藩の名士を、二條城中に召して、善後の所存を諮詢せらる、閣老板倉伊賀守、先づ下問書と俱に、名簿を差出しければ陸續の小松帶刀、第一に名を署し、土州の後藤象二郎、第二に名を署し、第三に進みて名を署せんと爲したるは、對州の人某なりしが、後藤象二郎大喝一聲之れを抑制して曰く、今日の御下問は天下の大事なり、胸中充分なる成竹なかる可からざるは固より、充分なる覺悟なかる可からず、汝等が名を署す可き所に有らず云云と喝破したりければ、某遂巡して退く、是と同時に第三番に進み出でゝ、名を署したるは即ち牧野權六郎なり、第四には都筑莊藏其他二三人にて、親しく膝元に呼出され、威嚴を憚がらず權勢に恐れず、各自の所信を陳述したり、當時權六郎の意見は左に揭ぐるが如しと云ふ、

今日之被仰出誠以難有御趣意乍恐奉感佩候、先達ヲ日置帶刀モ奉申上候通、御親藩ハ不申及外藩諸侯御疑惑御疎外被遊候樣之處ヨリ、人心モ不和ヲ生ジ終ニ今日之勢ニ立至リ、都下市人家財取片付旦夕ニ騷動可生勢相見居申候處、今日之御書付之趣拜見仕候テハ即時人心モ相和ギ、皇國御永久之御規則モ相立可申ト實ニ感泣ノ至ニ不堪奉存候、乍併此儀御實効相立不申テハ折角被仰出候詮モ無御座儀、國國主人主人へ申遣見込申上候ヲ被爲待候樣之御事ニテハ、再度人心動搖却テ如何トモ不可爲次第ニ可相成候間、速ニ御奏開被遂即日御執行相成候樣有御座度奉申上候處、上意ニ其實効相顯候手順ハ如何致シ可然哉見込可申上トノ旨ナリシヲ以テ、御手順之儀別ニ見込可申儀無御座候得共、御書付之內廣ク天下ノ公議ヲ盡シ、聖斷ヲ被爲仰ト申所御眼目之御事ト奉恐察候、廣ク公議ヲ被爲盡候ハヽ、諸藩之內人才

御選擧政廷へ御加へ、幕府御役々ト共ニ大事ヲ御決シ被爲成候樣相成候儀、今日之御急務歟ト奉存候、藩々ヨリ人才差出候間無御座候ハヽ、先詰合之內ニテ可然人物ヲ政事堂へ御加へ御議シ被遊候ハヽ可然、何分斯ク御着眼被遊候上ハ一日モ早ク御取行被遊候儀、專要ニ可有御座段縷々申上、德川慶喜は既に大阪に退き、會桑二藩の出京を禁せられ、薩長は既に討幕の密勅を握て兵備益々急なり、土藏の二藩もまた既に師を王庭に班し、因幡も續て宮闕に趨く、京攝の間羽檄東西に奔馳して危機一髮、將に風雲を倦きて、天下の平和を破らんとす、形勢斯の如きにも拘らず、藩主池田茂政は慶喜と兄弟なるを以て、言ふ可く言ふ可からざる事情の存するあり、權六郎の苦心は、實に亦多なりとす、權六郎一度京師を去らんか、備前藩は直に佐幕主義を以て目せられん、權六郎一度び岡山を出でんか、藩主茂政は不忠を以て之れを詰られん、是に於てか慶應三年七月以後、十二月に至る迄、京備の間を往復すること六回に及べりと云ふ、其後京阪の間は風雲益々急促し來り、薩長土藝其他各藩は、禁裡守護として大兵を率ひ、飮然幕府反抗の色を示したれども、備前に於ては長臣池田伊賀をして兵千六百を以て兩宮に屯營する在るのみ、隣州の西鄕吉之助、京都に在りて王事に執掌す、常に人に語て曰く、備前藩主幕府と骨肉の緣あり、邊巡去就を決せざるに似たりと雖も、傑物牧野權六郎あり、敢て念を爲すに足らずと、慶應三年十二月廿七日、朝廷急に召命あり、權六郎特に病中なりしが、長男權之丞を介抱に召連れ、步行すら自由ならざる身を以て、天下の形勢を視察せんが爲めに、馳を飛ばして途をいそぎ、明治元年戊辰正月七日着京す、此時や先帝崩と、今上天皇尙ほ御幼弱の龍體を以て大統を繼かせられ、天下の實權は既に縉紳家と、薩長の二藩に歸したるなり權六郎固より大義名分を知るもの、藩主茂政を退隱せしめ、支封池田信濃守政詮を以て之れに代て、公然朝廷に伺候して、正々堂々討幕の旗を建てざる可からざることを慮れるなり、さなきだに病魔に侵さるゝ身なれば、殊更に病氣に假托して表面退隱の意を示し、裏面に於ては苦肉の謀を以て茂政の退隱を謀る、然るに茂政の心事も亦た憐察す可きものあり、德川家の乞援益々急にして、容易に義に就く能はず、要路の長臣及び君側の侍士は、天下の形勢と大義の在る處とを觀察するに明敏ならず、權六郎部下少壯氣銳の徒を使嗾して、蓄謀縱橫到らざるなしと雖も、茂政は頑然つひに動かず、權六郎既に鳥羽伏見の合戰を見て猶豫する能はず、藩主の本意に逆ふにも拘らず、自から國事掛と爲つて一藩の率先者と爲り、專ら王事に執掌したり、事情斯の如くなれば、權六郎は隱居內願を差出して、長男權之丞を以て家督を相續せしめんとし、

漸くにして隠居の身と爲り、間も無く茂政もまた病氣を以て退隠し、明治元年三月十五日、支封池田政詮相續せられ、名を章政と改めらる、是に於て備前藩は、始めて正々の陣堂々の旗以て、勤王討幕の師に加ふるを得たり、同年七月十日、政體御一新に付き、藩にても兵制の改革あり、權六郎は隠居ながら、軍事顧問を仰付られたり、同月十五日陸軍副權を命せられ、病褥に在りて猶軍事を董督す、二年正月九日、岡山藩參政仰付られ、刑法主事上席と爲り、倉米百石を下賜せらる、當時權六郎が藩政改革に就きて苦心經營せることは擧て數ふ可からざるも、外は王師を輔けて藩兵の奥州に轉戰するあり、内は人心動搖其途に安んぜざるあり、紛糾錯亂の間に立ち、蕭何を以て自から任じたるは謂ふまでもなく、田口默翁を招きて藩の子弟を薫陶せんことを謀りたる如き、注意周到なる感するに餘りあり、然れども默翁は此時他藩の子弟を嘱托せらるゝあり、三年以後ならでは招聘に應じ難しとて、止むなく青年子弟を拔擢して、默翁の江戸向島の塾に入學せしめたり、同年六月廿八日病氣漸次癒快に入り、回復の程も計り難きを以て、參政幷に學校改革御用掛をも辭職し、後間もなく病を以て東中山下の自邸に沒す、時に明治二年六月廿八日なり、瓦町景福寺に葬むる、權六郎性英邁剛毅、深沉大度あり、其人に接するや磊々落々、毫も隔壁を作らず、衆みな歸服するあり、曾て西鄕隆盛の京師に在るや、常に人に語て曰く、備前には牧野權六郎の在るあり、池田氏の向背を以て意と爲す勿れと、隆盛の言以て權六郎の人物を偲とするに足る、後多言を要せざるあり、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位土肥典膳

東京市牛込區神樂町一五二

土肥修平

土肥典膳、名は隆平、後大膳と更む、其先は土肥次郎實平の遠裔なりといふ、世々岡山藩池田家に仕ふ、父を右近惣平と云ふ、安政四年に歿す、典膳其後を襲ひ、祿四千二百石を受け、隊士を付せられ番頭たり、人と爲り撲實、家に儉にして國に勤め、心を武備に專にす、癸丑以來、洋舶の來つて神州を汚穢するを恐れ、王室の陵夷を患へ、勤王の志太だ切にして、毎に同藩士の志氣ある者と相結托し、專ら計畫する所あり、藩主も亦其意を知て大に依頼す、文久二年壬戌五月、藩主の命を受け大阪陣屋を戍る、在阪中軍事掛を擔任す、十一月國事周旋の事務を以て上京し、翌三年癸亥四月歸國、九月異船來航の際、封内邑久郡幸西村外輪崎臺場守衛を命せられ、十一月右臺場を築造に盡力し、翌月十四日に至て畢成る、元治元年甲子二月、藩主上京中國事周旋係を命せられ、慶應二年丙寅十二月、京師の時情穩ならざるを以て、迅速直に上京す、明治元年戊辰正月三日、伏見の變警衛として、隊士を率ゐ清和院御門に向ふ、其八日於御所下參與加り被仰付、其二十日於太政官徵士參與職軍務事務局判事拜命、是より屢々職をかへ、二年己巳八月十三日、四十三歳にして病歿す、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位土倉正彦

岡山縣岡山市東田町

士倉光三郎

土倉正彦は、名を一享、別號を北溟といひ、初め修理と稱す、世々備前池田侯の老臣にして、祿一萬石を食み、父を彈正一善といふ、正彦人と爲り容貌優柔、而て果斷勇決なる、頗る其外貌と類せざるものあり、慶應三年京都に上り、兵を率ゐて清和門を守る、明治元年正月三日、賊軍禁闕を侵さんとするに當り、正彦門を守りて動かず、事平き嘉賞せらる、又官軍會津を征討するに當り、軍監として仁和寺宮兵部卿親王に屬し、指揮宜きを得て、凱旋の後金若干を賜はる、二年岡山縣大參事に任じ、三年職を辭して華頂宮に隨ひ、米國に遊學し、歸國の後病を以て鄉里に閑居し、意を花鳥風月に寄せ、優遊自適して居たりしも、宿痾つひに癒えずして、七年四月十日を以て歿す、年僅に二十六、人皆之を惜まざるは無し、正彦平生温和なれども、事に臨みては勇斷驚くべきものあり、曾て仁和寺宮親王と、船に乘じて越前敦賀港を發するや、暴風遽に起り、船將に覆沒せんとす、而て來り救ふもの無し、正彦跳て海に入り、狂瀾怒濤の間を凌ぎ、岸に達して漁船數多をやとひ來り、つひに一同を救ひしかば、一時傳へて美談と爲せしとぞ、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈正五位岡元太郎

岡　阿久二郎

岡元太郎、名は敦、備前國岡山の老職、士肥典膳の家臣なり、資性沈勇にして剛腹、夙に勤王の志を抱き、萬延の頃より京都に入り、堂上の間を周旋するに當り、天下の形勢益々容易ならず、勤王の有志四方より集り、幕府の跋扈を惡み、其罪を糾さんと密議す、其間また朝廷に對し奉り、不臣不義の名

狀ある奸徒の如きは、古今を問はず悉く其罪を鳴さんと謀る、一派の有志者あり、文久三年二月二十三日、同志と倶に足利尊氏以下三人の木像の首を引抜き、京都四條河原に梟首したり、元太郎早く此議に與ると雖も、此時京都を去り中國に游說し、京都にあらざるを以て、同志縛に就も之を免がる、因て危險を犯して其同志を救はんと、孜々盡力せし事頗る多し、元太郎は此擧より土肥家を脫し、流浪の身となり同志を募り、益々士氣の振興に心を委し、朝廷の御爲を圖り、東西に奔走盡力し、楠風沐雨死を以て分とす、同七八月の間京都に於て、藤本津之助、小原澄太郎、神崎小進（後藤井希璞）飯居煥平、其他數十人と密議し、大に同志を募る、此時に當り幕府に在ては、風雲を彦根城に奉迎せんとの密計ありと聞けるも、勤王の大藩諸侯は、歸國して京師にあらず、此際若し非常の事變あらば、いかに恨むも及ぶなけんと、藤本其他の志士大に憂慮し、元太郎此際澄太郎等の同志と、危險を犯して奔走せり、此頃故あり匿名して山中嘉太郎、或は吉田勇吉と稱す、元治元年七月、澄太郎等數人と謀り、幕府の隱密探偵、壬生新撰組、松山幾之助等、竊に關門（當時の形勢に付備前藩に於て新たに關門を設けて藩に之を守り他國人の入るを禁ず）内に潛伏して、惡計を爲すの事實を確知し、四月六日備前岡山に於て松山を斬り、以て藩廳に自首す、是が爲め藩廳より、元の主人土肥典膳に命じて幽閉せらる、且藩廳の評定所に於て、糾問を受けしが、一々之に對し答陳したるに依り、罪を問ふべきなしとの申渡を受く、其後備作兩國の間、又は京阪の地に微行して同志と諮議し、或は游說に盡力し、精神氣力益々振ふ、慶應元年春、幕府京都に在る勤王の志士を、悉く逃捕せんとするに當り、元太郎之を免れて備中國の某村に歸居す、時に土佐の人千屋金策等、京都より某の宮に關する一策を齎らして、備前片上驛に來りたるの密報を聽き、急ぎ之に赴きたりしに、已に美作に出發したるに依り、後より馳て同國久米南條郡大戸下村途上にて是等に逢ふ、而て其に其知人たる勝南郡百々村の農某を訪ひ、曾て約あるを以て玉串を談せんとす、然るに豈圖らんや、前日勤王を唱て堅く約したるにも拘らず、忽ち變心し、家人をして近隣に大呼せしめて曰く、浪人來れり捕へて上に出すべしと、玆に於て四隣忽ち騷然、相呼び相呼んで、沿道の村人數多馳集り、或は竹槍を携へ、或は獵銃を提げ、衆力を負みて迫るの狀勢あり、乃ち辛ふじて同國英田郡土居驛に着す、此時追逐する者一整に群り來る、元太郎切齒扼腕に堪へざるも、最早進退玆に谷り、此に斃とならんよりは、寧ろ割腹するに如かずと決心し、辭世の一句を遺し同志と共に自刃す、年三十歳にして、慶應二年二月二十二日なりき、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○備中國の部

○贈從五位原田龜太郎

大阪市天滿橋筋一丁目卅六番屋敷

原田久太郎

原田龜太郎、名は廣、通稱を初龜太郎といひ、後に一作と云、備中國上房郡松山に生る、父は市十郎とて、城下の商人なり、龜太郎人と爲り、卓犖不羈にして、細行に拘はらず、其志もはら進取にあり、幼なき時より、其性敏捷にして、書を讀むことを好みければ、領主板倉氏其志を賞し、再びさで物かづけたり、安政元年、江戸に遊學し、岸淵藏の弟子となり、數歳を歷て、森田節齋の門に入る、其才思殊更にすぐれたりしかば、領主之れを拔出て、籍を諸士の列に進め、祿を與へたり、さたの年正月、致仕の表を捧て和州に行、谷三山の弟子となりて苦學し、亦京都大阪の間も漫遊せり、是より先き、外國の船、關東に逼りて、和親貿易を要求しけるに、和戰の論久しく決せず、龜太郎いたくこれを慷慨悲憤の餘り、義徒を集めて御國の爲に力を竭さばやと、思ひ居たる折ふし、文久三年、中山忠光、大和の國に赴きて兵を擧らるゝよし、其聞へ有ければ、龜太郎これをきゝ、いち早く麾下に馳加はり、さて戰始りぬれば、人にすぐれて、こゝかしこに轉戰し、さしもに勇ましかりけれど、衆寡の勢敵しがたく、竟に甲を棄て兵を引て、敗屻に至り、たのみたる主將たちも、ちりぢりに成ぬれば、今はこれまでなりとて、和泉山灘の手に向ひ、捕はれの身と成て京師の獄に引立らる、幕府の官吏、其事跡不軌に涉れりとて、あくる元治元年の七月七日、之を斬罪に處す、王政復古の後、そのかみ國難に命失ひたる人々を追悼して、祭のわざ執行はせらるゝ時、龜太郎もまた其列に差入れられ、明治七年五月十八日、金二十圓を祭粢料として賜はりぬ、其師節齋がかける、畫像記を得たれば、玆に揭ぐ、

門人原田龜太郎被レ刑之後數十日、其父市十郎翁、持二遺像及獄中書一來曰、我兒亡矣、願先生因二此書一記二此像一、余展二像觀一之、容貌迫レ眞、意氣可レ想、及使二翁讀一二其書一、正レ席聽レ之、翁讀曰、二月某日、不肖子龜、泣血頓首再拜、奉二書大人膝下一、去年八月、中山侍從之擧二義兵於大和一也、龜亦與焉、戰敗、龜等數十人就レ囚、擊二京獄一被レ刑者數人、龜亦自分二必死一、夫人誰不レ蒙二父母之恩一、而如レ龜最深、今未レ能レ報二萬分之一一、反遺二父母愛一不孝之罪、其罰之何、翁至レ此、飮泣不レ能レ讀、余亦泣、已而又讀曰、雖レ然龜之死、爲レ義、非二徒死一也、請恕二其罪一、弟妹友愛代龜孝養是祈、龜泣血頓首再拜、節齋子曰、大和之擧、余未レ知二其合レ義與否一、姑書レ之以爲二畫像記一以待二天下後世定論一焉、元治紀元甲子秋九月、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○安藝國の部

○贈正四位唐崎常陸介

廣島縣賀茂郡竹原町
曾孫　唐崎忠夫

唐崎常陸介、名は信德、一名士愛、赤齋と號す、安藝國賀茂郡竹原の人、父信通、世々磯宮八幡神社の神宮となり、元文二年五月二十九日、常陸介を竹原に誕す、幼にして父を喪ひ其職を襲ぐ、歳十五にして伊勢に遊び、學を谷川士清に受くること七年、學成て鄕に歸り生徒を敎授す、業を受くるもの數百人に至る、常陸介夙に皇道の式微を憂ひ、上野の人高山彥九郎正之等と、共に勤王の說を唱へ、相提携して常に諸縉紳の間を奔走し、又四方に遊說す、其聖護院法親王に謁見の際、始て高山氏と相見る、常陸介問て曰く、君は高山殿にあらずや、彥九郎曰く、君は唐崎君かと、互に手を握て泣て曰く、天下の事何すれぞ玆に至るやと、遂に共に國事に奔走することを議す、勤王家傳へて以て美談とす、其書を講ずるや、國體を明にし、名分を正ふするを以て旨とし、勤王の大義を論述するに當りては、明目張膽、慷慨悲憤、聽くもの感奮せざるはなし、時に勤王の說、將に漸く盛ならんとす、幕吏罪を高山唐崎等に歸し、禍將に藩主に及ばんとす、依て姓名を變じて柄崎八百道と稱し、以て其難を避く、寬政五年、彥九郎既に死す、常陸介獨力自任して其說を擴張す、然れども當時幕府の威焰隆熾にして、刀鋸鼎鑊を以て天下の士を待つ、其勢當るべからず、故に其志王室に存するものありと雖ども、皆屛息して聲を發するものなし、常陸介志の成り難きを嘆じ死を決し、先塋の地竹原不老山に至り、從容屠腹す、時に年六十、實に寬政八年十一月十八日なり、其死に先ち平日の記錄及び、志士往復の書柬を擧て之を火にす、故に事蹟多くは傳はらず、常陸介幼にして岐嶷、好で書を讀む、長ずるに及で豪宕不羈、氣節を尙ぶ、人と抗論屈撓せず、詞筆逸氣あり、嘗て宋の文天祥の眞蹟、忠義の二字を、宮溪千引の岩に勒し、以て衆庶を激勵す、蓋し常陸介の常陸介たる所以、只此二字にあるのみ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

○故正四位辻維岳

東京府麻布區霞町二十二番地
男爵　辻　健介

辻維岳は、初め勘三郎といひ、後將曹といふ、文政六年七月四日、安藝國廣島に生る、家世々淺野侯に仕へ、祿千二百石を食む、職專ら君側にありしが、時の執政昇平に馴れ、奢侈怠慢の行爲少なからざりしを見て、心竊に怏々たり、偶々嘉永六年、米艦相州浦賀に來航するや、天下湧が如く騷然たるも、執政の偷安尙依然たるを以て、維岳愈々憤慨に堪へず、國老淺野遠江、及び黑田圖書、石井雄之介、黑田益之丞、小鷹狩介之丞等の同志士と、協謀して大に弊政を、釐革せんとせしこと數回に及ぶも、每に執政等の探知防衞する所となり、遂に職を罷めらるゝに至る、文久二年、尊王攘夷の論四方に起り、其年九月近衞關白內勅を藩主に傳へて、國家の爲め周旋せんことを倚賴ありしまゝ、藩主維岳を拔擢して執政と爲す、藩主朝覲京に在らざるときは、維岳代りて滯京し、以て尊王に從事し、周旋頻繁寧日なし、慶應二年五月、幕府長州を伐つの時、閣老小笠原壹岐守安藝に滯陣す、幕府之に命を傳へて、維岳に謹愼閉居を命ず、蓋し執政首坐に在つて建策する所あり、藩主をして再回の征長は、名分立たず宜しく退軍すべしと、幕府に促したるに依る、然るに小笠原閣老は、藝の藩中の子弟が、憤然沸騰して大に强迫する所あらんとするを傳聞し、暗夜竊に廣島を脫して九州に渡る、維岳の謹愼も亦幾ばくなく解かる、同年八月幕臣勝鱗太郎が、長州の處分を擔任し、藝の嚴島に來るや、維岳長藩士廣澤兵介、井上聞太等と、俱に鱗太郎と會して謀る所あり、既にして征長の役やむに及び、薩の藩士小松帶刀、西鄕吉之助等に謀り、將軍をして幕政を奉還せしめんとし議全く整ふ、因て之を實行せんと期す、三年十月の初め、土御門家に於て、中山忠能、岩倉具視に謁し、三藩の決議を示し、且三ヶ條を約し、同月六日書を幕府に呈す、書中天下を私有せず、大に革新あらんことを陳べたり、同月十三日、將軍重臣を二條城に會し開議するに當り、特に維岳と薩の小松帶刀、土の後藤象二郎とを、其席に召して意見を陳述せしめ、將軍其言を熟聽し、還政の上請を嘉納せり、是に於て同年十二月九日、王政復古の令下り、十一日徵士參與に拜し、明治元年內國事務局判事に命ぜらる、二十三年元老院議官に任ぜられ、次で從四位に叙し、特に男爵を授け華族に列せらる、十月麝香間祗候を命ぜらる、廿七年一月四日、卒去せり、

明治二十七年一月四日、特旨を以て正四位に叙せらる

○贈正五位星野文平

星野文平、名は公質、小眉山長と號す、薩州の藩士にして、父を良徹といふ、文平幼にして學を好み、久く學校掛の役を勤む、文久三年二月、藩主敕命を蒙り、禁闕を守衛せんとする折、文平其員に加へられんことを執政まで申出しに、執政等文平が平生の議論を思ひ出で、彼京都に上りなば必ず浮浪の士と交り、如何なる事を仕出すも測られざれば、こは止むるに如かじとて、更に許すべくもあらざりしにぞ、文平いたく憤激し、思ふ所をかきしるし、之を執政の許へ捧げ、腹かき切りて死せんものと、短刀引抜き、弓手の腹に突立てしに人々見とめて之を抑へ、さまざまに介抱し、此むね直に執政に訴へしかば、重臣辻維岳大に之を憫み、手厚く療養せしめし後、願の通り上京せよとありしかば、文平大に打喜びいそぎ京都に馳上り、藩主に謁して、己が意見の程をも申述べしに、直様大阪にゆけとて、使の事を命せられ、出立せし途中にて、さきに突立たる創痛みいで、つひに伏見の逆旅にて、あへなくみまかりける、時に年二十九、是れこの月の十一日なりし、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位田中軍太郎

田中軍太郎、名は正雄、薩州の藩士善平政辰の四男なり、生れつき剛邁にして質直、幼きより武藝を好み、又文學のわざにも長ず、文久二年、藩の執政辻維岳に從ひて京都に上りしに、諸藩勤王の人々、此地に集る者多かりければ、軍太郎是等と相交り、竊に王室再造の事を謀りけり、然るに此頃浪士の議論一層やかましく、遂に足利三代の木像を梟首し、或は小吏を鬪殺する等、其振舞粗暴に渉りければ、幕府の有司等頗之を忌み少しく勤王の說をいふ者あれば、搜索して皆これを引捕ふる有樣なるにぞ、廣島藩の人々、大に軍太郎の身を危ぶみて、直ちに之を本國に送り返す、軍太郎己が志の行はれざるを憤り、途中よりして大阪におもむき、土州の人吉村寅太郎に遇ひ、謀を謀と合せ、大和の擧に加はりけるが、程なくいくさ敗れしかば、からくして圍みを切り拔けたり、其冬平野次郎等が、但馬に事を起しゝ時も、彼處に馳ゆきけるが、こもつひに敗れしかば、因幡の國に逃れ入り、暫く松田正人が家に隱れ居たる程に、水戸の田丸稻之衛門、藤田小四郎等、筑波太平等に立籠り、幕府の兵と戰ふと聞き、さらばまた之に加はらんと夜を日に繼で常陸に至り、又此軍に屬せしが、こも間もなく敗北し、田丸藤田の北陸道に入る折、軍太郎は

別に思ふ旨ありて、途中より走りて京都の近傍に隱れ居たりしに、藩の執政にて江戸に勤番せる者、皆幕府の旨に阿りて、非道の行ありしよしを聞き、竊に江戸に至りて之を殺害せんと謀りしも、事成らずして遂に藩に逗歸る、然れども軍太郎益々尊王の說を唱へて、大に人心を鼓舞し、其論ずる處、往々過激に渉るを以て、老臣等甚だ之を忌み、其過失を拾ひあげて罪に處せんとせしに、藩主素より軍太郎の才、非常の時必らず用ふべきものなるを知り、直ちに對州に使者の役儀を命じたり、軍太郎やがて對州に至り、使の事も果しければ、九州を經巡りて、藩に立歸りしに、藩主またもや其親族に諭して、暫く江戸に遊學せしむ、軍太郎深く其厚意の程を辱く思ひ、遂に藩を去り江戸にゆき、幕府家人の姓名を假りて、昌平黌に寄宿し、學問にことよせて、竊に幕府の事情を探り居たるに、幕吏等其擧動を怪しく思ひ、其出入に心を附け、或日軍太郎が部屋に入り、其行李を出して開き改めたるに、大和一擧の人々と、往復せし書簡數通ありしかば、さてこそくせ者なりけれと、忽ち搦め取り、傳馬町の獄に繫ぎ、其藩籍及び履歷等を問尋ねしに、軍太郎從容として、薩州勤王の士、田中軍太郎なりと答へしかば、幕吏やがて藩の留主居三宅某を呼出し、其出處を尋ね問はるゝに、其事藩主が內命に出でしよし申述べなば、其禍の藩主に及ばん事を慮れ、乃ち其事を明白に申立てずして、藩士にはさる者候はず、大方詐り申しゝなるべしと答へたり、之に因て其獄中に捕へ置しに、慶應二年正月十七日、遂に其處にてみまかりぬ、時に年廿五、或は云ふ幕吏窃に獄司に命じて毒殺せしめたりしなりと、之蓋し實事なるべし、

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位丹羽精藏

山梨縣北都留郡大原村
正七位勳六等　丹羽孚

丹羽精藏は、廣島藩の士なり、精藏藩の講武所の助教授と爲り、常に報國の事を說き、生徒を鼓舞し、又劍術を以て諸國に遊び、廣く有志の士と交り、國事に周旋す、文久辛酉の歲、國禁を犯し、京師に出で、搢紳家に出入せしを以て、藩の嫌疑を受け、終に禁錮せられ、後赦さる、而て津山の井汲唯一等と、共に相計議して、因備播等の諸州の中に於て、義擧を爲さんとし、檄文を四方に發し事發覺するに方り、大和に奔りて捕縛を免がる、慶應乙丑の歲、大阪に在り、幕吏の圍む所と爲り、百方苦辛して之を逃る、丁卯の歲、德川氏大政奉還の時に際し、同志と晝夜兼行京師に上り、本藩の兵に屬し、

翌戊辰の三月、京師に於て暗殺せらる、
明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○周防國の部

○贈從三位吉川經幹

東京市神田區駿河臺東紅梅町
子爵 吉 川 經 健

吉川經幹は、監物といふ、初め龜之進と稱す、周防岩國藩主にして、吉川經章の子なり、文政十二年九月三日岩國に生れ、天保十四年封を襲ぐ、年甫めて十五、弘化三年九月、始めて宗藩萩に之き、毛利敬親に謁を爲し、同く四年七月、江戸に上り將軍に謁す、萬延文久の頃、宗藩毛利家の京都及び江戸に對し、歷々盡す所あるや、經幹始終其間に立ち、頗る周旋の勞を執る、文久三年八月十七日の變、七卿の都を落る際、經幹亦京都にありしかば、宗藩の國老益田親施等と謀り、毛利家が勤王誠忠の意を、詳らかに朝廷に陳辯し、此月の末岩國に歸る、元治元年萩に赴かんとして、花園驛に到る時、來島又兵衛等が、諸隊の調練を觀ん事を請ふさい、親く之を一覽し、やがて萩に入り敬親にあひ、上京の事熟議して歸り、船に乘じて備後迄至りしに、京都の變事聞へしかば、途中より引返し、間もなく幕府が問罪の使に對し、種々周旋せしかども、幕議中々ゆるすべくも無きゆへ、益田親施以下三老職を自殺せしめ、經幹其首級を持し、廣島の國泰寺に於て、尾州總督の實檢に供す、此に於て一たびは事鎭まりしも、慶應二年五月中頃より、幕府再び難問を下し、宗藩の安危に關せるまゝ、經幹大に心を苦しめ、老臣今田靱負等を遣はし、さまざまに其間を斡旋せしめたれど、幕府つひに聽かずして、再征の擧に及びしが、毛利家の軍よく戰ひ、幕軍つひに岩國に入る能はず、三年三月經幹病にかゝり、自から其愈えざるを知り、一夜用人鹽谷鼎助、玉乃東平、二宮元助等を枕邊に呼び、儼然として危座し、天朝に忠節を盡し、宗藩に親誼を厚くすべきを說く、かくて嗣子をして國事を監せしめ、兵を出して京都を護す、明治三年三月、勅令ありて家格を進め、殿河守に任じ、從五位に叙す、二年三月に至り病重く、二十日つひに逝く、享年四十一、經幹容儀嚴正、溫恭沈毅、事を處る苟もせず、最も心を敎育に致し、士民其德に感せざるは無かりしとぞ、

明治二十四年四月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○故從三位毛利元蕃

東京市赤坂區霞關坂町十八番地
子爵 毛 利 元 秀

毛利元蕃は、幼名德太郎といひ、周防德山城主日向守廣鎭の嫡子なり、文化十三年七月廿五日、江戸今井谷の邸に生る、天保七年十二月、從五位に叙し、山城守に任ず、八年父致仕して封を嗣ぎ、同十四年十一月淡路守と改む、嘉永三年國に就き、四年の春自ら封內を巡視し、去秋以來の民の疾苦を問ふ、安政二年相州三浦郡の海防につき、兵を出して之を勤めしむ、文久三年御親兵を京都に奉り、又兵を出して馬關を守らしむ、元治元年京都の變動より、謹愼を命せられ、官位を召上げられしが、慶應元年七月、兵制を改革し、洋式の兵法を用ひしむ、二年六月、幕府の兵來るに及び、一中隊の兵を出して之を拒ぐ、三年十一月、朝命により謹愼赦免、官位復舊の榮を得、明治元年正月、嫡子元功をして、兵を率ゐ出張せしめ、九月又奧羽の軍に兵を出し、二年六月功に依り、賞典祿八千石を下賜せられ、德山藩知事に拜し、又賞典祿五千石を賜はる、四年十一月、東京永住として上京し、十六年三月從四位に叙し、十七年七月廿二日、特旨を以て從三位に叙し、此日薨ず、年六十九、元蕃よく文武諸道に通じ、書法を市川米菴に、射術を小笠原平兵衛に、劍術を齋藤彌九郎に學び、皆頗る達せしとぞ、

○贈從三位大村永敏

東京市芝區高輪町十五番地
子爵 大 村 德 敏

大村永敏、通稱は藏六、後益次郎と稱す、周防國吉敷郡鋳銭司村に生る、人と爲り聰明にして識量あり、沈思寡默、能く事に耐へ、亦果斷に富む、幼にして俞附の術に志し、初め村田良安と曰ふ、弱冠にして鎭西に遊び、學を廣瀨淡窓に受け、後浪花に赴き、緒方浩庵に從ひ洋學を講じ、見識大に進む、然れども永敏、自ら以て足れりとせず、年既に壯にして、歐洲の兵法を講じ、江戸に遊び、益々其術を修め、大に得る所あり、此時にあたり昇平日久しく、文恬武熙、士大夫皆文弱に流れ、天下の憂を以て自ら任ずるものなし、永敏慨然として深く之を嘆し、必ず之を匡濟せんと志す、已にして永敏の名嘖々とし四方に鳴る、德川將軍之を聞き、延きて以て幕客と爲す、抑も當時德川氏の實權、大に弛みたりと雖ども、積威の壓する所、猶以て三百諸侯を統御するに足るものあり、永敏栽藩の一陪臣にして、其幕客と爲り、政事に與らんとするに至る、固より非凡の俊士に非ずんば能はざるなり、永敏職に居ること殆んど期年にして、辭して國に歸る、藩主乃ち擢でゝ兵學敎授と爲し、專ら砲術傳習の事を司らしむ、永敏乃ち皆國の兵書を抄譯して、戰闘術門と名け之を子弟に授く、慶應二年長州幕府と隙を開く、幕府大兵を發して四境に

遇る、永敏自ら軍を率ひて北方の一面に當る、連戰連勝、幕軍大に敗走す、蓋し長防二州の兵を以て天下の大軍に抗し、縱橫奮擊向ふ所前なく、竟に長州の武勇を張かしめたる者は、高杉晉作の智謀與て力ありと雖ども、抑亦永敏が其藩の兵制を改革したるの功によらずんばあらざるなく、明治元年正月、世子に隨ひて京に入る、是より先幕府政權を返還するや伏見の變あり、王師東征に決し、永敏を以て軍務局判事となし、江戸府判事を兼しむ、是時に當り彰義隊東叡山に嘯集し、勢頗る猖獗なり、永敏曰く、是豈其勢をして漸張せしむべけんや、凡そ兵は拙速を尚ぶ、今日にして蕩さずんば紛又紛すべからずと、衆其寡兵軍疲の故を以て之を危む、獨り三條大監察之を可なりとし、諸軍を督して急に之を圍む、實に五月十五日なり、永敏衆に語りて曰く、哺に至り必ず捷報あらんと、果して其言の如し、人その智略に服す、尋で官軍會津城を圍む、城堅くして拔けず、永敏別に一軍を派して仙臺を衝き、其羽翼を殺ぎ咽喉を扼す、賊稍猥狽の色あり、此に於て官軍勇氣百倍し、破竹の勢を以て急に之を攻む、賊軍力竭き竟に城を棄げて降る、永敏の軍機に參して帷幄の中に勝を制す、所謂る兵を用うるに神なるものか、幕府の遺臣榎本鎭武郎等、軍艦數艘を領して函館に據るや、朝廷海陸軍を整へ、勝に乘じて迫り擊つと雖ども、其勢尙ほ猖獗にして、容易に平定すること能はず、是に於てか西鄕隆盛大軍を率ひて將に發せんとす、永敏其行を止めて曰く、賊軍の降る豈旬日を待たんやと、隆盛信せず、至れば則果して其言の如し、隆盛嘆じて曰く、大村あり我軍又憂ふるに足らざるなりと、東北悉く平き、政府百般の制度を整へ、先つ官制を改革し、文武諸官の進退黜陟を行ひ、永敏を以て兵部大輔に任せらる、時に百事創業の際にして、藩閥の陋習未だ全く蟬脫することを得ず、各省大臣の地位は、總て公卿諸侯より出るものに非ざれば、之に任ずること能はず、永敏封議して曰く、方今諸藩皆封建の餘習を承け、各々其兵制を異にせり、今日の勢固より姑息に安んずべきに非ず、苟も萬國と對峙せんと欲せば、宜しく兵制の統一を謀り、以て百年の積弊を一洗せさるべからず、而して陸軍は以て佛國に倣ひ、海軍は以て英國に倣ふを可なりとす、其第一着手の方法は、二國の兵學に明かなる良師を聘し、士官を養成し、器仗を摸造するを以て先となすと、各藩活眼者其人なく、俗論紛然として起る、永敏自から信じて毫も疑ふ所なく、確乎として動かず、更に東西の形勢を審にし、古今の得失を擧げて之を辨ず、其言極めて剴切、聞く者皆聳動せざるはなし、朝議始めて永敏をして之が規畫處置を爲さしむ、永敏感激命を奉じ、畿甸の間に巡視し、地を相して、兵學校造幣局を設け、西京木屋町の寓に歸る、

盜あり數人夜に乘じて之を襲ふ、事急遽、遂に重傷を蒙りて起つこと能はず、時に年四十七、實に明治二年十一月五日なり、

明治二年十一月十三日、特旨を以て從三位を贈らる

○贈正四位妙圓寺月性

妙圓寺月性、字は知圓、清狂と號す、周防國大島郡遠崎村西本願寺派妙圓寺の主なり、幼より學を好む、母某氏庭訓甚た嚴なり、月性感悟力學、年十五始めて鄕を出て、詩を豐習に學び、佛を肥古に習ふこと三年、去て上國に之き、京攝の間に往來す、又去て東上毛に之き、又北越に往き、天下の名士と相唱酬する者十有七年、詩名大に興り、先輩之を賞し以て靈と爲す、月性詩名の揚がるを喜ばず、常に外寇を以て憂と爲す、曾て西書記傳を讀み、葡萄牙匪教を以て呱哇を誘ひ、遂に其國を奪ふ事に至り、慨然以謂らく、彼の民心を得る所以の者、一天主教あるのみ、彼既に教を以て民を誘ふ、我亦た教を以て、民を結ばずんばある可らず、民の感じ且入り易き者、吾覺教に如くはなし、而して國家の釋氏に託し、以て匪教を防がしむる久し、一旦彼其呱哇に旋す所の者を以て、來つて而して我に施さば、則ち其患を細に匪す、吾れ將に我教を以て此民を結ばんとすと、其法を講ずる輒ち先づ此意を伸べ、至誠懇到民皆感激之に趨く、城中傳聞し、爭ひ請ふて以て其講話を聽く者常に數千人、耆老益田右衞門介、福原越後等、尤も之を愛し、數々延見して其談を縱せしにせしひ、且之に采邑を遺す、是に於て月性の名遠近に喧し、呼んで海防僧と曰ふ、或は之を譏笑し曰く、兒にして而して當世の事を談ず、非狂の甚しき者と、月性之を聞き曰く、吾固より清狂と號す、何ぞ汝輩の吠怪を顧みんや、舉世忘國の大憂は、首を掉かし尾を揮ひ、士名にして殉行する者にあり、吾深く之を耻づ、且獨にして愚と、清にして狂と、孰れか得孰れか失なる、何ぞ汝輩ノ吠怪ヲ顧みんやと、議論益勉む、丙辰の春法主本願寺門跡、徽して其說を聞ふ、月性乃ち數千言を作り之を呈す、法主大に之を奇とし、俸を給し之を東山別院に置く、將に以て用ちる所あらんとす、月性梅田源次郎と友とし善し、一日紀伊の海防に及ぶ、月性に囑し往て其國に說く、月性即ち束裝して和歌山に至る、大夫久野丹波邀見して大に其說を悅ぶ、嘆じ曰く方外人憂慮する如此、我輩肉食寧ぞ自ら慚ぢざらんと、紀藩由井正雪の變より後、執政巨室敢て他邦の人に接せず、而して月性破衲單身、突然往て國相に見へ國事を議す、是時に當り

幕府方に蝦夷を墾す、本願寺主に命じ其徒を遣はし、往て居民を敎導せしむ、月性其撰に膺り、將に往かんとして果さず、未だ幾くならず母某氏沒す、月性哀痛の詞を作る、其辭極めて切、戊午の朝廷事あり、法主書を以て徵す、而して月性暴に病あり、其起たざるを知り、願み其人に謂て曰く、吾れ狂愚を以て士大夫に從ひ遊び、以て虛聲を博する者先妣の力なり、今將に往て泉下に從ひ、以て生前未だ了らざるの奉を竟る、死恨むに足らんや、但恨む朝廷の爲めに外患を除き去らざることを、是我恨みなりと、短古一篇を作り而して逝く、年四十二、是歲五月某日なり、月性狀貌魁梧、頭栗茨の如し、數旬剃らず、旅舍に至る、主越獄の人と爲し宿するを許さず、よく人と議論し願みず、嘗て某太夫邸に在り、酒間太夫に謂て曰く、君家宏大盍ぞ之を毀ちて以て演武場と爲さゞるやと、醉は即ち客の劍を取り、掀舞豪吟旁ら人無きが如し、或は少しく其氣に觸れば、即ち怒發忍ぶ能はず、然して義に趨く渴するが如し、力を出し人の寃を洗ふ、是を以て賢者之を愛す、非議するもの未だ嘗て其平生を悉くさゞるなり、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位毛利藤內

山口縣佐波郡石田村
男爵 毛利元祥

毛利藤內、名は親信、初め內匠と稱し、後藤內と改む、長門藩の公族にして、周防國在田邑一萬六千石を食む、藤內夙に皇室の式微を憂ひ、每に國事を以て自ら任ず、最も意を敎育經濟に留め、以て部下を率ゆ、士民趨向、治績の稱すべきもの尠からず、慶應二年佐波郡諸兵の總督となり、專ら海防警衛のことを司る、同年幕府兵を擧げ、防長の四境に迫り開戰す、八月石州出兵總督の命を受け、手兵二中隊を率ひ出發す、幕兵の敗走するや、駐て濱田城に屯し、專ら國內鎭撫且諸方應接の事を司る、翌三年四月事休み國に歸る、三年八月幕府命を傳へ、長藩の末家及び家老一人を大阪に召す、十一月奇兵、遊擊、整武、銃武、振武、南奇、膺懲の七隊、及び手兵一中隊を率ひ海路上阪す、途にして召喚の事止を以て播州西の宮に滯ること數日、十二月八日薩藩朝命を傳ふ、因て即日發程同十日夜京に入る、即刻被召出候に付旅裝のまゝ參內す、

中山大納言より左の通り達しあり、

多年勤王今度應　召速に登京御滿足に被　思召候警衛場所の儀は追て有可御沙汰事

翌十一日九門內外の警衛命せられ、十三日更に蛤御門警衛を命せらる、四年正月二日、蛤御門警衛の諸兵を、伏見口に分遣

し變に備ふ、幕兵去冬以來衆動穩かならざるを以てなり、翌三日午後幕兵押して入京せんとす、是に於て伏見鳥羽淀橋本八幡等の諸所に、防戰すること連日にして、幕兵敗走す、因て手兵を率ひて長驅大阪城に入る、又手兵を分て諸所の殘賊を捕獲せしめ、且總督四條殿に隨從せしめ、自身は京に歸りて闕下を護衛せり、二月下旬暇を賜ひ、且錦の直垂地二卷を賜ふ、

毛利內匠

齋冬御改革の砌率人數速に上京　禁闕御守衛盡力候段　叡感不斜候依之直垂地二卷賜之候事

同年五月北地の賊徒猖獗に付、越後出兵の總督を命せらる、因て六月廿三日干城隊四百餘人を率ひ萩港を發し、廿六日柏崎に着す、翌廿七日長岡に進み交戰數回互に勝敗あり、七月廿九日城を拔き、遂に軍を進めて東北兩道の官軍と相會し、若松城を圍ひ、九月二十二日賊將松平容保父子歸順す、乃ち圍を解て新津に旋し事始て平ぐ、明治二年藩政改革に依り、施政司に任ぜられ、夙夜藩政の整理に從事す、三年正月諸隊不平の徒暴動す、因て鎭撫の爲め佐波郡へ出張す、四月兵制改革に就き干城隊總督として上阪し、佛式銃陣法を傳習し、既にして職を辭す、十月佛朗西に留學し、七年八月に至り歸朝す、十年佐波郡子弟敎育の振はざるを愛ひ、二三の舊臣を率て東西奔走、遂に郡內の士族を鼓舞し、國陽學舍を設立し以て敎育を奬勵す、十一年藩政改革以來、防長二州の士族破產の徒日に多きを憂ひ、佐々木男也等と謀り、翌十二年三月、第百十國立銀行を設立し、選に當て頭取となる、十五年一學舍を郡內に設立して、移風義塾と稱し、晚年生徒をして專ら漢籍を講習せしむ、十八年肺疾に罹り、同年五月廿三日死す、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈從四位兒玉次郎彥

東京市牛込區藥王寺前町
男爵 兒玉源太郎

兒玉次郎彥、名は忠炳、靑田又品山と號す、德山藩士淺見榮三郎正欽の第二子なり、出て兒玉氏に養はる、性剛毅膽力衆に超ゆ、軀幹偉大、劒技銃術に精通し、人其風采を翹望す、又喜で和漢の史乘を涉獵し、夙に　王室の式微を嘆じ、外夷の跋扈を憂ふ、久坂義助、入江九一、寺島忠三郎等と交り最も厚し、文久二年藩主に扈從し、江戶より京都に入り、江村彥之進と、同じく周旋方となり王事に勤む、曾て有栖川宮の臣飯田左馬助（德山藩士生田森衛の叔父）の罪を幕府に得て江戶に幽囚せらるゝや、其自著日本野史、及び諸家系譜等の書を、伏見奉行林肥後守の抑留する所となる、次郎彥燠仁親

王の命を奉じて、屢々林氏の邸に來往し、辯論數回遂に還付することを得たり、三年藩主に從ひ國に歸り、直に大目附役となり、京都留守居職を兼ぬ、時に年二十二、又以て異數となす、六月一日姉小路小將公知卿、賊に朔平門に要擊せらる、藩主之を聞き直に命じて上京せしむ、八月國に歸り十二月興攘館助訓役となり、學寮長を兼ぬ、是より先外虜の親征大和行幸の典、將に擧あらんとして朝議俄に變ず、長藩の堺町御門の宿衞を免じ、公卿十三人の朝參を停む、尋で三條實美卿以下七卿西下の事あり、是に於て長人の入京を禁ぜらる、物情恟々、奸黨之に乘じ志士を黜けんことを謀るの虞あるを以て、奮て學寮長の職に當り、後進子弟をして尊攘の大義に愆りなからしめんとを勉む、元治元年次郎彥大阪に在り、時に本藩恭順の誠を盡すと雖ども、未だ恩命を得る能はず、於是防長二州の臣民、或は之を朝廷に哀訴し、或は之を幕府に抗議せんと欲し、國を脫して京攝間に潛伏するもの頗る多し、幕府並に列藩之を忌嫌すること甚し、終に七月十九日輦下の變あり、我軍利あらざるを聞き、切齒して國に歸る、時に藩論沸騰、正邪相分れ、頗る騷擾を極む、八月九日同志河田佳藏等、奸黨の臣魁富山源次郎を刺さんとして果さず、同十二日昧早兒徒數十人、其邸宅に闖入せんとす、次郎彥適々外に在り、歸途之に門外に遇ふ、兒徒直に逼らんとす、叱して曰く咄無禮漢、若事あらば何ぞ頭帽を脫して我家に來らざるやと、衆兒辟易尾行して門に入る、玄關に上り佩刀を脫せんとす、一兒あり背後より逼る、衆兒亂刄遂に斃る、享年二十三、族を除き宅地を沒せらる、而して妖氛一掃正義の太陽赫灼たるに及で、藩主命じて義弟源太郎(今の陸軍大將兒玉源太郎)をして舊籍に復せしめ、且祭祀料若干を賜ふ、後朝令に依り靖國神社に合祀せらる、

書感

當年黑氣侵邊陲。天下無端羽檄馳。
只爲士風歸萎靡。終教帝德漸陵夷。
丈夫酬國心應斷。寸刄斃姦毫不疑。
今日海隅兵馬足。從茲不使妖夷窺。

古劍歌送人學劍之九州

我有一古劍。凜々白於霜。精氣貫斗牛。
神靈攘犬羊。發鞘魑魅走。發匣鬼神哭。
水則斬蛟龍。陸則斷犀角。嗚呼何神靈。
耿々列明星。何人造此劍。恐出於幽冥。
願將無敵手。更斷姦臣首。天下一掃清。
萬古滌塵垢。萬劍若不磨。奈此太阿何。
廢之爲鉛鈍。用之爲太阿。嗚呼爾努力。
相送作此歌。

甲子の秋

心あらは庭の草木にとひてまし
すますなりての後の秋風

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位江村彥之進

山口縣都濃郡德山町
江村忠精

江村彥之進、名は厚、字は季德、風月と號す、本城清の弟なり、家兄純一郎と同居す、少ふして奇氣を負ひ、豪邁豁達流俗と齒せず、篤學强記、文を屬し詩を賦す、數千言立どころに成る、弱冠講習の餘、德山略記若干卷を編纂し、之を藩主に獻ず、四方歷遊の士藩を過ぐるもの、皆彥之進を訪はざるものなし、其人に接する、慷慨悲憤、議論風生、傍ら人なきが如し、世目して文章氣節の士となす、彥之進居常幕府の末運を憂ひ、政敎の陵夷を嘆き、大に士氣を振作し、頽綱を挽回するを以て自ら任ず、嘉永六年米艦浦賀に闖入するや、屢々封事を上る、立論剴切、藩主其才を愛し學館句讀師に試用す、安政四年江戶に遊び、安積艮齋の門に學ぶ、幾くもなく其塾長となる、居ること二年にして國に歸る、己未八月其兄清と九州を歷遊し、各藩の形勢を視る、庚申三月大野直亮、小川潛藏を拉へ、山陰山陽畿內を歷觀して歸る、七月萩府に遊び、小田村文助、土屋矢之助、周布政之助等に會し議する所あり、壬戌海內騷然、物論沸くが如し、時に彥之進萩に赴き、同志と相謀り直に馬關に至り、白石武一郎を訪ひ、薩藩の趨勢を探り、尋で京攝間に潛み、關東の動靜を窺ふ、此際藩主江戶に在り、宗藩と共に王事に鞠躬す、而して在國の吏時事に暗く、徒に繩墨を守り、正義の士を抑制せんとす、彥之進奮然志を決し、病を療せんが爲め溫泉に浴すと稱し、同志を拉へて江戶に至り、幕府をして速に攘夷の宸旨を奉せしめんとを圖り、且藩法を犯すの罪を乞ふ、藩主其罪を問はず、却て其志を嘉みす、彥之進感激し拮据甚だ力む、遂に藩主に從て入京し、外は諸藩の有志を糾合して、益々攘夷の大義を唱導し、內は藩主をして宗家を輔翼せしむるの功、與りて力ありと云ふ、既にして、朝議一定、攘夷の令下るや、藩主に扈從して國に歸る、直に擢でゝ學館訓導役となり、兼て藩政に參し、海防局長、及び會計局長を攝す、是於諸般の制度を改革し、軍備を擴充し、財政を整理し、其技倆見るべきもの多し、適々元治甲子の變あり、國難危急救ふべからず、奸黨虛に乘じ口に籍くに流言を作り曰く、彥之進名を勤王に托し、我主家の廢立を計ると、遂に命を矯め、現職を奪ひ、其家に禁錮す

實に元治元年八月十一日なり、其翌昧早門外擾然、家人何故を知らず、彦之進曰く、奸黨來り襲ふにあらざるを得んやと、襟を正して肅然たり、果して兇徒數輩、戸を排して入る、兄純一郎出でゝ之に接す、兇徒曰く、舍弟君に面せん、純一郎曰く、昨夜職を解き禁錮せられ、外人に接するを許さず、故に面せしむるを得ず、兇徒相目して曰く、我公急に組頭に命じ、舍弟君に問はしむることあらんとすと、彦之進障を隔てゝこれを聞き意へらく、公命を傳ふるは藩法あり、集等の口授すべきにあらず、然れども組頭に面するを得ば、亦幸に少しく論辯する所あるべしと、遂に出でゝ行くこと町餘、兇徒口耳相觸し、急に途を轉じて往く、彦之進曰く、子等組頭に至ると云ふ、何爲ぞ道を轉ずるやと、兇徒喧囂聞かざるものゝ如し、遂に東關門を出づ、一兇背より右肩を斫る、彦之進身を轉せんとす、衆兇蝟及、終に大成寺の方に首して斃る、年三十三、蓋し寺は藩主累世の香華院にして、墳塋のある所なり、人其死屍を見て亦首邱の志に違はざるを憐む、事定まるに及で、藩主深く其冤を憐み、祭祀料若干を賜ひ、後又朝命に依り靖國神社に合祀せらる、始め奸黨の未だ發せざるや、彦之進頓に之を知れり、然れども其勢の制すべからざるを察し、書を同僚に寄せて曰く、卿等早く役を止め、去て其兇鋒毒劍を避け、徐々後事を謀れ、吾單身止まりて其衝に當り、百方論辯奸黨を挫折すべし、事若不成ば賊手に斃れんのみと、衆猶躁して決せず、而して事已に發し、同く害に遇ふ、先是僧晦嚴なる者あり、宇和島侯の意旨を傳へて藩にいたる、彦之進之に接す、晦嚴曰く毛利氏危急旦夕に迫る、我藩侯痛歎に堪へず、爲めに愚衲をして卿等に告げしむ、若宗藩主をして髮を削り謝罪の道を開き、支藩主は讜愼以て幕府の命を待たば、我能く之を調理し、周旋盡力毛利氏をして血食を絕たさらしめん、是我藩侯の命なりと、彦之進唔て曰く、咄君辱られ臣死す、平生學ぶ所是れ何の爲めぞ、唯斃れて止まんのみ、請ふ早く去れ、復見るべからずと、袂を振ふて立ちしとぞ、著す所の詩文稿若干卷あり、字々血、句々淚、忠肝義膽の溢出にあらざるはなし、

聞下夷艦入二干浦賀一請中通商上慨然作レ歌

互市不レ可レ許。和議遺二大患一。一戰且レ縻レ賊。虜膽一。姑息徒足レ長二傲慢一。莫レ言賊術多二種奇一。主客利害吾自知。生平未レ成報國志。徵身只願死二王事一。三尺寶刀佩在レ腰。安得一向賊軍試。

言志

塞欲レ得レ衣飢求レ食。心有レ所レ感口發レ之。哀樂悲歎動二其中一。滾々溢口即成レ詩。

江海風起水生レ文。樹頭春廻花自披。滿胸悲憤無所レ發。放吟淋漓洩二天機一。

卓犖豪宕無羈策。赤手直欲搏二蛟螭一。世人不レ達風雅意。雕蟲苦思何所レ爲。

春夜聽雨應レ教

男兒不レ羞生。丹心報二家國一。苟得レ致二忠貞一。不憂逢二冤抑一。吾嘗聞二此語一。其人猶未レ識。何日攀二驥尾一。相共吐二胸臆一。一夜聽二春雨一。輾轉又反側。

述懷

有乘必有除。有レ爽豈無レ險。得失百年事。區々吾何慊。孤蘭伍二衆草一。香芬不二自掩一。

明治三十一年十一月八日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位河田佳藏

山口縣都濃郡德山町

姉婿　林　顯

河田佳藏は、德山藩の人にして、慷慨忠直の士なり、文久二年藩主江戸に在り、江村彦之進と江戸に走る、尋で藩主に扈し京都に入り周旋方となる、同三年世子に陪し萩府に往來す、遂に萩府留守居役及び、兩人役（港政を掌る者）輔助となり、且先鋒隊元取締役を兼ぬ、元治甲子の變に際し、藩士富山源次郎要路にあり、私を逞ふし權を弄び、志士を擯斥し藩論を擾亂せんとす、其危機累卵の如し、佳藏悲憤に堪へず、單獨其勢燄を殺がんと志し、八月九日の夜一書を家に遺して去り、奸魁を其邸に刺さんとして果さず、直に岩國藩に走り、後圖を爲んとす、藩容れず、却て之を其藩に報す、遂に逮捕し送還して濱崎の獄に投す、十月廿四日昧早、獄卒佳藏を獄庭に誘ひ、處刑の旨を傳ふ、佳藏曰く素より覺悟せし所なりと、乃ち盥嗽し、東向禁闕を拜し、北向藩主を拜す、更に在獄の同志に向て慇懃に訣別し、刑場に臨むや大呼して曰く、咄奴輩大奸物なり、予が之を刺さんとして果さゝりしは必生の遺憾なりと、又

疎狂無レ術攘二妖氛一。一片赤心聊報レ君。劍響忽醒廿餘夢。他年誰辨二正邪分一。

と高唫し了り、又吉田松陰、賴三樹の諸先生に地下に從遊せん、愉絕快絕なりと叫び、遂に斬らる、時に年二十三、後反正の日藩主其冤を憐み、祭祀料若干を遺族に賜ひ、又朝命に依り靖國神社に合祀せらる、佳藏名は政佳、號は月波、藩士林正愛の第二子、萬延元年河田氏に養はる、義父鐵藏故ありて隱居し、親族藩主に請ひ嗣となす、人と爲り温良寡言、幼に

して江村忠純、本城清等に從て學ぶ、又擊劍を好み、技を淺見榮三郎に受く、榮三郎之を愛し、視ること其二兒（安之亟次郎彥）と異ならざりと云ふ、

遺書

一筆啓上仕候御兩親樣愈御機嫌克可被遊御座尙尊兄おみととの無御替御座可被成候陳私事當年二十三歲之春秋を重候得共一之君恩に奉報候儀更に無之即今二奸御寵遇に相溺れ恐多くも君上の御聰明を奉汚下吏の忠告を不用俗論再興東西蟄居之渠者を出さんとの隱謀現然其儘差置候ては國家の危難目前に御座候得共御大赦可被成下候尤刺奸相叶候とも私事直死候譯には無御座候此上は上國へ罷越し方今の形勢探索國家之御爲筋に相成候樣仕候雁魚の便りは何國迄も不絕候樣可仕候間御兩親樣には私事少しも御氣遣不被遊目出度萬歲之春を御迎被遊度尊兄樣おみととの御無事御孝養御盡し被下度奉賴候恐惶頓首謹言

八月九日　政佳

御兩親樣　尊兄樣　おみととの

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位淺見安之亟

山口縣濃都郡德山町　弟淺見端

淺見安之亟、名は正虔と稱す、長州藩の支封德山の藩士榮三郎正欽が嫡子なり、天保四年十月、其父正欽藩の世子に隨從して、江戸邸に在りし時、安之亟德山に生る、世子此由を聞きて、俗稱をえらび、虔之輔と名づけ、其後故ありて安之亟と改む、是また世子の命なりといふ、安政元年、學館の句讀教授方となる、安之亟又武技にたけ、一刀流の劍術、大島流の槍術に長じたりしかば、二年に大島流槍術指南役心添取立方いひつけらる、其後小姓役と爲り、文久元年、藩主に具せられて江戸にゆき、又のとし都にのぼり、程なく國に歸りしに其職を免せらる、同三年の春、御親兵に撰ばれて、また都にのぼれり、四月十一日、石清水行幸の折、供奉の三條西少將が隨身となりて參役せしかば、其時用ひし烏帽子と、布衣一領を賜りたり、其後橋本少將がもとに警固としてありしに、七月藩の周旋方をいひ附けらる、八月國に歸りしが、藩主山口にありときゝて、取あへずはせ行き、藩主に目通し、過ぐる十八日、鬢穀のもとに變事差起り、宗藩は境町御門の警衛を解かれ、翌十九日の明がたに、宗藩の人々擧りて都を引拂ひ、吾藩の人數も發足しければ、われら居殘り、未の刻ばかりまでに、殘る方なく跡片附、二日に大阪にゆき、清末岩國兩家の樣子も尋問ひ、其夕刻に大阪を立出て、急ぎにいそぎて歸りし旨、こま〴〵と物語り、また宗藩の館へゆき、前のこと言上す、ほどなく七卿の人々、三田尻へ下向せしかば、藩主が使として同所に赴く、八月に世子の附役と學業向引受言ひつけられ、世子にしたがひてまた山口にゆく、あくる元治元年の七月、世子の附役さしゆるされ、學館訓導役いひつけられしに、翌月十二日のあけがた、思ひもよらず、同藩士熊谷某、井上某等大勢の棒突穢多などつれ來り、安之亟事訊問せらるべき事あれば、組頭森主水がもとまでこよとて、安之亟を取圍み、繩打かけんとしたりしかば、安之亟こは無法なり、しばしまたれよと言ひつゝ內に入り、しづかに袴羽織着用して立出で、引立られて濱崎なる揚屋に幽囚せらる、其幽囚中毒藥もて殺さんとせし由なれど、そは行れざりしかば、終にあくる慶應元年正月十四日の夜、獄吏ら有司の指圖をうけ、海邊へ引出し、波の底に投入れて殺しぬ、あくる二年正月十七日、事の次第わかりしかば、死骸をかへし給れと、家人らより町奉行中川某へ申請ひしに、安之亟が罪の事は幕府へ上申し、岩國へも相はかりて處分に及びし事なれば、容易には渡されず、大切に取納めあるよし、町奉行が返答なれば、更に言ひ出でん言葉も無く、惘然として居たりしに、二月五日獄吏より、內々に死骸引渡す旨いひおこしければ、濱崎より東南十四五町ばかり隔りて遠石の濱邊まで、受取らんと往きしに、假そめなる桶に入れ、砂中に埋めありし死骸を、掘出してあたへしにぞ、やがて受取り、即夜葬のわざいとなみぬ、時に年三十三、其後安之亟が罪全くゆるさるゝ旨、藩廳よりいひ渡され、祭粢の料とて米二石を賜りぬ、後朝命に依り靖國神社に合祀せらる、安之亟が或る年の元旦につくりし詩に、

尊攝多年志未伸。區々又値故卿春。
天恩重矣衣冠賜。遙向東方拜紫宸。

去年石清水行幸之日、賜烏帽子布衣、以爲三條西少將加員隨身、故句中及之

又讀書有感といふ題にて、

冒夜端座閱春秋。一穗書燈明兩眸。
報國輕身荊軻勇。翼王濟世孔明謀。
雄心有感把刀看。人事當嗟隨時流。
奇士鬻々又何怪。醜夷不攘不曾休。

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位井上唯一

山口縣都濃郡德山町　井上ツチ

井上唯一、名は和彦、初め彦太郎と稱す、德山藩士九郎衛門の第二子なり、母は本城氏、外叔納（通稱太仲）子なきを以て、發て之を嗣とす、弘化年間近侍となり、屢々藩主に陪して江戸に來往す、安積艮齋の門に遊び、益雪數月、學業大に進む、安政元年職を辭す、更に學校訓導役となる、六年其弟彦之進と九州を歷遊し、各藩の形勢を視察す、萬延元年、藩主長府の公子を養ひて世子となす、乃ち清をして其近侍を兼ね、文學の師範たらしむ、文久三年藩主大に國政を釐革し、學館を擴張す、乃ち清を轉じて政府兩人役と爲し、兼て學校教授（藩制學館長）の事を攝せしむ、七月復兩人役を轉じ、代官役（藩制民政を掌）となし、政府の樞機に參す、元治元年京師の變に際し主家憂へあり、奸邪隙を窺ひ兒徒を嘯集して起り、一網正義の士を除かんとす、八月十一日主命を矯め、清が官職を褫ぎ、親族に令して禁錮せしめ、妻子の外相見るを得ざらしむ、翌十二日移して學館の空舍に囚ふ、同十七日除族濱崎獄に下す、其妻子亦親族の家に繫がれ姓を稱するを得ざらしむ、慶應元年正月十一日、奸黨獄卒に令して毒を酒に盛り之を與へしむ、清怪しみ曰く、我藩制獄者に酒を賜ふの例なし、今何爲ぞや、獄卒曰く、政治始めの祝日（藩制正月十一日を物始と唱へ此日より公私共に事に從ふ）なり、官特恩を以て之を賜ふと、清佯て之を覆へし、僅に毒害を免る、同十四日夜獄卒來り云ふ、官死一等を減じて海島に流すと、清云ふ官命を傳ふる必ず吏あり、獄卒汝焉ぞ命を傳ふるを得ん、獄卒云ふ吏使宜を以て先づ海島に赴く、蓋し命を傳ふる必ず彼地に於てするのみ、清其詐欺たるを知ると雖ども、力の爭ふべきにあらず、遂に誘はれて新宮海邊に至り縊殺する所となる、然して奸黨死を秘し遺骸を遠石村の海沙中に埋む、時に年四十一、後月餘を經て漸く其死の實を知り、近親遺骸を乞ひ先塋の側に葬る、後奸黨仆るゝに及んで、藩主清が寃枉を愍み、遺孤を撫し秩祿を復し、且祭祀料若干を賜ひ、後又朝命に依り靖國神社に合祀せらる、清人と爲り質直清廉、職に在り自ら奉ずる極めて儉薄、事を處する太だ鄭重、少小學を好み、平生論談する所、經史文章經濟政治の外、更に一の浮言に渉るものなし、曾て村邑を巡視し、民病を問尋するの際、野服微行、人其官人たるを知らず、認めて一貧道と爲す、是を以て、民煩ふ所なく、村費す所なく、而して能く鄉曲の情を詳にし、宿弊を排し、荒廢を興し、孝順を旌し兇奸を懲らす等、衆皆其誠信に感ず、清獄に在るの日、僅め刑期の近きを知り、所思を書して、其家妻及び兒幾馬（故藩軍少佐）實兄純一郎に贈るの書牘あり、誠意懇到、死後の事に及ぶ、讀む者感歎せざるは無し、

家妻へ贈るの書

一筆申殘候拙者嚴刑をかふむるといへども其罪にあらざれば悲しみ給ふことなく忠臣の妻となり候て幸なりとあきらめられ目出度餘年を送り給へかしとそんじまいらせかしく

甲子十一月十四日　　斐

於喬美殿

猶々宣馬事忠孝の心懸深く行儀正しく立候樣ゆるかせなく御示し有之度候偖又淡見御老人樣幷御兄弟へ宜敷御傳へ可被下又々かしく

兒宣馬へ贈るの書

申遣候事

我等幼より篤く聖賢の道を信じ守る所を失はず候てかゝる嚴戮を蒙り候は天也悲むに足る事なし汝幼年と申にもこれなく候へば我等心底をつら〳〵體認せしめ忠孝の道を守りいかなる患難に逢候とも人に指をさゝれず父の名をおとし不申樣可被心掛候事

一文武の心かげゆるかせ有之間敷候事

一酒色に耽り申間敷候事

一伯父樣を我等と相心得父の如く念を入れ御敬戒を乞ひ可被申候事

一母へねんごろに可被致候事

一大悟院樣

繼述院樣を奉始御墳墓時々無怠洒掃可致候事

右之通終身違失無之樣可被致候以上

元治元甲子十一月十四日　　父　斐華押

本城宣馬殿

寶兄純一郎へ贈るの書

一筆申上遣候季德事涕涙の至御一家之御常感奉想像候私儀自然嚴科に被爲處候に於ては御悲歎之儀と奉存候乍然兄弟二人迄も得正而斃候は皇國の正氣を生し候一端と御わきらめ可被下猶尊兄樣にも御退隱を被命候哉に承及御氣之毒に奉存候然し是も不幸之幸好き御養嗣御撰相成御身柄は從此顯然と目出度風塵之表に仙鶴之齡を御重ね被遊かしと祈る處に御座候恐惶謹言

元治甲子元十一月十四日　　本城淸斐華押

尊兄樣

猶々御姉樣に宜敷御傳可被下候以上

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位信田作太夫

山口縣都濃郡德山町字小澤町

未亡人　信田フサ

信田作太夫、名は徵、字は伯懲、秋琴と號す、德山藩士十左衞門の男なり、人と爲り倜儻不羈、氣岸峭峻、身を同列に屈するを屑とせず、長ずるに及で四方に周遊し、海內の傑士と交る、其抱負する所尊攘の大典を翼贊するにあり、曾て筑後柳川に遊び、同藩士加藤喜右衞門の塾に入り槍術を學び、日ならずして其塾頭となる、又福山藩に聘せられ槍術を指南す、文久二年海內騷然、姉小路卿勅使として東下せらるゝや、作太夫藩士遠藤貞一郎と共に、其部下に加はり江戶に入る、三年春京都に還り、尋で周旋方となり、同年撰れて親兵となり、八月堺町御門の變に際し國に歸る、甲子の亂俗吏の忌む所となり、本城淸等と逮捕獄に囚はる、慶應元年正月酒を賜ふ、其毒を置くを知り飮まず、幸にして死を免る、同十四日夜本城淸等と同じく縊殺し、死骸を海中に投せらる、年四十一、後藩主其冤を憐み、祭祀料若干を賜ふ、又朝命に依り靖國神社に合祀せらる、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位世良修藏

山口縣周防國大島郡浦野村

世良德藏

世良修藏、初め鶴吉と稱し、廉藏と改め、終に今の稱に改む、名は砥德、字は他山、周陽と號す、周防國大島郡椋野村、中司八郎右衞門の第三子なり、幼より學を好み、同國遠崎村の妙圓寺月性に事へ、山陽道より京攝に歷遊し、又江戶に遊び、羽倉外記、安井息軒、藤森恭助等に從學す、鄕に歸り浦氏の臣、木谷某の養子と爲る、時に奇兵隊三田尻に屯す、修藏入隊し書記と爲る、浦氏命じて更に世良氏を嗣しむ、慶應元年乙丑正月、二三同志と謀り、兵を募て周防宰積に屯し、遂に大に陣營を岩城山に築き、之に移り、第二奇兵隊と稱し、修藏其軍監と爲る、慶應二年丙寅六月、伊撰松山の兵、德川氏の命を奉り、我大島郡を侵す、第二奇兵隊、洪武隊、及び浦氏淸水氏の兵等と、防戰して之を走らす、後隊を出て海軍局に入り洋書を學ぶ、明治戊辰正月、四條少將に從ひ、播磨を徇へ姬路を降す、官軍奧羽を追討するや、鎭撫使參謀と爲り、鎭撫總督九條左大臣、副總督澤三位軍事參謀醍醐少將に從ひ、三月海に航し、廿三日仙臺に至り、遂に會津の國境に趨き、屢々賊と戰ふ、初め會津藩、仙臺米澤二藩に依り謝罪書を呈せしも、其書辭譎詐、言行一ならざるを以て、督府叱して之を却く、仙臺米澤却て之を怨み、奧羽の諸藩を要結し、會津を助け督府の令に背き、恣に白川口出張の兵を解く、是が爲めに閏四月十九日、修藏福島驛に於て、賊の刺客が爲めに殺さる、年三十四、明治二年六月、朝廷其死を憐み玉ひ、祭粢料高四百五十石を賜ふ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從五位楢崎剛十郎

廣島縣廣島市平塚町百十一番地

楢崎一之丞

楢崎剛十郎、姓は源、名は義綱、字は子淳、長藩の老臣毛利隱岐の臣にて、天保八年周防國大島郡久賀村に生る、嘉永以來尊攘の議起り、藩主毛利敬親、頻りに盡力ありければ、剛十郎大に志を立て、數首の詩を作て志を述ぶ、其一に曰く、

魚得水生臣擇主。良臣明主一難逢。

寄言封土衆君子。盍使風龍爲起龍。

文久三年九月、朋友井手孫太郎と謀り、鎭西に走り西南の情を偵し、歸て奇兵隊を編す。此折又一詩を作る曰く、

四海普々歲將闌。昇平文物幾時看。

憂心煩亂曾無定。況若葉船泛大灘。

元治元年二月、孫太郎と其鄕隱岐の采邑大野に歸りしに、吏

人等二人に中るに、去秋脫走の罪を以てし、三月朔日大野の獄に繫ぐ、剛十郎此時又數首を作る、其一に

大君厚澤峻於嶽。未爲邦家立寸功。
號泣昊天甘伏罪。由來人世有窮通。

既にして藩隱岐を譴し、二人の罪を宥しむ、二人大に感激しひそかに報効を圖らんと志す、七月有志の士千餘人と、走て山崎天王山に據り、事成らずして歸る、尋で國內黨議起り、慶應元年春藩の有志義兵を室積に募り、岩城山に移る、是を第二奇兵隊とす、剛十郎其書記と爲る、翌二年四月、立石孫一郎等、備中倉敷に走り、兵を擧げんと謀り、四日夜士卒二十餘人、牙營に還り、暴激喧騰、不敬極て甚し、剛十郎乃ち大言を揚げ、汝等知らずや我君公には、深く御讓愼の御身なり、今日は血氣にはやり、事を好むの日に非ず、他日大擧して奉公の時あるを慮らず、妄りに牙營人無きの處に迫る、何ぞ暴逆の甚だしきやと、衆語塞り答ふる能はず、直ちに相圍て門外に誘き出し、刀を拔て鏖刺す、剛十郎睥睨して斃る、年二十九、剛十郎別號を大華居士といひ、作る所の詠頗る多きを以て、近頃其友胥謀り、遺稿を集めて編せしと云ふ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從五位を贈らる

○長門國の部

東京市芝區新錢座町廿七番地
公爵 毛利元昭

○贈正一位毛利敬親

毛利敬親、初め猷之進敬明と稱し、後敬親と改む、文政二年巳卯二月十五日江都麻布邸に生る、從四位上少將齊元の第一子なり、母は側室原田氏、四年辛巳四月、江都邸を發し長門萩に移り、八丁邸に住す、天保八年丁酉三月、從四位下少將齊廣病に罹り、敬親を養て嗣と爲す、既にして齊廣卒す、四月、敬親封を襲ふ、五月初て將軍家慶に謁し、六月將軍の偏諱を賜はり慶親と改む、從四位下に敍し侍從に任じ、大膳太夫と稱す、是より先大喪相繼ぎ、且霖雨累月、山潰へ河溢れ、巨害防長二州に被り、田に秋實なし、慶親弱冠にして其後を承け、新に國に膺る、大に心志を惱し、憂慮して措かず、首として檢朴の政を脩め、治績を圖んと欲し、乃ち當役梨羽熙昌をして議せしむ、十二月勘修寺の執奏を以て、物を 天皇に獻じ歲抄を賀す（文祿年間元就即位の資を朝廷に獻じ 天皇勅旨を下し嘉賞す爾來每歲恒例となる）九年戊戌正月又使を京都に遣し、物を獻じ新正を賀す（歲の首尼 勘修寺の執奏を以て物を獻じ即日勅答女房の奉書を賜る毛利家の特例なり）三月九日再び令を出し、儉政を修め奢侈を禁ず、四月江都を發す、令して曰く、國內連年大費多し、入國の儀、浮飾を省き、質素簡略を主とすべし、無用の具を

供し、觀美を事とするなかれと、閏四月長門萩の城に入る、六月五日繁澤圖書に命じ、史局の編輯を督せしむ、蓋し齊熙の世に在る、新に史局を設け、元就、隆元、輝元、秀就、四公の事跡を編錄せしむ、其稿未だ脫せず故にこの命あり、十年八月海防の議を下し、海濱島嶼要衝の地に就き、更に哨堡を築造し、戍卒の員を增加し、警備を嚴にせしむ、群臣に令し、私藏するところの家乘日誌、及び古文書等、苟も採擇に供すべきは、皆悉く史局に出さしむ、十一年八月舊弊改革を以て、諸臣の直言を求む、乃ち令を群吏に下し曰く、政治の得失事務の利害、苟も言んと欲するものあれば、其職の親疎に關せず、其事の大小を問はず、諱忌の心を懷かずして、宜を知て言はざるなかるべし、且人の聞を願はざる者は、廟堂に至り公然と論議すべし、若し其事の密にして、衆人中に議すべからざる者は、宜く封事を以て之を上るべし、是に於て又旨を厨庖の者に傳へ、平日の饌菜其半を減せしむ、十二年辛丑二月又令するやう、治世の久き文敎は盧文に馳せ、多く柔儒輭弱に流る、武技は花法を事とし、或は疎暴に陷る、徒にその名を存し其實を喪ふ、劒槍兩技の如き、其弊少からず、是に於て國費を增築し、師を他邦に聘し以て子弟の少壯なる者をして講習せしむ、また汎く武人を招き其術を比較せしむ、十二月始て學舍を江都鄽內に設く、講堂射圃馬埒刀槍の場に至るまでみな備る、士の更番祇役する者、業を其中に肆すを得る名て有備館と云、是より先民間巫祝僧尼の說を信じ、祠を各處に設け、牛鬼蛇神の類を祭る者極て多し、有司に命じ元祿年間貫籍の祠名を根據とし更に精覈を加へ、封內の淫祠を毀たしむる者千餘宇にいたる、十四年癸卯四月、兵を城東羽賀臺に閱す、蓋し四海乂安の日、講武の事多は定格死法に流れ、實地の用に施し難し、かつ兵制師律の臧否は、社稷存亡の係る所なり、因て村田清風をして政務に參與せしめ、大に敎閱の法を議せしむ、是に於て武器大に備り、士氣も亦振起す、他日二州揚武の績、實に此に基す、三年丙午十二月令を下し曰く、我藩學校の設け享保の初め、吉元公の創建するところにして、明倫館と名く、爾來百數十年、文武の業日に興り月に隆に、その勢ひ駸々として盛大に趨く、然ども其地僻陋にして、其製もまた狹隘なり、草創の時實模を倚ぶ、固より方今の宜に稱はず、其後累葉再造に意ありと雖ども、未だ其役を興すに遑あらず、今其意を奉承し、通衢の便地を相し、再び造建すべし、之を要するに文武は國家の要務、群士の專業にて、一日も廢す可からず、能く先公の盛意を體し、歷世の遺言を奉じ人才育成を主とし勵精勉力すべしと、是に於て各其職を奉じ地を擇び役を興す、嘉永四年辛亥十月廿五日、支封毛利兵庫頭廣鎭の男、騎尉廣封を養て嗣子とす、五

年壬子新に別館を學業内に築き以て嗣子疑尉を迎ふ、安政元年甲寅正月七日、江戸當役浦賀奉行、及び屬吏數員を相摸に遣はし、其地理を檢察せしむ、十二日書を幕府に出し待夷の處置を問ふ、幕府秘して曰く、これ皆臨機の施設なり、預め論す可からず、二月十八日廣封を立て世子となす、三月九日首服を加へ、將軍の偏諱を賜はり、更に定廣と改む、從四位下に叙し侍從に叙し長門守と稱す、十五日幕府長藩をして相摸の防禦井伊侯に代らしむ、二十二日條書を總奉行益田親施に授け、且戊衞の諸臣を誡飾す、三年丙辰山田公章に命じ、洋製の艦を城東小畑浦に造り丙辰丸と名く、四年丁巳十一月廿八日、書を幕府に出して曰く、皇國は四面みな海にして、地として敵衝ならざるなし、而して爽情もまた測る可からず、之を待つの術は嚴精周密を要すべし、然ども太平の風習未だ脫せざれば、自然怠慢に陷る、是れ世の通情なり、故に今に其備を嚴にせんと欲せば、平居無用の費をはぶき、以て其缺乏を補ふべし、五年戊午正月相摸の警衞を罷め、攝津兵庫港の警衞を命せらる、四月諸臣に戒飾し偸安の弊を革めしむ、其冬に曰く、本年諸夷府下に輻輳し、難事を以て百方幕府に逼る、幕府應接に苦む、實に寢食不安の秋なり、而るに昇平偸安の風尚は脫せず、若し兵端一たび開けば、禍難蝟集し皇國の瑕もまた大なり、宜く上下一體衆心一致し、紛骨碎身報國の志一日も忘れざるべし、五月將軍勅答の旨を諸藩に示し意見をもとむ、敬親上疎す其略に曰く、天下永世の安を求むるは、海内の人心一和に在り、若し人心一和せざれば、外國の和親は結ぶと雖ども、國内の禍害立どころに至る可し、故に將軍先朝旨を遵奉し、朝廷幕府の一和を天下に表し、上下一心衆議同決して外國を待つ可し云云と、八月廿日歷司右府、甲谷某を密使とし書を敬親に贈る、其意帝都の警衞未だ全く備らず、沈勇忠烈の人をして事を他事に屬し、密に攝州邊に潛居せしめ、京城の不虞に備へんと欲すと、是に於て周布政之助を京師に遣し、答書を右府に致す、文久二年壬戌四月廿八日世子定廣上京す、此時に當り諸藩有志の士、輻輳事を謀り人心恟々たり、五月大納言中山忠能、朝旨を定廣に傳へ輦下を鎭せしむ、此時敬親江戸に在り、書を幕府に出して曰く、將軍の職は上 朝廷を敬戴し、下列藩を鎭壓すべし、今將軍宜しく京師に朝し、列藩を糾合し、國是を定め、凡そ事の大政に關する者は、並く朝旨台命を以て、天下に布くべし、則ち衆心和協し、國威も亦更張せん、六月朔日敬親參營し暇を將軍につく、是より先幕府の議 敬親に合ざる事あり、上下の意相通ぜず、朝廷敬親に依頼し、其間に周旋せしむ、乃ち長井雅樂に命じ江戸に至らしむ、幕府雅樂をして其事に任せしめんことを乞ふ、因て更に文武の生徒を京攝間に設き不

虞に備ふ、雅樂私に意見を奉る朝廷其言の議すべき有るを以て遂に長藩を疑ふ、七月十六日敬親京師に覲し、まづ出京の旨趣を朝廷に奏す、朝廷大納言中山卿、大納言正親町三條卿、權大納言坊城卿、宰相左中將野宮卿をして、朝旨を敬親に傳へしめ曰く、長井雅樂建言の意は分疎中に明亮なり、敵慮固より之を洞察し、前疑氷解す必らず意に介するなかれ、敬親詔勅を奉じ、公武の際に在り力を周旋に竭すもの既に久し、大納言中山卿以下朝旨を傳へ曰く、父子 皇國の爲に力をつくす事、深く 天心に感ず、父子の内一人は滯京し、一人は東下すべしと、是に於て八月十九日定廣東に下り、尾越閥老の間に往來し、天使大原重德と謀り、勅意を幕府に申達す、翌年二月六日長井雅樂に自及を命じ、其罪を朝廷に謝す、朝廷五月十日を以て攘夷の期限とし、令を天下の公伯に布かしむ、此に於て、馬關の堡塞を修し守備を嚴にす、五月十日夜亞米利加船一隻、長門豐浦海を航す、庚申癸亥の二艦、砲を開き之を擊つ、五月金壹萬兩を朝廷に献ず、廿三日佛朗西艦一隻馬關を航す、また之を砲擊す、廿六日、又夷艦一隻を砲擊す、而て漢もまた應じ相戰ふ、六月朔又夷艦を擊つ、朝廷その布告の令を守り、拒絶の期限を誤らず、効を奏するを以て、勅書を下して褒賞す、五日佛朗西船二隻、來て馬關を襲ふて上陸し、小銃を以て相戰ふ、互ひに死傷あり、是より先高杉晉作故あり屏居す、この日命じて馬關に趨かしむ、晉作議を建て兵を募る、門閥貴賤を論ぜず、唯其膽氣勇壯にして、能く事に堪る者を撰び、隊伍に編入し、以て一隊を創む、名けて奇兵隊と云、七月六日 天皇正親町少將を觀察使とし、西國を巡視せしむ、先長藩に至る、敬親父子迎て旅館に候す、少將勅書を傳ふ、其文に曰く、攘夷の令布告の後、長門宰相父子、期限を誤らず膺懲の師を出す、敬慮極て深し、依て軍勞慰撫の爲め、勅使をして西下せしむ、且つ應援の令を隣藩に布く、宜く速に掃攘の功を奏し、國辱を洗濯すべしと、全國感激、死力を竭し報効を圖んとす〳〵戰具を修治す、廿四日幕府中根某を使節とし馬關に遣し、夷艦を砲擊するを詰る、兵士天勅台命を奉じ、私に擊つに非るを以て、書を出し排疏す、八月十八日朝廷俄に長藩の堺町門の宿衞を罷め、敬親父子の入京を禁ず、三條以下七卿、其勢の逼るを以て遂に防州に來り山口に寄留す、十九日夜半、中根某の旅舍を襲ひ小人目附及び從者二人を殺して去る者あり、何人の爲なるを知らず、十月奉勅始末を著し、井原主計をして持て上京せしむ、朝議入京を許さず、元治元年甲子八月四日英佛米蘭、軍艦十八隻を率ひ、馬關を襲ふ、戰ひ互に勝敗あり、而て京師の變あるを以て、天勅臺命を奉するの意を各國に喩說し戰を止む、此時に當り屢々書を朝廷に上り、敬親父子の衷情

を告訴すと雖も、雲路蔽塞して、天聽に達するを得ず、因て老臣福原越後をして幕府に告しめんと謀り、將に國を發せんとするに臨み、兇徒の藩吏を害し、京邸を襲ふを告げ來る、故に越後戒心してまづ伏見に至り、奉行林肥後守に就き、朝廷が敬親父子の忠誠を察し、非常の恩典を以て、速職故に復せんことを請ふ、而て封内有志の士脫走し、死を誓て敬親父子の冤枉を闕下に彈訴せんとす、越後百方說喩して止む、適々國司信濃、益田右衞門介も、また衆を率ひ來て、脫藩士を鎭靜す、待つこと二十日にして恩允の命つひにくだらず、更に令を越後に下して曰く、亡命の徒を率ひ速に京畿を避よ、若し一日遲疑せば斧鉞の誅あらんと、有志の士是を聞き憤激忍ぶこと能はず、敢て彈訴の初志を果さんと欲す、是に於て越後もまた止ること能はず、遂に輦下を騷擾し、喋血の擧に及ぶ、乃ち福原等三人を國に禁錮し、萩城に還り、自ら恭順を盡し、以て命を待つ、其後幕府、天朝の命を以て、藩士が闕下を侵すを唱へ、敬親父子以下及び支藩の官爵稱號を削る、是に於て本姓を稱し、敬親父子を原名に復す、十一月幕府尾張大納言を總督とし、兵を帥ひ蘂州廣島に遣はし、輦下擾動の擧を詰問せしむ、支藩吉川監物をして應接の事を管せしめ、乃ち三老臣に自裁を命じ、以て其罪を謝す、尾張總督恭順異心なきを察し、師を班し大阪に還る、前日攘夷の令下る、封内の壯勇を募り、まづ奇兵隊を編み、其後隊を各所に樹つ、此時に當りみな集て伊佐邑に在り、而て遊擊隊獨り馬關に在り、諸隊の士みな年少氣銳頗る無事に苦しむ、三老臣の自裁を聞き、怯懦に失するを憂へ、かつ幕府我を再討の議あるを憤り、衆怒火の如くみな戰はんと欲す、是に於て黨議沸騰國論兩岐をなし、封内騷然たり、慶應元年乙丑正月二日、高杉晉作馬關の隊を率ひ、夜伊崎の官舍を襲ひ、既にして山口に入る、二月五日廣封自ら出で、諸隊の長を說諭し諸隊初て鎭定す、廿七日萩城を發し近郡を廻り衆情を鎭撫し、國論つひに一致に歸す、二年五月、幕府及び諸藩の兵、三道より來り逼る、藩兵之を迎へ擊ち連戰連勝、幕軍ついに如何共する能はず、九月二十日藝藩の使來り將軍の蔕去を以て、暫く兵革の事を停め、侵略の地を返し、兵を國に收むべきを陳す、長藩聞き肯せず、乃ち書を出し、國情を陳し、侵略に非るを分疏し之を辭す、十二月廿五日、孝明天皇崩ず、三年丁卯正月廿三日、朝廷國喪を以て、境外諸藩の兵を解かしむ、八月十九日藝使至た來り、支封及び老臣に上阪の命を傳ふ、十一月廿五日、毛利内匠國を發し、海路攝州に趨き京師に入る、十二月十日、朝廷詔書を下し、寬大の聖旨を以て、敬親以下一族の入洛を許し、官位舊に復す、是に於て藩内の臣民欣喜悅樂、數年の冤枉始て暢ぶ、十二月十一日、朝廷毛利内匠に

命じ、禁宮九門内外を警邏せしむ、十二日夜德川會津の兵、俄に二條城を退き浪華城に入る、明治元年戊辰正月三日、東久世通禧卿勅を宣て曰く、阪兵の東上する其狀情常に異なり、宜く伏見の戍兵を增し、更に嚴を加ふべし、即ち兵を出し其備を嚴にし、以て不虞を警む、晡時にいたり德川、會、桑の兵、果して進み來る、敢て其過るを許さず、幾何もなく衆軍大に至る、勢ひはなはだ銳なり、長兵まづ巨砲を發し、薩士の兵と共に拒ぐ、砲煙天を蔽ひ、その聲山岳に震ひ、火を放ち徹宵相たゝかふ、曉に至て賊ついに潰走す、四日薩兵は鳥羽に戰ひ、長兵は伏水に戰ひ、みな敵を走らせ、北るを逐ひ健闘進行す、朝廷仁和寺宮を征討將軍に任じ、錦旗を賜ひ諸軍を督せしむ、又西園寺三位卿をして鎭撫使となし、兵を率ひ、丹波に行しむ、長兵もまた其中に在り、朝廷勅を薩備及び長藩に下し、大兵を發し急に浪華城を襲はしむ、十三日敬親に勅して曰く、積年勤王の志を抱き勤勞少からず、召に應て上京し、速に朝旨を奉行し、遂に王道を前古に復し、逆賊を伏水に防禦し、其後連戰勝を奏し軍威の盛なる前古に愧ざるなりと、依て御劍一口を賜はる、又戰死の士を賞し、金五百兩を賜ふ、二月七日薩士藝越肥の五藩と連署し、書を朝廷に上り、皇國の方向を定め、萬國の情狀を察し、交際を明にし、彼の長を取り、我の短を補ひ、以て萬世の大基礎を立て、朝典を定めんことを請ふ、五月十一日敬親入京、天皇彈正大弼五辻卿を内使とし、多年勤王の偉勳を賞し、朝廷の柱石たらん事を欲すと、依て鯉魚數頭を賜ふ、是日敬親病褥にあり、老臣毛利某をして代て天使に應接せしむ、六月二日敬親病篤ゆ、乃ち入奏す、主上小御所に御し、謁及び盃を賜ふ、既にして御學問所に召し、敬親を玉座の前に進めて曰く、今般上京朕深く喜ぶ、前年の事言に忍びず、大難を凌ぎ力を盡し、終に朝廷をして今日あらしむ、偏に汝の至誠の致すところ、感喜逃るに辭なし、然ども不德を以て大創業の日に會す、今より以往天下の事大に心に管す、汝朕を扶け速に天下を平定し、萬民を安堵すべし、且つ病を與し上京す、當職の見任を命せずと雖とも天下の大事は、必ず參朝其議に與かるべし、二年己巳正月二十日、敬親薩肥土藩主と、連署して書を朝廷に出し、天下の土地人民を收め、版籍を奉還せんと請ふ、六月二日 天皇勅を敬親に賜ふ曰く、積年勤王の稱旨となり、精忠不屈之大義を以て、皇運を一方に維持し、戊辰之春伏水一戰、大に賊膽を破り、天下人心之方嚮を決し、續て兵を東北諸道に出し、每戰取捷、竟に今日平定之偉功を奏し、奉安 宸襟候段洵に國家の柱石に被思食感不斜、依て爲其賞官位昇進祿拾萬石を下賜とあり、是に於て權大納言に任と從二位に叙す、而て廣封を參議に任じ、從三位に叙す、且つ

詔書を賜ふ其文に曰く、

朕惟復皇道之衰濟天下之溺一賚汝有衆之力而其張飾嚴強宣威遠近難苦盡痍無所不至朕切嘉賞之乃頒賜以酬有功顧前途甚遠矣厥克翼替大成朕有望汝有衆其懋哉

敬親深く惶懼し、辭謝すと雖ども允許なきを以て、遂に表を上り固辭す、四日職を致し封を廣封に讓り以て老す、朝廷版籍奉還の請を允す、三年五月廿二日、敬親山口を發し入京す、六月七日敬親を小御所に召し、自ら勅語を宣ふ曰く、一新以來海內粗一定、基礎漸く立てり、偏汝父子積年の功勞、朕感心す、眞國家の柱石と思へり、然るに前途誠不容易、朕甚苦慮、汝暫禁下に滯在して益盡力すべし、是に於て東京に在る五たび月を閱し、十月國に歸る、四年正月　天皇大納言岩倉卿を勅使とし、御劍一口を賜し、豐榮神社（別格官幣社にして毛利元就公を祭る）に納め、國家興隆の新誓を寄せしむ、且つ別に宸翰を敬親に下し曰く、

朕否大統ヲ繼承夜憂勤惟恐皇紀未張萬姓未安前途之業實不容易朕深苦慮汝敬親朕ガ股肱羽翼ナリ宜朕ガ不逮ヲ助左右群臣ト同心戮力皇業ヲ賛成シ朕ヲシテ復古ノ成績ヲ遂シメヨ今大納言具視ニ勅ヲ朕ガ意ヲ告其レ欽テ之ヲ聽ケト

朝廷より其隆禮を極め國家の重任を寄する、前古より此比を聞かず、敬親乃ち群臣を召して曰く、我等父子久しく皇道の陵夷を憂ひ、身家を拋ち艱難を辭せず、漸にして宿念を遂ぐるに至れり、是素より人臣の分なるを辱も厥感の勅を蒙り、不勝感激之至、然處皇基の立不立は、全く朝廷御勢力の强弱による事と考へ、己巳の正月薩土肥の三藩と相議り、斷然版籍を收め封土を返し奉りしより、府藩縣三治の御政體となりて、天下の事大小となくみな一に歸すると雖ども、猶隔靴搔痒の念なきにしもあらず、且今や宇內の形勢一變すべき萌ありて、宇濱生佛蘭西の國爭未だ結局に至らず、魯西亞、土耳格の釁隙將に端緒を作せり、其禍患皇國に波及するも亦計り難し、寔に內治外禦其術を盡さずんばある可からざるの秋なり、抑　皇上即位より歲月荏苒、乍恐百度未だ全からざるに幾し、豈如此にして確乎海表に屹立すべけんやと、竊に浩歎苦慮する處、　皇上既に叡念を惱し、岩倉正二位大納言を勅使とし、辱くも宸翰を下し賜ひ、且つ御劍を豐榮神社に被爲寄、御國家興隆の御祈誓あり、我等父子この時に當り、利害を擔當して國の爲に遠圖せずんば始ありて終りなしと云へし、然ば鹿兒島藩其外と深重相議り、同心戮力、兵備を充實し、以て皇威を補助し、猶時宜に依り東上闕下に候在し、朝暮親しく敕旨を奉ひ、宸衷を安んじ奉らんと欲す、汝衆士能く我等父子の意を體せよと、蓋し其意大に任ずる所あり、力を王室に展んとす、而て其志を果すを得ず、俄に病に罹り途に薨す、實に明治四年辛未二月廿八日なり、年を享る五十有三、其力を王事に竭し一身の安危を顧みず、是を以て屢ば險難を經ると雖ども、終始變せず、其心を設る忠厚にして、事を行ふ正直、遂に宇內を革理し、維新の大勳を奏す、是に於て諡法に因り忠正公と云、公近臣を召し曰く、先考の世に神を敬し佛を黜く、今や大故に至れり、喪祭の儀浮屠の說を用ゆ、其靈を安するの道に非す、是に於て本邦の典故に據り、喪祭の式を議せしめ四月十日公自ら主となり、群臣を率ひ山口鴻峯の東北香山村に葬る、土を盛り墓を表し、祭奠禮秩一も浮屠を用ひす、老公の將に簀を易るに臨み、公に遺言し表を朝廷に上らしむ、四月　天子堀川侍從を勅使とし、從一位を贈らる、其文に曰く、

首倡勤王回皇運于既衰晉期報効賛大政乎更始維忠維義洵是國家柱石厥功厥績實爲藩翰儀型茲聞逝亡曷勝痛悼因贈從一位以彰偉勳

と幣物を墓前に供し、天使宣命を讀み、且宸翰を公に賜て曰く、更始一新之際、敬親翼戴の功最大なり、而て綱紀未だ全く擧らず、中道にして薨す、朕痛く之を悼む、臨終獻言、殊に忠誠を極む、朕深く之を善す、將に大臣と議して之を採用せん、汝亦父の遺志を繼で以て朕を輔せよと、

明治三十四年五月十六日、特旨を以て正一位を追贈せら

○故從一位毛利元德

東京市芝區高輪南町廿七番地
公爵　毛利元昭

毛利元德、初めの名は廣封、駿尉と稱し、長州藩の支封、周防德山の城主、毛利日向守廣鎭の十男なるが、嘉永四年本藩の主敬親の養子と爲り、安政元年正月、始て江戸に抵り、將軍德川家定に謁し、其三月首腹を加へ、從四位に敍し侍從に任じ、將軍の偏諱を受けて、長門守定廣といひしが、明治の後元德と改む、五年八月朝廷より、密勅を父敬親に下し賜はり、深く依頼せらるゝ所ありしかば、乃ち周布政之助を京都にやり、廳司右大臣、及び正親町三條中納言につき、厚く勅旨に奉答し、又其むねを江戸にありける、元德方に報せしむ、元德此に於て大に感激す、元德が勤王の志を固くせしは、實に是等を以て初めとせり、文久二年八月、又もや江戸に參勤せしに、折ふし大原左衞門督重德、江戸に下るにあひしにぞ、元德これと相會し、謹て勅旨貫徹の事を謀る、十月又三條中納言、姉小路少將、江戸に下りて攘夷の決行を促がす、元德此時亦其議に參與し、周旋頗る力めたりぬ、會々藩士高杉晉

作等、幕府の優柔不斷を憤り、横濱の異人を襲撃せんと謀る、元德之を聞きて單騎追ひ至り、懇ろに其輕擧を戒め、更に山內土佐守等と、將軍に逼つて之を說き、つひに勅旨を奉すべき答へを得、十二月を以て京都に復命す、三年正月朝廷其勤勞を賞し、天盃及び御衣をば賜ふ、是より加茂石淸水等の行幸、必らず供奉を缺く事無く、四月の末一たび藩に歸りしに、八月に至り朝議遽かに變じ、長兵の堺町門警衞を罷め、間も無く三條中納言等七卿、長州に下向するに至り、敬親及び元德、みな入京を差し停めらる、此に於て藩の壯士等大に怒り、元治元年の春よりして、ひそかに都に上る者多し、元德其輕擧を恐れ、慰諭して之を止めしかど、猶上洛する者夥しくつひに六月二日三條池田屋の事變あり、又七月十九日禁門の合戰あり、八月外國の軍艦亦赤間關に襲來し、防戰する事三日間、元德實に其指揮をば司どりぬ、されば幕府の嫌疑愈々甚だしく、つひに藩主父子の官位を褫ひ、つひで征討の師來らんとす、乃ち老臣等數人を刑に處し、一たび辯解の道立ちしが、慶應二年幕府再び主戰の議に決し、大軍を以て四境に逼る、此に於て藩論一定、士民大に憤激し、高杉晉作、山縣狂介等の策を用ひ、四境の戰ひみな勝つ、間もなく將軍家茂大阪に薨じ、つひに和議の事決す、三年十月討幕の密勅を受け、十一月十八日、元德島津忠義と、三田尻に會見し、大に議する所あり、老臣毛利內匠をして、兵を率ゐて入京せしむ、かくて十二月朝廷、將軍職及び守護職を罷め、敬親及び元德の功を賞し、官位を復して入京を許さる、明治元年正月伏見の役起り、元德兵を統て上京し、議定官に任せられ、二年五月東京に至り、六月參議に任じ從三位に叙す、此月父敬親老を告げ、元德其封を襲ひ、山口縣知事に任せらる、三年四月木戶孝允と薩州に赴き、島津久光父子に會し　國事に就て議する所あり、名を元德と改む即ち此年の事たり、六年五月　天皇高輪の邸に臨幸ありて、親しく種々の物賜はる、是より寵遇益々厚く、十七年七月公爵を受けられ、廿八年六月從一位に叙し、明年十二月病にかゝり、其廿五日を以て薨ず、年五十八、三十日國葬の式を以て、芝白金瑞聖寺に葬りしが、三十年三月廿三日、改めてまた周防に送り、吉敷郡上宇野合村なる、香山園に葬りのあざ營なめり、

○贈從一位木戶孝允

東京市赤坂區新坂町六十二番地
侯爵　木戶孝正

木戶孝允は、長州の藩士にして、もと桂小五郎といふ、後藩政を執るに及びて木戶準一郎と更む、幼にして放縱驕悍惡戲度なし、その母常にこれを戒むれども嘗て聽かず、母死に臨み、孝允に謂て曰く、汝の惡戲を見るわれ死すと雖も尙ほ瞑せざるべしと、孝允大に悞れ心を改め行を愼み、學を勤め劍を學ぶ、かつ藩士吉田松蔭に兄とし事ふ、幾くもなく去て京師に上り、陰かに京城の衰落を悲み、江戶に遊び、擊劍を以て齋藤彌九郎の門に入り、塾長となり、傍ら水藩の諸名士に交り、愈よ慷慨悲壯の氣を養ひ、士人の間に名あり、又江川太郎左衞門、勝麟太郎の門に出入し、西洋の風を聞き得る所あり、尋で日比谷の長藩邸に有美館を設け、館中を分ち擊劍漢學國學、及び洋籍讀本の數部とし、孝允これが都講たり、この時に方てその名益々著はる、是より先き米使ペルリ來る、幕府吏人をして江戶灣の內外を測量せしむ、孝允乃ち身を變じ僞りて奴僕に雜り、僅かに吏人の家に入るを得、從て測量を觀る、時に幕府の威權大に衰へ、正義の士四方に出沒し、世運變遷の兆漸く見ゆ、既にして孝允京師に還り、河原町の藩邸に在りて、謁を縉紳有志の諸公に通じ、且諸藩の有志に交はる、たま〳〵長藩宮闕の守衞を罷めらる、時に吉川監物藩主に代て京師を戍衞せしが、遽かに兵を引て國に歸る、河原町藩邸に在るもの皆これに從ふ、獨り十八人を留るのみ、而して孝允密かに邸中に止り、猶天下の形勢を探る、時に幕府長藩を忌むこと甚し、一日孝允幕兵の將に河原町邸を襲はんとするを慮り、陰に難を邸外に避く、既にして長兵敗れて逃れ去る、孝允なほ未だ京を去るに忍びず、時に歌妓まつ子三本木に在り、俠慧にして節あり、身を以て孝允を庇す、因て僅かに免る、而して逮捕愈々急なり、乃ち遁れて丹波に脫す、この時長藩內正俗の二派に分れ、國內大に亂る、正黨遂に兵を擧げ君側の姦を掃はんと欲す、孝允乃ち丹波より歸る、始め孝允丹波に行くや、身を以て博徒酒客の間に寄せ、獨り陰に時勢の如何を窺ふ、藩人亦その居を知るなし、而して俗論黨方さに熾んにして未だ歸るを得ず、藩主父子手書を賜ひその辛苦を慰め、且戒めて時機を待たしむ、既にして賊既に斃れ、國論一致せしかば、孝允を丹波より召し還し、任ずるに大監察を以てし、政務坐を總裁せしめ、外交內政及び兵務を擧げて、悉くその手に委す、孝允乃ち村田藏六（大村益次郎）を擢で、蘭式に準で兵制を定めしめ、山田宇右衞門と與に內政を整理す、これよりさき吉田松蔭、事を以て幕府の手に死するや、後士皆松蔭につかふる所以を以て、孝允に從て周旋し、多士の稱ありたり、既にして將軍慶喜大政を奉還し、復古の業成るや、孝允徵されて總裁局顧問となる、孝允が久しく長門一藩を總理する力始めて顯はる、是よりして陰に天下の形勢を見て國家の後事を思ひ、心に感ずる所あり、以爲らく列藩割據天下の事爲す可からざるなりと、時に長の老公山口に在り、

乃ち請ひて國に歸り、侯に見えて曰く、今や天下一變して幕府已に斃る、その今日に至りしは勢の然らしむるところに出づるなり、而して天下の耳目はまた掩ふ能はず、今若し復古の雄藩をして、彼取て代るべしとするの念慮を存せしめば、暴を以て暴に易へるなり、人心は直に離れ復古の業また地に墜ちん、天下今日の事は先づ名分を正すに在り、抑も在昔家祖大江廣元公、頼朝を助けて覇府を鎌倉に剏む、蓋し當時王室萎微、助けて以て治を爲すに足らず、その陽に王家を去る所以は、顧ふに深く爲めにする所ありしなるべし、然れども世論といふ者あり、皆廣元公を咎めて罪ありとす、今之を如何ともすべきなし、中興の祖元就公、嘗て義を朝廷に盡す、善く廣元の眞意を得たりと謂ふべし、今や閣下既に天下に先ちて義を唱へ、遂に各藩聯合して王綱を振起するを得たり、今にして名を正さば、之れを公にしては國家の亂を絶ち、之を私にしては家門の寃を雪ぐことを得ん、閣下豈に意なきか、侯曰く之を爲すこと如何、對へて曰く、今各藩の版籍皆朱印を幕府に受く、夫れ國土は幕府の有にあらざるなり、而してその狀は即ち恰も幕府の封に係るが如し、是れ世に幕府と諸侯とを以て、動もすれば君臣の觀を爲し、朝廷を蔑にする者あらんとする所以なり、名分の乖戾未だ此の如く甚しき者あらず、今日に於て名分を正すは、版籍を奉還するより急なるはなし、顧ふに一とたび版籍を奉還するも、未だ必しも直に封土を失ふべきにあらずと雖も、而もその歸する所は到底朝廷の直管に歸するの意を存せざるべからずと、侯これを可とし孝允をして畫策する所あらしむ、孝允の車駕に扈して東上するや、先づ大久保利通に語るに此の事を以てす、時に薩藩亦國帑の乏しきを憂ひ、石高十分の一を献せんとする意ありしかば、利通大にこれを賛成す、孝允ついで京師に還る、是よりさき孝允參與たりしが、朝命孝允の勤勞を賞し、その劇職を解き待詔院學士に補す、此年詔して復古の功臣を賞す、孝允祿千八百石を賜ひ從三位に叙す、此時に當り各藩猶ほ大兵を擁す、孝允陰かにこれを憂ふ、庚午二月山口藩兵制を更革し隊兵を解く、隊兵散せず、遂に藩廳を圍む、孝允時に山口に在り、隊兵急に孝允を索め、分て逆旅に迫る、此日孝允幸にして外に在り僅かに免れ、間道より馬關に出て、三好野村に會し兵を出し擊ちて之を破る、事乃ち平ぐ、すでにして東にかへる、時に土肥二藩亦封土奉還の議あり、己巳正月薩長土肥四藩封土を奉還す、大小三百諸侯も亦相繼で奉還す、尋で府藩縣の制を定め、諸侯を以て藩知事とす、辛未二月西鄕大久保と共に高知に至り、此日薩長土三藩の兵力十七隊を召し親兵と爲す、七月十四日各藩知事の職を罷む、是に於て郡縣の制全く成る、實に孝允の力與つて大なりき、是より先き孝允

參議に遷る、辛未九月外務卿岩倉右大臣を兼特命全權公使と爲し、歐米を巡回せしむ、孝允大久保伊藤山口等と共に副使となり、歐米各國を周覽して大に得る所あり、癸酉七月使命を全ふして歸朝す、此時に當り參議西鄕隆盛、副島種臣、江藤新平、後藤象二郎、板垣退助等、皆征韓論を主張す、孝允痛論之を不可とす、西鄕以下その議の協はざるを以て、袂を拂ふて朝を退き故山に歸る、孝允乃ち岩倉大久保等と相謀り政務を處理す、此年臺灣問罪の議起る、孝允內事の急なる未だ遠く兵を異域に擧るに遑あらずと爲し、書を上り大に其不可なるを論じ、竟に職を辭し去る、大久保利通別に見る所あり、斷然意を外征に決し、西鄕從道を都督として兵を進めしむ、已にして清廷異議を唱へしかば、利通自ら北京に到り、談判數次竟にその局を收めて歸る、利通の橫濱に着し、車停車場を發するや、倉皇車中に投ずる者あり、利通直ちに把てこれを披けば、その文に曰く、日支葛藤の事たる信に邦家の大事、某が日夜憂懼して殆んど寢食を安んぜざる所なり、而して今や鬪らずも兩國の風波激せず、平隱にその跡を斂む、是寔に足下の賜なり、その功の大かつ偉なるや、決して後世に垂れて朽沒せざるべし、某先づ三千有餘萬の公衆に代はりて、その功勞を謝する者なり云云と、而して紙尾に木戸孝允としるす、利通見了はりて感嘆すること多事、稍ありて孝允が深く國事を憂ふるに切なるを稱して曰く、今や木戸にして斯の如し、余また何をか憂へん、抑も政治上の事に至ては余固より木戸に及ばざること遠し、今より以往政務は一に擧げて木戸に委任し、利通また敢て關せざらんと、蓋し後大阪の會議は或は此に起因するものなりといふ、既にして大久保利通、內治を修整せんとし、乃ち山口に至り、孝允と事を共にせんと欲す、參議伊藤博文をしてその意を致さしむ、七年十二月、孝允大久保伊藤板垣等と大阪に會し商議する所あり、世に之を大阪會議といふ、八月板垣等と再び參議に任ず、尋で地方官會議長と爲る、此歲九月朝鮮の暴徒我が軍艦を砲擊す、是に於て問罪の議起る、孝允躬らその事に任じて之を辨理せんと請ふ、而して病にかゝり歩するを得ず、依て黑田井上の二人辨理の命を奉ず、是より先適〻朝政、向きに大阪に會議する所と大に齟齬するものあり、孝允私かに之れを慨嘆し、乃ち參議を辭して內閣顧問に任ず、既にして病癒ゆ、九年四月十八日、車駕孝允が染井の別邸に臨幸せらる、世人以て榮とす、孝允深く聖寵の優渥なるに感激し、六月車駕に扈して東巡し、民間の實狀を見聞して大に思ふ所あり、所爲へらくさきに三百諸侯を廢して、郡縣の制となすや、勢ひ中央集權の制を立てゝ、民心を一統せしめざるを得ず、然れども今や地方稍く衰殘して、人材悉く中央に集り、殆んど尾大掉

はざるの趨あり、夫れ立憲代議の政體を建てんには、民をして自任の實を負はしめざるべからず、地方の衰殘豈に忽諸に付すべけんや、故にまづ町村會を起し、次で府縣會より國會に及ぼし、地方自治の制を立てゝ、以て國家の大本を鞏くすべしと、蓋し孝允歐米に遊び、立憲代議政體の已むべからざるを知る、故にこの意あり、十年車駕に扈して西京に至る、此時に西鄉隆盛、桐野利秋、篠原國幹等、政府に問ふ所ありと揚言し、大兵を率ゐて東上せんとす、孝允即ち奏して輦を西京に駐め、征討の詔を發し、かつ身これが任に當らんと請ふ、時に大久保利道東京より至る、孝允大久保、伊藤、其他の諸臣と共に西京に留り、行在所を守護し、兼て賊徒追討の謀議に參す、既にして病また發す、五月十五日　天皇その旅館に臨幸あらせられ之を慰問したまふ、孝允感佩身を轉じて蓐を下らんとせしに、　天皇これを止め玉ひしと云ふ、廿五日勳一等に叙し旭日大綬章を賜ふ、孝允蓐に臥し一日大に呼で曰く、西鄉何ぞ休まざると、廿六日終に薨ず、年四十四、　天皇哀悼あらせられ、正二位を贈り、勅語金幣を賜ふ、

公誠忠愛夙ニ心ヲ皇室ニ傾ケ献替啻大ニ力ヲ邦猷ニ展フ維新ノ洪圖ヲ賛シ中興ノ偉業ヲ襄シ功全ク德豐ニ始アリ終アリ洵ニ是レ國ノ柱石實ニ朕ノ股肱ナリ茲に溘亡ヲ聞ク曷ソ痛悼ニ勝ヘン因テ正二位ヲ贈リ併セテ金幣ヲ賜フ

○故正二位山田顯義

東京市麻布區笄町三十一番地

伯爵　山田繁榮

山田顯義は、もと市之丞といふ、長州の藩士顯行の子にして、藩の士班たり、少より學を好み、和漢の群書を讀み、もつとも兵法に精し、夙に勤王の大義を唱へ、諸國の志士と交を結び、密に圖る所あり、三條以下七卿長門に走るに及び、顯義これに隨て西下し、途に兵庫を過ぐ、たまゝ〳〵同志の士某に遇ひ、由てこれと謀りて再び京師に入り、某街に潜伏す、實に文久三年八月なり、然ども事齟齬して意の如くなる能はず、因てその冬長州に歸り、狙撃隊なるものを結び自らその長となる、元治元年春再び東上して、水戸の武田正生と會せんと欲せしも果さず、又國司信濃、福原越後等の藩老兵を率ゐて京師に入ると聞くや、顯義時に江戸に在り、即ち日夜馳せて之に投じ、轉戰數日衆寡敵せず、遂に脱して國に歸る、九月長藩赤間關に、英佛米蘭の兵艦と戰ふや、顯義率先して之に赴き大に奮戰す、幾くならずして和議成る、尋で幕府征長の師を起す、長藩の輿論二派に別れ、一を俗論黨と言ひ、藩の奸臣これが首領たり、一を正義黨と稱し、高杉晉作これが首領たり、顯義即ち晉作を助けて、一擧に俗論黨を滅ぼし、以て長藩論を一定し、一藩士心の方向を決せしむ、二年の夏幕府再び征長の師を起すや、顯義晉作等と謀り、軍艦を以て幕艦を迎ひ撃ち、海陸共に大に幕軍を破る、長藩又整武隊なるものを設立し、顯義をして之を帥ひしむ、この歳十月幕府長藩に命じて、その藩老を召し大阪に至らしむ、藩主即ち家老毛利親信を遣はし、顯義を以て參謀と爲す、顯義乃ち命を奉じ、海陸より進で攝州に入る、而して事亦解く、朝廷特に命じて京師に入らしむ、時に幕府政權奉還の擧ありて王政古に復す、而して幕府朝廷の措置に平かなる能はず、遂に戊辰の大亂を生ず、顯義近畿の戰爭に於て副參謀たりしが、近畿平ぐに及んで更に參謀と爲り、越後地方に轉戰し、遂に平ぐ、然るに秋田屯在の官軍、賊に圍まれ大に苦戰す、顯義その報を聞くや、單騎馳せて京に入り以てその狀を具し、かつ策を献じ直に長州に還り、義勇武隊を率ゐて赴き之を援け、遂に平ぐことを得たり、又直に陸海軍參謀に任ぜられ、五稜郭の賊を討ち又これを平げ、明治二年五月を以て官軍一齊に東京に凱旋す、朝廷その功を賞し、兵部大丞に任じ、賞典祿六百石を賜ふ、三年の春に至り顯義大阪に兵學校を設け、盛に生徒を集め器械を調製し、以て朝廷の徴兵合資行の預備となす、四年七月累進して陸軍少將に任ず、いくばくもなくして岩倉全權大使の理事を命ぜられ、歐米各國に歴遊して、詳かにその制度文物を觀察して歸朝し、その實驗する所に就きて意見を作り、以て朝廷に上る、人大に經世の材に富を稱す、七年佐賀の賊を平げし功に因り、　天皇親しく宮中に召してこれを嘉賞し玉ふ、七月司法大輔を兼ね、十年西南の役起るや、顯義命を奉じて九州に入り、出没轉戰到る處賊を破り、遂に平定の功を奏す、朝廷大に積年の功勞を賞し、陸軍中將

に任じ、勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ、十二年更に參議兼工部卿に任ず、顯義の省務に於ける、寛嚴その當を得、善く大體を宰轄して小事に拘々たらず、是を以て頗る屬僚を心服せしめたりといふ、十六年司法卿に遷り、諸種の新法典を制定す、朝廷その功を賞し特に正二位に叙し、十七年華族に列し伯爵を授らる、廿三年帝國議會の開かるゝや、貴族院議員に選ばる、此時病に罹り劇職に堪へざるを以て辭表を奉呈す、然ども　天皇これを聽許し賜はず、廿四年六月病猶ほ癒ざるを以て重ねて辭表を呈し、遂に聽許せられたるも、特に大臣の禮遇を賜ひ、後樞密院顧問官に任ぜらる、廿五年竟に薨ず、年四十八、　天皇特に勅使を遣はされ、優渥なる弔詞を傳へしめ、又旭日桐花大綬章を授けさせ玉へりと、

○故正二位品川彌二郎

東京市麹町區富士見町一丁目
子爵　品川彌一

品川彌二郎、名は日孜、別號念佛庵主と稱す、長州藩士品川彌市右衞門の長男にして、天保十四年閏九月廿九日を以て長州萩に生る、幼にして吉田寅次郎に從ひ、稜骨を以て愛せらる、寅次郎大義を唱へて罪を獲るや、彌二郎奔走大に冤を訴へて亦罪せらる、維新の際普く天下の志士と交りを結び、高杉晉作、久坂義助等と共に規畫する所尠からず、幕府征長の師を起すや、彌二郎木戸孝允と謀り、獨り京都に留まり、死を決して事を宮中に奏し、且檄を諸藩に傳へて其冤を雪がんとす、薩藩の大久保利通其の志を賞し、藩士を糾合し、連署して檄を諸藩に致す、其國事に盡す所尠からず、明治二年彈正少忠に任ぜられ、同三年李佛戰爭見聞の爲め歐洲へ差遣さる、續いて公使館書記官に任じ、青木在獨公使の歸朝に際し、假に公使の事務を執る、同九年歸朝の後權大史兼内務大丞に任ず、同十年二月西南の役起るや、彌二郎命を奉じて同地に趨く、山口の地亦不穩の況あり、彌二郎之が鎭靜に盡力せり、同十五年農商務大輔となり、同十七年警監總監を兼ね、同年七月特旨を以て華族に列し、勳功に依り子爵を授けらる、同十八年特命全權公使に任じ、獨逸に駐劄し、同二十年宮中顧問官となり、同廿二年御料局長を兼ね、同廿四年六月内務大臣に任じ、同廿五年樞密顧問官に遷る、同卅三年二月廿六日病革まり、特に正二位勳一等に進めらる、此日薨ず享年五十六、

○贈正三位廣澤眞臣

東京市麻布區材木町二十八番地
伯爵　廣澤金次郎

廣澤眞臣、通稱初めは季之進、金吾又藤右衞門と稱し、後に兵助と改む、長藩の士柏村安利の第四子なり、天保四年十二月、長州萩に生れ、弘化元年十二月、波多野眞忠の嗣となる、波多野は藤原秀鄕より出づ、六世の孫經範、相州波多野の莊を領す因て氏とせり、その後吉次に至り、始て毛利氏に仕へ、輝元の近臣となり、相承けて眞臣に至る、眞臣驅幹長大　性温良質直、年甫めて八歲、藤田某の門に入り、習字句讀を學ぶ、長ずるに隨ひ弓馬劍槍各々其師に就てこれを修む、而して文學槍術は最も其好む所なりしかば、專らこれを攻めたり、嘉永六年米艦の浦賀に來る、幕府長藩に命じて大森を戍らしむ、藩大に兵を本國に徵す、是日眞臣演武場に在り、命を聽き則ち發す、十七日間を以て江戸に達す、人その健脚に驚けり、安政六年藩主軍制を改革せんとし、眞臣をしてこれを議せしむ、是冬防州三田尻に出游し、秋村十藏と同じく越氏塾の用掛となり、文武の業を督勵す、文久二年大檢使役を以て江戸に祗役し、麻布邸にあり、有備館用掛を兼ぬ、同三年　天皇加茂の兩社に行幸したまふ、將軍諸侯をして供奉せしむ、藩の世子その員にあり、儀衞の備具眞臣命を受けて議定せり、四月　天皇石清水八幡宮に幸したまふ、眞臣世子に扈して供奉す、五月藩主勅を奉じて外艦を赤間關に擊つ、眞臣命を受けて總奉行國司信濃の議に參し、高杉晉作と戰略を計畫す、九月藏本本役となる、十二月三田尻に至り、海軍局を改正せしむ、專ら洋式に據る、元治元年七月世子闕下に趨り、親奏する所あらんとす、眞臣に命じて輜重を總管せしむ、既にして國を發し藝州多度津に抵り、京師の變を聞き、乃ち還る、八月英佛米蘭の軍艦來て馬關を襲ふ、藩兵また應戰す、時に幕府征長の師を起す、因て權りに外患を緩べ、四國を諭して戰を止む、眞臣最も力を竭し、その事ひに濟る、幕府の大軍來りて罪を問ふや、藩老臣の首級を幕府に致し罪を謝す、この時論議沸騰し、正義の士多く坐せられ、眞臣亦獄に投せらる、慶應元年二月命あり、獄を出で、海防手當用掛となり、尋で政務役に進む、内命に依り姓名を廣澤藤右衞門と稱し、後に兵助と改稱せしめらる、十一月命を以て藝の廣島に至る、此時幕府大監察、永井主水正等を廣島に遣はし、藩の近狀を詰る、藩主老臣をして往て辯疏せしむ、眞臣潛在して事を計畫す同二年五月、藩主眞臣を召し國歩艱難に際し、精勵勤勉すべき旨を諭し、國道の刀一口を賜ひ、因て國政を專勤せしむ、此時薩長連合の議成る、十月十三日中山大納言密旨を奉じ、眞臣等數人を召し、内勅を薩長二藩に下す、明治元年正月參與に補せらる、伏見の變あるや、海陸軍務掛を命ぜられ、さ

た内國事務掛を命せらる、二月東征大總督參謀となり、尋でこれを罷め、内國事務專務となり、四月從四位に叙せらる、九月願に依り歸國す、藩主眞臣を參政の首に班し、藩政改革の議に參せしむ、二年正月上京す、三月　今上天皇東京に行幸したまふ、眞臣供奉す、五月民部副知事に補せられ、從四位上に叙す、民部大輔に任じ、また參議に任ず、九月復古の勳績を賞し、永世祿千八百石を賜ふ、同三年三月正四位に叙し、七月民部省御用掛を命せらる、四年一月九日夜刺客の毒刃に罹りつひに歿す、年二十九、　天皇勅使をして慰撫して菓子を賜ひ、尋で林少辨をして正三位を贈られ、金三千兩を賜ふ、その死するや、西鄕隆盛これを聞きて曰く、廣澤は信に温厚篤實の君子なり、決して他人の爲に怨を受くる士にあらず、是恐らくは誤殺ならんと、朝廷殿にその兇徒を索ひれども竟に得ず、眞臣の朝に在るや議論紛々として止まざるも、眞臣の來てその席に就くや、自ら衆口沈靜して坐漸く定まりしといふ、亦以てその風采を見るべし、

○贈從三位毛利元周

山口縣豐浦郡長府村

子爵　毛利元敏

毛利元周は、左京亮と稱し、長府藩主從五位下備後守元寬の男にして、文政十年十一月九日江戸の邸に生れ、天保十四年三月叔父甲斐守元運の養子と爲る、嘉永六年異船の來るや、江戸在邸の兵を率ゐ、以て海岸の防備に充つ、而て邸内の者共に、小銃を練習せしめ、藩中に令して、益々兵備を脩めしひ、文久三年正月六日都に上り、朝廷に入り天盃を賜はる、五月國に歸りて後、砲臺を壇浦に築き、同月廿三日、佛國の軍艦を擊ち走らし、六月又前田浦に戰て功あり、勅使下向して、其功勞を賞せらる、元治元年八月、英佛米蘭四ケ國の軍艦十八艘と、又大に前田に戰ふ、十一月山口留寓の五卿、來りて元周のもとに頼る、元周よく之を待つ、慶應二年幕府の兵來り侵すや、六月豐前田の浦に戰て之を破り、七月赤坂を攻めて之を取り、八月小倉に逼り、つひに之を降す、明治元年二月、藩兵二小隊を大阪に上らしめ、以て京都を警衛せんと計畫ありしが、其月廿三日病にかゝり、三月家を元運の子元愍に讓り、五月七日を以て卒す、

明治廿四年四月十三日、特旨を以て從三位を贈らる

○贈從三位毛利元純

山口縣豐浦郡清末村大字清末

子爵　毛利元忠

毛利元純は、初め銀三郎と稱し、日出藩主木下俊敬の四男なるが、嘉永三年、清末藩主毛利元承の養子と爲り、其後を襲ぎ、同く四年從五位に叙し讃岐守に任ず、文久三年宗家の意を奉じ、五月十日の夜、外國艦を赤間關に擊ち、爾後屢々之と應戰す、かくて宗家の父子に代り、八月京都に上り、天顔を拜し、天盃を賜はる、然るに讒誣の言入て、堺町門の警衛を免じ、京都に留まるを禁せられしかば、三條實美等七卿と京を發して國に歸る、元治元年七月、宗家の世子廣封の朝覲に隨ひ、船備前まで至りしに、京都擧兵の亂ありしを聞き、即日船を回して國に就きしが、幕府命じて官位を褫ぎ、且入京を停めらる、既にして慶應二年、幕兵來りて國境を圍む、元純兵を率ゐて石洲路に向ひ、自ら生雲の營に出張し、大に戰つて敵を破り、逃ぐるを追て濱田城に逼る、三年十二月詔あり、再び官位を復し入京の禁を解く、明治元年四月、石清水行幸の供奉命せられ、是より常に輦下に在て禁裏を守護す、二年封土版籍を奉還し、其六月清末藩知事に任ず、七年十一月、同族數人と馬術を御前に試みて叡感を蒙りぬ、八年三月病を以て、芝伊皿子の邸に歿す、時に年四十三、白金瑞聖寺に葬る、元純人と爲り、容貌秀偉、天資沈默剛毅なり、堺町の變、事不意に起り、上下狼狽一方ならざるに、元純顔色少しも變せず、徐かに七卿を奉じて立出でしかば、人皆度量に感せしといへり、性また忍耐あり、風雨暑寒に際し、侍臣酷ゆる能はざるも、元純少しも意と爲さず、自若としてかたらざりしとぞ、又文武諸技に明らかにして、殊に砲術及び馬術に長じたりしとなん、

明治廿四年四月十三日、特旨を以て從三位を贈らる

○贈正四位村田四郎左衞門

東京市四谷區元鮫河橋南町八十八番地

村田巢次郎

村田四郎左衞門は、長州藩の人なり、後纖部と改む、姓は源、名は清風、人と爲り弘毅俊爽、善く人に接す、學定主する所無し、經世を以て志と爲す、書を讀び疏通該博、大旨を求め大義に通ずるを要す、文化五年戊辰歲二十六、藩主毛利齊房の近習と爲り、幾ばく無して齊房薨ず、更に密用方に補せらる、是より先一藩砲術家と稱するもの、藩傳の固陋を墨守し、發明日新の見なし、藩主齊熙深く之を愛へ、新に荻野某、森重某、阪本某を聘し、其技を考究せしめ、更に參政官員に命じ、隊伍節制敎練の方を考究せしむ、清風密用方にすんむに及んで、

亦命じて其事に參與せしむ、是に於て火器陣法を編製し、大小銃刀鎗合隊各其用を爲すの制を定め、神器陣と稱す、藩主觀て善と稱し年々例して之を演習せしむ、藩祖廣元幷に季光、鎌倉覇府に勳功あれども、其非處を知る者なし、累世の藩主深く以て憂とす、乃ち清風に命じて之を搜索せしむ、清風鎌倉の舊趾に就き、荊棘を排し霜露を冒し、日夜跋涉し、終に之を得て歸り報ず、傳へ言ふ阿保親王の墓、攝津打出村に在と、然れども其實を詳にせず、清風又命を受け往て之を考索し、其實跡を得たり、文政六年癸未、藩主久く江戸に在り、國用の靡費せるを以て、有司を國より召し、議して釐革する所あらんと欲す、清風侃々建議、當役當職兩署の規則書を作り之を上る、藩主是に於て其材用ゆべきを知れり、清風職に在ること九年、日夜勉勵し、考覈する所多し、著す所の書若干あり、七年甲申當職手元役に擢らる、八年乙酉、郡奉行を兼ぬ、清風務て積弊を一洗せんと欲す、然に吏風因循、議多く合はず、屢々情を陳して職を解んことを乞ふ、藩主允さず、十年丁亥、固く請ふ、藩主止を得ずして之を聽す、幾はく無して、又召て矢倉頭人と爲す、江戸に在ること四年、天保元年庚寅、撫育方に轉ず、七月當役手元役と爲る、此時に當り齊熙既に老し、齊元封を襲ぐ、時に幕府全盛驕奢風を成す、而して世子齊廣新に幕府と婚し、費用を國に取り、供億給し難く、國力將に支へざらんとす、猾吏其間に出で、聚歛掊克の風起り、搉法雜稅の議行はれ、下民之を苦む、清風憤懣屢區畫する所あれども、其議諧はざるを以て、病を移し職を辭す、藩主聽さず、且國に在て病を養はしむ、二年辛卯、土民蜂起す、藩主清風の前議を思ひ、特に命じて事を執らしむ、清風固辭す、十月當役用談役に補ず、清風止を得す起て事を視る、然るに國事紛擾得て糺正す可らず、憮然大息して、古風十五首を作り、以て己が志の在る所を述ぶ、三年壬辰、職を辭す、允さる、四年癸巳、齊熙召て、其府の手元役と爲す、清風感激服從し、以て齊熙の世を終ふ、九年戊戌當職當役兩署仕組掛に補せらる、是特に藩主初て封を襲ぎ、勵精治を爲す、首として國用の給せざるを患ふ、是特に清風に命ずる所以なり、清風感激、勉勵、數々建議す、十年己亥、藩主清風を擢で當役用談役と爲す、十一年庚子、復手元役を兼ぬ、是時群材彙進し、諸職其人を得たり、而して清風其巨擘なり、士風を興し舊弊を破り、制度を改め冗費を省く等のこと、相共に議して上請す、藩主嘉納し速に擧行せしむ、然に時泰平因循の餘を承け、物議沸騰、非毀百端、怨憎の徒夜に乘じ、其家の楹を斬り、其礎を折るに至る、清風奮前勇往、少も意に介せず、其事悉く行はれずと雖も、吾藩更張の治、列藩に先じ、今日維新の大政を輔翼するに至りしは、實に此に基す、其間

秘計密策、其記載せるものに依て、其概畧を擧る左の如し、學校造士の法、虛文花法を黜け、實効を責む、文學は經學、歷史、制度、兵學、博學、文章の六科を設け、其材質を考へ、其業を授く、甲越家の說を廢し、七書練兵二記、記効新書、兵要錄、海國兵談等、專ら研究せしむ、火技は往昔よりの家傳を廢閣して洋法を開く、弓術も的前春射等の華法を廢し、貫革遠達を務む、刀槍は古法の形前を除き、試合を慣はせ、實技を角せしむ、國學明倫館を增建し、江戸邸內に新に有備館を建て、少壯輩をして、常に學に從事せしむ、是に於て藩內文武の士、振々輩出せり、闔藩士籍七八千、公私の負債に困しみ、家を喪ひ身を害する者、歷々相繼ぐ、清風會計諸吏と百方商議し、法を立、弘化某年を以て本額と爲し、三十七年に分課して、子本併せ償はしむ、期滿に及で、闔藩士籍負債の家無し、民間巫祝僧徒の邪說を信じ、小祠を建て、牛鬼蛇神を祭るもの、極めて多し、清風元祿年間貰籍の祠名に據り、更に之を精覈して、境內の淫祠を毀つもの數千宇にいたる、律令格式は政治の大典なれども、我藩是より前き、確定準據とするもの無し、官吏事に臨み、先例舊事を以て、掊拆處分す、一事當を失すれば、毫釐千里の患あり、是に由て、諸官職掌、律例、規式次第、史官書式等各官署に分課して議定し各定典を建しむ、然ども清風退職後、國事多故なるを以て、成就すること無し、又郡邑に課して、風土記草案を具上せしむ、之れを考訂して秘府に藏め、山川の形勢、土地の肥瘠、戶口の多寡、租稅の定額、民風の淳漓に至るまで、一視了然たらしめんとす、是亦未大成に至らず、舊制撫育方封樁の金穀、及び各官署多少の金穀を貯藏し、是を本とし、豪農富商に貸與して其息を收め、以て吏員俸錢の不足を補ひ、官署日費の料と爲す、然ども放收の際、多少の害を生じ、趙宋青苗の流に近く、政體に害あり、是に於て之を抗論し、終に官署貯藏の金穀を會計の本司に收め、諸吏給俸日費の金穀、平均一定の式を定め、悉く給を會計に仰ぎ、撫育方封樁の本額金穀は、赤間關其他の諸港に出し、舶載の諸貨物を質し、之を貸與し、其息を收さむる法を立つ、往昔より撫育貯藏、救荒貯藏、寬政貯藏、義倉、社倉等の貯穀若干の定額あれども、年序を經、耗陰摧の弊少からず、是に於て監察を諸邑に遣し、倉庫を點檢せしめ、又年豐に因り、增貯のことを講せしむ、又江戸は藩國懸遠の地なれば、一旦不虞有て、道路梗塞せば、兵食の事大艱厄なるを以て、鶴步別邸に大倉を構へ、穀數千石を貯へ、麻布邸に武庫を設け、大小銃刀槍より、甲冑諸屬具に至るまで、邸內の人員に稱へ、之れを豫備す、時に長谷川甚平有文と云者あり、密用方に在て書を上り、及び秘府旌旗考等の書を著し、以つて武備を修せんことを乞

ふ、然に太平の積習、一齊衆楚の弊に堪へず、事遂に行はれず、文化四年に至て死す、蓋し清風有文に私淑する所あり、清風再び政に參するに及で、首に閥武の議を建つ、其の書數千言、其の大旨に曰ふ、大江氏世々、文武兼備の家風、千載奉じて墜さず、廣元朝臣の功、季光君の義烈、元就卿に至り、天下沿々の中より、天朝崇敬の偉蹟を顯はされ亂賊陶叅姜を討罰し、輝元卿は足利將軍義昭豐臣秀頼を扶助せられ、且兵法は維時卿に基し、匡房卿の源義家に授けられしに顯はれ、時親朝臣は楠正成に傳授せられ、元就卿に至り、節義武名、凛然千載の下とに立ち、天朝の御顧任も他に異り、然に方今外國侵侮の形勢見はる、將來若し不虞の變あらば、彌々武事振興して祖訓を繼述し、もて孝順の事業を顯し、天朝の御顧任にも答へさせらるべき時なれば、諸事は姑く置き、速に講武の實驗を擧る事、第一策に在るべしと、藩主其言を嘉納し、天保十四年四月朔日、郊外羽賀臺に大閲す、弘化二年乙巳、歳六十三、衰老を以て職を辭し、大津郡三隅の舊居に歸り、近邑の士人を作興し、文武の業を勵ましむ、初清風官に在る時、大津郡文武講習の所無し、士人相集て、經營の事を議す、清風之を聞き、舊宅を假に文學講習の所と爲し、舊藏の聖像を之に安じ、其藏書數千卷を出して之に充て、更に屋數椽を營築して、演武の場と爲し、邑中の子弟をして、書を講じ武を肄はしむ、頓して尊聖堂と曰ふ、春秋釋菜の禮を設く、嘉永元年戊申、藩主將に大に學校を興し、學制を改定せんとす、復清風を召し、再興用掛と爲し、密議に參與せしむ、十一月疾起り、久く愈へず、舊里に歸る、嘉永五年壬子、歳七十にして老す、安政二年乙卯、清水新三郎、口羽善九郎等連進して、大に政治を改正せんとす、藩主に請ひ、又清風を起して、密議に參せしむ、五月清風老病を力めて命に應ず、城中憩息の所を設け、乘輿城に入るを許す、幾ばく無して、故疾復發し、暴に沒す、清風少壯より老死に至り、報國の志少しも撓まず、太平因循の故轍を改め、士風を激勵し、人心を開發するを以て、己が任となす、酔言茶談も、此に及ばざること無し、其常言に曰ふ、大丈夫天下の事に任ずる、古今の事跡、當今の衆務、衆通せざる可からず、而るに其項事屑務を悉さんと欲せば、維日足らず、安んぞ天下の務に任ずるを得んや、一藝一能の士は、天下の事を談ずるに足らずと、又曰く、國の基を立るは、富士の霞野の如し、三國に據り八州に跨りし、廣衍平坦の趾ありてこそ、衡天の高崇も保ち得べけん、故に國を治むるは、先づ民心を收め、富有を謀り、風俗を正し、國本を固くするを要す、彼聚歛苛刻の吏、民財を收め、上の欲に奉ずるは、國家の賊と云べしと、又曰く、吾儕聖賢の書を讀むに、我の眼光を以て、彼の心膓に射入し、彼我の伎倆を角せんことを思ふべし、然る後、其心術材藝及ぶ可らざることを曉り、我不敏を知て、愈益勉強の力を增し、終に聖賢の域にも至るべし、彌陀釋迦が塗金の塑像を拜する如く思はゞ、終に迂儒泥塑人たるを免がれずと、又曰く、事理の精蘊究極無く、時運の變遷、豈定勢あらんや、己を空して人に受くる、堯舜の大智なる所以なり、吾儕の學、徹頭徹尾、此に出ざるなりと、是を以て雜務紛擾の間と雖も、實愚と無く、老少と無く、吐握して之に接遇し、温顔談笑して、其言を盡さしむ、其政に參するや、亦下僚をして、其志を伸べ、其才を盡さしむ、又少壯子弟を誘進し說論督責至らざる所なし、一日赤川淡水、其山莊を訪ふ、門に入り、大聲自ら其名を呼ぶ、清風笑迎て曰く、赤川にして淡水と云、奇怪なる哉、人は則瞞すべし、余は乳臭輩の盧喝を受くる者に非ずと、酒を命じ、之に飲しむ、淡水其胸中の藴を吐んと欲れども、嘔噦言ふ能はず、去に及で、清風懇々諭して曰く、少年の勇、往々半途にして廢す、皆是なり、子退て學に就け、書生輩、唯勉强ある耳と、淡水摠然自失して去る、是より先き、諸生の議論を憚て至る者、一談忽屈す、淡水自謂ふ、我は然らじと、至に及で、清風一笑之を挫く其大度能く人を容と雖も、亦頗る威稜あり、人悔る能はざること此の如し、清風三十七歳の後、身少く進退ありと雖も、終始政事に參與し、政の更張、率ね其策する所に出づ、是を以て怨謗も、亦其身に萃り、身艱危を經ること數なれども、未嘗て君寵を受けず、沒するに及び、縉の怨謗せし者も、亦惻然として、其死を惜まざること無し、文化初年、露國軍艦、我邊疆に暴を加ふ、清風大に海防防禦の策を講じ、頗る兵權を張る、時に和歌を詠じ人に示す、

西北の風防して幕打てよ
我日の本の櫻見る人

とあり、又英艦の變ありしとき、巴水流通龍勳天、誰言夷警久蕩然の句あり、時人喧誦、忽ち筆寫して、遠近に傳ふ、明治二十四年四月八日、朝廷其の國家に盡せる、偉勳を追感し、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位吉田寅次郎　從七位　吉田庫三

東京府豐多摩郡千駄谷村原籍

吉田寅次郎、名は矩方、字は義卿、別號は松陰、また二十一回猛士といふ、通稱は初め大次郎、後に寅次郎と改む、其遠祖を尋るに、松野平介とて、織田右府信長の臣下なるが、右府最後の後、明智光秀、手書を送りて之を招きつれど、從はず

して自殺す、其子重基仔細在て、松野を改め吉田氏と名乘り、其孫重矩はじめて長門藩主毛利氏に仕ふ、これが二子、太郎を矩行といひ、次郎を政之といふ、政之杉氏の養子となり、其子常德、三子を生む、太郎を常道、次郎を賢良、三郎を韞といふ、寅次郎は即ち常道の次男なり、宗家矩行の玄孫、矩建子無く、常德の子賢良を養子とし、賢良もまた子無く寅次郎六歳にて其養子となる、此吉田氏は重矩よりこのかた山鹿流の兵法を相傳して、代々一流の師範たり、寅次郎天資穎敏にして讀書を好み、日夜倦む色無し、十一歳の時、藩主目通り近く召出し、武教全書を講說せしめ、いとよく說きたりしかば、誰に從ひ敎を受しぞと問はれしに、かたへの人々、叔父なる玉木韞に習ひし旨聞えあぐ、其後藩主たびたび講說を聞き、殊の外賞嘆して、寅次郎が兵法を講ずるをきけば、七書もまた六經と光を爭ふといひ、遂にそれが弟子となり、山鹿流の奧義を受く、弘化の初め、山田宇右衞門、關東より歸り、寅次郎にたいめんし、われ世の形勢を察するに、轉變遠きにあらざるべし、子が詩書にのみ汲々として、空しく年月を費さるゝは可惜事なり、何ぞ大に豁眼をひらき、宇內の形勢を見ざるやと云しかば、寅次郎いたく感發し、始て洋書をも讀みけるとかや、寅次郎身のたけ短小、眼光爛然として面に痘疤あり、或人其父常道にむかひ、むかし高麗の人、豐臣太閤の人相を見て、其眼光炯々たるには、あたりに近附難しとて畏れける由、今御邊の子息、眼光は豐公に似たり、至誠を以て物に接はり、片言だも自ら欺かざるは、豐公も及ぶまじ、されど豐公に及ばぬ所も、また此に在んかと云ふ、又嘗て山田亦介にたよりて、長沼流の兵法を學びしが、或時亦介寅次郎にむかひ、近來洋人毒牙を長じ、印度を呑み滿淸を噬み、猶飽ずして我神州に涎を流し、長崎を窺ふこと年久しく、海內の志士こゝろを防禦に勞す、夫國に人傑ある時は、戰はでも威を發す、威を發する時は雄略立つ、雄略立つ時は敵人防禦に苦しむ、彼自ら防禦に苦まず、我をして防禦に苦ましむ、必定其國に人傑あるべし、吾神州のふるくより萬國の上にたち、海外に威光を輝かししもの、上に在ては神功皇后、下に在ては北條時宗、豐臣秀吉など最すぐれたり、和殿は才優かに氣するどく、また春秋にも富めり、とく雄略をたて、天日の赫々たるを以て、燔火の耿々たるを打消しなば、外夷いかで、跋扈無禮のふるまひあらんやと云しかば、寅次郎答へて、時宗秀吉は、某などの及ぶ所に非ずと雖も、義律伯麥馬里遜は、小才にして畏るゝにたらずといへり、嘉永二年四月、萩城の東羽賀臺に、門生を引ゐて武を講じ、次第書、操習筌蹄、操習總論を草す、八月鎭西に游び、平戶の葉山左內、其外名士を訪ふ、三年藩主に從ひ江戶に行き、房相の海岸を見めぐり、

慨然としていへらく、たとひ外寇來侵すとも、浦賀にて之を禦がん事、爲し難きわざには非ず、それ東北の國々は、土地廣く山壑けはし、其うへ東は滿州につらなり、北は露國に近し、若し兵備とゝのはず、彼れ其釁に乘じなば、ゆゝしき大事なり、いでかしこに往き、其地形を見究め、あらかじめ防禦の策をめぐらさんと、思立たる折しも、かねて親しく交りし、肥後人宮部鼎藏も、東北に遊ばんとす、寅次郎打喜び同道を約し、其筋に願出けるに、數日を經ていまだゆるされず、寅次郎有司に對面して、他國の人と約束して、其期に後れなば長州人は物每に、優柔不斷なりと笑はれん事、一藩の恥辱たるべし、とく關門の切手を渡されよと申立しかど、今は藩主歸國されたり、國許に伺ひて後其沙汰に及ぶべしとて、はかばか敷も事行かねば、寅次郎はらだち、さらばわれ亡命せん、今日は法に背くとも、他年國に報ずる時あるべしと、つぶやきつゝ江戶をぬけ出、常陸に趣き鼎藏に出會ひ、奧羽二毛を歷て北越より佐渡に渡海し、明年江戶に歸りしが、有司法を論じ、國元に追遣りて屛居せしむ、六年六月、米國の水師提督、彼理參將阿當、通商を請はんため、軍艦四艘、相州浦賀に來泊し、江戶の騷動大かたならず、此時寅次郎藩主に許るされ、十年が程諸國を游歷すとて、鄕里を立出て、大和より江戶に來りけるに、和戰議論の最中なれば、將及私言、急務條議、二篇をかき綴りて藩主に上り、又接夷私議を草し、外寇を膺懲し、國威を示すの要務たる事を論ず、爰に寅次郎が入門せし、松代藩士佐久間修理象山といふは、文武二道に達し、洋學にも通じたる大儒なるが、十三年以前、藩主に上書して海防を論じ、今度又航海策を幕府に建白し、城下に盟ふは國辱たる由、春秋のためしを引き、論じたれど用ゐられず、とかくする內米國使節は、明年再來を期して立去り、露國の使節布恬廷、軍艦引連れ、肥前長崎に到着す、幕府其處置に苦しみ、大に言路を開きしかば、諸侯を始め陪臣浪士に至るまで、建議するもの多し、寅次郎これを聞き、知レ彼知レ己は兵家の要務なるに、我國の人は、殊域に航海せし事なく、咫尺の外は、いかなる物とも辨せざれば、一旦兵をまじえ、彼に打勝ん事覺無束しといへば、修理實にさなりとて

微臣別有二伐謀策一。安得三風船下二聖東一。

といふ句をかきて示すにぞ、寅次郎其意を悟り、やがて支度を調へ、旅立せんとす、象山が送別の詩に

之子有二靈骨一。久厭鑿蹇群。奮レ衣萬里道。
心事未レ語レ人。雖三則未レ語レ人。忖度或有レ因。
送レ行出二郭門一。孤鶴橫二秋晏一。環海何茫々。
五洲自爲レ隣。周流究二形勢一。一見超二百聞一。
智者貴レ投レ機。歸來須レ及レ辰。不レ立二非常功一。

身後誰能賓。

かく詠じければ、寅次郎勇み立、夜を日に繼で長崎に馳せ行きければ、露船ははや錨を揚て漕去りぬ、寅次郎それより肥後國なる、鼎藏がり訪ひ往しに、鼎藏見るより大音あげ、御邊は卑怯者なり、何とて浦賀におきて、米使を殺さゞりしぞといふ、寅次郎われもさ思ひつれど、斬るべき機會を得ず、君が布恬廷を斬らざりしはいかにといへば、同じく斬るべき機會を得ざりしとて苦笑ひしつゝ、また打連れて、關東に趣きけり、あくれば安政元年正月、米國の軍艦、相州小柴沖より、羽根田を經て神奈川に漕入り、去夏申し置し事の返答せよと言ひ逼る、强梁恣睢さながら傍に人無きが若し、幕府にはかに横濱に賓館をしつらひ、彼理等をそこに迎入れ、いと丁寧に取扱ひしかば、人々臂を攘げ齒をくひしばり、憤激せざるものなし、寅次郎鼎藏に打向ひ、いざ往て彼を刺んと言掛しに、鼎藏かうべ打掉り、いないなしかせは、國に害ありて益無しといふ、寅次郎さらば彼が船に乘こみ、海外にゆかんとて、密かに金子重輔と云あはせ、或人知人を樓上に召つどへ、酒くみかはして、思立しすじを語り出しかば、皆々横手を打ちほめける中に、鼎藏獨あやぶみて引留めしを、一座同音にそは卑怯なりと笑ひければ、寅次郎いよいよ憤發し、重輔諸共立出る、かくて寅次郎等神奈川につき、沖の方を眺むるに、米船は既に下田まで引退きたれば、そこにゆきて姓名をかへ、瓜中萬二、市木公太と名のり、十日餘りさまよひて、よき便もがなと思ふ內、ふとひとりの異人に出逢ひ、一通の書面をさし出し、

日本江戸府書生瓜中萬二、市木公太、呈二書貴大臣各將官執事一、生等賦稟薄弱、軀幹短小、固自耻レ列二士籍一、未レ能レ精二刀槍刺擊之伎一、未レ能レ講二兵馬鬪爭之法一、汎々悠々忨二偈歲月一、及レ讀二支那書一、稍聞二知歐羅巴米利堅風敎一、乃欲三周二遊五大洲一、然而吾國海禁甚嚴、外國之人入二內地一、與二內地之人到二外國一、皆有二不貸之典一、是以周遊之念、勃々然往來於心胸間、而呻吟躊躇蓋亦有レ年、幸貴國大軍艦、連レ檣來二泊我港口一、爲レ日已久、生等熟觀稔察、深悉二貴大臣各將仁厚愛物之意、平生之念又復觸發、今則斷然決レ策、將下深密請托假二坐貴艦中一、潛出二海外一、以周二遊五大洲一、不レ暇二復顧二國禁也、願執事辱察二鄙衷一、令レ得レ成二此事一、生等所二能爲一、百般使役、惟命惟聽、夫跛躄者之於二行走者一、行走者之於二騎乘者一、其意之歆羨如何耶、況生等終身奔走、不レ能レ出二東西三十度、南北二十五度之外一、以レ是視下夫駕二長風一、凌二巨濤一、電走者上、行走者之與二騎乘者一之可レ譬哉、執事幸垂二明察一、許二諾所レ請、何惠尙レ之、但吾國海禁未レ除、此事若或傳播、則生等不三徒見二追捕一、刎斬立至無レ疑也、事或至レ此、則傷二貴

大臣各將官仁厚愛物之意一亦大矣、執事願許レ所レ請、又當下爲二生等一委曲包隱、至二于開帆時一、以令レ得レ免二刎斬之慘一、至レ若二他年自歸一、則國人亦不三必追二窮往事一也、生等言雖二粗暴一、意則實確、執事願察二其情一憐二其意一、勿レ爲レ疑 勿レ爲レ拒、萬二公太、同拜呈、

日本嘉永七年甲寅三月十一日

別啓

本書內所二開列懇請一、生等思レ之累日、多方求策在二横濱一、曾欲下僦二商漁船隻一乘二暗夜一近中貴船上、而地方巡邏甚密、除二官船一外、一切不レ許二近前一、爲レ之踟躕、因願貴大臣各將官、合議許二允所レ請、則明夜人定後、發二脚船一隻一、至下于柿崎村海濱無二人家一處上、見レ邀二生等一、生等固應下先レ約到二該地一相待上、切祈約信無レ違、則生等之所レ望、三月十一日

柿崎濱の干潟にて、乘りすてたる漁舟に取乘り、汐まちしてゐたりしに、丑みつ過る頃、汐は滿しかど、船中に捲櫂なし、下帶をとき篙を繼合せ、やう〳〵に海の面に出て、一つの異船に取つけば、水夫等かなたに往けと、彼理が船をゆびさしす、折り惡く風吹出で、荒波さかだちゆられにゆられながら其船のもとに漕ぎ寄り、矢にはに飛乘りしかば、異人ども驚き騷ぐ事限なし、其內に我國の言葉を使ふ者一人立出て、晝の內遣はし置し書面を取出し、此事に就て來られしかと問ふ、寅次郎さなりとうなづくに、彼者いへらく、是れ唯我と大將と二人のみ承知せり、悅ばしくは思へど、大將が貴國の役人林大學頭と應接最中なれば、御邊が一身の申立を內々には許し難し、しばし時節を待れよ、兩國の交り、兄弟の如くならんは程遠きに非ず、そのうへ我等、猶三月ばかりは、こゝに碇泊すべければ、かさねて來らるゝこそよけれといふ、其時重輔かたへより、我等かく忍て來りし上は再び還るべからず、還らばやがて重刑に逢はん、まげて我等が乞ふ旨を聞入給へと云しかど、猶押返し、闇夜なれば知る人なし、はや立去れよと云放ち外に物をもいはず、此船中に淸客羅森といふ人やおはする、對面せんといはせたれど耳にもとめず、端舟をおろして二人を陸に送りやりぬ、寅次郎等無念とは思へどもせんかた無く、幕吏に捕はれ、修理も幕命によりて、こゝに出張しゐたりしが、寅次郎の行李に、彼が送りし書簡など有ければ、同じく江戸にて禁獄され、鞫問を受く、今度寅次郎が所爲、全く修理にそゝのかされしかと、疑ふ面持なりければ、寅次郎容を改め、此吉田寅次郎は、人の入れ智惠を借るものに非ず、國に嚴禁ある事はとくこれを知れり、古人も事成らば王に歸し、敗れなば身ひとつ罪せられんと、云置きしにあらずや、吾等事成らば、上は皇朝の用に供し、下は藩主の恩に報ひん、もし不幸にして敗れなば、斷頭車裂の重刑は、甘じ

てこれを受けんのみと、聲荒らかに申立しか、ば並居る人々畏れて舌を捲きしとなり、

獄中より土屋矢之助に送りし書

肝要の一事申上候、澁木事も先々不相替罷在趣に御座候、併同人は大牢と申に居候、獄中の區別東西に分ち有之、其東の第一舍は東口揚屋と申、僕在干此、第二舍東奥揚屋と申、象山翁在干此、兩揚屋共人數高此の節十一人位なり、第三舍即東大牢なり、是を假百姓牢と云、澁生在干此、此牢此節人數四十人左右也、第四舍を東二間牢と云、又無宿牢とも云、澁生初め入牢の節は是に入候、此牢人數此節八十人にも及び候、至て惡牢也、扨揚屋は人數も少く、且身分有之ものゝ居所なれば、中にも嚴刻の法をも不用候へ共、大牢式間等は、萬事法度嚴峻、居之者の苦可想也、且澁生事御存通弱質、殊に夏以來の病氣にて甚羸瘦仕居、僕深く憐申候へ共、一件もの故別牢に有也、此迄はせんかた無之罷在候處、先達て口書相澄み候事故、獄吏へ相願候へば、僕同牢へ入れ候事も可相成哉と存候、因て此節僕所在の名主本戒と申人に相談罷在候、然し獄吏の常として事を願候には、賄賂不仕候ては事行はれ兼候故、何卒金五百匹計り早々御周旋被下間布哉、此節先名主出牢、牢中のものあるに任せ持去り候故、牢中至て貧乏候て右賂遺の都合出來不申候間、足下御深察可被下候、併此事小田村へ相談仕候ても得心仕間布候へば、桂か來原など、浦賀友人へなりとも、御相談可被下候、尤成丈は早き方よろしく候間、貴兄御手元にて御立かへの御工夫可被下候、此事澁生身上安危存亡のかゝる所に御座候、且百姓牢などに居るものは、博徒盜賊の類過半に候へば、半日の見聞する所、心氣を養候事とては露計も無之、澁生も英氣ものには候へども、未だ學問充實不仕候へば、かゝる惡地にをき候事、如何にもふびんに存じ、呉々も御深察、金子の儀御話被下度深囑仕候爲其早々

九月三日　寅二拜

蕭海學兄

寅次郎獄に在る事數月、審判畢りて、長門なる野山の獄に移され、二年十月おのが家に禁錮せらる、其後三年ばかりを經て、松下塾といふを開き、子弟を聚て教授す、此ごろ狂夫之言一篇を作れり、五年六月、幕府勅諚の旨に違ひ、米國と假條約を取かはし、之に調印す、これよりさき老中堀田正睦（下總佐倉藩主）通商の勅許を得んため、上京の用意せしに、或人これを差留めたれば、正睦打笑ひ、われ千金を懷にし其筋に贈りなば、いかで靡かぬ事あらんやと、云つゝ都にのぼりしが、思の外に　逆鱗に觸れ、公卿たちも承服せず、正睦いそき關東に馳返り、同職なる間部詮勝（鯖江藩主）をさし遣はす、詮勝さまざまに計略を設け、廷臣を刼制しければ、寅次郎これを聞き、腹立つ事限り無し、此頃藩主江戸より歸り、國是を定め臣下に示し、また參政周布政之助に、密旨を授けて上京せしむ、寅次郎政之助が所爲を疑ひ、我主君は勤王の大事に決心せらるゝに、臣下の人々承順せず、よしよし我一人機に乘じ、主君の美を賛けんと思ふをりふし、門人中谷實之、久坂義助、都にありて大原三位に面謁し、ひそかに皇運恢復の事を圖り、其次第を寅次郎に云おこせしかば、寅次郎いたく喜び時勢論一篇を書綴り、實之にことづけて、三位が手許に捧げしむ、其大要は、只今諸侯たちは、幕府の跋扈專横なるを、餘所目に視なし、恃むにたらず、恃むべきは草莽の英雄のみ、去ながら縉紳のかた〴〵、諸侯に說示し給はば應ずる者無きにあらず、若し朝廷に於て承久の難を顧み給はずば、建武の中興をしとげ給ふべしなどありしに、其言外に洩れ聞え、三位も之を　叡覽に備へずしてやみぬ、十月長井時庸江戸より立歸る、人の取沙汰する處を聞くに、幕府多くむねとの大名を罷責し、引續き我藩主をも然せんとす、藩主速に東覲して、幕吏に賄賂を贈り、其難を免るべし、時庸が歸りしは、全くその爲なりといひ、又或は尾水越薩の壯士等、內々大老井伊直弼を刺殺さんとの結搆あるに、時庸態と知らぬふりにて、逃去たりなどいふ、寅次郎以の外に憤激し、門人諸友を呼集め、十七人の同志を得、血をすゝりて盟書を作り、さて云ふやう、江戸の事は既に人に先だゝれしかば、こなたより遮て、手を出すに及ぶまじ、我は直樣都にのぼり、間部閣老を刺殺さん、もし運拙く却て我身を失ふとも、天下の義旗打擧り、闕に赴くの首唱となり、千載の公憤を發し、義を取り仁をなす道理なれば、いかで命を惜まんや、且我は亡命の浪士にて、只ひとり思ひ立ち、藩主に於ては露知り給はぬ由を申開き、其上にて尋常に戮に就かば、其罪一人に止まり、何の累も無るべし、されど萬一討勝なば、藩主御出馬、引續きて大師を進發せらるべき筋なれば、所存の程をひそかに聞えあげおかんとて、有司にかくと告るに、驚きて之を差止む、寅次郎又口を極て、東覲の失策なるを論じ、有司と意見あはず、遂に再び野山の獄に入るべき旨いひ渡さる、寅次郎大に怒り、我一命は國家に捧げたれども、いかなる罪狀によるにか、其仔細を承らぬ內は、たとひ死すとも命に從ふまじとあらがふ程に、門人等も亦有司に就き罪の次第を問ひしかど、さだかに返答するものもなし、折しも寅次郎が父杉常道、大病にかゝりければ、寅次郎天を仰ぎて號泣し、更に有司に打向ひ、寅次郎鐵腸將に裂んとす、今は兎角の是非をばもんだはず、只數日猶豫して、父の湯藥に侍せん事を願ふのみ、聞屆て給はれかし、病すこし怠りなば速に獄にゆかん、寅次郎先きには夜叉、今は菩

薩なりと、なくなく申請ひて、しばしのゆるしを得たり、ほどなく父が病癒えたれば親戚門生など、召集へて酒酌かはし、涙ながらに別れを告て野山に赴き、其後猶も東覲の失策を論じてやめず、

野山獄中より土居矢之助に送りし書

御文稿何卒拜見仕度、乍去鐵案なんどは實に過當の稱なり、只清狂と老兄は、僕を知るものなれば、忘評しても、あれは詩文人でなければ、忘評も無理ならずと、恕して呉れる千慮の一得あれば、偶然の億中を殊に珍重して呉れるなれば、僕も忘評することを大に樂むなり、○近稿詩文とも大分あれども、皆枚皐の唾棄する所なれば何んぞ收錄に堪へん、庸書檄是も同然なれども、是は小生此の節の身上なれば、御目に懸け度、又少しく平生の筆意より體面を變せし故、旦々分り可申か質し度、差出候御評是祈、○孫子評註近日脫稿、人に託し淨寫させ候、是は叱正を乞度存候、是は折角苦心せし故、少しく文字を解したる人の、一鑑定を得たく相考へ居候、○一體の所は僕讀書も學問も第二義にして、寫本にてもする積り也、司獄へ商議の上、不同意なければ、活字にても、業と致すべきと考へ居候、文辭商量の外、是等の事に御氣附あらば、垂示尤も願ふ所なり○、彼理の日記何卒一見仕たし、○去臘御用立候本居の書、僕反て未だ一見せざれば、一應御遣し可被下候、○世間の慷慨家、隨分能々うそを云なり、蕭海の慷慨せぬが、一等の若實、併小生は以暴敗身の四言知己の言なり、日夕服膺仕候一笑、

五月十三日　　松蔭生

蕭海詞壇下

此書は不覺心赤吐露せしなれば、必無眼の人に告げ玉ふな、向兄吐之事も不好候へども、兄は知己の人なれば、云はずとも鷙鳥猛虎の技倆は熟知なれば、吾不敢秘、兄僕が心を憐み、只義卿心折乃爲筆耕も御披露被下度候

僱書檄

鄙人性兼二狂愚一、行違二忠孝一、生無二以益一、死無二以名一、進退維谷、左右皆非、羨二介推於寒食一、哭二屈原于端午一、身雖レ宜二於岸獄一、心有レ慙二于飲食一、資質殊不レ似二豪傑一、學問何能窺二聖賢一、是以心折氣沮、形顯神傷、乃拋二萬慮一、忽得二一策一、班超把二已投之筆一、崔亮計二代耕之養一、庶幾意有レ厲而憂可レ遣、手有レ業而身待レ斃、削二跡于士林一、沈二名於下流一、比二行于商賈一、同二侶於農圃一、一日守レ死、守二一日之職一、一身保レ生、保二一身之命一、匹婦經レ瀆、縱受二仁人之譏一、死狐同レ丘、誓遂二正者之志一、今吾己非、故吾獨善、深耻二爰善一、不レ求二人之知一レ己、不レ强二人以同一レ己、或來責レ余不二敢强辯一、或來與レ我、我不二敢堅拒一、既以レ身爲二庸卒一、以レ筆爲二耒耜一、庸卒受レ金、甘爲二優倡役一、我苟被レ使、人無二貴賤一、不レ問二君子小人一、孜々從レ事、耒耜服レ田、深爲二汗泥耕一、我苟見レ託、書無二雅俗一、不レ問二聖經稗官一、兀々執レ役、噫嘻噫嘻、形已爲二土木糞壤一、心又無二是非適莫一、定例畫一、求レ直無レ二、謹錄二左方一、因持二右券一、

一眞字每葉鈔値寬永通寶五孔

一眞假交混者、每葉鈔値寶歷國鈔四厘、

右二項、葉中縱橫、各二十格、字並置格內、

一俗文每葉鈔値寬永三孔、

右葉中、縱二十行、橫無格、字數不等、

一半紙德地山代諸地所製、每束値鈔二錢五分者

一藍格采料工直併計每束鈔六分、

以上五項、畫一右券、佗値時酌宜、不必歷述、

安政六年己未五月六日　　二十一回猛士

六年正月、播磨の人大高又次郎、備中の人平島武次郎、萩城に來り、望を失ふて立去んとす、寅次郎人をつかはして仔細を尋るに、二人の者口をそろへ、貴藩は勤王無二の御家筋にして、君公も亦賢明の聞へあり、去るによつてわざ〳〵と是まで來りしを、有司どもに沮まれたるこそ本意なけれ、定て聞及ばせ給ふらん、只今都に於ては、三條大原を始として、其餘二三の名卿たち、公の上京を待わび給ふ、其うへ我にも三十人の同志あり、公もし上京し給はゞ、伏見まで出迎ひ、それより御供して、彼の卿等と同じく、大事を議せんと云ひもはてぬに、寅次郎門人に打向ひ、汝らとく往けや、一人たりとも我藩の士其むれに入りなば、後日主公の素意を達する便りよからん、二人の者ども、肝膽を打明せるに、こなたにて與力する者無くば、何の面目有てか天下の士に對せんや、朱亥を遣せばすなはち侯嬴刎ね、荊卿を薦れば則ち田光刎ね、汝ら往けや、われは跡にてせんすべあり、とくとくと云勸むれど、人々あきれて口を開かず、中には其底意もしらで、發狂せりなど、曰ふ者さへあり、寅次郎膺を拊ち、嗚呼天なるかな天なるかな、吾黨の士かくまで時勢に暗く、主公を不忠不義の地に陷れ奉らんとするかとて、數日がほどは、物もくはで打歎きゐたり、かゝる處に入九一弟和作といひ合せ、寅次郎が指圖に從ひ、まづ和作發足しければ、寅次郎之を見送り、瑞穗の民は北宮勤たらんのみと、一言を贐し、其後は身を清め、天を拜して、萬一仕損じたらん時の計を定めおきぬ、然るに其事洩れ聞え、九一はひとやに押籠られ、和作も捕れて國に歸さる、間もなく幕府大獄を起し、數多の志士を捕らへ、寅次郎をも關東に檻送し、傳馬町のひとやに繫ぐ事三月ばかり、十月二十七日死刑に處す、時に年三十、寅次郎品行方正、門

人を愛すること子弟の如く、かりにも婦女に近つき戯るゝことなし、廣く俊傑に交り、わきて宮部鼎藏、來原良藏、土屋矢之助、妙圓寺月性などに親しかりし、周布政之助、長井雅樂とに於ては議論合はず、人々其確執より、變事を引起さんかとあやふみたりしに、寅次郎之を聞て打歎き、われを知る者無きかな、我常々公義を以て政之助等を罵る、政之助らが我と旨あはぬも、是亦國を憂ふるの心にいづ、彼等は我過激にして事を誤らんかと氣遣ひ、我をひとやに送りて保護するのみ、われ私恩を願ずといへども、いかでそこに心づかで有べきといへり、かねてより航海の雄志を抱きゐつれど、これをよしとするものは獨修理のみ、或時修理寅次郎に向ひ、外國と通商せんには、彼が來るをまたで、我より往てこそよけれといへば、寅次郎答へて彼を驚駭するに足るほどの國力あらば、來るを待ても不可なる事なし、彼が威光におぢ恐れ、せんかた無さに我よりゆくとも、其甲斐無るべし、されど我よりゆく時は、見聞を廣め學藝を進む、聊利益なきに非ずといへり、其捕はれて、江戸に趣く時作りし詩に、嗚呼孤臣此行萬人觀、生豈容易死亦難、といふ句あり、其氣慨を想ひやるべし、此後時勢一變し、多數の俊傑長藩より出て、中興の偉業を建し事、寅次郎が首唱の功なりと謂ふも過言にはあらず、

○贈正四位益田右衞門介　山口縣阿武郡須佐村　男爵　益田精祥

益田右衞門介、初め彈正と稱す、名は親施、遠祖は大織冠鎌足十七代の苗裔、從二位大納言御神本國兼といふ、國兼の曾孫兼恒、元暦の頃、源氏に屬して軍功あり、石見益田の城に居り、はじめて益田を氏とす、兼恒十五代の裔藤兼、弘治の初、長門藩祖毛利元就の麾下に屬し、それより代々家老となり、祿一萬二千六拾三石餘を領す、近頃に至り玄蕃元宣といふが有りて、藩主を輔佐し其功をあらはす、右衞門介は其子なるが、天性豁達にして英氣あり、政を乘りしより、賄賂諸調の弊風を一洗し、才をあげ能を使ひ、言路を開きて、士氣を奮勵せしむるなど、心を盡す事大方ならず、安に嘉永六年、外警の事起りしより以來、朝旨幕議と齟齬し、世の中何となく穩ならねば、貴きも賤しきも、志ある者は此末いかなる世に成りゆくらんと、眉をひそむる折柄、藩主敬親、兼てより勤王の志厚く、其筋へ意見を申述べたる事數度に及べり、一とせ領内なる、周防右田の人中谷兵庫、都がたのやむ事なき

わたりに、宮つかへし居れるが、一書を懷に入れ、國に歸りてこれをさゝげたりければ、藩主取敢へず披き見るに、恐多くも、　至尊孝明天皇の密旨にて、朝威振はず、國家の陸沈を憂ひさせ給ひ、これを振興せん事を依頼し給ふとの勅書なれば、藩主押戴き他の臣下には見せざりしかど、右衞門介ひとりにこれを示しけるに、右衞門介いたく感激し、其に王室再興の計略をぞめぐらしける、文久二年六月、世子に具せられて、江戸より都にのぼり、藩主父子の勤王を佐け、鞅掌周旋殆と寢食を忘るに至る、三年二月國に歸る、是より先きに、朝廷屢々攘夷の事仰出されしかど、幕府詞を左右によせて、空しく歲月を送りし程に、　主上逆鱗ましまして、五月十日までに、屹度膺懲の實効を奏すべき旨、幕府幷に諸大名へも勅諚あり、長防二州の勇士等、其期に後れず、赤間關に於て、五ヶ度まで外國の船を擊攘したるに、隣國にては傍觀して、加勢する者一人もなし、六月七日、傳奏野宮定功、列藩の留守居を呼出し、

外夷拒絶期限之事、先達而天下へ布告相成候上は、列藩夷船掃攘之心得、勿論ノ處、傍觀ニ打過候藩モ有之候趣、被爲惱宸襟既ニ於長州、兵端相開候ニ付テハ、皇國一體ノ儀ニ候間、盡力　叡慮貫徹候樣、御沙汰之事、

と仰下されしかど、幕府の鼻息を窺ふ輩、倘もためらひるるほどに、藩御親征を申請はんため、六月右衞門介に命じ上京せしむ、其時の書附に、

一外夷へ對シ、既ニ兵端ヲ開候ニ付、乍恐被遊御親征、石清水へ出御シ、諸國へ勅ヲ降シ玉ヒ、勤王ノ兵ヲ召集メラレ、御指揮ヲ以テ掃攘被仰付、於大樹公モ、掃攘ノ事業、被爲在度候事、

一皇太子ヲ被爲立、堂上方ニテ人才御選擧アリテ、御輔佐被仰付度候事、

附タリ中山忠能、此内儲洛ニ付、御輔佐ノ任、可然故申立ノ事

附タリ立太子一條ニ付、御失費御繰合ニヅカシク候ハヾ、獻金可致候間其筋可承合事

一逢勅ノ幕吏、幷ニ諸侯、押テ上京候ハヾ、再三加敎諭、若理不盡ニ申募候ハヾ勤王ノ諸侯申談ジ、勅命ヲ受ケ、加天誅候樣可被致候、尤同志ノ諸藩無之候トモ、我等父子ノ名代トシテ、監物差登セ被候ニ付、申合セ此方一手ヲ以テ受勅命候樣可被致候、

右之條々、大意ノ處申渡候條、兼テ我等父子ニ於テハ、朝廷へ忠節相立候ヘバ、幕府へノ信義、祖先へノ孝道モ、隨テ相立候儀ト存込居候趣、委曲承知ノ通ニ付、其旨ニ相叶候筋ニ候ハヾ、右三ヶ條ノ外ニテモ、見込次第不及

伺、監物申談、可有取計候、若在京ノ家來、沙汰筋ニ違背ノ者有之ハ、切腹可被申附者也

文久三年六月十八月

益田彈正殿

とあり、右衞門介やがて之をふところにをさめて旅立し、七月十七日都に上り、其筋にをゐりて、云云の趣建言せしかば、八月十四日、大和行幸、御親征軍議あるべき旨仰出さる、此事かねて世に洩れ聞えしにや、兩三日以前より、中山忠光、松本謙三郎、吉村寅太郎等、先鋒と披露し、兵を大和に擧げて、檄を遠近に傳へ、いさほひ甚盛なり、然るに十八日にいたり、會津侯人をして禁內に發砲せしめ、流言して曰く、長州人の爲す所なりと、急に六門を閉ぢ、上を劫かし讒邪百端これが爲め廟議俄に一變し、御親兵掛、國事掛の公卿殿上人、悉く參內を指止められ、堺町御門を警衞せる、長藩の兵士をば、即日引拂はせ、行幸も暫く御延引となり、總て近日の號令は、事を執る者共のはからひにて、眞の敵慮には違へりとて、

夷狄御親征ノ儀ニ付、未ダ機會ニ無之叡慮ノ處、矯宸意候御沙汰ノ趣、公行ニ相成段、全ク思召ニ不被爲在、追テ御親征可爲在候間、先此旨更テ可仰出候、最於攘夷叡慮ハ少シモ不被爲替候ヘドモ、御親征暫ク御延引被仰出候事、

又

長州人不殘、今日中引拂被仰出候、右ニ付異變ノ儀モ難計、依之嚴重御ノ固メ被仰出候事、

と仰出されければ、右衞門介大に驚きて、別封滑末岩國の人々と相議し、關白鷹司殿に面謁し、國の者らが朝旨を遵守して、勤王の效を立てんとせし事の、俄に齟齬せしを歎き申しゝかども、此黨の人ら洛中に居る事を、許さゞとの朝命なるよしならば、いかにともせんすべなく、一まづ方廣寺さして立退き、それより三條西中納言季知、三條中納言實美、東久世少將通禧、壬生修理權太夫基修、四條侍從隆謌、錦小路右馬頭頼德、澤主水正宣嘉の七卿を打連れて、長門路さして立歸る、あくれば元治元年七月、藩士大勢打こぞり、國をぬけいで都に上り、嵯峨あるひは山崎などに群り居て、屢々其筋に上書し、寃罪をすゝがんとせしに、藩主これをきゝ、あなゆゝし、如何なる事を仕出さんも計り難し、片時も打捨置くべきにあらず、誰かある、とく往きて、取鎭めよとありし程に、右衞門介やがて出立ちて、十三日浪華をすぎ、十四日石清水にやどり、十八日山崎に往きけるに、脫走の士ら闕下に聚り、衷情を訴へんとて、勢ぞろへしたれば、それらを具して、十九日のしのゝめ京に入り、中立賣御門にさしむかひしに、會津薩摩の兵にさへぎられ、やゝ暫く戰ひしが、敵は大勢にて、勝

利あるべうも見えざれば、先此度はと引返し、國司信濃等と相謀り、兵を收めて國に歸り、おのが采邑須佐に引取りたるに、藩主は右衞門介をはじめ、重臣等が取計らひの行屆かぬのみならず、疎暴のふるまひ有りしをいたくいきどほり、福原越後、國司信濃と、三人ひとつに德山に押こめ、直に一通の謝罪狀をかゝしたゝめ

此度脫走ノ家來共、多人數京都へ罷登リ、所々屯集、數頭ノ趣相聞候ニ付、爲鎭靜、國司信濃爲指登候處、折柄福原越後出府掛、右之次第承之、暫伏見相滯居、猶又別用向有之、益田右衞門介事モ罷登リ候ニ付、申合猥擾方可仕ノ處、豈圖ンヤ、脫走ノ者共ニ被誘、拙者父子趣意取違、遂ニ同心私ニ書付相認メ、朝廷へ指出、加之堅艘ノ下ヲモ不憚、及戰爭候段、何共恐懼ノ仕合、不堪畏縮候、全ク彼等不心得故ニヲ、父子不任心底トハ乍申、都ヲ大不敬ニ至リ候事柄、此事ニ御座候、右三人ノ者共、國元へ立歸候ハヾ、速ニ其罪屹度申付、父子トモ罪ヲ奉謝候覺悟ニ御座候ヘドモ、其內可然御取扱、偏ニ致伏願候、此上存付モ御座候ハヾ、無腹蔵、御敎諭被成下度所希所候以上

八月

松平大膳太夫

又外國應接始末書三通を、

當月四日英佛米蘭諸蕃、軍艦十八艘、私領ノ內長門國赤間關へ襲來、豐前地方へ船隊申候、然ル處此度家來共、不束憚張下、浪士共ノ暴發ニ相與シ及擾亂、乍恐奉驚宸聽、私父子ノ趣旨ニ背候事トハ乍申、衆テノ示方不行屆故ノ儀故、日夜恐懼仕候折柄ニ付、通航差許シ可及儀覺悟ニ候處、翌五日未ノ中刻、彼ヨリ及砲發候ニ付、諸臺場ヨリ大砲打返シ、烈鋪及相戰、竟ニ關戰ニ相成、五日六日兩日ノ間苦戰仕リ、勝敗互ニ有之、夷人數十人打倒シ、殊方ニモ討死等彼是有之候、此段御屆申上候以上、

八月九日

松平大膳太夫

昨年來朝命幕命ニ從ヒ、於下之關、外國船ヲ及砲擊候處、豈圖ンヤ暴發ノ名ヲ蒙リ、遂背朝命スルノ姿ニ相成候折柄、家來兩人歸便ヲ以テ、懇諭ノ趣有之候ニ付、朝旨伺定度長門守及發馬之處、京都變動指起リ、不得已途中ヨリ歸國、不得果其意候、過日三日、貴國軍艦、姫島來着ノ由ニテ、下之關通航差障無之段、可及應接ト、家臣兩人へ書翰持參申附候へ共、御出航後ニ當所下之關ニ於テ、可及應接ノ處、時相移リ、終ニ戰爭ニ至リ遺憾ノ事ニ候、素ヨリ愁眉無之數萬ノ國民ヲ苦メ候儀、不本意ノ事ニ付、和議ヲ熟フノ外無他事候、此儀宜敷御酌量被下度、委細ハ家老毛利出雲等可申述候以上、

元治元年八月

松平大膳太夫

當月四日、英佛米蘭諸蕃、赤間關ニ襲來リ、及戰爭候段ハ先達テ御屆仕置候次第ニ御座候、其後八日、發砲相止候ニ付、最前覺悟ノ通リ、和議ノ及應接候處、追々退帆仕候、此段被聞召置被下候樣、奉存候以上

八月廿一日　松平大膳太夫

吉田監物にもたせて、もよりなる淺野家につき、これを朝廷にさゝげたりしかど、こたび輦轂のもとにて發砲せし廉もて藩主父子の重き越度とせられ、既に江戸に於ては八月の十一日より、十三日まで、三日がほどに、櫻田また麻布の邸第を、長屋より土藏かけて、一棟も餘まず取潰させ、國の方へはつはもの指向け、其罪を問はんため、德川慶勝に、總督の任おほせられけるに、慶勝が出陣はか〴〵しからねば、猶又野宮飛鳥井の兩傳奏より、

彌御清榮珍賀候、抑防長追討、總督尾張大納言へ被申付候へ共、今以テ御受無之哉ニ相聞エ候、右樣及延日候テハ、不都合且難澁ノ儀出來候哉モ難測候間、急速御受上京等無之儀ニ候ハヾ、先副將以下進發、早々追討可有之旨、被仰出候ニ付、早々申入候、猶被申談、可然御勘考有之樣に存候、仍如期候也

八月晦日　野宮中納言　飛鳥井中納言

松平肥後守殿
松平越中守殿
稻葉美濃守殿

右の如く守護職はじめへ沙汰せられければ、總督ほどなく廣島に立越え、續きて副總督松平茂昭、小倉まで出向ふ、藩主父子われ勤王の誠未だ至らぬ所有つて、かゝる罪科を蒙るかと涙にくれて居たりしが、遂に十一月十二日、罪さだまりて、右衞門介、越後、信濃の三人に腹切らせ、其首を總督が陣營にさゝげ、謝罪のしるしとしたりけるに、總督も其野心なき事を見明め、やがて總勢を引揚げたり、右衞門介死する時年三十二、はじめ十七八才の頃、吉田松蔭が弟子となりて兵學をならひ、松蔭をあつく尊び、また周防の僧月性を、おのが采邑に招きよせて說法せしむるに、尊王攘夷の說を語りければ、聽衆皆々感じあへりとなん、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位福原越後　男爵　福原俊丸

福原越後、名を元僩と稱し、翠崖と號す、其先は陸奧守、大江廣元の二男、長井時廣より出づ、其五代の後胤將監廣世、實は、毛利元春の五男にして、藝州福原村に住めりしより、氏を福原と改む、廣世が七世の孫、越後守廣俊、朝鮮征伐の頃、手勢三千三百餘人を率ゐてかしこにわたり、數度の合戰に功名を顯はす、越後は其十一代の孫、實は長藩の別封、德山の城主、大和守就壽の子にて、初め佐世氏を嗣ぎ、徵之助勝定と呼びしが、宗藩の命に由りて此家を嗣ぎ、元定と名乘り、後改めて元僩といひ、祿一萬千三百拾四石を襲領す、此國にて七家といへる中の隨一たり、嘉永年中、其筋より外夷掃攘の仰有り、長防二國は大海に臨み、要衝の地なればとて、取わき、武備に力を竭しけるが、文久三年五月十日、異船數多寄せ來るを見て、忽ちこれを打拂ひければ、朝廷に於ては、よくも勅諚をかしこまり、餘處より早く攘夷の手始したりとて、いたく賞譽し給ひて、

長門宰相

五月十日夜、亞米利加船、長門國豐浦郡府中碇泊ノ處、大砲數發打掛候趣、達　敵聞候處、兼々布告有之候拒絕期限、無相違速ニ及攘夷候段、敵感不斜候、彌以勉勵有之、全國ノ武威ヲ海外ニ可輝樣御沙汰之事、

といふ感狀を下し賜はり、勅使として少將正親町公董、山口に下向あり、越後これを見送りのため、赤間關まで出張す、しかるに都がたには、讒口に由り廟議一變し、八月十八日に、禁闕護衞の長兵を逐ひしりぞけ、藩主が參朝をも指留めらるべき旨仰出され、在京の者ども、みな力をおとして國に歸りけるが、あくる元治元年、一藩の諸士いひあはせ、諸國有志のともがらゝと共に、今度の寃罪をすゝがんと、打こぞりて國をぬけいで都にいり、嵯峨山崎などにこもり居て、しばしば其筋に上書せしかど許されず、猶あながちに哀訴し、勤もすれば大事を引起さんず有りさまなり、藩主はるかに聞傳へ、こは片時も打捨置くべからずとて、往きて鎭靜せよと、越後に言含め、取敢へず首途せんとする折節、人のいひ置るをきくに、都がたにては亂暴の徒有つて、吾藩邸を襲ひ、居合せたる吏員にも疵負はせ、騷動大かたならずといふ、越後やがて物の具取そろひて出でたち、伏見につきて、奉行林肥後守が許に哀訴せしかど、何のいちへもなくて、二十日ばかり空しく過ぎつるに、とく立去れよ、一日なりとも遲疑したらんには、重き罪かうむらせんとありければ、越後以の外に憤激し、かゝる暴令を聞き、そのまゝに吾君にかへりごとせらるべきかは、此上は闕下に強訴するより外にすべなしとて、七月十九日の未明に、三百人の兵を引具し、伏見街道にさしかゝりしに、思ひもかけず、藤の森にかためたる、大垣藩の兵橫さまより來り逼る、吾兵奮鬪して之を破り、北ぐるを追ひて進

みしに、敵兵更に新手を加へ、はげしく鐵砲打かけ攻來り、越後面部に疵をうけ、戰ふこと難ければ、佐久間佐兵衛、太田直方をして、代つて兵を指揮せしめ、おのれは郎等少々引具して、其儘そこより引返し、芥川の邊にさしかゝるに、西の宮に姫路勢たむろして、ゆきゝの人を見咎むる由聞ゆれば、部下の將時山直八をつかはし、我等は今都がたより引きあぐる、毛利の勢なり、いざ一軍せんといはするに、戍兵こたへて、我らは此街道をこそ警固すれ、もし間道より往かれんには、とかういはじと答ふ、さらばとてそこより人してあないさせ、深江より船に打乘り、二十四日周防室津に着き、またの日おのが采邑宇部に引こもりて罪を待居たるに、八月七日、德山に幽囚せられ、十一月十一日岩國に移り、またの日遂に腹切らせらる、時に年五十才なり、越後人と爲り重厚沈毅、寡言淸默にして、喜怒色に見れず、性文學を好み、詩歌をよくせり、今其うち二つ三つをあげんに、

廷議贊來攘虎狼。仰見鳳闕五雲光。
願將天賜一盃酒。濺遍神州億兆腸。」
龍王山上肅秋聲。夙夜孜々耐講兵。
三十六灘時決眥。欲下飜韜略斬長鯨。」

本山のあたりに警固承はりし折
守人のやとるかりやのうら浪に
よらは碎かん夷らか船
福川の宿の主歌寄せたりければかへし
仰きみる月にもうさを益荒男の
身の行末をたれにかたらん
幽囚中の述懷
おしなへて曇りはてたる世の中に
月かけのみそさやけかりける、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位國司信濃

東京市芝區高輪南町二十七番地
男爵　國司直行

國司信濃、初め熊之助と稱す、名は親相、長藩の巨室にして、世祿五千六百餘石を領す、其先は丹波守藤原保昌より出づ、それが後胤右馬允師武、建武三年藝州國司莊に住し、國司氏と稱し、毛利氏の麾下に屬す、師武五代の孫有相、武名世に高く、大永のころ、主家の世つぎうせたりしに、元就に家督させんと、老臣ども連署して、其筋に申出づる時、有相今一人と使の役を勤めたり、其子元相もまた武名父におとらず、永祿三年、元就父子に官位の宣旨下りし時、元相使の命をう

けて都にのぼり、足利將軍にまみえて其辱なきを謝す、將軍武器を賜ひて其勇を稱す、又十四代廸德に至り、家つがすべき男子無かりしかば、同藩高洲元忠の次男を發ひて子とす、即ち信濃是なり、外寇掃攘の命下るに及びて、信濃衆を率ゐて赤間關に屯戍したるに、文久三年五月十日の夜、亞米利加の船一艘よせ來るを見、奮戰してこれを打拂へり、廿日使命を奉じて、筑後の久留米に赴かんと船出しけるに、又もや外艦襲ひ來るを、やがて大砲を放ち是を打ちくだき、又の日久留米につき、廿九日に其藩主にまみえ、尊王攘夷の大義を說諭し、また彼藩正議の士十六人が、兼て幽閉せられしをも、赦さる可く取計ひたり、使の事はてゝ六月五日に、豐前小倉まで歸りけるに、外艦二隻又こりずまに、前田檀の浦さして襲來る、信濃いそぎ彥島にわたりてこれを禦ぎ、終に事無く追ひやりたり、十八日國に歸りて、藩主に右の事ども申述べければ、いたく賞して感狀を賜ふ、是よりさき京師に於て、俄に長藩兵士の守衛を解き、藩主も朝參さしとゞめられければ、上下顏見合せ、心ならず明し暮し、元治元年に移りぬ、有志の人々申合せ、此寃枉を晴さんと、つぎ〳〵に國をぬけいで上京し、嵯峨山崎に屯集し、其筋に訴出でたるに、藩主驚き、鎭撫のため、信濃等にいひ含めて、都にのぼらしむ、信濃やがてはせのぼり、力を盡して說諭せしかど、事落着すべうもあらねば、七月十九日のしのゝめ頃、衆をひきゐて山崎を立出で、鳥羽街道を進み行く途中、會津薩摩の勢と鬪ひ、利を失ひて天王山に引退く、益田右衞門介が勢も、中立賣御門にて、口惜しくもまけ軍して、同じく引戻したるに出逢ひ、互に主の寃をすゝぐ事も、また諸士を鎭靜する事も得果さずして、かゝる有樣に及びしは、またく我等負乘の責逃るべからずとて、共に國に立歸りて、罪を其采邑に待居たるに、八月のはじめ、淸末德山藩等に幽囚せられ、十一月十一日に罪さだまり、又の日自盡させられぬ、時に年二十四、信濃姿儀端正にして、頗る膽略あり、文武の業を嗜み、殊に和歌を善せり、かつて久留米に使しけるに、藩主之を學館に延見す、時に藩主は上席に在り、國老有馬監物其次席に座す、信濃直に入りて、上席に着座せんとす、監物其袖を控て、使命は此に於てすべしといふに、信濃聲をはげまし、某寡君に代りて寡君の辭を陳ずるに、豈臣席に於てすべけんやと、つひに上席に就きけりとなり、其剛邁かくの如し、德山藩に幽囚せられし時よめる歌、

八月念二日の夜雁をきゝて
故鄕にふみの通ひもならぬ身の
聞くもかひなき初雁の聲
辭世の歌に

よしやよし世を去るとても我心
御國のために猶盡さはや

此折其家に人つかはすとて和歌一首をおくる

筆とりて文かくひまもなかりけり
硯のうみの浪のさわきに

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

神奈川縣横濱市伊勢町二丁目十八番地

○贈正四位周布政之助　従三位勲三等　周布公平

周布政之助、名は兼翼、字は公輔、長州藩士吉左衛門兼正の子にして、母は村田氏なり、生れて間もなく、父兄共に身まかり、唯母ひとりに養育せらる、其母はとりわけ人に優れて、聰明の人なりしかば、其教訓も善くゆきとゞきて、毫も等閑の事はなかりしとなり、政之助やゝ長ずるに及びて身を立て親を顯す事は、書をよむより外にはあらじと思ひ定め、よる ひる研究して、數年一日の如し、此頃前後從學せし人々は、北條瀬兵衛、山縣太華、村田次郎左衛門等なり、特に次郎左衛門は、政之助の奇才あるを愛し、善く懇に教誨の勞を執りたりといふ、ほどなくぬきんでられて、國學都講となり、歳二十六の時、檢使また政務役となりて、國政に參與す、嘉永六年の夏、外艦はじめて渡來せしより、開港鎖國其論二派にわかれて、世の中かしましくなりゆきしが、かゝる大事は、皇運の盛衰、民庶の休戚にあづかる事なれば、幕府に於ては、まづ朝廷に奏し廟議を同ひ、さて後に處分すべきすぢなるをおもふがまゝに外國と睨み合ひ、假條約を取結びしかば、御門いたく宸襟を惱ましたまひ、攘夷の義仰下されしかど、はか〳〵しくも行はれず、此時政之助、藩主敬親に勸めて、主戰の議を幕府に上らしむ、其後朝廷より、遂に攘夷の期限を定めて膺懲の實效を奏せよと、關東へ勅語を下されたり、然るに長州にては、かねてより勤王の聞えあり、其うへ所領の海岸防禦に心を盡して、嚴重なること、餘の藩々のたぐひならねば、輙もしき事に思召れ、このたび幕府に御沙汰あらせらせし勅諚の寫を、長州藩主にも拜見させよと、右大臣鷹司輔熙に仰わたりければ、右大臣やがて添書を加て、其頃都にありし周防の人甲谷兵庫といへるにもたせ遣はされければ、藩主取あへず、封おし切て之を見るに、

先般墨夷假條約、無餘義次第ニ而、於神奈川調印、使節へ被渡候儀、猶又委細聞部下總守上京、被及言上候趣に候へ

ドモ、先達而勅答諸大名衆議被聽食度、被仰候詮モ無之誠皇國重大ノ義、調印ノ後言上、大樹公攝慮御伺の御趣意モ不相立、尤勅答ノ御次第ニ相背、輕卒ノ取計、大樹公實明ノ處、有司心得如何ト御不審被思食候、右樣ノ次第ニ而者、神夷ノ儀ハ暫指置、方今御國内ノ治亂如何ト、更ニ深被惱叡慮候、何卒公武御實情ヲ被盡、御合體永久安全ノ樣ニト偏被思食候、三家或大老上京被仰出候處、水戸尾張兩家愼中ノ趣被聞食、且又其餘宗室ノ向モ同樣御沙汰ノ由モ被聞食及候、右ハ何等ノ罪狀ニ候哉、難被計候得共、柳營羽翼ノ面々、當今外夷、追々入津、不容易ノ時節、既ニ人心ノ歸向ニモ可相拘、旁被惱宸衷候、彙而三家以下諸大名、衆議被聞食度被仰出候ハ、全永世安全公武御合體ニテ、被安叡慮候樣被思食候儀、外虜計ノ儀ニモ無之、内憂有之候而ハ、殊更深被惱　宸襟候、彼是國家ノ大事ニ候間、大老閣老其他三家三卿、家門列藩外樣譜代トモ、一同群議評定有之公武御合體、彌御長久ノ樣、德川御家ヲ扶助有之、内ヲ整ヘ外夷ノ侮ヲ不受樣ニト被思食候、可致早々商議、勅諚之事

八月八日

とあり、右大臣が添書には、

秋冷之砌彌御安全の條承度候、偖者是迄未御通章は不致候へども、每々拜面御談話等申入候義故、内々以一封申入候、外の義に而も無之候へども、外夷一件、去冬以來、段々皇國一重大事に及、御同然に心痛の事に候、當春堀田備中守上京に而言上、勅答仰被遣、以後諸國追々條約調印、尤無據子細、近々間部下總守上京にて、委細言上の趣申來候へども、未出京も無之候處、水戸尾張其餘家門之輩にも、愼被仰出候由言上、其邊にて更に深被惱　叡慮候儀、別紙去八日關東へ被仰進候儀、極密々申通置候、實々は御内勅に候、何分にも此上は國内靜謐の樣と、朝幕宸襟不安、恐入候義に候、自余彼是と申入度儀も候へども、定めし御傳聞と、要用已密々亂筆なから申入候也、恐々謹言

八月十一日夕認　　輔　謙

大膳太夫殿　内々

とあり、藩主感涙に堪へず、存意の次第を御かへし言の内に書こめて、此月の末、政之助にもたせて都にのぼらす、其文に

勅諚御寫拜見被仰付、誠以難有御儀恐入候次第奉存候、不肖之私、雖不及儀、天朝崇敬之微志年來相含罷在、先般勅答被仰出候節、於柳營叡慮御遵奉、御國内人心一和、外夷御取扱有之候者、皇威相立可申と奉考、別紙之通柳營へ申出、其後無據御場合に付、亞國條約調印相濟候段、御達

有之、不容易時勢、何とも安心仕兼、重而別紙の通存意申出候、畢竟外患切迫之時、自然内憂有之候ては皇國之御一大事と、深く苦心申出候儀に御坐候、然處、今般勅諚の旨に付、内外之事情熟考仕候處、勅諚之通、公武御合體、親藩以下列國一同柳營を輔翼仕、外國御取扱有之候者、縦令一旦御取扱方、難澁の趣相迫候とも、人心一和、外侮を相禦候儀に付、終に永世御安全、宸襟を被爲安候期にも、歸若可仕と存候、私儀兵庫表警衛被仰付候に付、國力を盡し王城守護仕候覺悟罷在候、此段御聞置被成可被下候以上

月　日

かゝる重き使を、政之助一人にいひつけられし事は、其器量衆人にすぐれたる故なるべし、ほどなく都につきて、さう右大臣にさみえ、藩主が御かへり言さし出し、猶口頭にて委細申述しに、やがて敵聞に達せられしとかや、是れ安政五年九月初めの事なりき、かくて此月の十四日に、正親町三條大納言、内々政之助を禁中の詰所に召して、近日關東より閣老問部詮勝上京あるべし、先頃外夷と條約調印の次第、また三家其外への沙汰筋など、叡慮に觸たりし事どもあれば、往さきいかゞなりゆくやらん、汝が主の意見はいかにと御尋あり、政之助かしこまつて、さん候、外國の取扱は、御國内人心の一致にあり、和にまれ戰にまれ、彼より内うらを見透されぬこそ肝要なれ、人心一致せば、戰は一旦の事ゆゑ、善後の策、無にしも候はず、こたびの勅諚、感佩の外、他事これなく、三家以下諸藩一同、幕府を輔翼すべきは勿論に候へば、閣老上洛、關東の事情御聞取の上は、かれ粗暴不敬のふるまひは仕問敷、只々公武御合體の御所置を仰き願ひ奉り候、かねて大勝太夫よりも幕府に向ひ、ひたすら人心一和の所置をのみ申述おき候ひき、さて又弊藩兵庫警衛の命を蒙り候上は、萬一外夷王城近くよせ來らん時は、身命を抛ち防戰仕るべし、聊か叡慮を勞し奉らずと申あげたれば、大納言つばらに聞取、明日天聽に達せん、閣老上着までは滯留せよと有ければ、畏まり候とて退り出ぬ、またの日夜にいり、應司家の諸大夫小林民部權大輔良典がりゆき、數箇條密談せし内、閣老上着したらば、まづ將軍宣下を申下し、勅諚遵守の事を後にせんとの手段なるよし聞えければ、禁中に於ては、まづ勅諚遵奉の始末を決議し、さかして後、將軍宣下の御評議あらせられんの内評あらせらるゝ旨など聞えけるにぞ、あくる十六日申の刻、應司家にゆきしに、右大臣勝元近くめしよせ、こたび指下されし内勅の趣に就て、藩主より汝を差登せられ、苦勞のほど推量られぬ、存意のまゝつゝまずいひ聞せよと有しかば、政之助こたへに、もし内外の禍亂いできて、萬一三百年以來の影容崩れたらん折は、速に上京して、忠勤を遂んの覺悟は、

藩主を始め老臣共までも、別意なき旨申述しに、右府また我々に於ても關東に對し、毫ばかり隔意はあらねど、外國の件は、御國内限りの事にあらず、かねては德川氏の良法にて、鎖國なりしに、近頃其法壞れたり、されどいにしへ彼より朝貢の使さし越し、こなたよりは遣唐使さし立られしためしもあれば、皇威さへ立なば和交も苦しかるまじけれど、戰爭を恐るゝが故に、彼が申出のまゝに指許し、又運上としてあまたの金子を彼に送りなどしたらんには、永續覺束なしと、叡慮安からず思召さる、是等の事いかゞ思ふぞと問掛られしに、政之助こたへに、和親通商然るべからぬ由は、はじめ外夷の渡來せし時、大勝太夫より幕府へ申出しかど、いづれにまれ、彼より内うらを見透されぬ樣有たし、只々公武御合體のすぢを、及ばず乍ら周旋仕らんと、老臣共までも一同申談じ居る由演べたり、又問はるゝに最前老中堀田正睦登京のをり、四港は五年乃至十年、年月を限り貿易さし許し、兵庫のみはかたく鎖せよと仰下されしかと、正睦一圖受けひかざりし、こたび詮勝はいかゞならん、また其藩にては評議いかにと有しかば、政之助こたへに、やつがれ國にありし時、主人面前にての評議に、兵庫開港はさし許されずとも、餘の四港免許になりなば、條約調印の旨趣もたち、外國に信義を缺ず、其上幕府より押て調印相すみたる趣もて、其すぢをたて朝廷に申上なば、勅諚遵奉の旨趣にも背く間敷やと評議せしなどいひしかば、其趣内々奏聞に及ばん、詮勝あすの日上着にもなるべし、今しばし逗留せよ、重てたいめむせんといはれければ、政之助かしこまりてまかづ、廿日大納言より使もて、河原の別莊にこよと有ければ、やがてゆくに大納言待受られ、此ごろ汝が論せし廉々敵聞に達せしに、深く御滿足に思召れたり、さてこたび詮勝上京に就ては、禁中に召出し、對談させられんの思召なれど、禁中へは詮勝一人の外まうのぼり難し、さいつ頃正睦上京のおりは、其旅宿に行向談判せしに、正睦とかうの言葉もなく、同行なる川路左衛門尉一人が對談せしなり、こたびも詮勝が旅宿へ、小林民部を遣はして對談せしめんと、廟議一決せし由なり、此事いかゞせばよけんと有ければ、政之助こたへて、そは然るべからず、幾たびなりとも、詮勝召出しの上、御對談有せられ、猶はかどらず思召さば、附屬の輩をも御呼立、直に聞召さるべし、只管叡慮徹底し、詮勝が申筋も明白に聞えあげられんやう、御心を盡させ給へといふ、又問るゝに、こたび薩州尾州越前などの建議に、勅諚遵奉の事はてんまで、將軍宣下さし延られよ、其旨趣は將軍職に就し上は、台命もて水戸前中納言に死を賜ひ、最前の勅諚は、僞の物ぞと申落さん下心見えたり、且容易ならぬ折柄なれば、年齡人望の高き人を撰出て、將軍職につかしめよと内勅有せ

られしに、さはせで、幼き人を將軍に申立しゆえ、諸藩にも信服せぬ由云出たり、さりながら宣下遲延せば、主刑のはしとも成なんやとの恐あり、いかゞおもふぞと有ければ、政之助こたへて、勅諚遵奉の御評議はて、後、將軍宣下有せられなば、順序宜しく見え侍れども、いはれなく宣下さしのべられなば、公武御隔意の一端ともなりぬべし、當今にては外夷の件は第二にて、公武御合體こそ第一なれと思ひ候へば、まづ宣下は仰出さるゝ方然るべし、前中納言に死を賜ふなどいふ事は、假令宣下の後にても、申出す事は有まじ、尾越など思ひ過しの餘り、左樣に申出しなるべし、ひたすら正義を御貫きあらせられなば、諸藩信服すべしと答ふ、又問はるゝに將軍宣下のをり、副將軍もひとつに宣下定められなばよからん、されどかねて副は水戸家に限りたるを、もしこたび他家より選びて願出てなば、水戸家にては、家格を失ひたりと申立んかとの取沙汰あり、いかゞと問はれしかば、こたへて、叡慮の如く一橋家を將軍に仰付られなば、幕政の改革もたやすく出來ぬべけれど、今は其望絶たり、是より將軍幼年なれば、一ふし有る事どもは、其たびに叡慮を伺ひ御沙汰を待てと仰下されなばいかに、然る上は外國の取扱事は云もさらにて、前中納言に死を賜ふなどの事は、みな敬旨を伺ばでは計らひ難からん、幼年の將軍御挨拶の事ば、大勝太夫とも評議せし事に侍りといふ、又問ふ、五港の內、函館神奈川長崎御許しになりなば、詮勝折合いかゝにや、叡慮の趣は、かならず和交許したまはじ、若し幕府の條約のごとくになりなば、神祖に對せられ、御申開立難き故、桂宮に御退隱あらせられんとおぼし定め給へる由なり、さりながら時勢に因て制度の變更あらせられずば、固陋に落入せ給はん、さる時は御退隱も詮なき事と思ひ奉れば、御諚言申上ずば叶はじと思へり、いかに思ふぞと問はれしかば、答へて、五港一時に開かんとせば、幕府にも手馴ぬわざ故、規則も立難かるべく、また交易の品もたらねば、ひとつに開く事は好さざるべし、さきに兵庫開港の談判の次第を聞じに、今五六年も過ずばと幕吏がいひたり、新潟は北方に向ひたる海にて浪風荒ければ、港にはなり難からんとの風說もあれば、かた〴〵三港の外は、なるべくは開港延引と見えたり、詮する處、外國人が申立を、はじめは否みしかど、彼より戰はんといふ勢を見せし故、幕吏それを恐るゝ心より、彼が申立のまゝに差許すと見えたり、是やがて御國威たち申さぬ第一なり、和交にても御國威さへ立なば、なでふ事かあらん、當今の幕政にては、御國威は必ずたゝじ、戰を恐るゝが故に敵と和し、遂に國を奪はれしためし、もろこしにも有し事なり、鎖國ならば、さしあたり御稜威衰替にはならじと思ひ侍れば、敵慮かしこしともかしこ

し、されどこは第二の件にて、公武御合體の上は、如何樣ともなり候はん、條約調印は遷勅のしわざ故、破談せよと御呵責有せられなば、閣老以下申開き立難きおもむきに、聖上御退隱など、御勅命申さん事必定なし、若然らば御聰明なる　聖上は御退隱　將軍は幼弱なるを侮りて、外國より難題申かけ候はゞ、世は常暗となりゆかん、其上いにしへ外國と交通のためしもあれば、後世いか樣の議論すまじき物にもあらず、薩州越前などより、いか樣の述白せしか、やつがれ知り侍らねど、彼等が自國の政事は、すべて西洋風に移り、仙臺も同じ樣になりしよし傳へ聞侍り、國主英明の國は、國風一變して皇國の古風を失ひ、國主不明の國は遊惰に流れ、水戸も忠好兩黨に立別れ、國政治らぬよしなり、かやうの折柄に、聖上御退隱在せられたりとも、神慮に叶はせらるべくや、覺かばじく思ひ候ふ、然せられんよりも、將軍幼弱のおんだは、廉ある事どもは伺出よと仰られ、內外の時勢御熟知のうへ、いよ〳〵和交御ゆるしなしと決せられなば、勅印破談はいつにても出來ぬべし、さる折は戰爭と御心得有せられなば、人心一同死力を盡し申べし、是まで上下の惰狀陋たり居りし折柄なれば、こたびは成べく御誠心もておしらひ有せられ、尾越其他などの建議にはだされての勅諚ならぬ旨、閣老以下感戴致しなば、三港の交易許されたりとも、なでふ事かあらんと申上たり、かゝるひまに亥のさがる頃にもなりぬれば、機密の問答はこれを限りにて、菓子茶などもてなされてまかづ、すべて公武の間の重き事柄、かやうに意見問答せられしに、政之助は藩主がおもはく、又おのが底意のほどを答へたりし廉々、其眼識の遠大なる事、よのつねの人のかけても及ぶべき事ならめや、四五日經て後、國に歸らん旨を、人して正親町三條家へ申入しかば、大納言より自筆の歌たにざく懷紙に、盃茶碗取添べく、臆にとて賜りぬ、其外都にありしほど、盡したる苦勞の旅々、また右の縉紳たちと、こまぐ〳〵の問答もあれど、事繁ければ省きぬ、間もなく國に歸りければ、早速藩主に謁して、使ひの趣を申述べ、且朝威痛く衰え、供御贍らざる折柄なれば、竊に國產物を献じて、御費の一分を補せられん事を說き勸めけるに、藩主素より勤王の志厚ければ、直に其說を取おほ、政之助をして專ら內献の事に幹旋せしむ、然れども當時幕府の視察いと嚴重なりしかば、政之助一方ならず心を苦めたりと云ふ、其後文久二年、藩の世子に從ひて江戶に詣りしに、勅使關東に下向ありて、攘夷の議を促されし折なれば、政之助は老中のかたぐ〳〵を始め、山內豐信、松平慶永などにも近寄て、意見のほどを云のべたり、是時高杉晉作、久坂義助も江戶に在しが、幕政の姑息偸安なるをいきどほり、期ては有志の者より事を起すこそよからめ、いで橫濱なる異

館に火をさゝんと、邸舎を忍び出しに、此事いつしか他に洩聞えけん、豊信これを藩の世子に告知せければ、世子取敢ず馬走らせて驅ゆく、政之助此時人と酒くみかはし居たりしに、世子の出行くさまを見て、おのれも馬に策あて隨ひ往き、大森なる梅林にて晋作らに追付きたり、政之助聲はり揚げ、然することなかれ、容堂侯の如きは漠稜の人なりと罵りたり、此時土佐人の居合せたるが、政之助がいふを聞て、いたく怒りしかば、政之助我君こたび朝廷より言依せられ、公武の間に立て周旋せらるゝに、かう幕議のはかどらぬは、さやうの人あればなるべし、されば漠稜といはで、何とかせんと云ければ、其人聲あらゝげ、說のよしあしにはよらじ、臣たる者として吾君を辱むる者を、其儘に指置くべきかと云かくれば、晋作政之助を扶け、馬に打乘せて歸しけるに、猶罵りて止まざれば、晋作刀拔放し、斫付んとせしに、馬それて刀當らず、遂に邸に歸れば、件の土佐人はや入來りて、さしちがへんといらだちたり、世子これを宥めすかして立歸らせ、みづから土佐邸にゆきて、其罪を申開きしかば、容堂聞もあへず、いな〳〵心に掛たまふ事なかれ、自今ます〳〵二藩の交りを厚くすべしといらへ、また彼よりも使差たて、政之助に罪加へ給ふなといはせければ、政之助が罪を宥め、職祿はれて家を其子に譲らせけり、それより麻田公輔と名のり、江戸を去て京畿の間に徘徊す、文久三年の春、藩主は國に歸りしが、是よりさき政之助がおもへる樣、幕府この頃正議に赴きたりと見ゆれど、朝憲の衰たやすく挽かへす場合にも至らず、そのうへ諸藩にも、亦國の爲に力を盡す樣子のをさ〳〵見えぬは、これ進み出で危き地に立んよりは、寧ろ退きて自ら守ることよからめと、思へるよりの事ならんと推量せしが、ほどなく將軍德川家茂入朝し、行幸の廢典を興し、攘夷の期限を定めらる、折柄世子も亦國に歸り、それより父子共に萩より山口の城に移り往て、四方に新聞をすゑ、勇士をくばり海備を嚴にして、もはら攘夷の用意をなせり、政之助是等の事に周旋して功有しかば、藩主また呼あげて表番頭に取立たり、五月のはじめ、赤馬關に來りし外艦を打拂ふに、山口までは二十里に足らぬ道程なれば、大砲の音どよめくにぞ、上を下へと立騒ぎしが、政之助東の方を伏拜み、これ吾君が　天子に報ひ給ふ所なりといひつゝ、大さかづきを手に取り、談笑平日にかはらざりしかば、人みな安堵しけりとかや、八月大和行幸攘夷の軍議あるべき由、仰出されしに、廟議俄に一變し、藩士が禁門守衛の任指とゞめられ、手勢みな〳〵歸國せし程に、かねて政之助と意見合ざる輩、其計らひ惡かりし故なりとて詰り掛れば、政之助せんすべなく、家をぬけいで、途中にて一通のよみかき、生ては還らじと覺悟を定めたる由、妻子に

いひ送り、浪華にゆきしに三條中納言をはじめ、七卿の方々さへ落のび、都がたは敵人のみにて、いかにともせんすべなく、今は是までと斷悟せしに、藩主より歸れとの使來れば、政之助感涙にむせび、わが命いまだ死ぬべき時の來らぬにやと云つゝ、國に歸りてもとの職に就たりしが、是よりさき藩中の壯士、去歲の寃罪をすゝがんとて都にのぼり、遂に七月十九日の變事を引出せり、政之助此時岩國に在り、又の月赤間關の戰やみて立歸るに、衆論俄にかはり、外國と和睦せんとせしかば、政之助が申す所と旨わはず、加之幕府に於ては、長州兵の狼りに干戈を禁闕の下に動せし罪を責め、はや大軍を起して攻め入らんとする由聞えければ、又もや黨論さし起り、畢竟政之助等の計らひ惡しかりしゆゑ、斯くなりしとて、せめ罵る者多かりければ、重だちたる人たちも、行さきいがゞと心を碎く程に、政之助いたく打歎き、われ才小にして任大なり、主君にかゝるうき目を見するは、誰が罪とかせん、只命をさゝげて申開きせんより外なし、幕府より問罪の師來らん時は、一身を以て國難に代らんと申請しに、ゆるされゞりしかば、數日がほど食を絶ち、一通の申文を書遺して、みづから劍に伏てうせぬ、時にとし四十二、是同年九月廿六日の事なりき、其遺書に曰く、

私儀、再生之鴻恩に浴候身分として、職力不足、從來心掛候御奉公之心事、一も不相達、却て不忠のみ相成、隨て孝をも節義をも失ひ、天地の間に身を置く所無之、恐く奉恐入候、御國事萬端、監物樣へ御託し被遊候由、乍恐忝之、難有次第に奉存上候、乍御私には、一身の公儀不相立、經食待何候心得に御座候處、慈愛の至情不得止、第一君臣之大義、終身之大事と奉存、如此相愼罷在候處、然御忠節御信義御孝道、今日に至り如何と苦心之餘り、自訴致候も御免に相成候はゞ、最後の御奉公と奉考、其儀をも不得、今更御奉公の旡目不相立、甚以奉恐入、死後之余罪、消處無御座候得共、精神を天地之間へ殘し候て成共、可奉酬浩恩候間、心事御憐恕被成下度候樣、奉願候、依之申上候以上、

甲子九月念五

政之助が人となり、嚴明にして物堅く、あふ人毎におぢはゞかれども、心さき濶洒にして、人を容るゝの器量あり、かねて酒にすき、まらうど來れば、やがて盃さして、思ふがまゝにもてなし、おのれまづ醉ひ、前後を忘じて倒れふす、さる折にもおはやけの事申さんと人來れば、とく起あがりて、とかうの挨拶すること、平常に異ならず、又節義の事を論ずる時は、慷慨激烈、少しも權勢の人を憚る樣なかりしとぞ、其死する前、かき遺しゝものゝ內に、我死しなば、其屍を國の公道の傍に埋めよ、若し敵兵の我城下を侵す者あれば、わが

神靈叱咤して之を却くべしとあり、乃ち其遺命に遵ひて、山口城の東矢原村といふに葬れりといふ、又友人某氏に送りたる書に、事に當る者踏蹶すれば即ち死すべし、今の士動もすれば其身を全くせんと欲す、何を以て後進の士を激勵するを得んやと、蓋し深く望を後進に屬するの語ならん、又外夷を打拂ふは、我皇國の興起せん事を望めばなり、萬一和睦したらむには、天威幕令、消長のほどいかゞなりゆくべきか、日本國中おしなべて、上下情を異にし、大小弊を同じくしたらんには、外夷終に其釁を伺ふべし、歎かはしき事ならずや、また人々朋黨を建なば、心折合難からん、たゞ翕受敷施といふ、古人の誨のまゝにして、外夷に應ずる事こそよからめ、また文士は温厚和平、武夫は慷慨激烈、其心の趣くところさま〳〵なれど、身一つを以て、國の難を引受け、君の寃を雪ぎ、其厚恩に報る筋はかはることなし、また兵士を支配せんには、諸隊を鎭靜にし、かたちを見て心を咎むることなかれ、又早く學校をとりたて、人材を成就さすべし、さらでは厚き性質の者は厚きに、薄き性質の者は薄きにのみはせ行なん、これまたなげかはしき事なり、諸君是等に心を盡されよなど言置しは、忠烈の心きはやかに見ゆる者なり、曾て友人高杉晋作の罪かうむりて獄屋に入れられし時、痛く之を悲み、忍びやかに之を訪ひて慰めしに、其事早くも藩吏の耳に入りければ、遂に罪蒙りて役儀を召放さる、其忠實の情、世蓋し多くなかるべし、後藩主より其子金槌にいひつけて、政之助が履歷の始末を、年譜にあみて差出させ、また存在中の功勞をほめ、香芳の料として金若干を賜はりぬ、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位前田孫右衛門

前田孫右衛門、初め岩助といふ、名は利濟、字は致遠、陸山と號す、長州の藩士なり、祿百七十三石を食む、安政以後、數職を歷て手元役に遷り、郡奉行を兼ね、後に用談役に轉じたり、是よりさき、同藩吉田寅次郎忍びて米利堅船にのらんとせし事、あらはれて其筋より罪をうけ、野山の獄に押こめらる、餘の人々は、かゝる者に近付なば、いかなる嫌疑を受んとおぢ懼れ、たえて音づるゝ者無かりしが、孫右衛門ひとりは憚る色もなく、なにくれと救護したりとかや、後寅次郎東に送らるゝに當り、孫右衛門に詩を寄て曰く、

自勤王議興、老丈深右予議、時或下問、及予獲罪、老丈救解頗力、此行檻輿護送、防禁甚嚴、而老丈議除其苛法數條、可謂修始愛予矣、

世態遷移大義存。斯行我敢訴吾寃。
梅天黯淡啼鵑苦。夏木陰森包棘繁。
本擬抽身當國難。肯於知己謝私恩。
泮林飜想十年事。一卷易經曾細論。

そも〳〵外寇の事起りしより、諸藩に於ても皆兵備を嚴にせしが、長藩は殊更それらに注意し、中にも久坂義助、高杉晋作などの志士、肩を比べて輩出し、もはら周旋しければ、孫右衛門懇々取持して、其志を達し、其才を竭させたり、元治元年の七月、三家老ら訴事の手筈齟齬せしより、都に於て大變を仕出し、引續き赤間關にて、異船と合戰せしを越度とせられ、藩主父子をはじめ、其事にあづかりし者共、皆罪をかうふらせられけるに、孫右衛門も樞要の役目勤むる身なれば、その罪遁るゝ道なく、遂に野山のひとやに幽囚せられ、ほどなく衆とひとつに斬られぬ、時に年四十七、今はの時、露ばかりも臆したる色なく、都の方と藩主の所在のかたとを、伏拜み、また介錯の者に向ひ、其勞を謝したりければ、有あふ人々、皆な感涙せきあへざりしとなむ、寅次郎つね〳〵孫右衛門が善を好み、人を容るの志をほめて、我國の樂正子なりといへり、是より先き文久の末、長藩の士等。京都禁門の警衛を解れし時、何物がいひ出けん、これ孫右衛門等の計らい、よろしからざりしより起りし事なりと、風聞の立ちけるほどに、激昂の士五六人、夜孫右衛門が宅に忍び入り、刀を引拔き、大聲に、汝奸猾國を誤るの罪深し、因て汝を誅せんとす、速かに起て勝負せよといひけるに、孫右衛門折ふし閲し居たる、簿書を靜に整頓し、子等斬んと欲せば之れを斬れ、國事の玆に至れるは豈我輩の爲す所ならん、然るに今此に爭鬪をなし、互に死傷ある時は、是藩主の股肱を傷くるなり、また益無き事ならずや、されどわれ決して命を惜む者にあらず、子等進で我頭を斬るべしと、少しも驚く色なかりしかば、其人々皆歎服して去りしとなん、孫右衛門詩を善くす、嘗て作れる詩稿あまたありしが、今其うち二首と、絕命の詩を錄す。

殘夜酒醒閑倚樓。滿天月露近中秋。
荒村寂寞無人語。只有寒蛩相唱酬。
雲鎖月宮雨意深。桂花不動夜沈々。
去年謳得南門下。竊拜明輝照上林。
一死如飴豈敢辭。居官半世値清時。
酬君心事何須辨。只有青天白日知。

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位宍戸左馬之介

東京市麻布區我善坊町二十六番地

宍戸惟一

宍戸左馬之介、姓は源、名は眞徴、幼字は山三郎、後九郎兵衛と稱し、更に左馬之介と改む、長藩の士林山介隆州の三男なるが、出でゝ同藩宍戸藤兵衛知之の嗣と爲る、安政三年七月、京都藩邸の都合人と爲る（留守居と云ふが如し）爰に長藩は毎年十二月廿八日に、白銀拾枚を天朝に貢獻する例なるが、一とせ左馬之介此使に當られて都に登りし時、朝廷の衰微せるを見、痛くこれを嘆き、國に歸りて後人に語りて、今の世にあたりて、吾主君にむかひ、勤王の說を進めざる者は、人臣の義に違へりと言ひけりとなん、その頃攘夷の事により、京都關東の間に確執おこりしに、文久二年、幕府より長藩が古來朝家に由緒あるを以て、内々立入りて周旋すべき旨申付けらる、藩主やがて左馬之介と、永井雅樂とに、其意を申含め上京させたれど、二人の意見合はざるよし聞えしかば、左馬之介には、浪華の藩邸に寄留せる、文武修業の若者を率ゐて、陛下の不廣にそなへしめ、雅樂をば呼還してけり、國元の少年子弟これを聞傳へ、窃に大阪に入來り、雅樂が歸るを待設けて、刺殺さんとしけるに、左馬之介打驚き、意見合はざればとて、私に殺さんは道に違へりと、懇に諭しければさてやみぬ、その後元治元年四月、浪華邸の留守居に轉ず、かゝる所に國元より、志士大勢都近く入來り、去秋以來御不審を蒙りたる、主君の寃罪を申晴さんとひしめきあへりと聞き、左馬之介浪華より馳往きて、鎭撫に力を盡しゝかど、其甲斐なく、遂に七月十九日の大變に及べり、其時左馬之介天王山に居て都の軍敗れたりときゝ、今は之までと思ひ定め、竹内正兵衛等と、山のなかばなる寺院に立入り、酒酌みかはし、抹額の白布に、おのが姓名と辭世の歌一首かきつけて、今や遲しと敵兵を待居たれど、寄せ來るさまも見えざれば、打連れ山を下り浪華に落ちゆき、それより海路を經て國に歸り、十一月十二日、野山の獄にて、つゐになはれぬ、時に年六十一、先に浪華の邸にありし頃、中山忠光が大和の一擧打敗れすこしの人數、引具して、長州さして落ちくだりしに、折ふし左馬介芝居見にゆきて家に居らず、下部の人はせ來り、耳に口寄せ、事の次第を告ぐるを聞きて、更に驚きたるけしきなく、かう〳〵といひ含め、わが身は猶見物して居たり、下部立歸り、いそぎ船の用意して、件の人々を船底に押隱し、纜を解きたるに、さもなく捕手らよせ來りて、邸のめぐりを圍みたるに、門番立出で、先刻さひらひ盤の者三四人、留守居に逢はんとて來りしかど、なしと答へて門さし固めければ、いづかたへか立去りぬと言ひしに、捕手やにはに邸中を搜しつれど、いつもにかはりし事無ければ、空しく引返しけるとなん、嘗て京都にありし時よめるうたに、

そのかみを思ひ渡せば長橋に
　通ふこゝろの今も絶えせぬ

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位來島又兵衛

男　森　清　藏

來島又兵衛、姓は源、名を政久といふ、長藩の士なり、嘉永六年六月、米利堅國の船はじめて浦賀に入來り、和信を申請ひし時、又兵衛折ふし江戸に居合せ、彼等が倨傲不遜のふるまひを見て、怒り罵ること甚し、後文久三年五月、國司信濃が參謀となりて、赤間關にありけるに、八月廟議一變し、長藩君臣罪を蒙り、三條實美等の七卿も、長門をさして落ちくだりければ、又兵衛憂憤やる方なく、人しれずおまたの勇士を具して、都に入らんとしたりしに、伏見にて差留められ、せんかたなくて引返す、是より先高杉晉作藩主に建白し、赤間關にて、戰士を組立て奇兵隊と稱し、又兵衛もまた宮市にて、遊撃隊といへるを組みたて、引續き諸隊を編成しければ、藩主又兵衛に總監の任おはせけり、其後又兵衛また姿をやつし、姓名を森鬼太郎と改め、ひそかに上國の形勢を搜索す、元治元年六月、諸隊を引具し都に入り、寃枉を晴さんと、其筋に哀訴しつれど許されず、此上は是非に及ばず、戰よより外せんすべなしと、七月十九日の朝まだき、山崎の營を立出で、新在家門近く押よせ、會津勢に出であひ、巳の刻過ぐるまで戰ひつれど、勝敗いまだ決せず、又兵衛大にいらだち、馬を躍らせ衆を顧み、進めや進めと聲はりあげ、大太刀抜きかざし、門を破りて押入りければ、兵士等これに驅されて、繰りこみ繰りこみ躍り入るにぞ、敵兵恐れてにげまどふ、又兵衛又聲高に、長藩森鬼太郎とは我事なり、誰彼の差別は無し、尊王攘夷の妨する者共は、皆これ天下の奸賊なり、そやつらが首斬らんず物と、呼はり馳入りて、しばし戰ひ居たりしが、いづくよりか砲丸飛來りて、胸板を打貫きければ、今は是までなりと起き直りて其姪なりける、北村某を呼近づけ、運は天なり、死は惜しからざれど、敵に首をわたすは口惜し、我首切りて國に送れよといひて、忽ち息は絶えにけり、北村すなはち其首を切り、本國に送りけるとぞ、又兵衛かねてより、部下の者をおしらふ事想なりしかば、此時命惜まず戰ひし者、此隊最も多かりきとかや、かつて吉田寅次郎、又兵衛を賞讃して、彼は膽力人に勝れ、精算あり、密思あり、樞要の官に居らしめなば、益あること多からんと、常々人に言ひ

けりとなり、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位久坂義助

東京市赤坂區仲ノ町十一番地　久坂秀次郎

久坂義助、名は通武、字は實甫、秋湖と號し、江月齋とも云、亦長藩に仕ふ、幼き時よりみなし子となり、かねてくすしを業とする家にはあれど、義助はその業を好まず、はやくより經史を讀み、尊攘の大義を心にかけ、また西洋各國の事情を伺はんとて、博習堂に於て其書を講習す、かつて吉田寅次郎の門に入りたるに、寅次郎其人柄を見て、妹をつかはし妻せたり、年十七八の頃鎭西に遊び、又山陽東海を過ぎて江戸に遊び、一歳ばかり過ぎて國に歸りしが、洋書を學ばんとて、ふたゝび東行せり、此頃外國人のふるまひいと我儘なりければ、義助慷慨やる方なく、水戸また薩土二藩の志士と密議を凝して、之を打ちはらはんとせし程に、此事藩に洩聞えて、國に召歸さる、間もなく水戸の浪士が幕府の大老井伊直彌を、櫻田門外に刺殺しつと聞き、慨然として詩を賦して曰く、

春雪壓レ城雉尾雄。白旗驄馬振。棨戟。
急見暴風撥レ雪暗。雷霆落地聲霹靂。
青龍出沒紫丹迸。高呼雲際攫二賊首一。
嗚呼十四夜雪上已雪。上帝暗助二大義一成。
千歳芳名何泯滅。男兒顏與二櫻花一明。
四十七義士已既邈。海內艶說十七名。
君不見博浪鐵椎上方劍。蹉跌終難レ拂二賊焰一。
又不見翟義敬業徒切齒。胡銓椒山空憤死。
九天九地渺茫際。日出處生二此烈士一。

文久二年の春、諸國の志士と共に都にのぼり、回瀾條議と云ふ一篇の書をあみたて、公家武家人物の邪正を辨じ、且尊攘の大義を述ぶ、時に藩主父子都に在り、十月世子朝命を承り、勅使と共に江戸に下向せしに、義助隨ひ行き、密にこれを贊翼す、ひと日同志と相議り、横濱なる外國館に火をさゝんと、邸舍をぬけ出でしに、はやくもこれを世子に告知らするもの有り、世子打驚きさしとめんとて、一騎驅にて走り往き、途中に追付き手まねきして、かたへの民家に立入り、こま〳〵と言諭さるゝやうは、家君既に尊攘の大業を思ひ立ち給へり、されど汝等を以て輔翼とせられずば、いかでよく其功を遂げ給はんや、さるを今汝ら遽に家君を見捨て、己の功を貪るはいかにとて、さめ〴〵と落涙せられしかば、義助さしうつむき一言も出さず、良々有つて頭を擡げ、君よりかやうなる

仰を承くる事は、臣等が罪さり所なしと、ひたすらにわび入りて、事やみぬ、またの年の春都にのぼりて、學習院或は公卿の門に出入して、專ら外夷拒絶に力を盡す、四月に幕府の閣老板倉周防守勝靜にまみえて、掃攘の期限をうながし、それより同藩なる、寺島忠三郎、肥後の轟武兵衛とひとつに闕下に伏し、同じ筋を申請ひしに、來る五月十日を以て、期限とせよと仰下されければ、防戰用意のため、藩主に隨つて歸國し、入江九一、山由市之允、長野熊之允、弘勝之進、山縣狂介、野村靜之助等、あまたの同志を具して、赤間關に往き、自から先鋒となり、幾度となく戰ひしかば、藩主その功をほめて、班列一級を進む、程なく姉小路少將がうたれし由聞きて上京す、折ふし大和行幸仰出されたれど、八月十八日、廷議俄に變じ、禁門護衛の長兵、悉く都より逐出さる、是に於て義助等、七卿たちを引まとひて國に歸る、明くれば元治元年六月變あり、勤王有志の旅舍池田屋を襲ふ、吉田稔磨、杉山松介など殺害せらる、義助これを聞き憂憤にたへず、松野三平と名をかへ、國を忍出て爲す所あらんとしければ、續きて脫走するもの多く、また諸國の浪士等も、來り加るもの引きもきらず、忠勇隊は天王山に、集義隊八幡隊は觀音寺に、義勇隊は大念寺に、宣德隊尙義隊は寶寺に屯し、君側を淸めんとて、大にさわぎ立ちしに、義助暫しとこれをさし止め、山崎天王山に據り石淸水の神に祈誓をかけ、眞木保臣、中村圓太、寺島忠三郎、入江九一等と、萬死血誓哀訴の書一篇を、老中稻葉美濃守が手許に差出して、これを風闕に捧げ、攘夷の大義を伸べ、藩藩主父子の冤枉を解かれんことを請ふ、その文に曰く、

天下之禍亂、目睫ニ差迫候ニ付、回天之大猛斷ヲ以、撻伐膺懲之御大典、速ニ不被爲擧候テハ、三千年來宇內ニ卓立セル神州モ、髯虜被髮之域ト相成可申ハ、秦鏡ノ以照視スル如ク、不堪杞憂、草莽螻蟻之微臣共、非分ヲ犯シ、不暇憚忌諱、石淸水八幡祠前ヘ參籠仕、血誠ヲ縷述シ、奉奏言候、外夷之變起リシヨリ、日夜被爲惱宸襟、攘夷之義被仰出候處、神奈川條約、有司不取計ヨリシテ、四五年之間、妖氛怪氣、天地ニ鬱塞、敵慮何時歟可被安ト、四海億兆、悲憤悶惋罷在候處、戊午之秋、勅使御東下、攘夷御督促、至去夏於玉膝下、大樹公ヘ御直ニ御沙汰被爲遊、期限布告被仰付、且加茂石淸水ヘ行寺被爲遊、覺ニハ大和國行幸、伊勢神宮御拜ト迄被仰出、愚夫愚婦ニ至迄、感激踊躍、敵愾之志ヲ勵シ奉ラス者無之處、豈計ランヤ去八月十八日、闕下擾亂、三條殿其外、幷主人宰相父子勅勘ヲモ奉蒙、當正月ニ至兩度之宸翰、四月ニ至リ、關東ヘ一切御委任被仰付素ヨリ征夷府ヘ御委任ハ可然候得共、乍恐攘夷御督責天下

ニ先立、御率勵被爲遊候前日之叡慮ト齟齬仕候御義ハ無之哉、十餘年來御確定之英斷、富嶽崩ルヽトモ、湖水涸ルヽトモ、御動搖可被爲在道理、萬々有之間敷候、併九重深遠、讒誣欺罔之不得止御事カトモ奉恐察候、胸膈寸裂、何ノ處迄モ哀訴可仕、呼天號地、悲泣痛哭之至ニ奉存候、讒誣欺罔之輩、喋々口實ト仕候處、一通眞實之樣ニ相見候得共、其實ハ因循姑息ニ陷リ、一日之安ハ百年之禍ナルヲ顧サル者ニ付、聰明之聖察ヲ以、如燃犀御觀破不被遊候ハテハ、實以御大事ニ關係可仕候、砲銃艦舶之巨大ヲ誇張シ、奇技淫巧ヲ以、希觀ヲ艶稱シテ、奉惑亂、一也、不可缺日用之物貨ヲ濫出シ、貪縷益困窮ヲモ乍辨、無用之品ヲ以有用之品ニ交易スル抔奉惑、亂二也、夷域廣大富强ヲ衒シ奉惑亂三也、宇內之形勢ヲ達觀シ、知彼伐謀ハ通商航海ニアリ、攘夷ハ如追蠅、征夷ナラデハ巢穴ヲ毀ルコト不相叶抔、虛大ノ說ヲ唱ヘ奉惑亂、四也、敵之先聲ニ畏服シ、戰之勝敗ヲ計較シ奉惑亂、五也、自家之私計ヲ謀ランカ爲ニ、萬世之利害ヲ不顧、目前之利害ヲ巧說シ奉惑亂、六也、如此因循虛飾之心ヲ以、醜虜之猖獗ニ壓倒セラレ、幾百年ヲ經候テモ實驗無之武備充實之說ヲ以奉惑亂、七也、恭惟聖朝英武、夙ニ夷狄包藏之邪心ヲ御觀破被爲遊候御事ニ付、今更乍恐御惑亂ニ可相成筈、萬々有之間敷、素ヨリ器械之利鈍、夷域之廣狹、宇內形勢、且勝敗之利害、巨細詳悉、武備彌增充實不仕候ハテハ不相叶候儀勿論ニ候、恐多モ天津日嗣之知食皇國ニシテ、君臣之義、華夷之辨、明ニ相立候御國體ニ付、先年來御必勝之御計策被爲在間敷候得共、大義之所在ニテ、聖斷被爲在候御事ニ付、戰之勝敗ニ御頓着ハ有之間敷、元來國家之榮辱者勝敗ニアラス、國體ノ立ト不立トニ可有之候、況ヤ武備充實ハ、癸丑以來、乳臭黃吻之兒モ口實ニ仕候得共、十年之久シキ、更ニ其驗不相見、十年之後今日ヲ見ル、猶可ナルヘク候得共、恐ラクハ醜夷之術中ニ陷リ、正氣消滅、左袵之俗ニ變シ可申ハ必然ニ御坐候、不然ハ壯夫烈士等切齒ニ不堪、四海鼎沸可仕ハ烈炬ヲ燃シテ見ルカ如ク、不堪慨憤奉存候、去八月三條殿始、遽カニ御咎被仰付候儀、如何成ル御深旨ニ有之候哉、不奉得伺候得共、年來攘夷之淵衷御承順被爲成、內ハ皇室ヲ輔翼シ、外ハ醜夷ヲ掃討シ、神州ヲ富嶽之安キニ置ントノ純忠至誠ニ被爲在候段、姑ク誓天地奉哀訴候、痛哉紫閣丹墀之上ニ鞅掌拮据被爲在候縉紳之御方、今日ハ邊陬僻遠ノ堺ニ御憂慮被爲在候、澤殿ハ御脫走、錦小路殿ハ御逝去、元ヨリ攘夷御先鋒之御志願トハ乍申、勅堪之御心情、不堪想像、實以血淚之至ニ奉存候、且於宰相父子モ御不審中、入京不被仰付候段、是又不奉得伺候得共、父子先年來、官武之御間ニ盡力仕、

東馳西騁於關東二百年來之廢典ニ相成候、御上洛ヲモ建白仕、且在京中無勿體モ加茂石淸水之行幸ヲモ奉奏言、殊ニ攘夷期限布告之後ハ、夙夜忘寢食、勵精不懈、尊攘之大義ヲ闔藩ニ布キ、士氣ヲ皷舞シ、叡慮遵奉、臺旨承順之外、他念無之義ハ、追々差出候書類、並奉勅始末ニ詳悉仕候、畢竟十八日之擾亂、三條殿始宰相父子ノ勅勘奉蒙候儀ハ、全ク大和國行幸御軍議可被爲遊トノ御事件ヨリ出來ハ不仕カト奉恐察候、乃當時之事件他ニアラズ、五大洲之大寇ヲ引請、攘夷之大義、斷然被仰出、期限御布告ニ相成候得共、和戰開鎖之議論紛紜、如斯之形勢ニテハ、叡慮モ貫徹仕ラス、皇國之御武威海外ニ輝候抔ハ扨置、內地之紛亂モ難測ニ付、此上乍恐玉體ヲ御勞シ被爲遊、天下之士氣御率勵被爲在候得ハ、猶關東有司モ感奮シ、叡慮モ相貫、於列藩モ方向ヲ知得可申、國內一致之基本、カヽル非常之聖斷ナラテハ相立申間敷ニ付、石淸水迄鳳輦御進發、攘夷御指揮被爲遊度、責難ハ臣子之大義、且兼テ御親征之思召被爲在候段奉伺居候ニ付、無勿體モ時機建白仕候義ニ御座候處、豈圖ランヤ神斷意外ニ被爲在、大和國行幸、伊勢神宮御拜之御沙汰被仰出、引續十八日之擾亂ニ立至候次第ニテ、三條殿始宰相父子更ニ他念無之、日夜眷々不堪懇闕之至情罷在候、然ル處三條殿始宰相父子御不審之御廉モ被爲在候得ハ、乍恐玉座近ク被召出、心事巨細奉經天聽候得ハ、自然宸疑可被爲晴御儀モ可有之哉、萬一淵衷ニ不被爲叶御儀モ被爲在候節ハ、幾應ニモ聖諭被仰聞候得ハ、如何計感激奮興、益爲皇國身骨粉齏可仕候、實以非常之御時節ニ付、非常之御涵容被仰付、回天之神斷ヲ以、倒海之大寇御掃討被爲在度、不堪千祈萬禱之至奉存候、古今創業中興之事蹟ヲ熟覽仕候ニ、枕戈橫槊之勞、臥薪嘗膽之苦無之候テハ、成就仕候者萬々有之間敷、近時諸蠻夷之拓國廣地、或ハ舊地ヲ恢復シ、獨立不羈之國ト相成候モ、盡皆劍槊相磨、彈丸雨中之際ニ成就仕候者ニテ、世間航海者流之浮沈、誇大之說ヲ唱フル比ニアラス、牀蓐枕席之際ニテハ、如何成神算鬼籌有之候共、畫餅ニ屬シ可申、成否得失猶如此、況哉國家之大警、於大義片時モ遷延被爲在間敷御事ト奉存候、然ハ則速ニ御國體モ被爲達、大義ヲ以勝敗ニ關ハラス、膺懲之御實驗、關東ヘ御督責被遊、且三條殿始宰相父子之赤心、覆載之御涵容被爲垂、天下士氣御率勵之聖斷被爲在候得ハ、四海億兆如何計歡喜踊躍可仕、倒海之大寇御掃討モ非難、所謂斷シテ行之、鬼神モ避之ト奉存候、草莽之微臣等誓神明、冒萬死、奉冒瀆威嚴候、石淸水ハ昨年行宰之靈地、草木モ皆翠華之餘光ヲ奉蒙回顧彷徨不堪感慨之至、誠恐誠惶再拜稽首敬白

元治元甲子六月二十四日

草莽徹臣

濱忠太郎 眞木保臣
松野三平 久坂義助
野唯人 中村圓太
牛敷春三郎 寺島忠三郎
川島小太郎 入江九一

されど其言執用ひられず、遂に七月十九日の大變に及べり、義助いらだち、鷹司家の邸に入り、公子にまみえて思ふ仔細を述べ、參內せんといひ居るひまに、敵勢早くも其邸を圍み、銃丸烈しく飛來りて、義助の脛を打貫く、義助今は遁れ難しと思ひ定め、入江九一を呼びよせて、後々の事言含め、忠三郎と共に、腹切りて死す、時に年二十六、義助人と爲り公明誠實志士皆之を重んじ、推して盟主と爲す、其天王山に在りし時、遙に京都の方を望み、禁闕彼にあれども詣ること能はず、我君の誠忠日月と光を爭ふといへども、雲霧壅塞して咫尺千里の如し、是我輩の罪にあらずや、されど天運循環すること遠きにあらざるべし、子等幸ひに之を勉めよとて、懷中より酒瓶を取出し、是は陣中禁ずる所のものなれど、子等宿陣の勞を慰めん爲め、竊に持來れりとて、あまねく之を兵士に與へしかば、皆々感泣しけりとなん、其著す所、俟採擇錄、回瀾條議、解腕痴言、邊陲紀略、思の儘等あるがなかに、江月齋詩文鈔と云ふもの、梓木にちりばめ、遍く世に傳れり、三條中納言、義助の死を聞き、

九重の御階の塵を拂はんと
心も身をも打くたきたる

と一首の歌を詠じ、其靈を弔はれけるとなり、義助またうたを好み、詠草數多ある中に、

小林民部日下部裕之進等の流罪定りけると聞き
百里のしほ路をよしや隔つとも
なほかりかねにさとも訪はなん

其後船出せぬうちに身まかりぬと聞て
里をとへは空行く雁も白雲に
隱れし人の跡そこひしき

十七義士の誅せられしとき、
いやつよき嵐のまゝに吹拂ふ
紅葉の色は散りてこそませ

郭公
ほとゝきす血に啼く聲は有明の
月より外に知る人ぞなき

感慨
秋深み男鹿の角の束の間も
千々にくたくるわか思ひ哉

思ふことありて
大君の御馬の口をとり直し
芳野の奥にさくらかりせん

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位寺島忠三郎

東京市小石川區江戸川町
男爵實兄 寺島秋介

寺島忠三郎、姓は源、名は昌昭、字は子大、號を刀山、また斃不休齋といふ、長州の藩士なり、はやくより吉田寅次郎が弟子となりて、書を讀み兵法を學ぶ、寅次郎名字說を作りて之を贈る、其文中に、子大は樸訥にして沈毅なり、年僅に十六なれば、經歷も甚淺く、學問もいまだ達せず、されど其の昭々たるもの、固より已に誣ふべからずといへり、安政五年十二月、寅次郎がひとやに入れられんとするとき、忠三郎吉田稔麿と共に、松下村塾に宿直せり、寅次郎ふたりを呼びよせ、これに事の由を告げしかば、ふたりは疾くこれを同志の人にしらするに、有吉熊次郎、入江九一、岡部富太郎、佐世八十郎、福原乙之進、品川彌二郎等馳來り、口をそろへて、先生罪なきに、かゝるうき目に遇給ふ、吾ともがら默然として餘所に見なば、いかで弟子の職をつくすといふべきとて、八人打つれ有司の家にゆき、仔細を問はんとするに、或は恐れてにげ隱れ、或は病に臥せりなどいひて、ひとりも出合はざれば夜明くるまで、あちこち奔走す、やがて有司等君命と號し、此八人を數日がほど家內に幽居させ、これを暴徒と名づく、ほどなく寅次郎獄屋を出で、忠三郎にせうそこして、其節義を賞美せり、同六年の冬、寅次郎が江戸にて罪なはれし時、忠三郎これを聞きて、絕入るばかり泣沈む、あくる萬延元年明倫館に入學し、中谷正亮、高杉晉作、久坂義助等數人と深く交る、寅次郎なくなりて後、村塾の衰廢せんことを憂ひ、折々そこに集會して講論す、或時久坂義助と共に、日本外史を讀み、毛利記の僧惠瓊が事に至り、忠三郎いにしへの惠瓊は、すなはち今の大赤狗なりと言ひたりとかや、是指す所有りていへるならん、是冬忠三郎薩土二藩合從して、攘夷の策を企つる由を聞き、內々人を鎭西に遣はし、其事情を探らしめ、文久二年の春、中谷正亮、久保清太郎、久坂義助、堀眞五郎、松浦龜太郎、入江九一、福原乙之進、樽崎彌八郎、佐世八十郎、品川彌二郎等といひあはせ、薩土に先たち上京し、事を擧げんとて國をぬけ出で、途中より一通の書を、役筋の人に書送りたるに、藩主その忠誠をほめて、脫走の罪は問はず、すべて忠三郎が王事に勤勞し、東西に奔走する事幾

度といふ歎をしらず、藩主深くこれをほめて、手元近く召しよせ、時事を論ずること多かりきとぞ、是頃永井雅樂時庸一書を朝廷に捧ぐ、其旨藩主の心にかなはず、剩へ藩主もそれが爲め、越度とせられん由聞えければ、急ぎ之を召かへさる、忠三郎等彼を除かでは、國家のためあしかりなんとて、福原久坂堀らと謀じ合せ、途中に待ちぶせて斬捨てんとせしに、雅樂疾くもこれを聞出し、横道よりにげて浪華にくだる、忠三郎はがみをなし、好時機を誤りては、終天の憾なりとて、みづから其筋に申出で、邸中に押籠めらる、やや有つて罪を許され、江戸に赴く、折しも外國人入來り、跋扈の體甚しければ、忠三郎憤懣やるかたなく、大和國之助、高杉晋作等と言ひあはせ、横濱なる異館を燒拂はんとて、ひそかに邸舍を忍出でしに、世子聞きつけ、早馬にて追驅け、引戻し京都に、つかはし、學習院に入學せしむ、この時牛敷春三郎と名をかへ、やむごとなきあたりに立入りて、しのび〳〵に事を謀り、其ひま〳〵には藩主の爲に、紀効新書を講じ聞かせければ、藩主深くこれを賞す、あくれば三年の四月、絶えて久しき賀茂石清水行幸の盛典は行れしかど、攘夷の期限は御沙汰もなし、忠三郎義助また肥後の轟武兵衛など、連署して闕下に書を奉り、攘夷の期限を申請ひしに、朝廷これをほめ給ひ、遂に五月十日を打拂の期とせよと仰下さる、義助らは赤間關に歸り、軍備を修め、忠三郎は都にとゞまりたるに、人皆彼が殘り居れば、闕下の事心づかひなしといひあへり、然るに思ひもかけず、朝議一變し、長兵俄に守衛を解かれ、國元に追還さる、忠三郎いたくこれを憂ひ、力の限周旋しければ、藩主其功を賞し、またの年班席をのぼせ、次男なれども、別に俸祿賜りて一家を興す、忠三郎いよいよ感激し、いかにもして主君の寃を雪がんと、上京して天王山にこもり、よるひる石清水八幡宮を遙拜し、祈誓を懸け、丹精を凝す、折から七月十九日變事さし起り、義助等とひとつに、都に押入る途中、手疵を受け、憤激にたへず、鷹司の邸にゆき、殿下にまみえて此始末を申演べんとするに、まもなく打手の勢押しよせ、四面より火箭打ちかくれば、さしもに高き殿堂も、またゝく間にやけうせぬ、忠三郎如何ともすべきやうなく、從容として絶命の詩一首を打吟じ、義助以下と共に腹かき切りて果てぬ、時に年二十二、忠三郎天性豪强にして言葉少く、其さま魁偉にして、音聲鐘の如し、平常詩文を好み、また槍太刀のわざを嗜み、火技をよくせり、其ふみよむに、字句の間に心をとゞめず、只大意を領するを以て足れりとす、曾て作れる詩歌のうち各一首をあぐ、

送二吉田松蔭先生東行一

梅霖深鎖萬重山。孤客辭家何處歸。

瀾水瀟々無限恨。曉天一望出二鄕關一。

いく年か君は東に宿るらん

古鄕さむし五月雨のころ

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位入江九一

東京市麻布區三河臺町

子爵 實弟 野村靖

入江九一、初め杉藏といふ、名は弘毅、字は子遠、長藩の臣なり、其性寛厚にして言葉寡く、親につかへて孝をつくせり、吉田寅次郎につきて、物學するに、寅次郎是を賞して、九一身は輕けれど、天下の事を談ずるに、其說我と合ふ、我深くこれをよみす、されど是皆今の世ふみよむ人のならひなれば、さまで尊ぶには足らず、只尊ぶ所は、かれが國を憂ふる心の切なると、策を運す事切要なるとは、わが及ばぬ所ぞといひたりとかや、安政六年の春、藩主が江戸に趣かんと用意せし折、偶々水戸中納言より密使をさし向け、引つゞき播磨の大高又次郎、備前の平島武次郎なども來りて、我有司と事を議し、また三位大原重德も、我藩の志士を召して、密事を謀られけるにぞ、一藩の人々さゝやきあひ、行末いかにと案じ煩らふ時、寅次郎囚屋に入れられながら、時事を論じてやまず、ふるき弟子たちは多く他方に行き、其敎に隨ふ者無かりしが、九一ひとり盡力して、寅次郎が思ふ旨を果させんと、弟和作と共に周旋せしかど、事ならずして召捕られぬ、ほど無くゆるされ、文久三年の春、藩主其勤勞をほめて、さふらひの格に取立てらる、二月杉山松介、山縣狂介とひとつに、密旨を承けて都に登る、其頃かしこにひそみ居たる若人等、洛西等持院に安置せる、室町將軍尊氏以下三人の首を斬り取り、三條大橋のきはに梟木し、其罪狀を揭示せしかば、其の筋より、彼者共を召捕りて禁獄せり、九一同藩の山縣小輔、土佐の吉村寅太郎と、三人連署し、彼等が所業は、勤王憂世の眞心より起り、露ばかりも私を懷きしにあらず、罪ゆるされよと、願出でたり、まもなく朝廷より、外夷打拂の期限仰出され、久坂義助、寺島忠三郎等、三十餘人と、共に赤間關に下りて、戰備を修む、五月の末、長崎に往きて有りしが、都にて少將姉小路公知、人手に掛りし旨聞えしかば、いそぎ赤間關に立歸る、折ふし高杉晋作、奇兵隊を編立てんとし、壯士多く京攝にのぼり、國中無勢なるを憂ひしに、剩へ異船しきりに來寇し、如何はせんと困じ果てたる最中、九一歸來りしかば、大に力を得て、防戰の道よく行屆きけり、世の人晋作の才識と、九一の誠實とを、勤王士中の聯璧といひあへり、ほどな

く、都にのぼり、又の年七月大變起りけるが、九一此時應司の邸に在り敵兵四面よりよせ來り、味方之を防ぐすべなく、義助今はと覺悟して、腹切らんとする時、九一をよびて、後々の事どもいひ含めけるに九一も共に死なんと言ふ、義助いたく怒りて押とゞめしかば、九一圍を斬りぬけ出でんとする折から、敵の銃丸飛來り、遂にうたれて門前に斃る、時に年二十七、此落中輕きものより出で、王事に身を果せる者九一と、吉田稔麿、杉山松介の三人、其巨擘なりとぞ、九一詩歌を善くす、其著す所、午未傳信錄、揚屋詩稿等若干卷あり、今其詩賦のうち一章をあぐ、

庸劣無二奇志一。況又生二塞門一。少已爲二書徒一。
衣食事二奔走一。甘歲裹二老人一。幹蠱全歸レ昆。
母老弟妹稚。家事心自煩。丁己役二江府一。
亦爲計二生存一。官途未レ得レ望。時事忽驚レ魂。
墨使踵二柳營一。明勅震二乾坤一。窃蒙二君子知一。
更感二親書言一。爲レ過二非常變一。顚講二非分論一。
榮尙前賢跡。欲レ酬二明主恩一。日月與レ機去。
雲雨隨レ手飜。萬一無レ所レ効。徒然送二東轅一。
去年自許レ死。今日猶保レ元。深愧兄弟獄。
事負北堂萱。

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位高杉晉作　　高杉東一

高杉晉作、名は春風、字は暢夫、東行と號す、長州の藩士春樹の男なり、天性英邁不群にして、年いと幼なき頃より、識見兼にすぐれ、年甫て十九の時、吉田寅次郎につきて其教を受く、この頃寅次郎の家に、久坂義助居りしが、同門の人皆之を稱して奇才の少年、無双の國士といひあへり、晉作の來るに及び、一對の人物を得たりとて、人々大にこれを喜ぶ、然るに晉作のうまれつき、才力いと高きまゝ、よろづ才に任してとり行ひ、甚だ學問に心を寄せず、然してかの義助は、才も固より高けれど、よく師の教を守り、深く書讀に志を寄せければ、寅次郎いつも義助を稱して、屢々晉作の所行を抑へけりとなん、晉作乃ち憤發して、專ら志を學問に寄せければ、幾ばくもなく其業大に進む、義助いたく之に感じ、われいかに勉むとも、才の晉作に及ばざる、甚だ遠しといひければ、晉作聞きて否然らず、義助は天下の奇傑なり、われ爭でか之と爭ふを得んやといひけるに、寅次郎ひそかにこれを聞き、二生相推す如此、實に國家の幸福なりと、喜びていひけりとぞ、殊に晉作義助と其年たゞ〳〵同じかりしかば、時の書生等皆之を稱して、聯璧とぞ唱へける、文久元年の春、晉作あげられて世子の近侍となり、間もなく、江戸邸に參勤せりと

ど、晉作愈々學業に志し、昌平校及び、大橋順藏が家に遊びて、專ら身を學事に委ねたり、其後久坂義助、大和國之助等と謀り、横濱なる外國人の館舍を燒かんとせしに、事忽ち泄れければ、走りて京都に上り、つひに其藩に歸りける、藩主も其事は知りけれど、其志を憫み、別に罪なはんともせず、晉作因つて大に惶懼し、自ら責めて松下村に屏居す、折しも六月五日、長州の若侍等、赤間關海岸にて、佛國の軍艦と合戰を開きし時、藩主晉作を召出して、軍務の事を委託せらる、晉作大にうち喜び、君恩の渥き報いんすべなし、只一死以て分を盡さんのみと、遂に奇兵隊といへるを編成して、自ら之を統督せり、後年長州藩兵が、盛んに海内に威を振ひ、强藩の名を轟かしゝは、實に此隊の成れるによりぬとかや、程なく、晉作又藩をぬけ出で、ひそかに京都に上りけるに、久坂義助之を喜ばず、此地の兵は我輩にて、大方に指揮しつべきも、藩にのこせる奇兵隊は、御身なかりせば治まらず、然るを今此に來れるは職を瞶しくすといふべきなりと、言を盡していひければ、晉作もげにさなりとて、直に藩に歸りけるに、忽ち獄に下されける、是れ元治元年三月の事なり、間もなく七月十九日、京都禁門の變起りけるが、晉作藩にありしをもて、此難には免がれたり、同じき八月英米二國の艦隊、赤間關を侵す事ありける折、又々召出されて軍事を督せんむねを命せらる、此時姓名を改めて、谷潜藏と稱せりとぞ、然るに此頃藩の執政は、多く幕府に阿りて、專ら從順を主としければ、壯年のともがらは、いたく之を忌み憎み、俗黨と呼びなしける、されど執政等皆威權あるをもて、志士多く捕へられて獄に投せらる、晉作こは危ふしと思ひ、忍びて筑前福岡にをもむき、野村望東の家に隱れ、時の樣うかゞひ居しに、藩の議論愈々變じ、益田右衛門介、福原越後、國司信濃以下十餘人、皆盡く自刃を命せられたりと聞き、是必らず俗黨の爲す所いかで此仇報はであるべきと、ひそかに長州に立歸りけるに、諸兵隊皆集りて伊佐村に屯し、只遊擊の一隊のみ、赤間關に在りければ、晉作其隊に入りて、人々に打向ひ、是より俗黨の集り居る、伊崎の陣屋を攻め落し、それよりして山口に入り、伊佐の諸隊と相應じ、盡く俗黨等を打ち拂ひて、一藩を鼓舞し、上下一致の道を立てんといふに、衆皆遲疑せる樣なりしかば、晉作恚りてつと立上り、眼を瞋し大音揚げ、國家の危急旦夕に迫れり、豈猶豫すべきの時ならんや、御身等志なくばやめよ、吾は一人なりとも打つて出でん、さらば御身等は徒に手を拱ねて戮に就くべし、同じく是國家の爲に死すなり、各々こゝろよく殺されたまへ、あな痛ましき事共よと、いひ捨てゝ立去らんとせしに、衆皆其辭にはげまされけん、翕然として立上り、みな晉作の說に同す、より

てゐくる二年の正月、伊崎の陣屋に攻めかゝり、其手の隊長を同じくして、四方より攻入らんとす、晋作乃ち諸士と謀り、藏田豊後を追出しけるに、伊佐の諸隊果して相應じ、槍堂村を攻め襲ひ、其手の隊長なりける財間新三郎を討取り、暫時にして之を定めぬ、此折晋作山口に馳行き、井上聞多と相謀り、又一隊を編して、鴻城軍と稱し、勢ひに乘じて佐々並なる、俗黨の別軍を撃拂ひ、つひに一藩を一致せしひ、初俗黨の軍勢は藩主の手元にありける所の、一文字三星の紋つけし、旗押立てゝありければ、我兵これに應しけん、少しためらひたりけるに、晋作大に打笑ひ、いかに主君の旗といへども、賊が持ちなば賊の旗なり、今吾清き主君の旗別に作りかへんすとて、同じく一文字三星の旗、數多作り與へしかば、衆大に勇み立ち、つひに勝利を得たりきとぞ、是より先、幕府にては、益田以下數人に自殺せしめたれど、猶疑惑の解けざる内、かゝる内亂に及びけるにぞ、其由を探りたゞすに、晋作がわざと聞えしかば、晋作及び其徒の巨魁等を皆差出せと命ず、されど一藩既に一致せしをもて、かにかくと陳辯し、一藩敢て命を奉せざれば、幕府との和議も敗るゝに至れり、慶應二年の六月、幕府つひに征長の議を決し、紀州藩主總督となり、井伊掃部頭等の兵は藝州口より、鳥取、松江、濱田及び福山の兵は石州口より、小倉、中津、柳川、及び熊本の兵は豊前口より、又別に幕府船手と、松山の兵は大島郡より、互に時

を同じくして、四方より攻入らんとす、晋作乃ち諸士と謀り、諸隊の向ふ所を定め、太田市之進、石川小五郎は藝州口を大村益次郎、佐々木男也は、石州口を、晋作及び、山縣狂介は豊前口を、各々備へ固めけるが、大島郡は、一孤島にて、要害の地にあらざるゆえ、聊の兵士をして守らせ置きけるに、幕府の船手と松山の兵、此樣を窺ひ知り、遽に烈敷攻め掛り、晋作窃に狂介と、赤間關の營を拔け出で、夜に乘じて大島郡に至りけるに、折ふし其夜海風吹暴れ、雨頻に降り來りしかば、いで幕府の船手共が、荒膽ひしぎくれん物と、早船に取乘りて、周防灘のあなたより、大島の東に出で、敵の船手が思ひもかけぬ、中央に突入りて左右に鐵砲をうちかけ、縱横に乘り廻しければ、幕府の兵大に驚き、兵の多寡を見定めもせで、八方に亂れ散りしを、味方は得たりと勢に乘じ、散々に攻め入りて、松山の隊長なる佐久間一學を討取りつ、此時晋作左の書簡を認め、肥前の軍事役に送りて、今度の防戰に及びたる理由を申述べたれども、同藩にては、只々後難の其國に及ばん事を懼れて、無下にも之を突返せりといふ、

大膳大夫樣長門守樣、多事御忠誠之御心事、天下之公論不可詒條理明白、天地鬼神へ相質候ても毫末も可致羞懼儀無之候、然るを幕府奸吏之詭、猥りに私心を挾み、不容易事件を申立、兵威を以て是非可令脅服との謀略、當此時臣子之

至情、實以痛哭之至りに候、尚其内にも御誠意貫徹仕候はゞ、自然公然至當の決議も可有之と、度々廣島表迄歎願申出、今日に至り候迄、悲泣默々罷居候、豈料於廣島表、暴に銃隊を以て、御名代として被差出候、宍戸備後之助其外縛し、加之數艘之軍艦を以て、領内處々砲撃、市街を燒拂ひ、士民を切害する等の儀、實に奸惡無道之所業、最早何程情實を以て申宣候ても、決して聞入無之、然る上は常に覺悟之通り、臣子之分相立候外餘算無之、此度及戰爭候事に御座候、是迄ヶ樣の暴論共不相考、條理悉順を以て兵機を誤り、終に莫大之羞恥を負候儀、全以臣子之大罪、今更申譯も無之次第に候、於御藩は從來の御定論も有之、殊に御兩敬之御間柄、衆ねて御懇誠を蒙り候儀に候、勿論貴藩へ對し聊無之儀に御座候得ば、死力を以て及爭闘候儀毛頭有之間敷、就中小倉藩の如きは、衆て怨恨も不少、此度幕府奸惡之所業に付ては、抽て令主張、尚切に促兵期候由其聞有之、彌以て萬々可惡之奸猾申迄無之、付ては御誠藩の儀に付、前以申上置候間、此段御出張御重役之御方に被仰合、御一定の御國論を以て、朝廷向御助力之御置所有之度、奉願候、恐惶謹言

丙寅六月

猶長州にては、すきなく追討ちたりしにぞ、幕軍愈々猛狽して、遂に皆八方に逃げ去りたり、幕府人々相戒め、疑ふらくは是薩摩の船手、長州應援の爲に來り侵しゝに非ずやなどいひて、つひに是より復船手を出さず、されば室津以西の海濱、兵禍を免れたるは、實に此一戰によりけりとぞ、かゝるほどに、又豊前口より、九州の兵攻めかゝる由聞えければ、いそぎまた隊伍を整へ、直ちに赤間關に馳返り、諸隊を集め之をはげまし、去年我兵此地にて、英佛の軍艦と戰ひし折も、小倉の兵見ながら應援せず、却つて外國の艦共を其領地に碇泊せしめ、今又此手の膏將として、我兵を困せんと謀るは、隣國の好焉にぞある、いと憎き振舞なり、いざ此恨報いんと、兵船三艘を率ゐて、田の浦に遏る、されど小倉兵も亦よく戰ひ、未だ勝敗分らざりしが、藝州口の太田、石川、石州口の大村佐々木、皆よく勇戰しけるにぞ、兩手の幕軍立つ足もなく、追々敗るゝ由聞えしかば、熊本、柳川の兵士共、是迄とや思ひけん、皆其の本國へ引返す、晋作得たりと陸に上り、つひに小倉城を攻落して歸る、折ふしさき徳川大將軍大阪に於て薨じ、戰も中頃にしてやみたりしが、晋作も此頃より病に罹り、久しく心地よからざりしかど、つとめて軍事にあづかり居しより、漸にして重きを加へ、同しき三年四月に至り、つひに赤間關の陣營にてみまかりたり、是れ此月の十四日にして、年僅に二十九なり、晋作平生爲す所、多く其才に任し、人の意表に出づる者多きをもて、人の譏も多かりしかど、其

大名を爲したるは、偏に亦これによれりとぞ、されば初よかりし友の、後には相敵視せるもあり又初說合はずして、後に親友となれるも少からず、奇兵隊の將にて、富永有隣といふ者、晋作といと親しかりしが、晋作ふと交りを絶ち、彼は反復の士なりといひしが、後果して其言の如くなりき、又其頃參政周布政之助が、よろづ事を取り行ひ、威權盛なりしを、晋作こゝろにくゝ思ひ、或日大勢の座に於て、いたくこれを辱めし事あれども、政之助亦すぐれし人傑なれば、敢て怒る氣色もなく、却つて其直言を喜びて、深く晋作を稱せりとなり、晋作詩を善くす、意感するものあれば、輙ち筆を執りて咄嗟に之を成し、毫も彫刪鏤刻をつとむるに意なし、今其一二を左に錄す、

贈野村望東尼

自愧知君容我狂。山莊留我更多情。
浮沈十年杞憂志。不若閑雲野鶴清。

十一月四日船將至福岡

風帆滿腹似鳥飄。疾走直將至福岡。
玄海大洋行欲半。波浪高處見蠻橋。

將赴馬關訪或家

獨悲死別與生離。人生浮沈不可期。
一椀晚餐一杯酒。憑君深意慰吾思。

訪井上聞多

慕君萬里入鴻城。山色水光依舊新。
別有心頭不平事。欲憑知己吐微誠。

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位清水清太郎

東京市芝區高輪南町廿七番地
男爵　清水資治

清水清太郎、名は親知、葭堂と號す、天正年中、長左衞門宗治といふもの、備中高松の城主にして、長門の藩祖毛利輝元に屬し、天正十年、羽柴氏の大軍押寄來りし時、將士に代りて、潔く自殺せり、これより子孫代々其藩臣となる、宗治の庶兄月清が後裔に圖書信篤といへる者あり、其人となり篤實謹嚴、藩主を輔けて其功少からず、かつて永井雅樂と同じく、直目附となりしが、彼が獨り英才に任せ、よろづ進取に過ること多かるを、いたく裁抑したりしが、雅樂果して非命に斃れたりと云ふ、されどおのれも癆疾にかゝり、いくほどもなく病みてうせぬ、清太郎は即ち其男にて、年十三の時、宗家宗治の裔美作が世嗣となる、十四歲の時なりしが、不踏死地不克爲善士といへる語を書て、みづから警とせしと云ふ、

清太郎さる名家の子孫なる故、藩主も厚く心を用ゐてめしつかひ、文久元年引具して江戸に至る、此頃江戸にて大橋順臧儒學を以て行はれしかば、清太郎すなはち其門に入る、然るに其家塾生いと多くして、居るべき處もあらざれば、近きほとりの、嶺松寺てふ寺に宿りて、朝夕之よりかよふ、清太郎亦其寺に居りしに、折ふし五月雨の時節とて、日々雨の降りがちなるにぞ、家根破れ、雨漏りて、人々驚きさわぐ中に、清太郎獨り泰然として、ふみ讀みて顧みざりしかば、其學び心の篤かりしことを、人々皆感じあへりとなん、それよりほどなく、世子にいひつけられて、京都學習院に出入し、そのうへ國老職をも攝ね行ふ、其頃外國の軍艦、浪華の海近くよせ來る由聞えしかば、朝廷より藩主父子にあふせを下して、兵庫にさきもり置かしめ、天使なにはの海岸を巡檢有りし時、清太郎之に隨ひ行く、同三年の夏、禁門護衞の兵を退けられし時、藩の若者共、寃枉を訴へんとて、國中甚だ穩かならず、此時清太郎密使となり、備前藩にゆきしに、水戸の浪士等徒黨をあつめ、太平山にこもりて、そこの藩主に上書し、攘夷の先鋒給はれかしと、申請ふ由を聞き、水戸は勤王の首唱、幕府の懿親なれば、彼等が健氣なる志の達すべきやう、周旋せられよかしと說しかど、かひ〴〵しう行はるべうも見えねば、不得已立歸りけり、元治元年の七月、三家老都にのぼり、あへなく軍敗れしかば、清太郎さま〴〵取計らふ事有て、周布政之助と共に岩國に趣きしが、ほどなく家老共が落度となりて、德山に幽囚せられ、引つゞき政之助も自害しければ、清太郎も自ら咎を引受け、一通のふみさゝげ、おのが采邑に立のきて罪を待しに、職褫はれて押こめらる、其後又萩に移れと有りけるゆゑ、さらばとてゆかんとする時、心知りたる人々、かはる〳〵入り來て、ゆくべからずと勸めしに、清太郎は涙をはらひ、われ既に罪を受けたる身なれば、今死ぬるだに猶遲し、我は只みづから欺かざる事を知るのみ、其外はしらじとて出行き、一月ばかりにして、切腹を命せられしかば、遂に腹かき切りてうせぬ、今際の時にゆあみして身を清め、淨衣をつけ、たゞしく座をしめ紙押のべて、古道照顏色の五文字をば、筆ぶとに書きしたゝめ、東に向つて再拜し、物しとやかに刄をとり、其弟爲之進と、召つがひの者難波傳兵衞とを、手元近く呼び寄せ、天道もし主君の家に、祚を降さゞる事の有ん時は、命にかけて報ゆべし、さらずば清太郎が弟にあらじ、臣にあらじといひしとなり、時に年二十二とど、清太郎和歌を好み、よみのこせるもの少なからず、今其内をあげんに、

歲の暮に
年々を過こしゝほとは夢なれや

今年も今日と暮にけるかな

春雨

さらぬたにいとゝさひしき夕暮に
　音さへしのふ春雨の空

松風

折にあひて心うしとも樂しとも
　聞かるゝものは松風の音

霜月の頃熊毛にありてよめる

人訪はぬ深山の廬はことさらに
　物おもへとや木枯のふく

寄柳戀

青柳のいろに染ぬる水よりも
　うつろひ安き人こゝろかな

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位毛利登人　毛利花子

毛利登人、名は武、幼字は左門、又小兵衛と稱し、後五郎左衛門と改め、更に登人と稱す、有所、在壑、芹田、或は主靜菴主等の號あり、長州の藩士にして、祿六百五十七石餘を食む、幼なきより、其性孝順なり、やゝ長ずるに及びて文藝を嗜み、武技にたけたり、弘化元年七月、擢でられて小姓役となる、萬延元年、世子の番長となりて、樞機に參與す、文久二年の四月、世子に具せられて、江戸より都にのぼるに、諸藩有志の人々あつまり居て、攘夷の議論かしましく、世のなか穩かならねば、御門叡慮安からず思召れ、世子と島津久光とに、そを鎭撫せよと仰られしかば、登人ひそかに世子の蔭にたち、大方ならず周旋す、十月三條實美、姉小路公知、勅使の役目かうむりて、關東に下向しける時、世子もまた別に內旨を承て東行し、松平慶永、山內豐信　二人がかたへ往かひし、德川慶勝にも會議す、そのたびに登人從ひ往て常に其謀議に加はりしとぞ、三年八月、藩兵禁門守衞を差とどめられまたの年の七月、大勢都に馳上りて、變事を仕出したりしより、國家多事になり、八月外國の軍艦數十艘、赤間關によせ來れるを、三日がほど軍して打拂ひしに、此頃人のいふを聞けば、幕府の兵よせ來りて、國の四面に逼らん由なれば、登人心を焦し思を運らし、ほと〳〵寢食をも打忘れ、東西に奔走せり、或人登人が禍に逢はんかと、心遣ひして諫めしに、更にかへり見もせず、臣子たる者身を粉に碎きても、鴻恩に報ゆるは、今其時なりと云つゝ、露ほども心を變へざりしに、

人藩主に左右し言皆な聽かれざるなし、九月のはじめ、俄に召放さる、ほどなく三家老ども腹切らせられ、登人もまた越度の罪を免れず、さふらひの格を取あげられ、野山の獄に下る、姓名を大田彌太郎と改む、十二月十九日、遂に刑戮に就きぬ、時に年四十四、辭世のうたに、

梓弓引てかへさぬ武士の
　正しき道に入るそうれしき
すめらきの道しるき代をねかふ哉
　我身は苔の下に住むとも

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位山田亦介　孫山田政通

山田亦介、幼字を卯七郎といふ、名は公章、別號を愛山又含章齋と唱ふ、長州の藩士なり、性質明敏にして諸技に達し、最も長沼流の兵學を能せり、天保七年藩主齋泰の近侍となり、十年密用方右筆に轉じ、海寇手當方を兼ぬ、弘化の初め、北海を巡り要衝の地に砲臺を築く、三年亦南邊を巡り、四年見島に砲臺を築き、益々兵備に心を留む、安政五年の七月、造船鑄砲の諸務をつかさどり、九月兵庫警衞の役をもいひつけらる、此時古賀侗菴が著はせる、海防臆測を板行して、同意の者に頒ちたる事より、其職を奪はれて、屏居の身とはなりにける、六年藩主軍制を改革し、威武を振張せんとする時、益田伊豆をして之を督せしめ、更に亦介を擧げて其補佐たらしむ、亦介因て來原良藏と謀り、西洋の軍制を參酌して、新に之を編制せり、萬延元年十月、つひに洋制に倣ひ、軍艦庚申丸を造る時も其事を掌り、翌年の秋之に乘て、赤間關に碇泊せる折しも、英吉利船來泊したるをもてそれと屢々應接せしが、彼が申出る所容易ならぬ事柄なれば、亦介いたくこれを憂ひ、頻りに奔走して、力を盡しゝに、其事善く調ひければ、藩主其盡力のほどを賞す、文久二年村田忠之と共に、海路をとりて上京するに、朝廷尊攘の大典を擧げられんとする折柄なれば、世子亦介にいひつけ、學習院に參候して其事を評議せしむ、又の年の夏、攘夷の仰下りし時、藩主他の諸侯に先だち、赤間關におきて、異船を打退く、此事上聞に達し、叡慮殊にうるはしく、少將正親町公董を勅使とし、長門に下して慰問せしめ給ふ、亦介國境に出迎へて山口に入り、また赤間關に見送りす、翌年八月、米佛英蘭、四ヶ國の軍艦二十餘艘、赤間關に寄せきたり、其戰やみて間もなく、關東の追討使、國境に逼りしかば、藩中大方ならず騷動す、亦介いたく

心を苦しめ、人心を鎮壓し、正議に反せんものと、よるひるわかず奔走するに、其甲斐もなく、益田右衛門介を始め同志の人々、皆罪かうむり、亦介もまた職を免じて、親族の家に幽閉せられ、十二月九日、野山の獄に入れられ、終に斬られてうせにけり時に年五十六、辭世の歌に、

散るもよし芳野の山の山さくら
　はなにたくへし武士の身は

吉田寅次郎もと亦介に從ひ、兵學を研究せしに、亦介其英才を喜び、或時之に打向ひ、近時歐羅巴の諸國、日々盛に東洋を侵略し、先づ印度を平け、滿清を辱かしめ、實に顧を琉球に枩し、今將に我邦に突入せんとす、是れ彼等が國、必ず豪傑の士あるに依るべし、豪傑の士あれば其國必ず强し、故に斯の如き雄圖を懷き長策を建て、以て宇內を凌駕し、人をして防禦に遑あらざらしむ、是われ等區々として、徒らに防禦に議論を費すべき時ならんや、抑も我邦は萬國の上流に位し、古へより威を海外に輝かせしもの、上は則ち神功皇后あり、下は則ち北條、豐臣あり、吾子今や年少にして異材あり、宜く勉勵して、非常の功を建て、名を海外に顯はすべしといひつゝ、一卷の秘書を取出して贈りしかば、寅次郎大に其言に感じ、深く心に銘じて忘れざりしといふ、後寅次郎が大に名を世に成しゝは、亦介が誘導の力多かりしによれり、

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位竹內正兵衞

東京市麹町區飯田町三丁目神田男爵方　竹內勝之

竹內正兵衞は、初め清記、名を勝愛と稱す、號を竹窗といふ、長門藩士八谷庄左衞門通昭の五子なり、出でゝ竹內庄太郎勝友の世繼となる、文久二年、藩主が尊王攘夷の事に盡力せしを折、有志の人たち、多く他に往きて王事に奔走し、國の財用それが爲に手薄になりたれど、正兵衞夫戶左馬之介、中村九郎等と米金の調發に、拮据經營して、缺くこと無らしむ、三年の春、藏元役となる、五月のはじめ、赤間關に外寇打拂の事起り、命をうけてかしこに赴く、さたの歲六月、都をさして脫走せし者を取鎭めんと、福原越後等東上する時、正兵衞もしたがひゆき、七月十九日の變に、藤森、竹田、鳥羽の諸道にて打戰ひ、軍利なくして、天王山に引揚げたるに、都にておくれを取りし者ども我先にと兵庫にくげて、わづかに左馬之介其他數人のみ殘れり、正兵衞踏みとゞまり、追兵を防がんと欲し、左馬之介と敵の來るを待つ、敵來らず、因て大阪に退き、遂に國に歸る、八月外國軍艦の赤間關を襲ひし時、正兵衞さきの汚名をすゝぐは此時に在りとて、兵隊に打交り、こゝろよく一戰せしが、いくさやみ黨議さし起り、獄に下りて十一月十二日遂に斬られぬ、時に年四十一、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位中村九郎

中村九郎、名は清旭、初め喜八郎と云ひ、道太郎と稱し、終に九郎と改む、白水山人と號す、長藩の士なり、食祿四十七石餘、馬廻並より馬廻に進む、人と爲り雄偉氣を負ふ、幼より神道を崇び天朝を重んず、年十八、神道攝要を著す、嘉永年間、米利堅船が再び浦賀に來りし折、九郎戍兵の數に入りそこに在番したりしが、吉田寅次郎と共に彼が振舞を見て、吾國威の衰へたるを慨き、竊に王室中興の策を運らす、安政五年二月、幕府より老中堀田正睦を都にのぼらせ、外國條約の事を奏聞さするに、主上殊の外御逆鱗あつて、許し給はざりし由もれ聞えければ、藩主九郎を側近く召しよせ、外國通商勅許を得ずと雖も、幕府かならず彼が申す旨に隨ふべし、正睦なは都を去らぬはそれらの爲ならむ、是神州危急の秋なり、今汝をつかはして禁下の動靜を伺はしむ、ゆめ〳〵事に仕損ずなと言含めければ、九郎かしこまり、やがて旅立ち都につきて、梁川新十郎、梅田源次郎、賴三樹三郎等に交りて、委しく事情を探り得て還る、勞を以て密用方右筆に進み、尊攘江戶方右筆見習と爲り、遂に右筆に進む、元治元年六月、藩內有志の人々去年の冤罪を雪がんと、忍び〳〵に東上するもの多ければ、藩主憂慮やみがたく、老臣國司信濃等を、鎭撫の爲にと跡追驅させし時、九郎も從ひ往き、心を碎きて周旋せしかど、其かひなくて、七月十九日の大變を仕出し、味方の軍あへなく打負け、國に歸りて罪を待つに、廿七日職止められ、十月ひとやに入り、十一月十二日刑に就く、時に年三十八、寅次郎嘗て人に語り、九郎いつもわれに忤ふ、忤ふ者は合ふものよりも、すぐれたりといへりとかや、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位佐久間佐兵衞

福岡縣福岡市博多金屋小路六番地ノ二　佐久間義勝

佐久間佐兵衞、名は義濟、思齋と號す、長藩中村何がしが子なり、をさなき時父に後れ、伯父なる赤川又兵衞に養はれて

直次郎と稱す、安政二年、藩命をうけて水戸にゆき、會澤恒藏にたよりて學問し、尊攘の大義を聞き、いたく感ずる所あり、三年ばかり過ぎて國に歸り、明倫館の助教となる、ある日藩主館に臨み、諸生の學業を試驗する時、佐兵衞に經書を講說せよと有りければ、毛詩泮水の篇を說出し、魯の僖公が淮夷を征伐せし條にいたり、口を極めてこれを褒揚す、其言劒切にして、聞く人感じあへりとなん、遂に講義一篇を書き綴りて藩主にさゝぐ、其大意は姬周を皇朝に、魯國を藩主になぞらへて、詩の大義を說き、孔子の微意を示し、吾國今日の形勢をなげき、藩主の王事に勤勵ずしては、あられぬ旨を說出せり、時に同藩の佐久間太郎右衞門といふ者世を早くし、その子また幼かりしかば、親族相議して、佐兵衞に其家を繼がしむ、是より佐久間佐兵衞といひけり、藩主父子天朝幕府の間にたちて、周旋する時、佐兵衞深く其志を體し、都にのぼりて學習院、また公卿の門に立入りて、皇風を恢復せんことを謀る、いくばくもなく德川將軍入朝し、引つゞき賀茂に行幸し、外夷掃攘の仰を下されしなど、佐兵衞内々其義に參して、功勞少からざりけりとかや、元治元年藩の壯士ら言ひ合せ、おひ〳〵都にのぼりければ、佐兵衞福原越後とひとつに東上して、鎭撫の道に心を盡す、されど事諧はずして、七月十九日の大變に及べり、此時越後疵を得て、戰ふこと能はざれば佐兵衞代りて其兵を指揮す、歸國の後獄に入れられ、十一月十二日に、罪さだまりて刑に就きぬ、時に年三十二、その辭世の歌二首

今ははや言の葉草も夜の雪と
　消ゆく身にはなりにける哉
心あらは梢の紅葉しばし待て
　あはれ我身と共にちらなむ

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位大和國之助　大和晴

大和國之助は、初め武之進、後彌八郎と稱し、終に國之助と改む、名は直利、山縣なにがしの子なりしが、出でゝ大和氏の世繼となり、祿五百九十石を食む、大和氏の祖先は平維盛より出づ、數世を經て、大和守宗恕にいたり、毛利輝元に召上げられて、遂に其世臣となる、安政元年の夏、外國の船、江戸近海に來りし時、國之助浦賀に屯戍し、また の年兵庫に轉戍す、萬延元年三月、江戸邸の留守居となりしを、しばし有て致仕の表さゝげ、專ら航海の術を研究せり、國之助つね

づね、西洋諸國が吾國にひかひて、無禮のふるまひするを憤り、文久二年、高杉晉作、久坂義助、寺島忠三郎等と云あはせ、橫濱なる外人の館に火をさゝんとせしうち、事もれてやみぬ、元治元年八月、赤間關に、藩よせける異船を打沸はんとして、烈しき戰爭有し時、國之助これを援けんと、手勢引具し、馳行きしに、戰やみぬと聞て引かへす、程なく國内騒議頻りに起るに及び、職を被はれて、野山の獄に入り、十二月十九日、遂に斬られてうせぬ、時に年三十とかや、

辭世

國の爲め世の爲め何か惜からん
　君にさゝくるやまと心は

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位楢崎彌八郎　山口縣阿武郡萩町大字平安古町　男楢崎清武

楢崎彌八郎、名は清義、節甫と號す、長州の藩士寬治の男なり、質性謹嚴志操あり、萬延元年、江戸に遊學し、清水清太郎と俱に、大橋順藏が弟子となりて、尊王攘夷の說を聞き、大に感慨する處あり、乃ち時事を論じて、書を藩主にさゝげければ、藩主其才識のほどを感賞す、二年の十月、三條實美が勅使となりて、關東に下向せし折、彌八郎其供人に打交り、手元離れず諮詢にそなはる、三年の夏、攘夷の詔下りし時、藩主の命をうけたまはりて、小那三田尻海防の事に參謀と爲る、また勅使正親町公董に接伴し、其九月右筆に擢でられ手廻組に入り、機密に參與す、政務役にあげらる、かゝる處に都に於ては、先月中旬藩主は勿論、藩士共の入京さし止られ、皆々國にとぢこもり居て、幽憤の氣やる方なく、遂に七月十九日、鯊下の大變を引出せり、まもなく赤間關海岸にて、異船打拂の軍始まりし時、彌八郎最も心を盡し同僚なるたれかれと、力を戮せて奔走したれど、未だ勝負分らざる内、事つひにやみしかば、彌八郎自らおもふやう、吾等數人の申立によりて、攘夷の一擧に及びしに、其事終に成就せず、君に辱をあたへたり、たとひ一身を殺すとも、罪を贖ふにたらずとて、職を解れん事を請ひしかど、未だ允されず、然るに其冬、幕府問罪の兵外より逼り、黨論内より起るに及びて、彌八郎遂にひと屋に入れられ、十二月十九日、刑に處せらる、時に年二十八、はじめ黨議の起りし時、高杉晉作とひ來り、共に謀れんと言いでしに、彌八郎頭うちふりて、正しきをなぶれなば、亦恨みなからんといひて、つひに同意せざりしとぞ、最期の折、一絕を賦して其志を言ふ、

日出之邦事ニ義方。不飢不凍送ニ星霜一。
今宵一死酬ニ明星一。二十八年更覺レ長。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位渡邊內藏太

山口縣阿武郡萩町舊城內
渡邊鴻七

渡邊內藏太、名は暢、介亭と號す、幼名久之助後廣輔と稱し、尋で遜と改め、遂に內藏太と改む、長州の藩士渡邊某の二子なりしが出て長嶺氏の世繼となりしに、實家渡邊氏の嗣子清次郎、猶をさなければ、親族ら評議して內藏太に後見させし故、また渡邊を名乘る、程なく清次郎、おとなになりしかば、藩主より內藏太には、別に祿をあへんと有りしに、內藏太固く辭退して受けざりしとなり、人と爲り軀幹壯偉、夙に國學に入り、文武の藝を學び尤も劍技に長ず、安政二年、諸藩に遊歷し、四年江戶に遊ぶ、その十一月ぬき出されて、小姓役となる、此折藩主に具せられて、しば〳〵關東におもむき、また京都にも到りぬ、文久二年世子の小姓役に轉ず、勅使三條實美、姉小路公知が、關東に下向のをり、世子も藩邸に在しかば、內藏太にいひつけ旅館に行かひして、何くれと取まかなはす、十二月世子が勅使を守護して上京するにつき隨ひ、學習院に入て、尊攘の議を評議す、またの歲三月德川將軍入朝し、行幸の大典も行はれ、引續き攘夷の期限も、ゆらるゝ等は、みな內藏太其間に周旋せし爲めなりとぞ、五月山陽西海の諸藩にゆき、敵慮を奉じ幕令にしたがひ力を戮せて、尊攘の大義を遂ぐべき旨をいひ諭す、ほどなく元治元年の七月、都に大變起りし時、國中の人、上を下へと立騷ぐ、世子これを鎭撫せんと、萩城にゆき、藩士を明倫館に呼よせ、大義を諭しける時、內藏太隨ひ行き、其間にありて、百方周旋しければ、衆情漸く伸る事を得たり、幕府の兵押寄來るに及びて、またもや黨議涌出でゝ、十月職を召放され、十二月十九日、野山獄にて斬られぬ、時に年二十九、最期の折、詠じける詩に

人間行路盡風波。一死報レ君豈有レ他。
姦吏不レ知賈生志。流涕奈ニ此國家一何。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位松島剛藏

東京市麴町區飯田町五丁目三番地
松島虎之助

松島剛藏、初め瑞益と稱す、名は久誠、字は有文、韓峯と號す、其先は奧州松島の人なり、高祖父利碩の時より、くすしのわざをもて、長藩に仕へしが、剛藏に至り、そのわざをやめて、武士の班に列す、剛藏人となり、豪爽にして繩墨に拘らず、常に君側に便佞の徒多きを嘆じ、或日いたく酒を飲み、醉にことよせ、口を極めて其人々を罵りければ、それが爲めに、其職を奪はる、剛藏それより、奮然として航海の學に志し、長崎にゆきて、洋人なにがしにたより、數年の間留學す、國に歸りて後、洋學局を起さん事を建言せしに、藩主やがて之を採用しければ、剛藏深く其恩に感じ、徒を聚め業を講じて、門下の士を敎訓せり、安政四年藩主西洋式の小船を造る、剛藏に命じて運轉を習はしむ、剛藏自ら謂らく一旦不慮のことある江戶に航せざる可らず、海路を熟知せざれば不可なりと、乃ち航す遠州洋に達する頃風浪大に起り、船殆ど沈沒せんとす、水夫一人を喪ふ、漸くにして下田港に入る、剛藏邦人の航海に短なるを憂ひ、生徒を激勵し、其業を攻究せしむ、文久元年二月、藩主海軍局を佐波郡三田尻に設置し、剛藏をして頭人及び檢使を兼行はしむ、文久二年、攘夷の論熾んに起りし時、剛藏東西に奔走して、尊攘の大義を伸ん事を主張す、又の年朝廷より、五月十日を外夷打拂の期限とせよと、詔下されし時、剛藏命を受け、いそぎ赤間關にゆき、庚申、癸亥の諸艦を艤ひ、戰の用意に怠たりなかりしうち、亞米利加の船一艘、赤間關近く漕渡りしかば、やがて大礮を打掛けたるに彼等却て近付來り、庚申壬戌の二艦を打破りて還れり、此時剛藏身に疵を受たりしが、後功を論じて、恩賞あてがひし時、剛藏を第一にかぞへたりとぞ、元治元年七月、都に大變有しより、國中押なべて騷ぎ立ち、剛藏深く心を苦しめ同志の者と相謀りて、これに應ずるの策を運らす、そのひまに思ひもよらず、俗論黨等立起り、議論區々にわかれ、私怨を云たて、つひに正議の士を誣ひ構へ、剛藏もまた罪におとされ、十二月に獄に下り、十二月十九日、斬られてうせにけり、時に年四十、其辭世の歌に、

君か爲め盡す心のすくなるは
空行く月やひとり知らん

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位山田宇右衞門

福岡縣福岡市須崎土手町十三番地
山田欽一

山田宇右衞門、姓は源、名は賴毅、長門藩の世臣なり、安政元年二月、浦賀防堵總奉行參謀となり、二年七月、夷艦應接掛を以て相島に戍す、文久元年五月、英國軍艦赤間關に淀泊する

や、宇右衛門山田亦介と、藩旨を承て董事す、二年二月擢られ參政となる、八月學習院用掛を以て上京し、勤王の事に鞅掌す、既にして國に歸り又參政となる、三年癸亥九月、奥阿武郡代官となり、慶應元年正月、表番頭格に進み、兵學校教授となる、二月參政に復し、教授を兼ね、藩政を改革し兵備を擴張し、幕兵の來攻を待つ、丙寅の夏四境の敵を拂ひしは、宇右衛門の功多きに居る、五月撫育方用掛を兼ぬ、三年六月民政方改正掛となり、十一月十一日病死す年五十五、宇右衛門人と爲り、強毅謙遜にして、質素を尙ぶ、三たび郡の代官を歷、至る所治績あり、平生默して言はず、事に觸て其胸臆を披けば堂々たる議論、迥に人の意表に出づ、人之れが爲め氣膽を奪はれざる者鮮し、吉田寅次郎を幼稚の時に知り、嘗て江戸より歸り告て曰く、世變近に在らん、屑々稿簡を執り空言を守るは、宇内の形勢を研究するの急務たるに若ざるなりと、寅次郎是に於て發憤始て洋籍を讀む、其終身外寇を以て憂と爲す者、蓋し此に基すと云ふ、初山鹿氏の兵術を尸祀し、後西洋法に涉る、安政中藩兵制を釐革するや、步卒尤も舊習を墨株し、之に加るに門閥を相爭ひ、紛然復鎭壓す可らず、藩宇右衛門に命じ之を治めしむ、衆乃ち服す、丁卯五月參政首座に班するや、宇右衛門固辭し、木戸準一郎の次に列せんことを請ふ允さず、中島名左衛門、村田藏六大村益次郎皆宇右衛門の薦むる所なり、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位福田俠平

福田俠平、名は公明、長藩士にして、人と爲り沈勇、畧ぼ書史に涉る、文久三年、奇兵隊に入り書記となる、元治元年八月外舶と赤間關に戰ひ、十二月參謀となる、慶應元年の春、黨議藩内に起る、俠平之れと戰ひ、八月軍監を兼ぬ、二年六月豐前に渡り、小倉兵と戰ひ、三年十月、密勅を長薩二藩に下すや、俠平廣澤兵助、品川彌二郎と、連署命を奉じて曰く、辱くも宸旨を領す、卑賤の陪臣感激に堪へず、馳て寡君に告げ闔國大擧し天地に誓ひ、以て宸襟を安ずべしと、是に於て維新の緒開く、明治元年正月、伏見の戰捷て、五月東征の師に從ひ、越後より陸奥に進む、賊平きて後、歸國して疾に罹り、赤間關に於て死す、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位時山直八

時山太郎

時山直八、姓は平、名は養直、白水山人と號す、長門藩士にして、人と爲り忠烈、夙に王權回復を以て志となす、曾て吉田寅次郎の薫陶を蒙る、後久坂義助等と、數々京師及び關東に赴き、計畫周旋する所あり、藩廳周旋掛の職を置くに當り、直八其選に膺る、文久三年攘夷の勅下るや、義助等と馬關に下り砲臺を築き、五月十日以來、外艦を擊つ數度、會々京師より姉小路卿の變報至る、義助等と謀り再び上京す、時に小笠原圖書、隱謀を儲へ上京すとの說あり、直八之を聞き憤慨、之を刺さんと欲して事成らず、因て權に京師藩邸金穀を掌るの吏となる、元治元年七月京師に戰ひしが、軍敗れ兵庫に到りし時、姫路の兵我兵を西宮に遮る、我兵隊伍亂れて復た綜む可らず、直八福原越後に向ひ、敵陣を衝き一戰せんと請ふ、敵兵之を聞き、恐れて間道を示す、是を以て一人を損せずして歸國するを得たり、是年八月英佛米蘭四國の軍艦、來て赤間關を襲ふ、直八奇兵隊軍監と爲り、防戰最も力む、是冬藩内黨議起る、翌慶應元年春、高杉晉作兵を擧げ俗論黨を除く、直八與て大に力あり、二年夏幕兵我が四彊に迫る、直八等小倉口に防ぎ、大に之を敗る、明治元年會津征討の時直八奇兵隊參謀となり、越後口に赴き、到る處戰功あり、五月賊兵野邊山に在り、山高峻にして、我に害ある最も多きを以て、先づ之を奪はんと、我二番五番六番の三小隊、横渡の谷間より進む、薩兵亦山右より攻登る、我連山及び三佛生の諸砲臺、頻に發砲して之を助く、遂に猛進して其一二の砲臺を奪ひ、賊を殪す算なし、而して賊兵最高の砲臺に據り殊死して戰ひ、官軍多く傷く、直八叱咤軍を指麾し、之に當り遂に戰死す、此役や一週日の間、砲聲絕ゆるなし、その一砲一日百五拾彈を發射するに至りしと、以て此役の激烈なるを見るべし、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位浦靱負

山口縣熊毛郡阿月

浦勝善

浦靱負、姓は平、名は元襄、十世の祖を宗勝と云ふ、筑前立花の城に居る、宗勝七世の祖を氏實と云ふ、小早川宣平の七男なり、氏實藝州浦鄕に封せらる、因て氏とす、靱負もと國司氏、出て浦氏を嗣ぐ、人と爲り沈重にして寡言、好で書を讀み又射を善くす、頗る老成の風あり、天保五年甲午、年四十二にして家を督す、時に家貧にして負債多し、靱負因て其邑に屛居し、家道を興さんと欲し、勉勵刻苦すること九年、遂

に家資故に復するを得たり、十四年癸卯春、藩主羽賀臺に閲す、靭負を以て手廻大將と爲す、弘化四年丁未擢られて國老に班す、嘉永癸丑六月、墨使彼理の浦賀に來るや、靭負時に江戸に在り、人心恟々騒然措く所を知らず、長藩急に兵を出し、大森羽田を戍る、而して幕議和を主とし悉く彼理の請ふ所に從ふ、天下の志士尊王攘夷を唱へ、東奔西走、禍亂將に近きに在らんとす、靭負言路を開き人才を薦め、國本を培養し、以て待つことあらんと欲す、安政二年乙卯、村田次郎左衞門を薦め、政に參せしむ、是に於て士風大に振ひ、賢を擧げ能に讓るに至れり、而して靭負益田右衞門介と協心事を議す、閣藩尊王の意是に於てか益々確し、萬延元年庚申、年老ひ職を解んことを乞ふ、藩主厚く賜て之を慰す、文久二年壬戌の春島津大隅守將に東上あらんとす、西海の志士競ひ起て之に從ふ、是より先長藩兵庫を戍る、是に於て復靭負を起し兵庫戍兵を督し、機を待て以て勤王の事を擧げしむ、四月十九日伏見に次す、會々京師騒擾すと聞き、變有らんことを恐れ、直に馳せ入り、隊を整へ以て待つ、事無くして罷む、途に京師に留まり禁闕を護る、既にして世子入京す、當公も亦江戸を發して木曾路に在り、靭負命を受け之を路に迎へ、奉じて以て京師に入る、是秋世子、勅を奉じて江戸に之く、靭負之を輔佐す、癸亥加判役と爲る、幾もなく老を以て職を辭す、元治元年甲子冬、國内騒議沸然たり、靭負持論堅正家居して動かす、尋で家を其の子に傳へ以て老す、明治三年庚午五月、壽を以て終る年七十六、靭負擧止温雅、造次顚沛の間と雖ども、未だ曾て疾言怒色せず、居常卯に起き、沐浴衣服し、祖先を拜し、夜は則ち官事を筆記し、積て數十卷に至る、政を執ること凡二十年、賢を進め不能を退け、苞苴門に入らず、私謁公事に行はれず、功を以て秩を益すこと千石、然るに儉素以て自ら奉じ、家臣を勵まし文武を講習せしむ、家風の盛なる一時以て及び難しと爲すと云ふ、

玉江別館賜宴恭賦

高亭春三月。花苑聽二黃鶯一。杯酒恩光厚。
清吟賦二鹿鳴一。

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正四位を贈らる

東京市芝區三田小山町　御堀傳藏

○贈正四位御堀耕助

御堀耕助、名は直方、初姓名を大田市之進と稱す、長州の藩士なり、人と爲り魁偉、勇武人に絶す、年十八江戸に遊び、劍道を齋藤彌九郎に學び、毎朝蚤起して技を試むること數十回、既にして其技大に進み塾長と爲る、常に其師に代り、諸侯の邸に往きて技を授く、居ること四年にして歸る、又文學を鎭西に學ぶ、既にして毛利世子の近侍となり、幾ばくもなく又京師に游ぶ、耕助少時勵精苦學す、其父嘗て携へて村田纖部の許に詣り教を請ふ、乃ち「拔山蓋海唯精意、勤學晨昏須戴星」の句を書し以て之を與ふ、耕助終身之を誦すと云ふ、耕助の京師に游ぶや、中山前侍從忠光、義兵を大和に擧げて克たず、長門に走る、耕助途に之に謁しつひに俱に西す、元治元年浪士隊の參謀を以て京師に在り、是年七月の役に幕兵と戰て大に功あり、是より其名著はる、次で幕兵の長を征するや、耕助安藝に拒ぎ、力戰奮擊して之を卻く、既にして功を以て參政と爲る、明治二年の夏藩主の命を以て西洋に航し九月復命す、後朝廷屢々之を徵すれども、病と稱し固辭す、四年五月十三日、つひに病歿す、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

東京市芝區西久保南町三十番地　來原良藏

○贈從四位來原良藏

來原良藏、名は盛功、通稱を初め盛吉といひ、後に良藏と改め、長州の藩士なり、幼なき時より藩の學校明倫館にいりて、文よむわざに勉めしが、章句を尋ぬる事をせず、單へに大義に通ずるを旨とす、わきて博く歷史を見きはめ、古今成敗の跡を細論するを以て娯とす、其人がら豪爽鋭敏にして、容易に人に屈する事なし、ひと日先輩良藏がよるまひの怠慢なるを見、講堂に招きよせ、衆人列座の席上にて、良藏の學びのほどを試んと言出しかば、良藏やがて下部に云つけ、かね〳〵讀し書どもを、目通りに持運ばせしに、經史はさらにて諸史百家の書を、うづたかく積あげしかば、滿座の壯士一同に、驚かざる者もなし、良藏從容として、何れの書なりとも出し、試られよと云しかば、あちこちよりしどけなく抽出して、其書中の義を問ひしに、たえて通達せぬかたは無りしとかや、またよく槍術に達し、そのうへ西洋の陣法をも知れり、前田孫右衞門、周布政之助など、要路に居り、藩の軍制を改革する時、良藏これにあづかりて功あり、國に在ては演武場に入り、江戸にゆきては有備館に入りしに、皆あげられて敎授官となる、はじめ部下の人々、皆良藏に心服せずして、百方之を妨げんとし、或夜人々云合せて、かはる〳〵訪ひ往き、丑三ッ過る頃までも、何くれと事を議し、其あけかたも又とく往しに、良藏更に倦たる色なく、既に衣服を整へ居て着座し、聲に應じてもひしらふ、しば〳〵箇樣の事有しかど、少しだに、

擒さざりしかば、人々始めて之に服せしとかや、其後密事右筆に轉ず、安政三年、相摸浦賀の陣營に干役し、五年長崎に遊ぶ、文久二年、都にのぼり、ひたすら國事に心を盡し、永井雅樂が仕業を憎み、之を刺殺さんと謀りしが、時機を得ず、其事を仕果さざりしをもて、同志の人々より、二心あることゝ思はれしにぞ、良藏憤て江戸にゆく、時に攘夷の議論愈々盛んに、世の中穩ならずなりしかども、幕府の政事優柔にして、よろづ決斷無りしかば、國勢追々衰替す、良藏これを慨嘆し、身を以て國家の難に先たゝん物と、やがて書生を糾合し、横濱の異人館を燒拂ひ、彼を激して事を生せしめんと計り、竊に邸を脱して立出でけるが、相知れる人々其跡を追懸け、頻りに異見を加へて之を押止む、こを誰が言觸しけん、藩の世子に聞えしかば、やがて其手元へ呼よせて、所存のほどとことわりなれど、過激の所業然るべからずと、いと懇にさとしけり、良藏其心ばへを感じ入り、さめ〴〵と落涙し、やとりには歸りしかど、憤激の心猶止難かりしかば、其夜竟にみづから腹切てうせぬ、これ八月廿九日の事なりき、はじめ家を出る時、既に死をきはめしにや、其後都方より父母と妻子に、三通のせうそこ文を贈りし事あり、今其うちの二を節す、

なきあとの御なげきさこそとおしはかりおそれ多く候へとも武士の母たる御方にて候へはあまりに御なげきなさるまじく候さきたちし友たちのいさぎよかりしはうらやましくねつにうかされ氣を失なひいひかひなきはまた口をしくこそ覺候へ十五年の大病にて死ぬへきものをふさぎよく二十年來いきのひて妻さへ子さへある身とまりおもひのこす事もなく候へはいよ〳〵思しわけられ候ておくびやうなることし出て人にうしろゆびさゝるゝよりはと御あきらめなさるべく候猶幾久しく御すこやかに御暮しなさるへく候かしく

六月廿三日　良藏

福原おかゝ樣

出立のをり何もいひつくし候ゆゑ、今更申こともこれなく候只々和田氏の娘桂氏の妹にして不肖なから良藏か妻と申事御わすれ候はぬやう存られ候かしく

七月一日　良藏

お春との

其後藩主良藏が死を聞き、其志を殊勝なりとし、有備館にて祭のわざを行はせ、世子も亦側役の者をつかはして、其祭を助けしむ、良藏かね〴〵吉田寅次郎と親しき中なりしかば、寅次郎が國をぬけいで、東北の國々を遊歷せしを罪として、籍を削り祿を奪はれし時、良藏も連坐して、日數あまた押こめらる、亦寅次郎が浦賀にて、ひそかに異船に乘込んとせし事あらはれて、重き罪を蒙ふりし時も、良藏樣々力を盡して保護せしとかや、寅次郎大義綱を著はして、前田孫右衞門に與へし時、良藏も亦一書を作りて、周布政之助に與へしに、孫右衞門も政之助も寅次郎良藏が申す旨を取用ひしとなり、此時孫右衞門は手元役にて政之助は政務役なりしとぞ、良藏曾て詠せし述懷の詩といふに、

詔書屢下宸憂頻。率土何人不二王臣一。
時無二楠公與一諸葛一。觀望各自護二一身一。
草莽之臣猶未レ死。睥睨西風吹二胡塵一。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

◆

○贈從四位船越清藏

船越清藏、名は守愚、豐浦山樵と號す、長門豐浦郡清末の人なり、少して落魄し、近江國大津に客居し、書札句讀を兒輩に教授し、以て其口を糊す、外夷の事起りしより、竊に諸公卿の間に出入し、王室中興を圖畫す、常に曰く、天朝又は江家の爲に死せば、死其所を得ると云ふべし、是を勉めす、徒に死せば、吾魂魄千祀に慰む所なしと、中谷正亮、最も此說に心醉し、東上すれば必ず往て之を見る、吉田寅次郎、曾て清藏が著はす所の、遠化狂書考、井蛙錄の二書を、國相益田右衞門介に獻じて曰く、論老て理正しく、援引實力あり、其書に就て其人を想ふに、決して浮薄空腔の者の能及ぶ所に非らす、初め謂ふ一老朴翁、徒らに國を憂る者のみと、今此書を閱て大に驚異すと、遂に之を藩主に上る、清藏之を聞き、大に寅次郎を罵て曰く、寅次信に事を解せざる一鈍漢なる哉、斯書吾竊に國家に報ずる所あるのみ、何ぞ吾名を須ゆることを爲んやと、因て其書を裂き捨たりと云ふ、文久二年春、卒に出て京師に居る、久坂義助、入江九一等、大に倚賴する所あり、秋萩城に來り、頃に病で槍堂村に死す、年六十餘、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位福原乙之進

福原乙之進、名は信冬、長州の藩士なり、其性忠厚にして氣節あり、かねてより王室恢復の道に心かけ、文久二年の夏、都にのぼらんと思ひ立、其趣を藩主に申請ひ、いなだゆるし

の無きほどに、國をぬけいでゝ、都にいたりしに、永井雅樂が、江戸よりのぼり來りし折なれば、之を待ぶせて、刺殺さんと構へしに、雅樂早くもこれを聞出し、間道より立歸る、乙之進其志を果し得ざるを憤り、自ら有司のもとにゆき、雅樂は天下の罪人なれば、速に誅戮を加へ、其首を大道に梟けて、普く天下の人に示さん物と、臣等數人云あはしゝに、不幸にして其圖を失ひ、おもひを遂ざりし事は、終生の恨みなり、臣等さきにはゆるしを蒙らで、國をぬけいで、今又藩の重臣を辱めんとせし罪、遁るゝ筋あるべからず、謹で鼎鑊の命を待つといひ出しを、有司やがて藩主に聞えあげしかど、藩主思ふ旨有しにや、急に仕置もせで有しに、間もなく朝廷より天下有志の士の罪を赦せと、詔を下されし折柄に出會たれば、乙之進益感激して、一入勤王に心を傾けしとぞ、同三年の八月江戸にゆき、府下の豪傑と往かひし、十一月廿五日、臨坂又三がもとにゆき、物語らひ居ける內、ゆくりなくも、土井大炊頭の手の者が、あまたの捕手を率ひ來り、家のめぐりを取圍む、乙之進腰刀引ぬきて、しばしは渡り合しかど衆寡敵し難ければ、遁れ得じと覺悟を定め、一間の內にかけ入て、みづから首はねてうせにけり、年は二十七とかや、此又三といふ者も、諸國の浪士と親しく交り、義士の名を得し人なりとぞ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位青木周弼

東京市麴町區上二番町十二番地
子爵　青木周藏

青木周弼は、長州藩の醫師にて、初め同藩能美洞菴なる者の門に入り、醫學の要を受け、後長崎にゆき、蘭人「シーボルト」に就き、愈々蘊奧を極め、藩に歸り藩主毛利敬親に建議し、蘭學を研究する爲めに、洋學會といへるを設け、又牛痘引種の必要を思ひ、弟研藏を長崎に遣り、種痘の法を習はしむ、既にして研藏痘苗を携へ歸りしかば、周弼之を全藩に施し、大に効を奏せしとぞ、周弼夙に皇道の衰頽を慨き、嘉永安政の頃に及び、內外の時事に感ずる所あり、屢々藩主に建議せるに、皆よく肯綮に當りしといへり、文久三年十二月、疫にかゝりて沒せりとなん、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位吉田稔麿

山口縣阿武郡椿郷東分村
吉田義久

吉田稔麿、初め榮太郎、名は秀實、長藩の小臣淸內が悴なるが、狀貌雄偉にして、其性謹厚なり、をさなき頃より、なみ〳〵の小供と同じからず、ひと日身に襤褸をまとひ繩帶引しめ、兩親に向ひ、我は天下の厠養なり、いたる所をわが家とすべしといへり、年十三の頃、はじめて關東に赴きける折から、亞米利加船の渡來せるを見て、自ら奮勵し、大功を立んと思ひ立ち、もはら武事に志さし、吉田寅次郎にたよりて、兵法を學び、刻苦勉勵、怠る色なし、寅次郎いたくこれを賞感す、或時寅次郎に名と字をつけてよと請しかば、名は秀實、字を無逸と名乘らせ、さて他日國家に事あらば、必ず汝を用ふべしといへり、安政五年、寅次郎が罪かうふりて囚はれし時、稔麿有司に就て、ひたすらに嘆願せしかど、採用られず、遂にこれを江戸に檻送す、稔麿そを見送らず、又重き刑に罹りし時も、とふらひに往んともせで、一と間の內にとぢこもり、數月がほど、心喪を行ふ、寅次郎が東にゆきしよりこのかた、稔麿國事のせんすべなきを憂ひ、ひそかに四方に遊び、志士を訪求せんとす、其後藩主、兵庫警衞のため、手人あまた遣はすに、稔麿も其むれに入れられて、しばしがほど、かしこに在りけるが、俄に思ひたち、江戸をさして逃亡す、其折身につけし衣類を脫捨て、兩親のもとに送り遣はし、兼て寅次郎があたへし衣の、只一重有つるを着て、江戸に往き、麾下の士、妻木田宮（後に賴矩）がもとにしのび居て、ひそかに幕府の動靜を伺ふ、こは朝廷の爲に力を竭し、また寅次郎が業を繼んとおもふ故なるべし、後三年、世子が禁門守衞の仰をうけて、上京せし旨つたへきゝ、時至りぬとて、いそぎ上京し、一封の謝罪狀をさゝげしに、世子其心ばへを憐み、脫走の罪を問ずして、もとの籍に入らしむ、文久三年の夏、長藩赤間關にて、外國船を擊けるに、幕府其はしいまゝに、兵端を開きし事を咎め、軍艦を差向け、將軍家の御敎書なりとて、重立たる官吏らより、恭しくこれを渡しければ、取あげ見るに、將軍家の親書ならで、藩主がふるまひを責問する、閣老たちの書面なり、長人大に腹をたて、朝旨從はでは有べからず、外蕃攘はでは有べからず、幕府の命令何ほどの事か有ん、いで彼が船をうばひ取り、攘夷の用に立てんず物と、其用意とり〳〵なり、此事世子に聞えしかば、捨置き難しとて、馬に鞭あて、赤間關へと差急ぎ、騷ぎ立たる勇士らを制止す、時に稔麿戍營にあり、烏帽子いたゞき、直衣を着、しづ〳〵と彼の軍艦に乘り移る、艦中の人々其威風に恐れ、顏見合せて並居たり、稔麿まづ、此頃江戸表の演劇は、何わざをなすやと問ひかくるに、假名手本忠臣藏なりと答ふ、見る者多きかと問ふに、多しと答ふ、さもこそあらめ、四十七士が其君に忠なる故に、さやうに人を感せしむるならん、今藩主父子が心を盡し、吾

輩が力を盡すも、また天朝に忠を盡し　幕府に信を立んと思へばなりと云つゝ、大議を論辯する事いと慨切なりしかば、一座の面々、頭を低れ一言をも發せず、藩主稔麿にいひつけて、彼の軍艦を監護させ、幕使を丁厚く侍遇さするに、或夜何者とも知れず、其旅館に亂れ入り、幕府の兵士を殺傷す、稔麿こはゆゝしき事こそ出來たれ、此儘に差置なば、我君必定幕府より、罪蒙り給ふべし、いで關東にはせ往て、子細を申開かんと言出しかば、世子げにとて資格を進め、そこばくの旅資を與ふ、稔麿これを封緘し、誓不輕用とうはがきして、友人鹽谷何がしにあづけ置き、打立んとする折柄、妻木よりふみおこせて招きしかば、稔麿やがて走りつき、妻木に何彼と取もたせ、閣老板倉勝靜にさみえ、有し樣を申開き、また東風不競談といふ、一篇の書をかき綴り、心のほどを述ぶ、又の年江戸に往かんと旅立し、道のゆくてに都にいり、肥後の宮部鼎藏らと、六月五日の夜三條橋のほとりなる池田屋にゆき、同志の人々と議する事ありけるに、門邊に物音騷がしく聞えければ、何やらんと立出て、樣子を伺ふ間もなく會津の捕手ども、押寄せて透間もなく取圍む、稔麿危くくぐりぬけ、河原町なる藩邸に往き、かう〳〵と樣子をしらせ、物の具取て身を固め、立出んとする所を、大勢に追詰られ、遂にそこにて命を殞す、時に年二十四、よの人稔麿が能く寅次郎が教誨を守る事を感じ、また其おもひを遂すして、空しくなりしを惜みあへり、後藩主清内を取立て、さふらひの籍に加ふ、寅次郎つね〳〵稔麿と、久坂義助、高杉晉作の三人を稱して我良藥なりと云しとぞ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位杉山松介

杉山松介、名は作義、寒翠と號す、長州の人なり、安政五年、閣老間部詮勝、都にのぼり、暴威をふるひて、志士を取おさへんとす、吉田寅次郎これを聞き、以の外に憤激し、彼れを刺殺さんと、同志の輩をかたらひ、ひそかに國をぬけ出るに、松介其かたうどし、周防より船をやとひて、東上せんとしたりしに、事顯れて引きとめらる、文久二年、都に上り、久坂義助らと云合せ、王事に勤勞したりしかば、藩主いたく賞感して、さふらひの列に取たてたり、五月久留米に往きて、さま〴〵周旋し、眞木保臣らが幽囚をとく、三年朝廷より、外夷討拂の仰下りし時、同志の人々西下しつれど、松介は寺島忠三郎と、都に居殘り時勢を伺ひゐたるに、またの年六月五日の夜、同志の人にはかる由ありて、三條の旅舍池田屋にゆきけるに、會津勢に襲はれ、戰て疵を受しかば、一先邸中に歸りしかど、深手の爲に遂に死にけり、年は二十七なりと、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位河上彌一郎　伯爵實弟　山田繁氏

河上彌一郎、名は正義、長門の藩士なり、其性豪爽にして、意氣淋漓たり、はやくより尊王攘夷の大義を唱へ、身を抛ちて國に報せんの心あり、文久三年、攘夷の聖諭を幕府に下されし時、外國の事情を探知せんと、赤間關に往き、高杉晉作と諸共に、日夜謀をめぐらすに、異船屢々邊海に見え隱れしければ、彌一郎眞先に進出で砲擊し、また豐前田の浦に砲臺をしつらひ、これを狹み擊んと、かしこに渡り、程なく奇兵隊を引連れ、防州三田尻に移り、その總督となる、此時仔細有つて上京し、一月を經て國に歸りけるに、中山忠光、大和に於て兵を擧る由を聞き、同じ隊中の長野熊之丞等と相謀り、三田尻に寄泊せる、七卿の隨一なる、澤主水正宣嘉をあがめて大將とし、十月二日かしこに舟出し、上の關より上陸し、那珂岩國を經、六日新湊にいたり、又舟に取乘り、八日播州鹽濱につく、あくる九日、平野次郎、藤野四郎がせうそこの旨にまかせ、飾間より五六町はなれ、とある家にやどるさて次郎が語るを聞けば、大和路よりの注進に、去月二十九日、味方打まけ、忠光を始め、上下ちり〴〵になりたる由なれば、人々膽を消し、今は應援の謀、其機に後れねとて、兎角の詞もなく、ひとまづ引返し、重て時節を待つべき由、耳語くもの多かりしに、彌一郎戸原卯橘と進み出で、此期に臨み、聞怯ぢして、尻込せんは、勇者の本意に非ず、かの殘兵を呼集め、侍從殿の弔軍したらんには、但馬丹波の志士も、味方に馳加るもの多かるべし、いざとく〳〵と申ければ、宣嘉も尤なりとて、彌一郎以下三十餘人打連れて、翌日但馬生野にいたりつく、そこに延應寺といふ一刹あり、これくつ竟と見定めて宿陣す、彌一郎もとより必死の覺悟なれば、かの唐土睢陽籠城の時、張巡が南霽雲を呼び、南八男兒死耳、不ㇾ可下爲二不義一屈上といひし詞によりて、おのが姓名を改め、南八郎となん名のりける、かくて十一日に、山口村に旗を擧げ、先銀山の役所にむかひ、此陣屋をば人々のやどりにせんと云入るに、代官川上伊太郎は、公用有て餘所にゆき、居合せず、元締武井正三郎と談判を遂げ、詰合ふ吏員らは、誰彼となく立退かせ、有合ふ武具をかりうけ、米金其外奪ひとり、又村々の民ども

に、白米などを指出させ、ことしの租稅貢物を、なかばゆるすといひきかす、次郎は二日がほどおくれて、此日追つきぬ、あくる十二日は、町人へ菊の御紋の幕挑燈、其外調度あつらへて、十三日には、其里の制札までも書改む、此騷動を傳聞き、もよりなる出石豐岡の諸藩より、繰出す討手の勢、烈しく攻よせ來るにぞ、味方たじろく者も有けれど、宗徒の人ら踏とゞまり、むかふ敵にわたりあひ、力の限り戰ひしが、翌十四日、ほと〳〵利をうしなひ、追繼來る敵兵ひきもきらず、今はかなはじとて、妙見山にわけ入るに、皆々今一度引かへし、打ていでんといふ、彌一郎首打ふり、なまなか手出して、再度負軍せんよりは、快く死ぬるこそ、まさらめといさめけるに由て、長野熊之丞をはじめ、十餘人列座して、潔く腹切たるを、彌一郎一々介錯し、其後みづから首刎てうせぬ、時に年二十一、都に於ては、かくともしらず、翌十五日、守護職より或る藩へ、

但馬國生野銀山へ、去ル八月十八日脫走致候、元澤主水正事、姉小路五郎丸と改名致シ、京都へ內願有之、罷登リ候趣ニテ、去十一日夕、同勢三十人程、生野御代官所陣屋、借受度旨申出、折節川上伊太郎、檢見留守中ニ有之、殊ニ差拒ミ候ハヾ、暴發致シ候趣申聞、不容易形勢ニ付、仙石讃岐守ヨリ、三番手人數迄、指出候趣申越候處、此上亂妨ノ所業ニ及候モ難計、都合次第、人數指出候樣可申合旨、讃岐守へ申含置候間、同人ヨリ一左右次第、人數差出候樣可心掛置候、尤酒井讃岐守、松平伯耆守、青山因幡守、織田山城守、京極飛彈守、栃木近江守へモ、同樣相達候事、

十月十五日

かゝる布令を出したるうへ、續て龍野藩主へも、

此度元澤主水正事、但州生野銀山邊、浪人共相語合、一揆企、御代官所へ押入、及亂妨候ニ付、早々可追捕旨、被仰出候事、

十月十五日

右の趣ふれたり、是より先に、宣嘉は生野を落のび、再度長門に立戻り、彌一郎が肖像に贊をそへ、其家人に與へしが、慶應三年の冬、都に歸る其折も、若干のこがねに物そへて、又其家に遣はしぬ、彌一郎がよめるといふ歌に、

おくれなは梅も櫻に劣るらん
さきかけてこそ色も香もあれ

議論より實を行なへなまけ武士
くにの大事をよそに見る馬鹿

又高杉晉作が、彌一郎と吉村寅太郎とを、追惜して作れる、詩のおく書にも、重鄕類二張巡一、正義類二霽雲一、然二士節義、固非二巡雲之所一及也、といへり、其氣象想ひやるべし、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位所郁太郎

所實吉

所郁太郎、名は元、美濃國北方郡の人なり、弱冠にして醫術を能くし、諸國を周遊して、竊に藩々の樣子を見探りしが、もとより慷慨世を憂ふるのさがなれば、つひにそのわざを打捨て、汎く諸藩の士に交はり、殊に長州の人々には、いたく愛せられしかば、つひに其藩士の列に入りて食祿を受けたり、其後游擊隊の參謀に擧げられて、甲子の役にもあづかりしが、いくさ敗れて、長州に歸りしに、間もなく藩の內亂起りしかば、郁太郎大にこれを憂懼し、あなたこなたを周旋して、諸陣の間をゆきゝせるうち、遽に病て吉敷にてみまがりぬ、時に年二十七、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位名和道一

山口縣吉敷郡吉敷村
姪名井九助

名和道一は、長藩の老臣毛利出雲の臣なり、幼にして聰敏、篤く道に志し、早く四方に遊ぶ、常に氣節を尙び、深く國事を慨す、文久二年、屢々京師に上り、力を王事に盡す、同三年藩主の寃を雪がんと、有志の徒を奬勵して曰く、苟も大義を明にし、死所を求むる此時に在りと、乃ち出雲に請ひ、一小團を結び宣德隊と號す、是此鄕鳴義の嚆矢たり、又國老諸人と謀り、尙義場を開き文武を講明す、元治元年、藩老益田右衞門介等京師に入り、君側を淸めんとす、尙義場宣德隊の人々隨て山城山崎に次す、是役や多年の君寃を雪ぎ、王室に干城たらんとす、而して賊焰正に熾にして事遂に成らす、是に於て藩の俗論氣焰を得て、正論の士を搆陷す、道一亦坐せられて、終身禁錮の刑に處せらる、會々慶應元年、正論黨大に起る、高杉晉作、遊擊軍を率ひて吉敷に陣す、乃ち道一の禁錮を解き、延て參謀たらしむ、此時姓名を改めて繩緩と稱す、後又今名に改む、二年幕兵の四境を侵すや、道一遊擊軍の參謀を以て、之を小瀨川口に防き功あり、明治元年京師に入り、岩倉相公に寓仕し王事に鞅掌す、二年八月新潟縣參事となる、居る一年にして職を辭す、四年米國に渡航し、專ら民法學を修む、六年空しく志を齎らし冒頓府に病沒す、年三十六、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從五位白石廉作　白石鐵次郎

白石廉作、名は資敏、長藩の管内なる、赤間關の豪商卯兵衛の六男なり、兄を正一郎と云、亦有志の人なり、安政年中、廉作あさなひのすゝもて、薩摩に往さ、引續きて六たびまで往來し、其後文久元年、かしこの國主に封事をさゝげ、天下の形勢を論じけるに、斜ならず感賞し、是に因て糧米四萬石を早船數十艘に積出させ、緩急の用にそなへしめ、其上廉作兄弟、用達を申付らる、二年國主の父島津久光上京のをり、廉作兄弟、家産を傾けて其の費用をたすく、三年長藩に於て攘夷の沙汰あり、中山忠光これを聞き、内々下向し、廉作が家を旅館とせられければ、いたく悦び、力を盡す事大かたならず、米國軍艦來襲の時、廉作兄弟、久坂義助が船にあひのりして、烈しくこれを砲撃し、其後數度の戰に、出合ずといふ事なし、高杉晉作藩命をうけ、赤間關に來りて、奇兵隊を編立るに、廉作さきかけて其隊に入りしかば、人々これを見て、我も〳〵と來集り、其勢次第に彌増し、武名を四方に轟かすに至れり、かゝる事にや費しけん、さしも富饒なりし家産も、はと〳〵盡きはてたれど、露心にかけず、藩主其功を賞美し、之を士籍に進む、同じ年の冬、廉作河上彌一郎等と同心し、浮宣嘉に附したがひ、但馬に至りて兵を擧しに、味方利を失ひければ、一味の人と諸共に、自ら首刎て果たりけり、年三十六なりしと云、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位有吉熊次郎

有吉熊次郎、名は良明、字を子徳といふ、長州の藩士なり、幼きより明倫館に入りて、ふみ讀ひことに身を委ねしかば、いくほどもなく其學藝、人にすぐれて上達せり、其後また安政五年、吉田寅次郎が弟子となり、高杉晉作をはじめ、餘多の志士と交を結ぶ、十一月寅次郎が同志をかたらひ都にのぼりて、間部閣老を殺害せんと思ひ立ちし時、熊次郎其謀議に加りしが、藩主より、上京差とめられて、事やみたり、十二月五日の夜、寅次郎罪かうふりて、野山のひとやに押籠めらる、熊次郎は其以前より、たび〳〵激論して、有司の旨に逆ひ、外叔何某が家に閉ぢこめられ、寅次郎が始末もしらで在りしに、此夜友人岡部富太郎そと來りて事の由を告げしらす、熊次郎打驚き走り出て、入江九一をはじめ、七人の者共いひあはせ、百方救護に力を盡せど、其甲斐更になきのみならず七士と共に罪からふり、家の内に押こめらる、其後寅次郎、一封の書を熊次郎に贈りて、上京の事齟齬せしより、人心はなれ〳〵になりしかど、足下のみ節操益堅きは、いと感ずべしといひこしたりとかや、寅次郎罪せられし後、また明倫館に入りてありけるが、文久二年十一月、高杉晉作といひ合せ、横濱なる異館に火をさゝんと、邸舍をぬけ出で、世子に差止められ、半途より引返したれど、其志みな忠誠に出でし故にや、罪をば問はれず、それより藩命をうけて航海術を學び、ほどなく都にのぼり、學習院にいりて、國事を評議す、三年五月、攘夷の仰下りし時、久阪義助と謀り、山口にて八幡隊を組立てたり、翌元治元年の夏、ひそかに都にのぼり、まもなく七月十九日の大變差起り、軍勢もろくも敗北す、熊次郎は義助をはじめ、二三の同志とひとつに、鷹司殿に物申さんと、其邸に入りけるに、敵兵四面より火箭を打掛け、義助ら皆腹かき切りてうせぬ、熊次郎此日身に疾有りて、行歩自由ならざれど、力めて立出でしに、右の如く敗軍に及びしかば、其僕新吉を招き、物の具ぬぎ捨て、之を母君に贈れといひきかせ、みづから首はねてうせぬ、時に年二十二、此人早くより詩歌を好み、よみおけるものあまたあり、今その一つをあぐ、

逸題

十年心事世相違。回レ首城中人盡非。
今夜燈前無レ限恨。滿天風雨送二君歸一。

題不知

うき中のうさに涙のたえせぬは
別れて後のわかれなりけり

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位弘勝之助

弘勝之助は、名を忠貞と稱し、東明と號す、長藩の士なり、嘉永六年の夏、異船はじめて相摸の海に入りし時、幕府より長藩におふせて、浦賀あたりを警固させしかば、少壯剛銳の人を選びて、かしこにつかはし、これを先鋒隊と名づく、勝之助其ひれに入り、一とせ許過ぎて任滿ちければ、劍術修行者となりて、東海五畿山陽山陰など、經めぐりて國に歸る、其後

兵庫を警衛せし時も亦其選に入る、文久二年、藩主父子都にありて、尊王攘夷の大義を唱ふる時、勝之助同志のともがらと馳登り、翌年もまた往きて、久坂義助らと、周旋奔走する折柄、掃攘の勅命下りければ、打つれ赤間關なる陣營に赴き、二箇月ばかり過ぎて又都にのぼる、八月廷議一變し、禁門護衛の長兵追拂はれ、勝之助も共に立退き、兵庫に隠れて、世のありさまを伺ひゐたり、わくれば元治元年四月、主命をうけて都にのぼるに、藩中の壯士、去年の冤を哀訴せんとて、國をぬけ出で東上し、天王山に籠り、石清水の神に祈誓をかく、老臣益田右衛門介ら、いそぎ馳登りて、取鎮めんとせしかど事諧はず、遂に七月十九日の大變に及べり、是日勝之助、時山直八らと、共に邸舍に火をさし、立出でて久坂義助に出逢ひ、打連れて鷹司の邸に入るに、敵兵四面より取圍み、火箭打掛けて焼立てしかば、今は協はじと思案を定め、遙に宮闕のかたを伏拜み、又西に向ひ、叩頭して藩主に其罪を謝し、腹かき切りてうせぬ、時に年二十八、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位土屋矢之介

東京市芝區二本榎四町二番地　土屋平四郎

土屋矢之介、名は根、字は松如、蕭海と號す、父某佐世某に仕ふ、根才思あり、初め香川專藏に就き書を讀み、長ずるに及で安藝に遊び、坂井百太郎に從學し、頗る文名あり、江戸に遊び羽倉外記を師とし、天下の名士と相交る、學成て鄉に歸り、文名籍甚し、就て學ぶ者數百人、吉田寅次郎、及び僧月性と友交尤も密なり、嘉永六年癸丑、洋夷の事起り、天下騒然たり、根生徒を導く、專ら時務を講り、國家を憂るを以て事と爲す、召れて明倫館の助敎となり、進で侍講と爲り、政事堂記錄方を兼ぬ、赤間關の事起るに及んで、根命せられて九州諸藩及び尾張に使す、麻田公輔、中村九郎等、奉勅始末を作るや、根亦與て力ひることあり、甲子七月京師の變起るに至り、黨議從て生じ、節義の士悉く罪を獲、根亦職を免て家にあり、幾も無く疾に罹り以て死す、年三十六、根著述設記若干篇あり、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位藤村太郎

山口縣阿武郡萩町大字土原村　藤村正彦

藤村太郎、名は稻彦、長州の藩士なり、赤間關合戰の折は、太郎先手に在りき、後給室村の戰ひに、天宮愼太郎と並び進み、鐵砲に傷けられてうせぬ、年二十八、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位世木騎六

世木騎六は、名を義安といふ、長藩騎兵隊の斥候なり、慶應元年正月、美禰郡太田に戰ひて死す、時に年三十一、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位玉木彦介

山口縣阿武郡椿郷東分村　玉木文之進

玉木彦介、名は正弘、長藩の士なり、文久三年五月、世子の近侍と爲り、屢々京都大阪の間に往來し、つひに江戸に行んとせしに、俗論黨に止められて果さず、後藩士二つに分れて、爭鬪を開きし時、彦介勤王黨の先鋒と爲り、正月の十六日赤村にて力戰し、つひに創を蒙りて死す、年二十五、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位天宮愼太郎

天宮愼太郎、名は行文、長州の藩士なり、文久三年の六月、佛國の軍艦赤間關に碇泊せし時、藩の若者等之を襲撃して、戰鬪に及びたるに、愼太郎其首唱者となりて、之を指揮せしとなり、後自ら其振舞の粗暴なりしを悔ひ、執政方に申出で、其罪を待ちけるに、藩主肯てこれを問はず、愼太郎いたく其恩に感じ、げに此君の爲めならば、命も何か惜しからんと、騎兵隊の中に入り、ひそかに報效を謀り居たるに、元治元年の八月、健武隊の長及び陣營見合役にあげられしかば、愈々忠勤を盡さんと、志を勵ましけるに、慶應二年正月、其隊の士、俗論黨の者共と、給室村にて合戰に及びし時、愼太郎勇み進て敵陣に切入り、つひに討死爲しにけり、時に年三十九、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位阿川四郎

阿川四郎、初め磯吉といふ、名は延實、長藩の士なり、文久三年の夏、奇兵隊にいりて槍隊長となり、元治元年の八月、砲隊長を兼ね、前田角石にて、外國船とうち戰ふ、慶應元年正月國亂の時、美稱郡の諸所にて合戰す、ほどなく槍隊廢止となりしかば、四番隊司令に轉ず、又の年幕兵四境に押よせて、七月三日、豐前大里にて戰ひし時、海陸兩軍共に小倉に打向ひ、海軍は敵の富士艦を打拂ひ、弟子待の砲臺に進みて、大里なる敵の砲臺を打つ、陸軍は門司に進みて、二手に分れ、一ト手は本道に進み、一ト手は櫻嶺に向ふ、奇兵隊は正名團と共に本道より進みて、大里の敵營を攻取り、ます〳〵進軍してせめかけゝれば、敵亦叶はじとや思ひけん引退きて、遂に其南面の山下に據る、我軍大里の陣營を燒拂ひ、直に進んで松原に逼る、又弟子待の砲臺より打出榴彈、ねらひはづれず、敵中に破裂せしかば、死する者多し、然れども彼亦殊死して戰ひけり、四郎此時衆に勝れて、勇戰せしが、敵丸にうたれて死す、年二十五、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位む贈らる

○贈正五位山田鵬輔

山田鵬輔、名を成功と稱す、長藩の人なり、奇兵隊の小隊司令なり、慶應二年七月廿七日の戰に、高田が部兵、敵方の砲丸に斃れし者多かりしに、我兵其屍を乘越え、敵に向ひ、必死となりて、勇戰しければ、敵兵かなはじとや見けん、山麓の砲臺に引退きて、大に拒き戰ひたり、鵬輔此時、鳥越にて討死す、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる、

○贈正五位阿部宗兵衛

阿部宗兵衛、長藩の士なり、名を吉道と稱す、奇兵隊半隊司令なり、元治元年甲子の歲、馬關に外國船を擊て功あり、慶應元年乙丑、幕軍を防がんとて大に盡力し、二年豐前內裏浦にて小倉兵と戰ひ、大谷越にて傷を蒙りつひに死す、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位中島名左衛門

中島名左衛門、名は嘉勝と稱す、肥前長崎の人なるが、長州に遊歷し、つひに毛利家のつかへ人と爲る、其人と爲り質直寡言なれど、兵事を論ずるに當りては、大聲抗議毫も人に屈する事なし、初め長崎に在りし時、高島秋帆四民太夫又蘭人某氏に就きて、大に火技を究む、されば後には生徒を集め、專ら敎授を事とし居たるに、西海道の諸藩士、從ひ學ぶ者甚だ多し中にも毛利家の若士等、門下にあつまる者多かりしかば、其者等國に歸りて、名左衛門が人柄、並に其技藝の樣等を、具さに藩主に告げしかば、藩主大ひにこれを慕ひ、速かに名左衛門を招聘し、爲に祿若干を與へて、藩士に火術を敎授せしむ、名左衛門其待遇の厚きに感じ、力を盡して敎授せしにぞ、兵制頓に一變す、文久三年、藩主の命により、名左衛門赤間關に出張し、砲臺建築の事を督し居たるに名左衛門、が新進にして、いと藩主の眷遇を蒙ふるを嫉む者ありて、五月三十日の夜、赤間關の旅館に於て、人知れず殺されける、年は四十七なりしとぞ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位堀潛太郎

山口縣阿武郡椿鄕東分村　堀　郁太

堀潛太郎、名は春峰、奇兵隊書記兼小隊司令なり、慶應四年戊辰六月二日二番小隊、及び薩摩加賀高田の兵、三道出雲崎を進攻し、小島崎を取り、北邨の賊を擊つ、島崎の地形便ならず、因て復出雲崎に返る、賊島崎等を火す、官軍乙茂口、山田口、劍ヶ峰等諸處に壘す、於是出雲崎より、與板川袋に至るまで、數十の堡墩、連接すること五里餘、日に戰鬪已む時無し、賊蓑笠姿に變じ、農夫亂を避る者に交り、三條口地藏堂口より、三道不意に今町に衝突す、我三番小隊、松代高田尾張上田の各兵、一小隊勿卒拒戰す、賊兵倍〻熾にして諸處に突起し、官軍利あらず、死傷甚だ多し、是に於て潛太郎傷き、七月二日死す、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位元森熊治郎

東京市麻布區市兵衛町御用邸內　元森三子

元森熊治郎、名は春幹、字は子恭、放哉と號す、篠塚某の第二子なり、出て元森氏を續ぐ、文久三年五月十日夜、久坂義